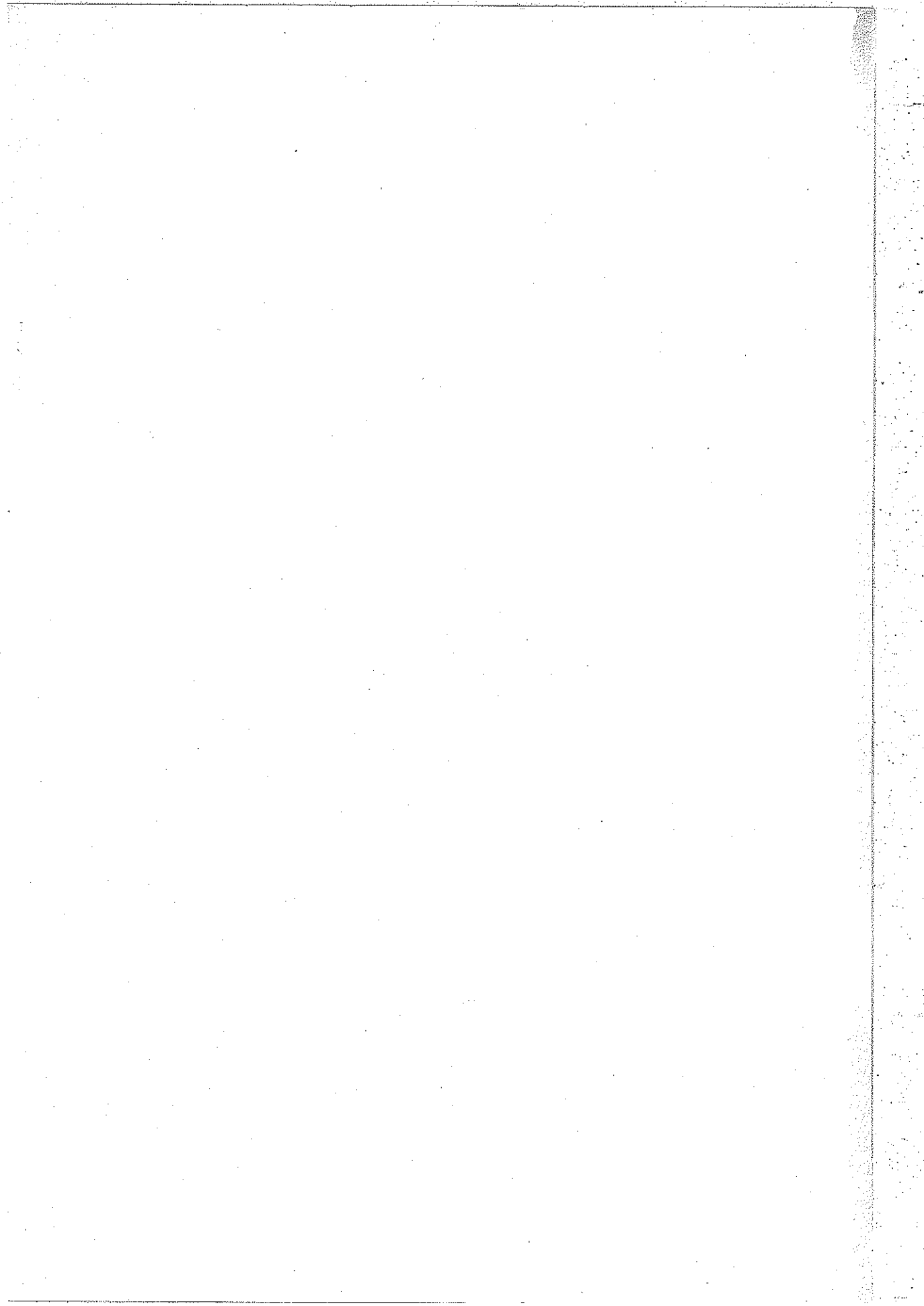


昭和55年10月8日開会  
昭和55年10月22日閉会

# 和泉市議会第3回定例会会議録

第 4 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第3回定例会会議録目次

### 昭和55年10月8日(水曜日)第1日目

○ 出席議員、欠席議員	1頁
○ 議事説明員その他	1頁
○ 議事日程	3頁
○ 臨時議長開会のあいさつ	3頁
○ 開会宣告(午前10時35分)	3頁
○ 市長あいさつ	4頁
○ 日程第1 議席の指定について	5頁
○ 日程第2 会議録署名議員の指名について(若浜記久男・竹内修一・辻村靖英)	6頁
○ 日程第3 会期の決定について	6頁
○ 日程第4 議長選挙について	6頁
○ 散会宣告(午前11時42分)	8頁

### 昭和55年10月14日(火曜日)第2日目

○ 出席議員、欠席議員	9頁
○ 議事説明員、その他	9頁
○ 議事日程	11頁
○ 開会宣告(午前11時38分)	11頁
○ 日程第1 議長選挙について	11頁
○ 日程第2 副議長選挙について	15頁
○ 日程第3 常任委員会委員の選任について	17頁
○ 日程第4 議会運営委員会委員の選出について	18頁
○ 日程第5 交通・公害対策特別委員会の設置について	18頁
○ 日程第6 和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会の設置について	19頁
○ 日程第7 同和対策特別委員会の設置について	20頁
○ 日程第8 関西新国際空港対策特別委員会の設置について	21頁
○ 日程第9 土地開発公社特別委員会の設置について	21頁
○ 日程第10 特別委員会委員の選任について	23頁
○ 日程第11 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	25頁

○ 日程第12 泉北水道企業団議会議員の選挙について	26頁
○ 散会宣告(午後3時15分)	27頁

昭和55年10月20日(月曜日)第3日目

○ 出席議員、欠席議員	29頁
○ 議事説明員、その他	29頁
○ 議事日程	31頁
○ 開会宣告(午前10時5分)	32頁
○ 日程第1 一般質問について	33頁
1番に 9番 直村 静二 君	33頁
2番に 10番 天堀 博 君	49頁
3番に 16番 赤阪 和見 君	67頁
4番に 8番 原 重樹 君	79頁
○ 散会宣告(午後3時55分)	85頁

昭和55年10月21日(火曜日)第4日目

○ 出席議員、欠席議員	87頁
○ 議事説明員、その他	87頁
○ 議事日程	89頁
○ 開会宣告(午前10時5分)	89頁
○ 日程第1 一般質問について	89頁
1番に 29番 藤原 要馬 君	89頁
2番に 15番 穴瀬 克己 君	98頁
3番に 7番 勝部 津喜枝 君	108頁
4番に 13番 並河道 雄 君	116頁
○ 散会宣告(午後2時3分)	122頁

昭和55年10月22日(水曜日)最終日

○ 出席議員、欠席議員	123頁
○ 議事説明員、その他	123頁
○ 議事日程	125頁

○ 開会宣告 (午前10時3分)	127頁
○ 日程第 1 例月出納検査結果報告 (収入役扱 昭和55年3月分)	127頁
○ 日程第 2 " (水道部企業出納員扱 昭和55年3月分)	128頁
○ 日程第 3 " (市立病院企業出納員扱 昭和55年3月分)	128頁
○ 日程第 4 " (収入役扱 昭和54年度昭和55年4月分)	129頁
○ 日程第 5 " (収入役扱 昭和55年4月分)	129頁
○ 日程第 6 " (水道部企業出納員扱 昭和55年4月分)	130頁
○ 日程第 7 " (市立病院企業出納員扱 昭和55年4月分)	131頁
○ 日程第 8 " (収入役扱 昭和54年度昭和55年5月分)	131頁
○ 日程第 9 " (収入役扱 昭和55年5月分)	132頁
○ 日程第10 " (水道部企業出納員扱 昭和55年5月分)	132頁
○ 日程第11 " (水道部企業出納員扱 昭和55年6月分)	133頁
○ 日程第12 " (市立病院企業出納員扱 昭和55年5月分)	133頁
○ 日程第13 " (市立病院企業出納員扱 昭和55年6月分)	134頁
○ 日程第14 " (収入役扱 昭和55年6月分)	135頁
○ 日程第15 " (水道部企業出納員扱 昭和55年7月分)	135頁
○ 日程第16 " (市立病院企業出納員扱 昭和55年7月分)	136頁
○ 日程第17 定期監査 (昭和55年度第1次分) 結果報告	136頁
○ 日程第18 昭和54年度和泉市水道事業会計決算認定について	137頁
○ 日程第19 昭和54年度和泉市病院事業会計決算認定について	142頁
○ 日程第20 決算審査特別委員会の設置について	145頁
○ 日程第21 決算審査特別委員会委員の選任について	146頁
○ 日程第22 専決処分承認を求めることについて (損害賠償の額の決定及び和解 について)	147頁 148頁
○ 日程第23 監査委員の選任について	151頁
○ 日程第24 公平委員会委員の選任について	153頁
○ 日程第25 固定資産評価審査委員会委員の選任について	154頁
○ 日程第26 教育委員会委員の選任について	156頁
○ 日程第27 工事請負契約締結について (市立国府小学校体育館増築工事)	159頁
○ 日程第28 和泉市高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について	165頁
○ 日程第29 和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	168頁

○ 日程第30	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	171頁
○ 日程第31	昭和55年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	174頁
○ 日程第32	昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	196頁
○ 日程第33	市道の路線認定について(納花青葉台線外52路線)	201頁
○ 日程第34	市道の路線認定について(唐国台1号線外10路線)	208頁
○ 日程第35	市道の路線認定について(箕形南線)	211頁
○ 日程第36	市道の路線認定について(池上豊中線)	212頁
○ 日程第37	工事請負契約締結について(市立北池田小学校増改築工事)	218頁
○ 日程第38	教育委員会委員の選任について	218頁
○ 市長閉会あいさつ		220頁
○ 議長閉会あいさつ		220頁
○ 閉会宣告(午後3時10分)		221頁

第 1 日





昭和55年10月8日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
3番	辻 村 靖 英 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	25番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	横 田 憲治郎 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君	29番	藤 原 要 馬 君

○

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫
助 役	坂 口 礼之助	同 和 対 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔
収 入 役	中 塚 白	市 民 部 長	富 田 宏 之
参 与 兼 市 長 公 室 長 取 扱	西 川 喜 久	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也
参 与 兼 都 市 整 備 部 長 取 扱	林 徳 次	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 事 務 取 扱	吉 田 日 出 男
財 政 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	中 山 重 光

都市整備部理事	門川 祿朗	教育委員長	堀内 由延
都市整備部次長	萩本 啓介	教 育 長	葛城 宗一
都市整備部次長	青木 孝之	教 育 次 長	杉本 弘文
改良事業部長	西川 武雄	管理部次長	逢野 博之
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	前田 守正	指 導 部 長	高橋 貞良
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 次 長	竹田 明郎
病院事務局長	内田 繁	指 導 部 次 長	明坂 貞士
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤原 光夫	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
水 道 部 長	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	岸田 秀仁
会 計 課 長	赤田 備信	監 査 委 員	久光 喜多男
消 防 長	松村 吉堯	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
消防本部次長兼 消防防署長	湯川 行夫	農業委員会会長	坂上 国治
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	平野 誠蔵	農業委員会事務局長	信田 種行
用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井 益一		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

---

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

---

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡 昭男
次 長	吉田 種義
議事係長	西井 正
議事係	佐土谷 茂一
議事係	川崎 政勝

---

○

本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月8日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		議席の指定について	
2		会議録署名議員の指名について	
3		会期の決定について	
4	選 挙 第1号	議長選挙について	

(午前10時35分開議)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。本日は、一般選挙後の初めての議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時の議長の職務を行うことになってございます。現在、出席されておられます中で、成田秀益議員さんが最年長議員でございますので、臨時議長を務めていただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

(成田秀益議長席に着く)

- 臨時議長(成田秀益君) ただいまご紹介にあずかりました成田でございます。はなはだ僭越でございますが、ただいま局長から申されたとおり、第107条の規定によりまして、年長のもって臨時議長の職務を務めさせていただきます。まことに不慣れで皆様方にはいろいろ御迷惑をかけると思いますが、その点何とぞ御協力のほどよろしく願いいたします。

- 
- 臨時議長(成田秀益君) それでは、これより昭和55年第3回定例会を開会いたします。本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。ただいま26名全員御出席でございます。

- 臨時議長(成田秀益君) ただいまの報告どおり、全議員出席をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。この際、市長のあいさつを願います。

(市長あいさつ)

○ 市長(池田忠雄君) 昭和55年和泉市議会第3回定例会の開催に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

議員皆様方におかれましては、先般執行せられました市議会議員選挙におきまして広く市民の御信任を得られ、めでたく御当選の栄冠を勝ち取られました。まずもって心から御祝福を申し上げる次第でございます。おめでとうございます。

本日、ここに第3回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御繁忙の折にもかかわらず御出席をいただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

和泉市も市制施行ここに25周年を迎え、人口もすでに12万5千人を突破し、いまや南部大阪の中堅都市として日々進展を続け、市政の堅実なる発展を見るに至っておりますことは、ひとえに市議会先輩各位のたゆまぬ御努力のたまものであり、まことに喜びにたえない次第でございます。

近年、都市行政を取り巻く諸情勢は御承知のように非常に厳しい現況であり、加えて都市財政は長期的な経済不況あるいは急激な円高等により、本市もきわめて深刻な事態に立ち至っております。私もその中において、何とか行財政の健全化を図りつつ市民福祉の向上と住みよい町づくりに全力を尽くしてまいりますので、何とぞ議員皆様方の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本市の昭和55年度の施政運営方針につきましては、去る8月定例議会におきまして御説明申し上げ、御議決をいただいておりますところでございます。具体的な内容といたしましては、

1. 教育環境と社会教育の振興
1. 市民の健康の増進ときめ細かな社会福祉
1. よりよい生活環境の整備
1. 都市施設の整備と産業の振興

以上4点でございます。これを市政運営の指標といたしまして、総合的かつ計画的に行財政の運営を行ってところでございます。

また、特に和泉市の明日の飛躍的な発展と新しい町づくりのために、国、府のお力添えをいただき和泉中央丘陵の整備促進に邁進中でございます。

いずれにいたしましても、現下の地方行財政は非常に厳しく、限られた財源の効率的配分に創意と工夫をこらし、住民の多様な行政に対する需要にこたえてまいらねばならないのでございまして、それがためには、今後、議員皆様方の一層の御指導、御支援を賜りますように重ねてお願い

い申し上げる次第でございます。

本議会に御提案申し上げます諸議案につきましては、後ほど提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げますので、何とぞ慎重御審議をいただき、御可決、御承認をくださいますようお願いを申し上げます。

なおまた、後刻行われます役員選出につきましても、円満に御選任をいただきますようお願いを申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、開会のごあいさつといたします。何とぞよろしく願いをいたします。

---

○

○ 臨時議長（成田秀益君） ただいま市長のあいさつが終わりました。

次に、本日の会議に出席を求めた者の氏名及び議事日程は、お手元に印刷・配付いたしましたとおりでございますので、よろしく御了解をお願いいたします。

---

○

○ 臨時議長（成田秀益君） それでは、これより日程審議に入りたいと思います。

日程第1「議席の指定」を行います。本件につきましては、あらかじめ決定されておりますので、局長より議席の番号並びに氏名を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

○ 市会事務局長（吉岡昭男君） 敬称は略させていただきます。

#### 議 席 の 指 定 に つ い て

和泉市議会会議規則第3条第1項の規定に基づき、次のとおり議席を定める。

昭和55年10月8日

和泉市議会臨時議長

成 田 秀 益

#### 記

1番 若 浜 記久男  
2番 竹 内 修 一  
3番 辻 村 靖 英  
5番 田 中 包 治

16番 赤 阪 和 見  
17番 橋 本 佳 行  
18番 松 尾 孝 明  
19番 大 谷 昌 幸

6番	三井正光	20番	出原平男
7番	勝部津喜枝	21番	池辺秀夫
8番	原重樹	22番	飯坂楠次
9番	直村静二	23番	田中昭一
10番	天堀博	25番	奥村圭一郎
11番	成田秀益	26番	仁井明
12番	横田憲治郎	27番	柳瀬美樹
13番	並河道雄	28番	貝淵博治
15番	穴瀬克己	29番	藤原要馬

○ 臨時議長（成田秀益君） お諮りいたします。ただいま局長の朗読どおりの議席に対しまして御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、さよう決定いたします。それでは氏名標をお立てください。

○

○ 臨時議長（成田秀益君） 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。本件につきましては、会議規則第103条の規定に基づきまして、1番・若浜記久男君、2番・竹内修一君、3番・辻村靖英君、以上、3名をお願いいたします。

○

○ 臨時議長（成田秀益君） 次に、日程第3「会期の決定について」お諮りいたします。本定例会の会期は、会派代表者会議で決定いたしましたとおり、本日より24日までの17日間と決定いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようでございますので、本日より24日までの17日間と決定いたします。

○

○ 臨時議長（成田秀益君） 次に、日程第4「議長選挙について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第1号

議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により議会議長を選挙するものとする。

昭和55年10月8日

和泉市議会臨時議長

成田秀益

議長当選者

住所

氏名

生年月日

- 臨時議長（成田秀益君） お諮りいたします。選挙の方法等いかがでしたらよろしいか、御意見をお伺いしたいと思います。
- 26番（仁井明君） 議長選挙の問題についてでございますが、各会派の調整もまだできていない状態でございますので、暫時休憩したらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。
- 5番（田中包治君） どっちにしたところで時間がかかりますので、今週中は休会にして来週早々開会して決めるという方法はいかがですか。立候補の調整その他で時間がかかるのでね。いたずらに議会を招集するのではなく休会にし、そして、代表者会議でその都度いろいろ相談しながらやっていく。というのは、御存知のとおり、新しく来られた人もたくさんおられますので、いろいろ事情もあると思いますが、今週中はまず休会にした方がいいのではないかと思います。ただ議会へ出てきたところでどうにもなりませんから……。
- 臨時議長（成田秀益君） ただいま御意見がございましたが、一応、暫時休憩したいと思います。いかがでしょうか。
- 10番（天堀博君） 休憩するのは結構だと思うんですが、その前に会派代表者会議を開くとかを申し合わせていただいた方がいいんじゃないか。でないと、このまま休憩し、あすから休会となると、月曜日までそのままいってしまう。立候補の表明をされたい方がおられるならば受け付けもせないかんとしますので、代表者会議でどうするかを協議したらどうかと思います。
- 臨時議長（成田秀益君） ただいま会派代表者会議を休憩中に、という御意見がございました。これにつきましては、各会派の方々もひとつ御協力願いまして、休憩中といえども会派代表者会議を開いていただき、円満に議会運営ができますようお願いしたいと思います。
- 29番（藤原要馬君） いろいろ皆さんの御意見を拝聴したわけですが、こういう方針でやる

んだ、という議長の決めた考えを言うてもらわんと、われわれはどれに賛成してええのかわから  
ないので、はっきりしていただきたいんです。

- 12番(横田憲治郎君) きょうは初日で、いま議長を中心に会期を決定したところですので、  
この場で休会云々はいかがかと思いますので、一応休憩し、藤原議員などから御意見が出ており  
ましたように、会派代表者の良識を踏まえながら、臨時議長において、選挙後の役選でもござい  
ますのでよりスムーズに、急ぐ重要な案件もあるようでございますので、良識を出し合って一定  
の紳士協定的なプログラムを設定するということでお諮りいただいたらいいんじゃないかと思  
いますので、できれば午前中に即刻、代表者会議を招集されるようお願いしたいと思います。
- 臨時議長(成田秀益君) それでは、皆様方の御意見を総合いたしまして、ここで暫時休憩  
いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

(午前10時55分休憩)

---

(午前11時40分再開)

- 臨時議長(成田秀益君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。  
先ほど代表者会議を開いていただきましたところ、議長選挙につきましては、十分調整する必  
要がある、との御意見が一致しましたので、各会派ごとに調整していただくため、本日はこれに  
て散会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、本日はこれにて散会いたします。

なお、明9日から12日までを休会といたしまして、13日に開会いたしたいと思いますので、  
定刻御参集くださいますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

(午前11時42分散会)



第 2 日



昭和55年10月14日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	若 浜 記久男 君	16番	赤 阪 和 見 君
2番	竹 内 修 一 君	17番	橋 本 佳 行 君
3番	辻 村 靖 英 君	18番	松 尾 孝 明 君
5番	田 中 包 治 君	19番	大 谷 昌 幸 君
6番	三 井 正 光 君	20番	出 原 平 男 君
7番	勝 部 津喜枝 君	21番	池 辺 秀 夫 君
8番	原 重 樹 君	22番	飯 坂 楠 次 君
9番	直 村 静 二 君	23番	田 中 昭 一 君
10番	天 堀 博 君	2番	奥 村 圭一郎 君
11番	成 田 秀 益 君	26番	仁 井 明 君
12番	横 田 憲治郎 君	27番	柳 瀬 美 樹 君
13番	並 河 道 雄 君	28番	貝 淵 博 治 君
15番	穴 瀬 克 己 君	29番	藤 原 要 馬 君



地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫
助 役	坂 口 礼之助	同和対策部理事兼解放 総合センター所長事務取扱	生 田 稔
収 入 役	中 塚 白	市 民 部 長	富 田 宏 之
参 与 兼 市 長 公 室 長 扱 参 事 務 取 扱	西 川 喜 久	市 民 部 次 長 兼 福 祉 事 務 所 長	中 川 鉄 也
参 与 兼 都 市 整 備 部 長 扱 参 事 務 取 扱	林 德 次	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 査 次 長	北 野 敦 雄	建 設 部 次 長 兼 土 木 課 長 事 務 取 扱	吉 田 日 出 男
財 務 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	中 山 重 光

都市整備部理事	門川 祿 朗	教 育 委 員 長	堀 内 由 延
都市整備部次長	萩 本 啓 介	教 育 長	葛 城 宗 一
都市整備部次長	青 木 孝 之	教 育 次 長	杉 本 弘 文
改良事業部長	西 川 武 雄	管 理 部 次 長	逢 野 博 之
改良事業部次長兼 改良総務課長事務取扱	前 田 守 正	指 導 部 長	高 橋 貞 良
病 院 長	竹 林 淳	指 導 部 次 長	竹 田 明 郎
病院事務局長	内 田 繁	指 導 部 次 長	明 坂 貞 士
病院事務局次長兼 管理課長事務取扱	藤 原 光 夫	選挙管理委員会委員長	味 谷 日 吉
水 道 部 長	田 中 稔	選挙管理委員会事務局長	岸 田 秀 仁
会 計 課 長	赤 田 儔 信	監 査 委 員	久 光 喜 多 男
消 防 長	松 村 吉 堯	監 査 事 務 局 長 兼 公平委員会事務局長	向 井 洋
消防本部次長兼 消防本部署長	湯 川 行 夫	農 業 委 員 会 会 長	坂 上 国 治
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	平 野 誠 蔵	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信 田 種 行
用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩 井 益 一		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

---

○

本会の議事を速記法により記録したものは次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

---

○

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議事係長	西 井 正
議事係	佐 土 谷 茂 一
議事係	川 崎 政 勝

---

○

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第8回定例会議事日程

(10月14日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	選 挙 第1号	議長選挙について	
2	選 挙 第2号	副議長選挙について	
3	議会議案 第1号	常任委員会委員の選任について	
4	議会議案 第2号	議会運営委員会委員の選任について	
5	議会議案 第3号	交通・公害対策特別委員会の設置について	
6	議会議案 第4号	和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会の設置について	
7	議会議案 第5号	同和対策特別委員会の設置について	
8	議会議案 第6号	関西新国際空港対策特別委員会の設置について	
9	議会議案 第7号	土地開発公社特別委員会の設置について	
10	議会議案 第8号	特別委員会委員の選任について	
11	選 挙 第3号	泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について	
12	選 挙 第4号	泉北水道企業団議会議員の選挙について	

(午前11時38分開議)

- 臨時議長(成田秀益君) それでは、大変長らくお待たせいたしました。議員の皆様方には公私とも何かとお忙しいところ御参集賜りまして、厚く御礼申し上げます。

それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉田昭男君) 御報告申し上げます。  
ただいま御出席されている議員さんは26名全員でございます。
- 臨時議長(成田秀益君) ただいまの局長の報告どおり、全員をもって議会は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

- 臨時議長(成田秀益君) それでは、日程審議に入ります。日程第一「議長選挙について」を

議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、いかがいたしましてよろしいでしょうか。皆様方の御意見をお伺いいたしますが、どういうふうな方法で選任していただきますか。

○ 10番(天堀 博君) かねてから会派の代表者会議等でいろいろと協議を尽くしてきて、それで議長に立候補されるという方の、表明を受けておられる方もございますので、そういうことでぜひ、自治法にのっとった形で選挙を行っていただいて、決定してはどうかというふうに思いますので…… いかがでしょうか。

○ 臨時議長(成田秀益君) ただいま選挙を行って、という御発言がございましたが、ほかに御意見がございませんですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に御意見がないようでございますので、さように決定させていただきます。

選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、御異議ないものと認めまして、議長選挙を行います。

議場の閉鎖をお願いします。

(議場閉鎖)

○ 10番(天堀 博君) その間をちょっとお借りして、というとおかしいですけれども、一言、ばか念ではございますけれども、前期の議会の選挙のときも、いろいろと私どもの方から文書でもっての申し入れ等もございましたけれども、会派の代表者会議等で事務局長から、前期最終の正副議長の申し送り事項等を聞いておりますので、今回、議長並びに後ほど行われるでありますよう副議長選挙等で当選をされた方につきましては、今後の議会運営を民主的にやっていただくということはもとよりでございますが、さらに、その後のいろいろいままでもから慣例として行われておりました記念品の送付でありますとか、あるいは顔つなぎその他につきましては、あまり好ましいことでないというふうに考えておるわけでございますので、ぜひとも自粛をしていただきたいというふうに申し入れさせていただいた、こういうことでございます。

以上でございます。

○ 臨時議長(成田秀益君) ただいまの御提案でございますが、これにつきましては各派代表者会議の中でもそういう御意見が出ておまして、自粛をするということで一応決定いたしておりますので、その辺はひとつ御了承をお願いいたしたいと思います。

それでは、ただいまの議席の議員さんは全員でございますので、ただいまより投票に移りたいと思いますが……。

開票の立会人さんをお願いしたいと思うのですが、これは慣例どおり1番議員さんの若浜議員さん、2番は竹内議員さんを指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようでございますので、さよう決定させていただきます。若浜議員さん、竹内議員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、投票用紙を配布いたします。

(投票用紙配布)

投票用紙の配布漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れはないようでございますので、それでは、投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

それでは、御異議ないものと認めます。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名であります。局長の点呼に応じまして、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ順次御投票をお願いいたします。

(投票)

投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはございませんので、これをもって投票を終わります。

それでは、ただいまから開票を行います。若浜議員さんと竹内議員さん、お立会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票の結果を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

投票総数26票、これは出席議員数と合致しております。内訳は有効投票26票、無効投票ゼロ。有効投票中、貝淵博治議員さん26票でございます。

以上でございます。(拍手)

○ 臨時議長(成田秀益君) ただいまの報告どおりでございます。この選挙の法定得票数は7票でございますので、貝淵博治議員さんが議長に当選されましたので、これからよろしくお願いいたします。

以上をもちまして議長選挙を終わりましたので、議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

ただいま議長に当選されました貝淵博治君が議長におられますので、本席から会議規則第29条第2項の規定によりまして告知をいたします。

---

○

○ 臨時議長(成田秀益君) それでは、議長のごあいさつをお願いします。

(新議長あいさつ)

○ 議長(貝淵博治君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

ただいま満場一致で、温かいお気持ちを頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。

御承知のとおり、まことにもって浅学非才、微力な私でございますが、和泉市に恥じないよう懸命に努力いたす所存でございます。今後ともよろしく御指導と御協力、御叱正を賜りますようひとえにお願い申し上げます。

また、理事者の皆さんには、議会との歯車をかみ合うように、十分希望いたします。

まことにもって簡単、粗辞でございますが、心から厚く御礼申し上げまして、簡単でございますが、ありがとうございました。(拍手)

---

○

○ 臨時議長(成田秀益君) 以上をもちまして私の任務は終わりました。何分不慣れなため、皆様方に変な御迷惑をおかけいたしました。皆様方の御協力によりまして無事に職務を遂行させていただきました。これを厚く御礼申し上げます。

それでは、新議長さんに申し送りますので、新議長さん、どうぞよろしくをお願いします。

(「御苦労さん」と呼ぶ者あり。拍手)

---

○

(臨時議長退席、議長着席)

○ 議長(貝淵博治君) ただいまは、本当にありがとうございました。先ほどごあいさつ申し上げましたとおり、よろしくお願い申し上げます。

---

○

○ 議長(貝淵博治君) それでは、引き続き日程審議を行います。日程第2「副議長選挙について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)



選挙第2号

副議長選挙について

地方自治法第103条第1項の規定により議会副議長を選挙するものとする。

昭和55年10月14日

和泉市議会議長

貝淵博治

副議長当選者

住所

氏名

生年月日

- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本件についてはいかががしてよろしいですか。
- 12番（横田憲治郎君） ちょうど時刻も昼になりましたし、休憩をしていただきまして、休憩中に、議長選挙の例に従いまして立候補の意思ある方、あるいは会派から申し入れをいただく中で再開をしていただきたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） 横田君からの発言とおり、御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）  
それでは、暫時休憩いたします。  
（午前11時59分休憩）

○  
（午前1時7分再開）

- 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。  
午前中上程されました「副議長選挙について」でございますが、選挙方法をいかががいたしましたでしょうか、お伺いいたします。
- 19番（大谷昌幸君） 先ほど行われました議長選挙と同じように選挙、投票でということですね。
- 議長（貝淵博治君） 選挙という御発言でございますので、ほかに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、これより副議長選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員数は25名でございます。1名、並河議員さんが、ちょっと何かしんどうなつたということで、御了解願います。

お諮りいたします。開票立会人を3番・辻村靖英君と6番三井正光君を指名いたしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。辻村靖英君と三井正光君をお願いいたします。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

配布漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

配布漏れはないものと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。局長の点呼に応じて、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ順次投票を願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

投票漏れはないものと認めます。投票を終わります。

それでは、開票を行います。辻村靖英君、三井正光君、立会いをお願いいたします。

(開票)

それでは、開票結果を局長をして報告させます。

(市会事務局局長報告)

○ 市会事務局局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

投票総数25票、これは出席議員数と合致しております。内訳は有効投票25票、無効ゼロ。

有効投票中、田中包治議員さん24票、成田秀益議員さん一票、以上でございます。

最高得票者、田中包治議員さんでございます。

- 議長（貝淵博治君） ただいまの報告どおりであります。この選挙の法定得票数は7票であります。よって田中包治君が副議長に当選されました。

以上で副議長の選挙が終わりました。議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

ただいま副議長に当選されました田中包治君が議場におられますので、本席から会議則第29条第2項の規定により告知をいたします。

副議長のあいさつをお願いいたします。

---

（新副議長あいさつ）

- 副議長（田中包治君） 一言、御礼の言葉を申し上げたいと思います。

皆様方の多数の御支持を得まして副議長に当選いたしましたことにつきましては、心から厚く御礼申したいと思います。

今後は議長を助け、和泉市の発展と議会の民主化のために最大の努力をいたしたいと思いますので、どうか皆様方の温かい御支援と御協力のほどをお願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

- 
- 議長（貝淵博治君） 副議長のあいさつが終わりました。

それでは、引き続き日程審議を行います。日程第3「常任委員会委員の選任について」及び日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第1号

常任委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第4条の規定により次のとおり委員を選任する。

昭和55年10月14日

和泉市議会議長

貝 淵 博 治

記

総務委員会委員（6名）

厚生文教委員会委員（6名）

建設水道委員会委員（7名）

産業衛生病院委員会委員（7名）

議会議案第2号

議会運営委員会委員の選任について

和泉市議会運営委員会規則に基づき次のとおり委員を選任する。

昭和55年10月14日

和泉市議会議長

貝 淵 博 治

記

議会運営委員会委員（12名）

- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。各委員の選任につきましては後刻、議員総会において調整の上選任いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○

- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第5より日程第9までを一括議題といたします。議案の表題のみ朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第3号

交通・公害対策特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和55年10月14日

和泉市議会議員

竹 内 修 一  
天 堀 博  
横 田 憲 治 郎  
池 辺 秀 夫  
飯 坂 楠 次  
柳 瀬 美 樹

記

1. 委員会の名称

交通・公害対策特別委員会

2. 付託事項

和泉市域における交通並びに公害に係る諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員12人をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審議並びに調査を行うことができることとし、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

議会議案第4号

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和55年10月14日

和泉市議会議員

竹 内 修 一  
天 堀 博  
横 田 憲 治 郎  
池 辺 秀 夫  
飯 坂 楠 次  
柳 瀬 美 樹

記

1. 委員会の名称

和泉市中央丘陵等開発事業対策特別委員会

2. 付託事項

和泉市域における開発に伴う諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員12人をもって構成する。

4. 付託期間

本委員会は閉会中も審議並びに調査を行うことができることとし、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

議会議案第5号

同和対策特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和55年10月14日

和泉市議会議員

竹	内	修	一
天	堀		博
横	田	憲	治郎
池	辺	秀	夫
飯	坂	楠	次
柳	瀬	美	樹

記

1. 委員会の名称

同和対策特別委員会

2. 付託事項

同和対策に関する諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員8人をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審議並びに調査を行うことができることとし、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

議会議案第6号

関西新国際空港対策特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和55年10月14日

和泉市議会議員

竹 内 修 一  
天 堀 博  
横 田 憲 治 郎  
池 辺 秀 夫  
飯 坂 楠 次  
柳 瀬 美 樹

記

1. 委員会の名称

関西新国際空港対策特別委員会

2. 付託事項

関西新国際空港建設に係る諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員8人をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審議並びに調査を行うことができることとし、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

議会議案第7号

土地開発公社特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり

特別委員会を設置する。

昭和55年10月14日

和泉市議会議員

竹 内 修 一  
天 堀 博  
横 田 憲 治 郎  
池 辺 秀 夫  
飯 坂 楠 次  
柳 瀬 美 樹

記

1. 委員会の名称

土地開発公社特別委員会

2. 付託事項

土地開発公社に関する諸問題

3. 委員会の構成

本委員会は委員12人をもって構成する。

4. 付託期限

本委員会は閉会中も審議並びに調査を行うことができることとし、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本件につきましては、前期に引き続き特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、議会閉会中においても継続審議及び調査を行うこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって各特別委員会を設置し、これに付託の上、議会閉会時の継続審議及び調査をすることに決しました。

- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第10「特別委員会委員の選任について」を議題といたします。議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）



議会議案第 8 号

特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会条例第 4 条第 1 項の規定により次のとおり選任するものとする。

昭和 55 年 10 月 14 日

和泉市議会議長

貝 淵 博 治

記

交通・公害対策特別委員会委員（12 名）

和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員（12 名）

同和対策特別委員会委員（8 名）

関西新国際空港対策特別委員会委員（8 名）

土地開発公社特別委員会委員（12 名）

- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本件につきましては、後刻、調整の上選任いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定します。

それでは、ここで議員総会に切りかえたいと、かように思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、休憩いたしまして、議員総会に切りかえたいと思います。

暫時休憩します。

（午後 1 時 24 分休憩）

---

（午後 3 時 2 分再開）

- 議長（貝淵博治君） 先刻、議員総会の席上、いろいろと御協力ありがとうございました。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

それでは、各委員会の委員の選任につきましては、先刻の議員総会におきまして種々御検討願っておりますので、はなはだ借越でございますが、私より選任させていただきたいと思いますが、

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、各委員会の委員の氏名を局長をして朗読させます。

(市会事務局長朗読)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 朗読いたします。順不同、敬称を略させていただきます。
- 総務委員会委員に仁井 明、原 重樹、出原平男、横田憲治郎、若浜記久男、成田秀益。
- 厚生文教委員会委員に辻村靖英、並河道雄、勝部津喜枝、柳瀬美樹、大谷昌幸、奥村圭一郎。
- 建設水道委員会委員に松尾孝明、穴瀬克己、直村静二、三井正光、藤原要馬、田中昭一、貝淵博治
- 産業衛生病院委員会委員に竹内修一、天堀 博、池辺秀夫、田中包治、赤阪和見、橋本佳行、飯坂楠次。
- 議会運営委員会委員に仁井 明、竹内修一、穴瀬克己、赤阪和見、天堀 博、直村静二、柳瀬美樹、橋本佳行、大谷昌幸、出原平男、池辺秀夫、田中昭一、以上12名。
- 引き続きまして、特別委員会関係でございます。
- 交通・公害対策特別委員会委員に仁井 明、松尾孝明、並河道雄、横田憲治郎、直村静二、勝部津喜枝、三井正光、若浜記久男、藤原要馬、出原平男、成田秀益、奥村圭一郎、以上12名。
- 和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会委員に竹内修一、仁井 明、穴瀬克己、赤阪和見、天堀 博、飯坂楠次、原 重樹、橋本佳行、大谷昌幸、三井正光、藤原要馬、出原平男、以上12名。
- 同和対策特別委員会委員に橋本佳行、天堀 博、勝部津喜枝、並河道雄、若浜記久男、仁井明、藤原要馬、穴瀬克己、以上8名。
- 関西新国際空港対策特別委員会委員に赤阪和見、竹内修一、柳瀬美樹、辻村靖英、原 重樹、出原平男、三井正光、田中昭一、以上8名。
- 土地開発公社特別委員会委員に辻村靖英、松尾孝明、横田憲治郎、並河道雄、天堀 博、直村静二、柳瀬美樹、若浜記久男、出原平男、大谷昌幸、池辺秀夫、田中昭一、以上12名。
- 以上でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいま朗読どおり選任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって議会議案第1号及び第2号までと、議会議案第10号の各委員をそれぞれ選任することに決めます。なお、ただいま選任されました各委員さんには大変御苦労でございますが、よろしく願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第11「泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について」と、日程第12「泉北水道企業団議会議員の選挙について」を一括議題といたします。

○ 9番（直村静二君） 一言発言、お願いいたします。

いま日程の途中でございますが、あえて意見申し上げますのは、議会議案第4号につきまして、それぞれ全部、いま選任された、それはもう大賛成でございます。しかし一言、意見・質問あるんですけども、議会議案第4号につきまして、和泉中央丘陵等開発事業対策特別委員会設置につきまして、この提案者、そのとおり。この「記」というところで、「委員会の名称」「付託事項」「委員会の構成」並びに「付託期間」こういうことでございますが、この委員会につきましては、前期の時に委員会の総意で「必要な時には議会に報告するものとする」という、議会の附帯事項が決まっておりますので、それはそのまま継承されていくものかどうか、その点だけをひとつ確認をお願いしたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） まことに不勉強で、なんですけども、一応検討させていただきまして、そして皆さんにお諮りした上で、ということでございます。

○ 9番（直村静二君） 確認ということで終わりましたので、お諮りするということでしょうが、意見として申し上げますと、同じく前期に決まりました議会の議決事項の附帯事項ですね、そのまま継承してもらいたいということを言って、終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

選挙第3号

#### 泉北環境整備施設組合議会議員の選挙について

泉北環境整備施設組合同約第6条第1項の規定により、次のとおり選挙するものとする。

昭和55年10月14日

和泉市議会議長

貝 淵 博 治

記

泉北環境整備施設組合議会議員（5名）

選挙第4号

泉北水道企業団議会議員の選挙について

泉北水道企業団規約第5条第1項の規定により次のとおり選挙するものとする。

昭和55年10月14日

和泉市議会議員

貝 淵 博 治

記

泉北水道企業団議会議員（5名）

- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。これらの選挙につきましては、先ほど調整の上選出させていただきますので、それで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、そのように決めます。

本選挙につきましても、先ほど御協議、御検討願ったとおりでありますので、はなはだ僭越でございますが、私より指名させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私より指名推選させていただきます。

議員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

朗読いたします。順不同、敬称を略させていただきます。

泉北環境整備施設組合議会議員に天堀 博、赤阪和見、辻村靖英、仁井 明、直村静二、以上5名。

泉北水道企業団議会議員に橋本佳行、並河道雄、横田憲治郎、三井正光、穴瀬克己、以上5名。

- 議長（貝淵博治君） ただいまの朗読どおり指名推選することによって御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よってただいま指名いたしました方々は、地方自治法第108条第3項の規定により当選されました。

ただいま泉北環境整備施設組合議会議員の天堀 博君、赤阪和見君、仁井 明君、辻村靖英君、直村静二君、及び泉北水道企業団議会議員の橋本佳行君、三井正光君、並河道雄君、穴瀬克己君、

横田憲治郎君に対し、本席から会議規則第 29 条第 2 項の規定により告知いたします。

- 
- 議長（貝淵博治君） ここで、各常任委員会の正副委員長さんが互選されておりますので、局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

朗読いたします。

総務委員会委員長・横田憲治郎議員さん、同副委員長・成田秀益議員さん。

厚生文教委員会委員長・大谷昌幸議員さん、同副委員長・奥村圭一郎議員さん。

建設水道委員会委員長・藤原要馬議員さん、同副委員長・三井正光議員さん。

産業衛生病院委員会委員長・池辺秀夫議員さん、同副委員長・橋本佳行議員さん。

以上でございます。

- 議長（貝淵博治君） この際、各常任委員会の正副委員長さんのごあいさつをお願いいたします。

（正副委員長代表あいさつ）

- 総務委員会委員長（横田憲治郎君） 年若い者が僭越でございます。

われわれ常任委員会の正副委員長を仰せつかりまして、皆様方の御協力を頂きながら一生懸命、任務全うのため努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

- 議長（貝淵博治君） 各常任委員会正副委員長さんのごあいさつが終わりました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしましたので、これにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

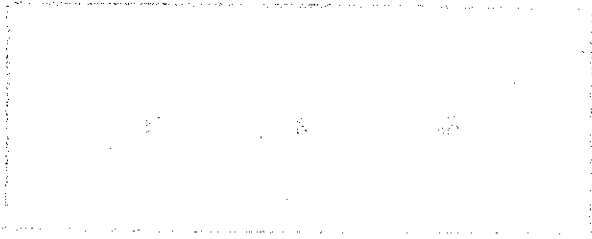
なお、15日より19日までを休会とし、20日から一般質問を行いますので、よろしくお願ひいたします。長時間まことにありがとうございました。

（午後3時15分散会）

---



第 3 日





昭和55年10月20日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

1番 若浜 記久男 君  
 2番 竹内 修一 君  
 3番 辻村 靖英 君  
 6番 三井 正光 君  
 7番 勝部 津喜枝 君  
 8番 原 重樹 君  
 9番 直村 静二 君  
 10番 天堀 博 君  
 12番 横田 憲治郎 君  
 13番 並河道 雄 君  
 15番 穴瀬 克己 君  
 16番 赤阪 和見 君

17番 橋本 佳行 君  
 18番 松尾 孝明 君  
 19番 大谷 昌幸 君  
 20番 出原 平男 君  
 21番 池辺 秀夫 君  
 22番 飯坂 楠次 君  
 23番 田中 昭一 君  
 25番 奥村 圭一郎 君  
 26番 仁井 明 君  
 27番 柳瀬 美樹 君  
 28番 貝湖 博治 君  
 29番 藤原 要馬 君

欠席議員(2名)

5番 田中 包治 君

11番 成田 秀益 君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職名	氏名	職名	氏名
市長	池田 忠雄	同和对策部長	橋本 昭夫
助役	坂口 礼之助	同和对策部理事兼解放 総合センター所長事務 取	生田 稔
収入役	中塚 白	市民部長	富田 宏之
兼市長事務取 兼市整備部長事務 取	西川 喜久 林 徳次	市民部次長兼福祉事務 所長	中川 鉄也
秘書広報課長	石本 博信	産業衛生部長	広岡 史郎
財務部長	麻生 和義	産業衛生部次長	角谷 泰夫
財務部次長	北野 敦雄	建設部長	逢野 一郎
財政課長	大塚 孝之	建設部次長兼土木課長 事務取	吉田 日出男

都市整備部理事	中山重光	用地担当参事・土地開発公社事務局長	岩井益一
都市整備部理事	門川祿朗	教育委員長	堀内由延
都市整備部次長	萩本啓介	教 育 長	葛城宗一
都市整備部次長	青木孝之	教 育 次 長	杉本弘文
改良事業部長	西川武雄	管 理 部 次 長	逢野博之
改良事業部次長兼改良総務課長事務取扱	前田守正	指 導 部 長	高橋貞良
病 院 長	竹林淳	指 導 部 次 長	竹田明郎
病院事務局長	内田繁	指 導 部 次 長	明坂貞士
病院事務局次長兼管理課長事務取扱	藤原光夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
水 道 部 長	田中稔	選挙管理委員会会長	岸田秀仁
会 計 課 長	赤田信	監 查 委 員 員	久光喜多男
消 防 長	松村吉堯	監査事務局長兼公平委員	向井洋
消防本部次長兼消防署長	湯川行夫	員 会 事 務 局 長	坂上国治
用地担当理事・土地開発公社事務局長	平野誠蔵	農 業 委 員 会 会 長	坂上国治
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田種行

※課長級の職員は議案等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉岡昭男
次 長	吉田種義
議 事 係 長	西井正
議 事 係	佐土谷茂一
議 事 係	川崎政勝

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月20日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

一般質問発言者及発言の主旨 5 5.10

発言順・議席番号

① 9番 直 村 静 二 議 員

1. 市長の政治姿勢について
2. 同和行政について
  - イ、残事業と市費負担軽減について
  - ロ、固定資産税の減免
  - ハ、個人給付について
3. 1、自衛隊演習場の返還
  - ロ、霊園行の標識について
4. 府中駅前整備について
  - イ、自転車置場
  - ロ、旧昭栄劇場跡地
5. 人事行政について

② 10番 天 堀 博 議 員

- 中央丘陵開発について
- ゴミ問題について
- サービス、センターについて
- 泉北地域広域行政推進協議会について
- 教育費の債務負担行為について(昭和55年度)

③ 16番 赤 阪 和 見 議 員

1. 不燃物、産業廃棄物処分について
2. 障害者年に対する取組方について
3. 社会教育施設充実について

④ 8番 原 重 樹 議 員

1. 義務教育施設の充実と通学路の安全対策
2. 黒鳥町地域における侵水問題について
3. 黒鳥の民間保育園について
4. 信太山自衛隊演習地周辺の問題について

⑤ 29番 藤 原 要 馬 議 員

和泉市納花町における産業廃棄物処理場建設に伴う現在の進捗状況

⑥ 15番 穴 瀬 克 己 議 員

1. 和泉市泉大津市境界整理問題と飛地について
2. 下排水路と侵水対策について
3. 道路整備計画について

⑦ 7番 勝 部 津 喜 枝 議 員

1. 基地交付金について
2. 福祉会館について
3. 市民スポーツ施設の充実について
4. 飛地問題について

⑧ 13番 並 河 道 雄 議 員

1. 環境衛生問題について
2. 福祉行政について

---

(午前10時5分開議)

○ 議長(貝淵博治君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かと御繁忙のところ御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

それでは、これより本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長として報告させます。

(市会事務局長報告)

○ 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは20名でございます。田中副議長さん並びに成田議員さんから欠席の届け出がございます。遅刻の届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、20名でございます。

○ 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員数20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

- 議長（貝渕博治君） 本日の議事日程は、お手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

それでは、日程第1「一般質問」を行います。

まず、最初に9番、直村静二君。

- 9番（直村静二君） 通告の要旨のとおり、ただいまから一般質問を行います。

市長の政治姿勢について、から入っていきます。池田市長は最近転居され、案内が参りました。この転居につきまして、市長からいろいろ私の方にも御意見がございましたので、この際、転居の理由につきましては、公的機関からの要請があったかどうか、そういう点をひとつ簡単にお答え願いたい。

市長の政治姿勢の2番目は、祝電並びに弔電などを市長名で打っているが、これについては市費で打ってるのか、それとも前期の他の議員さんからもこの問題について質問がありましたが、明快なお答えがなかったようですが、そこにはポケットマネーでしなさい、という御要望があったと聞きますが、この点について改めてお答えを願いたい。

3番目の市長の政治姿勢の中では、赤字解消の公約を掲げて再選されておりますが、池田市長が就任以来、和泉市の財政は赤字の増加でございまして、現在、18億以上の赤字が出ておりますが、この赤字解消の公約と現在の赤字、これに対してどのように責任を果たすのか、その政治姿勢について明快にお答えを願いたい。

次は、同和行政ですが、私の調査では現在、同和事業の借金148億円を抱え、財政圧迫は大変なものです。しかし、まだ市当局の計算で残業事業がかなり多い。そういう点で明快に残業は、現時点で計画の上で幾らあるのか。そして、そのうち市費の負担はいかほどか。しかし、同時に市財政の健全化の立場から、どうしても市費負担の軽減というものを考えていかないかんが、その点についてどのような軽減策を考えてるのか、明快にお答え願いたい。

次は、固定資産税の減免でございしますが、これは常々、指摘しているところでございしますが、この固定資産税の減免につきましては、第1には地区内で幾ら、地区外で幾ら、総額で幾らと、まず数字の点をお答え願いたい。あわせてこの同和減免の見直し策をお聞きしたい。私はまず、全額ただということは改めていただきたい。さらに、地区外について減免はやめていただきたい。こういう強い意見を持っておりますので、そういうこともお答え願いたい。

次は、個人給付でございしますが、これにつきましては、第1点としては、この個人給付の総額と、あわせてそのうち市費の負担はいかほどか。同時に解放同盟員または要求組合員以外の地区住民にいかほど給付しているか、人数と総額について。さらに、この個人給付について、人権尊重の立場並びに市民権の行使の立場で公正に執行されているかどうか、障害物

があるかどうか、この点を明快にお答え願いたい。

3番目は、自衛隊演習場の返還、これは「返還」と書いてますが、実際は「払い下げ」と訂正していただきたいと思います。過ぐる議会で勝部議員が自衛隊演習場の1部払い下げの提言をいたしました、その後、市当局はどのように進めようとしているのか。具体的な跡地の利用計画などを立てているのか、その点を明快にお答え願いたい。

次は、霊園行きの標識ですが、これはかねてより所管委員会の方におきまして、市民が霊園へ行くのに、霊柩車と一緒に行かない限り、後から都合があって行った場合、どこをどう行っているのかわからない。何とかしてほしい。行く先案内の標識をつけてあげれば非常に便利ではないか、という注文がございますので、これはどのように進めているのか、お答え願いたい。

4番目の府中駅前整備につきましての第1点は自転車置き場。この間、すでに満車になりましたから、民間の預かり所を利用してほしい。というお知らせがかかっておりました。これは大変なことです。今後、国鉄の計画でホームの延長、拡幅、材料置き場などで、借地の期限切れでもなかなか南側へ移転できない状態であれば、いま進めている府中団地並びに今福団地の住宅建設が進むとより一層自転車がふえてくる。その対策をいまから手を打っておかないかん。そういう立場で早急に対策をどのように考えているか、お答え願いたい。

また、旧昭栄劇場の跡地については、これは池田市長の前の藤木市長のときに買ったものですが、いまだに放置されたままで利用目的どおり実施してない。これは使用目的どおり実施できない理由と、今後、これをどのようにするのかという点、付近住民からいろんな要望、陳情が出ておりますが、この際、明快にお答え願いたいと思います。

5番目の人事行政でございますが、過日、職員の公募を発表されましたが、一つお聞きしたいのは、3年間募集してなかったということですから、その間に臨時職員がふえてると思います。したがって、臨時職員は何人おるのか。そして、その臨時職員が今回の公募に応募するということになっていくのかどうか。となれば、どのように取り扱うのか。さらに、職員募集の公正化の立場から、隣接市では任用委員会に職員組合を参画させて公正な運営を図っていると聞いておりますが、これは、適切な措置だと思っております。やはり、12万市民に対する公正な市政運営のためには、職員募集においても明快な位置づけをし、公正にする必要があると考えますが、この点を明快にお答え願いたい。

以上、質問の要点を述べましたが、答弁によりましては再質問をいたします。また、申し合わせ事項がございますので、一時間ぐらいでおさめたいと思いますが、若干の延長、1時間30分以内という申し合わせがございますので、よろしく願います。

なお、答弁につきましては一つずつ、これは議長さんをお願いしたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 市長（池田忠雄君） 直村議員さんから市長の政治姿勢について、という御質問がございました。私よりお答え申し上げ、補足は担当部長から申し上げたい、このように存じます。

まず、去る10月12日に私が転居したことにつきましてのお尋ねでございますが、公的機関からの一切のサセクションはございません。私の自発的な意思によりまして、昨年より探しておりまして、適当な家が見つかりましたので転居させていただいた、こういうことでございますので御了承賜りたい、このように存じます。

2点目の弔電その他につきましては、担当よりお答えさせていただきたいと思います。ただ、明確にお答えしておきたい点は、私は嘗々と何十年間、市民の方がいろいろと御活躍の上御最後を迎えられ、その一生に対して、市として弔意をあらわすのが至当だ、このような気持がございまして弔電はさせていただきたい、このように考えておりますので、御了承賜りたいと存じます。

3点目の赤字解消の公約につきましては、私なりに一生懸命に累積した赤字をいかに解消していくべきか、全行政を挙げまして、議会の御協力を相賜り取り組んでるところでございまして、本年度の市政方針演説にも申し上げましたとおり、一遍の解消はできない、段階的に赤字を解消してまいりたい、そういう姿勢でございまして、近く決算認定をお願いするわけでございますが、約1億近い単年度黒字でございまして、今後ともそうした決意で段階的に累積赤字を解消してまいりたいと存じております。多様化する住民要求にいかにかたえていくか、財政は再建していかなければならない。この2点を踏まえながら今後とも懸命に努力をしてみたい。

以上、3点をお答え申し上げます。よろしくお願いたします。

- 議長（貝淵博治君） 次。
- 参与（西川喜久君） 2点目の弔電あるいは祝電についての考え方を私からお答えを申し上げたいと思います。

すでに御承知のとおり、最終予算につきましては、その目的別に区分することになっておりまして、弔電なり祝電につきましては、現在、役務費から支出している現状でございまして、とりわけ12万5千という大ぜいの市民の皆様方なり、特に市議会の議員さんを初めといたしまして、各行政委員会の委員あるいは町会、婦人会、PTA、子供会等いろんな活動を通じまして、また、民生委員あるいは保護士会あるいは国民年金委員、防犯委員、青少年指導委員等の各種団体の役員なり会員が全市にございまして、それらの方々には、常々市の行政に対しまして格別の御協力を煩わしていることは事実でございまして、その意味合いからも、市民がなくな

られた場合、市の長といたしまして弔意をあらわし、追悼をあらわすのが当然かと存じております。

また、なくなられた御親戚の方々なり、あるいはその町の町会あるいは団体の役員さんからも秘書課を通じまして弔電の依頼が非常に多うございます。これも御依頼をいただく以上、やはり市の長としておこたえさせていただくのが実態でございまして、市長に御不幸があった場合、市の長として弔意をあらわし、追悼の意をあらわすのが当然でなからうかと考えておりますので、ひとつその点御理解を賜りたい、かよう考えるものでございます。

○ 9番(直村静二君) ここで私は、市長が一切のサセクションがなかった、とおっしゃったが、市長は府営住宅に入っておったということは間違いありませんね。そうすれば、府営住宅は、たしか高級公務員などについてはそれなりに府で見直しするという発表がありましたので、転居されたことについては私はいいと思ってるんですが、しかし、公的機関からの一定の要請があったのか、なかったのか、私はそういう質問です。府営住宅に入っておれば、一定のそういう何らかの要請があったのではないか。これはあっさりと言うてもらったら私は何も言わない。「一切の」と言うからね、市民からも聞かれておりますので、私は特に、ということで別に何も調査してない。そういうことですので、その点だけ明快にしてほしいと思います。

それから西川参与の答弁、これはこれなりに一応、そういうことでいくということでしたら結構です。

それから、赤字解消の責任につきましては、55年4月の第257号では、昨年度樹立した和泉市財政健全化三カ年計画に沿って財政の抜本的な見直しということ、実は、もう1年経過しておりますので、市長の赤字解消の責任はどうか。事実、三カ年計画を私は見せてもらってない。三カ年計画に従ってそれぞれの予算を提出された。しかも、出した分については、共産党議員団を除く賛成多数で決まったんです。

ところがその後、同和関連につきましては、見直しということで復活させたわけですから、当初掲げた財政三カ年計画は、私は一部は座折していると思う。しかも、あなたの答弁では段階的な解消ということですが、聞くところによると昨年度は約9千万円ですか。単年度黒字。しかし、昨年度は相当の公共料金の引き上げを行い、し尿くみ取り料金だけでも6千8百万円の値上げをやってる。一方では料金の引き上げ、他方、計画は逆にダウンしている。そういう点についての赤字解消の責任というものをもう少し明快にさせていただきたいし、明確にするためにも議会を軽視してはいけないと思う。

天堀議員が質問し要請もした分について三カ年計画、昨年度にね。55年度は三カ年計画の終わりでしょう。その点でもう一度、議会を軽視しておったのではないか。三カ年計画の最終、



途中で変更したが、その変更のお知らせもしない。この点で、私は前のときに議長経歴のある方から資料をいただき、その分をお返ししたが、その計画は途中で去年ダウンしている。ことししの臨時議会では正になった。

私が議長にお願いしたいのは、やはり資料を出すべきではないか、議会軽視ではないか、無視とは言いませんがね。ここで改めて市長に三カ年計画の概略でも結構ですからぜひとも出していただきたい。そうせんと、あなたのベースで、議会は、あんたが何をしようと後追いの諮問機関になる恐れもあるので再度市長から答弁をいただきたい。

- 市長（池田忠雄君） 重ねてこの質問、第一点につきましては、サセションはないということでお答えさせていただいたとおりでして、御心労を煩わしておりますけれども、私の意志で家を探し転居をさせていただいたということで御了承を賜りたい。このように存じます。

3点目の公約の赤字解消につきましては、本年度当初の予算議会で申し上げましたように、段階的な赤字の解消に向かって一歩ずつ進めさせていただきたい。こういうことで市政方針で申し上げさせていただいた経過がございます。三カ年計画は、私たちに努力をし、いろいろと作成して努力させていただいてるわけでございます。入るをはかって出るを制す、こうした財政の基本に立ちまして一生懸命に努力させていただいてる。こういう点でひとつ御了承を賜りたいと存じます。

以上です。

- 9番（直村静二君） 意見だけ。プライベートな問題にまで入るのは私もいやなんで、これでおさめておきます。

それから、赤字解消について意見として、やはり三カ年計画をつくって出した昨年度の予算でも、給食の水道代を取るとか、養護学校の60万円を取るとか、こういうものは議会の要請でようやくなかったという点もありますので、三カ年計画の資料を議会に出すことを明らかにしていただきたいことを要望しておきます。

- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。
- 同和对策部長（橘本昭夫君） お答え申し上げます。

3点の御質問がございますが、いずれも関係部課が多岐にわたっておりますので、私の方で取りまとめて御答弁させていただきたいと思っております。

なお、御答弁申し上げます中で、非常に細かい計数等につきましては、いずれ今後所管委員会にお諮り申し上げまして御協議を申し上げたいと思っております。

まず、残事業の市費負担の軽減でございます。御質問の趣旨は、現時点で明確に把握されておる残事業の中身を明らかにしなさい。なおかつ、関連して今後の公債費対策も含め市費負担

の軽減策の具体化はどのようにか、という御質問であったと思います。

まず、残事業の把握でございますが、御承知のとおり、本対策事業につきましては、生活環境の整備あるいは教育施設、保育所の整備等に非常に多岐にわたっております。現在まで計画しております総事業は、一般会計所管分で約6百1億円でございます。54年度決算見込みによる累積の実施済み額は8百15億円、これは主に義務教育施設あるいは保育所等いわゆる児童福祉施設整備に重点が置かれておまして、改良事業並びに道路、公園事業の進捗率がおくれているわけでございます。お説のように、関連事業を含め百43億の公債を残しております。

今後の事業の進捗見通しでございますが、事業費としては、一般会計所管分で約2百86億を執行してまいりたいと計画上考えております。主な内訳でございますが、改良住宅等の住宅建設事業、関連する店舗、集会所等あるいはまた地区内道路整備事業、公園整備事業で約2百78億円で、先ほどの2百86億円のほとんど全部が生活環境整備事業の事業計画でございます。

なお、この事業執行の中ですでに各省の事業認可等の関連として大型の財源が出されておりますが、国、府の補助金で約68%、起債約30%、金額にして市費負担につながる起債が約88億円と見込まれます。

なお、これに対しましては当然、特別措置法の規定による十条指定をよりもっと具体的に拡大していただき、かつまた、現在の累積しております公債費につきましては、償還期限を大幅に延長していただくことによって、公債費比率の上昇を極力防いでまいりたいと考えます。

また、問題は、まだ30%強の公債に依存せざるを得ないという事業の内容でございますので、基本的には、公債の依存率を低めるために、国、府の補助率のより実質的なアップを要求してまいりたいと思います。そのためには、すべての事業を補助対象にする、あるいはまた、実質事業費を補助対象の額とすることがより重要だと考えております。

さらに、本市の特性といたしまして、全国でも有数な大規模な対象地区を持っております。こういうことに対しましては、面積、人口あるいは本市の財政力指数等を勘案していただき、特別交付税の算定基準により確かな数字として算入し、交付されるよう要求してまいりて所存でございます。そのためにも先般、特別措置法の強化延長の際、国会で全会一致で決議されました付帯三項目の中の特に二番目、地方財政の負担の軽減に努めること、の促進具体化を強く国並びに関係機関に要請してまいりたい、かように考えます。

なお、市長会といたしましては9月8日、決議を採択いたしましたして、今月末に大阪府の市町村すべてが団結して国及び国会議員にこの旨の要請を行う予定でございます。

続きまして、固定資産税の減免でございますが、具体的な数字等見直しをどうするのか、と

いう御質問でございます。まず、具体的な数字でございますが、54年度実績で申し上げますと、トータルで531件、減免額2千8百27万4千円の数字として把握しております。そのうち地区内減免が457件、2千5百15万9千円、地区外減免が74件、3百11万5千円でございます。

お説のように、いろいろとこれにつきましては、過去昭和46年ですか、この制度が発足以来、大阪府市長会で見直し等議論もされてまいっております。現在のところ、地区外資産につきましては、いわゆる資産の高によりまして減免率の調整をさせていただいてる次第でございます。ちなみに申し上げますと、地区外資産につきましては、免税額10万円以下につきましては十分の6、免税額30万円以下につきましては十分の4、50万円以下十分の2、50万円超は減免の対象にしないという形で、その意味で資産との連動は実施されております。

なお、今後ともいろんな問題はございますけれども、やはり現在の生活実態等に対応しますように、市長会として統一の制度として運用されておりますので、やはりこういう生活実態が解消され、経済的な自主を大目標にこの制度運用に当たってまいりたい、かように考えております。

なお、この財源につきまして触れさせていただくのはどうかと思いますが、特別交付税の算定基準に算入されて一定の交付税として国からいただいております実態でございます。

続きまして、第三点の個人給付でございますが、御質問の趣旨は、内訳の内容、それと財源の内訳、なおかつ公正に執行しているか、その御提言でございます。個人給付につきましては、技能習得、教育、保育、身体障害者、老人の方々生活保護家庭の対策、母子家庭等の多くの対策がございます。

この総額は54年度約7千6百5万4千円、うち府の補助金として千3百万円でございます。特にこの財源の内訳につきましては、すでに府の補助制度として確立しているもの。たとえば自動車運転免許のような技能習得並びに高校大学の就学奨励費等が主でございまして、いわゆる対象人員が多い義務教育の就学奨励あるいは身体障害者、老人、母子家庭等の給付が補助対象事業として確立されてない弱さと、市費単独負担が結果的に多くなっている状態でございます。まだ府の助成制度として取り組まれていない諸制度につきましては、今後とも強く府に対し実施の要請を続けてまいりたいと思っております。

それから、2点目の解放同盟の組織ないしは要求組合等のお話がございましたが、54年度の計数は手元にはございませんが、やはり現在、本市にとっております地区協方式による三つの基準に基づいて推薦をしております。特に問題にされておりますのは、第8点目の原則として要求組織等に加入していないという問題かと存じます。その点につきましては、一つは、解放

に対する自覚を高めていただくという措置で対処しております。

公正さがいろいろ御議論されてると考えますが、その中の方々の話し合いでは、要求組織そのものの存在については否定されないというふうに確信はいたします。したがって、要求組織の自主的な活動が保障され、思想、信条等によって左右されないことが今後の大きな問題になると考えております。そのための必要な措置は行政側としても十分協議の上、解決のめどを高めてまいりたい、かように思っております。よろしく御了解賜りますようお願い申し上げます。

- 9番(直村静二君) 同和行政の残事業については、正直言って聞くたびにだんだんと額が減ってきてる。減るといふことはどういう意味かよくわかりませんが、問題は、私は負担の軽減ということに重点を置いてお聞きしてるんです。しかし、あと2百86億の中で依然として88億の市費負担がある。先ほど言いましたように現在の同和の起債が百43億ですから、2百20～2百30億になる。一般の起債が103億、人口12万5千のうち9千80人が同和地区対象人口ですから、金額だけではないが、これでは負担がいかんと言ってる。いま残ってる百43億の起債を解消していかないかんのに、その上へ88億が乗ってくる。断じてまかりならんと思う。百43億円の借金でも目を向いてるのに、その上にまた乗るのは断じていかんというのが私の強い主張です。単に大阪府の市長会で認めて決議したとか、そんなことで解消しない。断固として国、府の責任で68なんて言わず95までしないとあかん、そういう強い立場に立っていただかんと困ると思う。今後、委員会その他で追及していただくことにします。

それから、固定資産の減免ですが、一つ参考にしてほしいのは国民健康保険料金というのがございますね。この同和減免は数字が当初に決まってくる。これについては、頭から二分の一、10万の人は5万円、5万円の人は2万5千円と一律にしている。しかし、固定資産税は聞くところによると、70平米(21坪)以下は全部ただやということです。固定資産はすべて市が賦課してるが、70平米以下の土地家屋の人は、すべて経済的な自立ができない人だという判断でやってるのか。片や二分の一、これは70平米以下はただというのはどうも解せないんです。

ですから、そこに所得基準の導入を考えてもらわなあかん。あくまでも特権ではなく、単なる経過措置でしょう。決してこういうものは永久にあるのではない。こんな措置がええということやってないと思う。経済的な自立をさせるという文句がある以上、所得基準の導入は当然ではないか。この点については後で市長に聞きますが、やはり特権ではない。一定の所得基準の導入はぜひとも必要ではないかと思います。

また、地区外についても全廃していただきたい。その周辺の地域から、あそこは税金がまか

るのにわしらはまわらん、ということになる。やはり地区外についても所得基準を導入していただかんといかん。私は、一般の固定資産税についても、一定の金額までは減額せよ、というスローガンを共産党として出していますので、よくわかっています。すべてがだめだという論法ではない。経済的自立、貧困から救うということは、同和地区であろうと一般地区であろうと同じ市民ですから、その点でこういうなってない同和行政は即刻改めていただきたい。

ついでに言いますが、大阪府市長会で決まったと言っていますが、和泉市は大規模ですから結果的に2千8百万以上になってる。それも国からもらってると言うが、何ぼもらってるんか、特交に入ってるんやら、入ってないんやらわからん。その点では、まず基礎からはっきりさせてもらって、何も大阪府市長会で決めたからというも従わないかんことはない。特に和泉市は財政状況が悪いので、その点の是正方を強く要望してほしいし、まず、市の方としては所得基準を導入すべきです。こういう特権を与えない。それが真の部落解放だと意見を申し上げておきます。

個人給付についてはお答えがなかったが、解放同盟もしくは要求組合員以外の市長についてはどうか、これについては答えないんですか。

- 同和対策部長（橘本和昭君） 先ほどその点についてお答えさせていただきましたが、地区協の推薦という原則を保ちながら、54年度についても執行させていただいたわけでございます。当然、その時点で要求の理解を求めて制度の支給をさせていただいた次第でございます。

ただ、誤解を招いておると思いますが、その方々がその後、組織に加入されたかどうか、加入されていないということにつきましては、われわれとしては、現時点では把握しておりません。

- 9番（直村静二君） ちょっとおかしい。解放同盟員、要求組合員以外の人は何人受けて、金額は何ぼかと聞いても、推薦したので加盟したかどうかわからない、というのはちょっとおかしいと思う。

- 同和対策部長（橘本昭夫君） その時点で直ちに要求組織に入ることは、今後考えていくという意思を含めての方々が最終20数名と記憶しております。

- 9番（直村静二君） 要求組合に入っておらなくても、長年の差別を受けてきた同和地区の市民、住民です。思想信条がいかであろうとも、同和問題に取り組む意欲があれば当然支給すべきだ。そのための同和施策でしょう。前から一貫しています。ただ問題は、和泉市が行ってる給付事業について、特定団体と癒着して、その特定団体の意向を抜きにして支給しないということでは、公正な支給はできないと私は思っています。

ここにこんな「お知らせ」となってるものがございます。ここへ行かんと個人給付はくれまへんとね。1980年度の教育を守る会入会説明会、となっている。もう一つは、「和泉市教育

委員会」とちゃんと書いてます。どこへ行くか、55年4月5日(土)夜7時、解放総合センター1階大会議室、どちらもそうなってる。あなたが言うように、推薦してもらおうと思ったら、同じ日に行かないかん。片や入会の説明会、片や教育委員会という公的機関です。この日に来なさい、場所、時間は一緒や。

いまのあなたのお答えでは、20数名のその後の経過はわからんという。私は、要求組合に入ろうが、入ろうまいが、地区住民は等しく同和事業を受ける権利がある。憲法、地方自治法で保障されてるからね。この点を論議するとき、原則として、という言葉は、あくまでもいやや、要求組合に入れば和田貞夫を応援する運動をせないかん、選挙になったら動かないかんからかなわんといったとき、公金の使い方が問題になる。同じ日に同じ場所で入会説明会、片や教育委員会の署名が入ってる。これではいままでやってきたことが前進やない。ほしければこっちへ来い、これでは差別の上に差別をつくってることになるので、それは改めてもらいたいということです。

こういうやり方をされると、一特定団体に批判的な意見を持っておってその地区に住んでると村八分になる。市の個人給付も全然くれない。こんなことは民主主義の社会では絶対に許されない。

ですから、市民権、基本的人権を尊重して完全に行使できる体制を直ちに講じていただきたい。その点、私どもの議員も同和对策特別委員会に入っておりますが、本会議で以前から私が指摘するように、きちんと法律に基づいて市の責任で、端的に言うと、解放同盟員、要求組合員以外の方が直接教育委員会へ来たらいい、名前を挙げてるんやからね。そこへ申請すれば、改めて何月何日に来なさい説明します。ということでええやないか、市の職員が立ち会ってね。地区協は地区協でまた頼みますからね。説明は順に市がやって、そこで公金を渡す。

私たち共産党議員団4人、1人33万円として百30余万円もらって、税金は財政の方で天引きされてるが、総額7千6百万円のうち府の補助が千3百万、6千数百万円がわれわれの納めた税金です。どの人にやって、どの人にはやれへんという扱いはしてもらいたくない。税の問題、給付の権利の問題からいっても絶対に許されない。そういうことを強く要望しておきます。あとの細かい点は、同和对策特別委員会、その他予算審議のときにやります。

○ 議長(貝淵博治君) 次。

○ 参与(西川喜久君) 演習場払い下げ問題について私からお答え申し上げたいと存じます。

本市の考え方につきましては、前回、勝部議員さんの御質問にもお答えいたしてまいっております。内容といたしましては、本市総合基本構想の土地利用の趣旨を尊重しながらも、市民に直結した土地利用を図るべく、その方向で進んでまいっております。特に駐とん地並びに演

習場の払い下げについては、国政的な判断が必要と思われるので、長期的な取り組み方として努力してまいりたい、かように考えております。

したがって、当面は防衛施設周辺の道路あるいは公園なりの民生施設あるいは消防施設等の事業拡大なり補助金の増額に現在力を入れてるのが実態でございます、特に御協力をいただきました国有提供施設等所在市町村の交付金の増額等にひとつ全力を尽くしてまいりたいかように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 霊園の標識につきましてお答え申し上げます。

現在のいずみ霊園につきましては、御承知のように陸上自衛隊演習場内に位置しているため、進入道路についてどこから進入したらいいか、また、ごく近くに行ってもその位置がわからないということでの市民の声があります。先般、道案内の標示板を設置すべく現地調査を行い、設置予定地は、御承知のように一部を除いて陸上自衛隊信太山駐とん地の管理下にありますので、設置方を文書で交わし、過般、隊幹部といろいろ協議し、了解が得られました。予定しております5カ所に近く設置いたしたい、かように考えております。

○ 9番（直村静二君） 自衛隊の基地払い下げ問題につきましては、具体的な跡地利用計画はまだつくってないのですか。

○ 参与（西川喜久君） はい。

○ 9番（直村静二君） これは早急につくっていただきたい。鶴山山荘間は道がついてない。伏屋上代線ですか、これがついたらここを通る予定だったと思う。道もなかなかつかない。住民側も利用しやすいという面で、勝部議員が提言したように、少なくとも、鶴山から山荘までの具体的な利用計画も立てていかないと、なかなかしてもらえんだろう。ただ、払い下げだけではね。

その点、55年度に開発特別委員会で公共土木ということで図書館のところからもらったのも、それなりに計画を立てて府に言うたからです。やはり具体的な計画を立てて払い下げの要求をすべきではないか、この点を強く要求いたします。そうしないと絶対にだめだということも付け加えておきます。

霊園行きについても、これは早急にしていただきたい。これもそれなりの意見はあるのです。はっきり標識をつけんと、お葬式は毎日あります。しょっちゅう親戚の人たちが霊柩車の後からついていくわけにはいきませんので、早急にやっていただくよう要求しておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 府中駅前自転車駐車場についてお答え申し上げます。

府中駅前自転車駐車場は最近、利用者がふえまして、好天の日は8百台程度の常時自転車の駐車がございまして、御指摘のとおり、現在満車で断りするという状況のときもございまして。

このような実態から駐車場の拡張、また新設についてもいろいろ検討するところでございまして、現駐車場の借地契約は、国鉄との間で昭和57年3月末となっております。当敷地内の拡張はこの間、困難であろうと考えております。

しかしながら、周辺に民間預かり店が6店ほどございまして、百ないし百20台の余裕がございまして、これは10月1日に実態調査したものです。民間の預かり店からスペースがあるので回していただきたい、というお話もいただいております。それぞれ積極的にそれらを指導してまいって経営していきたいと思っております。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 昭栄劇場跡地についてお答え申し上げます。

御指摘の用地は、49年に本地域が店舗、住宅が非常に密集しおるので、抜本的に再開発する目的で取得した物件でございまして。ただ、いままで積極的に取り組めなかった理由といたしましては、財政問題等々がございまして、最近、泉大津紛河線の拡張方針が大阪府から提示されておりますので、これらの受け皿等も含めて今後、住民意識も十分くみ取り、調査研究に積極的に取り組まなければならない時期がきてると思っております。今後、関係機関とも十分協議しながら、前向きに取り組んでいきたいと思っておりますので、御了承をお願いいたします。

○ 9番（直村静二君） 自転車置き場が満車になってることとあわせて借地契約が57年3月まで、もうちょっと、この間に猛烈にふえてくるということです。その後の体制は、民間の自転車預かり店でいけるというふうにお考えですか。それだけでいけるのかどうか。次の場所についてのお答えがないので、その点をちょっと。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 御承知のように、自転車の預かりにつきましては、国鉄阪和線を利用される通勤通学者を主として対象にして、単車を含めて月決めで預かりしてあるのが現状でございまして。それから見ますと幾分余裕がございまして、一時預かりという形の手法でも預かってるわけでございまして。その一時預かりの方々からすでに満車であるということについてのいろいろの御批判を受けておまして、定期については主体性をもって確保するという事で、優先的に預かりしてるのが現状でございまして。

先ほど申し上げましたように、民間にも幾分余裕もございまして、加えて国鉄との契約があると1年5カ月程度に迫っております。御承知のように、国鉄は駅構内の整備計画を持っており、一方、市においても行おうとする駅周辺の整備事業もございまして。これらの関連から、今後に向けて自転車駐車場の位置変更については、規模、構造等いろんな課題を提起いたしまして国



鉄側といろいろ折衝してまいりたい、かように思ってるわけでございます。

- 9番(直村静二君) 旧昭栄劇場跡地については、聞くところによると、泉大津紛河線の用地買収のときの代替用地にするかのごとき答弁なんですけど、それは確定してるんですか。
- 建設部長(逢野一郎君) 代替用地ということではなく、先ほど申し上げましたように、この地域は非常に店舗、住宅が密集している地域でございますので、これらの再開発をも含めた形で今後、十分研究もしていきたい、かように思っております。
- 9番(直村静二君) 代替地ではない、住宅、店舗が密集しているのでこれから研究していきたい、こういう通り一遍の答弁では、それでは、いつまで研究するんか、と聞きたくなる。当初目的は、駅前の再開発がらみの買収だったと思う。それが泉大津紛河線の拡張、これはたしか府道でしょう。それがいきなりここへ乗ってくる。代替地とは違う。周辺も含めて研究していくということですが、これは無理に答弁を出せと言ってもちっと出ないと思いますが、ただ、漠然と、研究する、という答弁ではね。長年放置しておいて周辺の住民から苦情もあり、おまけに金利も重なっていく。最終的に再開発がらみでできなかつたら大変だという恐れがあります。使用目的どおり、きちんと早く結着をつけていたきたいと要望して、終わっておきます。

○ 議長(貝渕博治君) 次。

○ 参与(西川喜久君) 人事行政につきまして、私からお答え申し上げたいと思います。

まず、第1点目につきましては、三年間職員を採用しておらない中で現在、臨時職員は何人か、という御質問だと思います。現在、36名でございます。

今回の採用に当たって、これらの方々をどのようにするのかと私は受け取るわけでございますが、受験対象としていきたいと考えております。

それから、職員組合の代表を任用委員会に入れるのか、入れていけ、という御質問ですが、現在、職員組合の代表が入っておろうが、なかるうが、公正厳正にやってる実態でございます。御承知のように、任用権者は任命権者の所管事項でございます。本市におきましては、任用委員会を設置した中で意見を聞くとしてまいっております。

各市の実例をちょっと見ますと、阪南でも2.3の市が組合代表を入れてる実態でございます。私どもといたしましてもこの点を十分検討いたしまして、今後の課題として人事行政を進めてまいりたい、かように考えております。

- 9番(直村静二君) 臨時職員36名というのは、私は意外に多いなと思ってる。しかも、この36名の内訳についてもちょっとお聞きしたいと思う。つまり臨時職員というかっこう、これは通称の言葉ですが、本当の意味でのアルバイトです。一定の期間手が足らんで雇い入

れる、三カ月すれば終わりということなのか。36名というのは、三年間に36名ですから、一番初めからおった人は三年になるんかという気がする。

逆に言うと、これは市民から声があったんですが、うまいこと臨時職員に入れてもろうたら、そのうち一定期間がくれば試験制度もあって公募もするから、そこへすっといける。たとえば今度の関係で言うと、保母さん並びに給食調査員について15名とありますが、一般の市民は、ああ、15名募集やな、となる。臨時職員が36名おって、そのうち何人受けるんか知らんが、仮に半分受けたら、皆臨時職員でしまい、あと一般公募は形だけで中身はどころてんです。試験を受けて成績が悪ければやめませんか、やめさせないで置いとかないかん。うまいこと市の臨時職員になったら勝ちや、優先権があるんや、こういう判断をされるのが一番困る。そういうことがあってはいけない。

三年間募集しなかった間に臨時職員が36名おるといことは、総務委員会でもそれなりの報告は受けてない。こういうことをやってもろうたら困ると思うんです。こういう点の疑惑、不公正さということで市民から見られたら困る。その点再度、今度の公募する試験について優先権があるのか、ないのか。試験を受けてあかなんたらやめていただくんですか。

- 参与（西川喜久君） 臨時職員の内容ですが、主に調理員、保母でございます。御承知のように、調理員、保母の職種は一定の基準がございまして、三年間採用しておらない中で基準に欠けており、それで臨時職員でカバーしてるのが実態でございます。お説のように、三年なり二年間おって、今度の受験対象に入れると、アルバイトとして仕事をしておったから有利であるというふうに受けとめました。試験そのものは厳正公正にやっております、決して優遇する気持はございませんことをお答え申し上げます。
- 9番（直村静二君） 臨時職員であろうと市民ですから、枠にはまれば当然試験を受ける権利がある。しかし、たまたま試験がうまくいかなかった場合、やはりやめていただくんですか。そう簡単にやめていただくのは、私はちょっと言いにくいと思う。それが一つの懸念です。  
それから、年齢というものがありますね。臨時職員の採用のときには理事者は知ってるからね。この人を雇い入れたら何年で何ぼになるとね。今回、この規定から年齢を上回る人はおるんですか。昭和26年4月以降に生まれた者となっておりますが、この以前に生まれた人はどうするのか。三年間でこの年齢を超えた人でも受けさせるのか、これも明快なお答えがなかった。去年やったらいけたが、三年目になるとあかんという人も試験を受けさせるのか、受けられないのか。
- 人事課長（稲田順三君） お答え申し上げます。

確におっしゃるとおり、三年間市としても臨時職員として採用してきた問題につきまして

は、現行制度上では、アルバイト職については一年を限度とせよ、という制度がございます。それをあえて職員不補充の原則の中で見送ってきたことに対して、われわれとしても非常に責任を感じております。

その責任を今回果たすということを踏まえて、一定の年齢をオーバーしてる人についても受験対象にしたい。しかし、対象にはするが、これが即正規職員として採用するということでは全くありません。あくまでもいま、参与が申し上げましたとおり、厳正公正にやっていきたいということを経験として対処していくということで御理解願いたいと思います。

- 9番(直村静二君) ここに書いてある年齢制限を超えても、臨時職員については、市の責任で受けさせるということですね。
- 参与(西川喜久君) そうです。
- 9番(直村静二君) 書いてあることとちょっと違うね。何と言うか、私ら議員の知らない間に職員が採用されてる。これは市長権限です。何でも仕方ありませんけど。ただし、臨時職員については、採用のときに一定の年齢、私が申し上げたように、真にやむを得ない人については一年以内だが六カ月で終わるとか、そういうささやかな、本当の意味でのささやかなアルバイトについてはね。和泉市は人員不補充ですから、職員の横に座ってるから、市長さんは職員やと思ってる人も多い。その中で、雇うについても明快な基準を持っていたかかないかん。さらに言いますと、保育士や調理員さんがやめていくが、そのたびに補充せないかん。こういう職種については、事前にわかってるのですから、何も三年間お預けせんでもええ。欠員が出そうだという場合には毎年、募集して補充すればどうですか。そうせんと、先に入り込んで小判ざめみたいにいけるやり方はいかんと思う。

今回、15名ですが、アルバイトの臨時職員から5名受けたら、一般の人からは10名しか入れない。それやったら、枠を広げて一般から15名とりなさい。臨時職員に優先権を与えてもらったら困るという言い分です。

ですから、最後に言いたいのは、こういうことを議会や市民から言われないようにするためには、やはり任用委員会に市の職員の代表も参加してるとなれば、それを踏まえて任命権者はあくまで市長であるけれども、そこまでの作業について意見を言えることになり、事前に公正化の一つの役割を担うのではないか。現に26名中4名の共産党議員があるということは、それなりに同和問題について共産党が中心になってやってるので、それなりに同和行政の公正化の一つの役割を果たしていると私は確信を持っていますよ。その点で泉大津の保守市長体制のもとでも、市の職員が代表として任用委員会に参加してますし、公正な運営の一助になってるといふ確信を持っています。

今後、和泉市が人口もまだまだふえ、行政もまだまだふえていきますので、臨時職員の採用その他も含めて人事行政を公正なものにしていく、その一助としても、ぜひとも市の職員の代表を参加させること、市長、この点については他市もやってるので、あなたの見解、お答えをもらっておきませんか。

- 参与(西川喜久君) 十分前向きに検討してみたい、かように考えます。
- 9番(直村静二君) 前向きに検討、ということは、55%か60%か知らんが検討していただくとして、15名の枠は外さないですね。
- 参与(西川喜久君) そのとおりです。
- 9番(直村静二君) そうすると、ここへ臨時職員が三人入ったら、一般からは12人ということですか。
- 参与(西川喜久君) 公募要綱の中に数字を書いておりますが、それだけの職員を今回、4月1日から採用するというので、その中に臨時職員を採用するという考え方は持っておりません。15人ということは、15人採用するということです。
- 9番(直村静二君) 15人募集して、そのうち三人が臨時職員としておるわけですか。だから、その人を入れたら15名、ほかの人は12名しか入れない。落ちてもやめさせられへんのでしょ。
- 参与(西川喜久君) 15名欠員で、15名を臨時職員で補ってるわけですか。今回、来年4月1日に15名を正規職員で張りつけていきたいという考え方で採用するわけでございます。何人受験者があるのかわかりませんが、先ほど申し上げましたように、臨時職員も一応、そこへ受験対象として入るわけですか。15名の臨時職員の中で5名が優秀で採用されたということになれば、あとの10名は、臨時職員以外の方から採用することになります。あとの10名は、そのまま臨時職員として残ってもらうという考え方は、人事当局は持っておりません。
- 9番(直村静二君) やめてもらうということですか。そんなきついことができるんか、と聞いている。
- 参与(西川喜久君) 10名の臨時職員をそのまま採用していく考え方は、人事当局は持っていないということですか。
- 9番(直村静二君) 持っていないやけど、それをやめさせることができるんか、ということですか。持っていないということはいいんですけど。
- 参与(西川喜久君) やめてもらわんとしょうがないということですか。
- 9番(直村静二君) いままでそんなきついことはやってないでしょ。今度は年齢をオーバーしてる人も受けさせるというが、その人が落ちたらやめていただくということですね。

○ 参与（西川喜久君） はい。

○ 9番（直村静二君） 私は、臨時職員はやむを得ないケースがあると思うんです。途中で欠員になれば、どうしても必要となるとそういう形になる。ただ、36名が全部同じ臨時職員ではない。仕事の性格上、職員と同じようにしてる人は明確な区分をしていただきたいし、また、市の職員と同じ扱いをすること自体、人員不補充の原則からそうなっていく。やはり三年、四年というのではなく、毎年、一定の欠員が出るんだという見通しが出れば公募すべきではないか、その方が公正です。

何でもかんでも先に入ればうまいこといける。試験ですべったらやめてもらうというむしろさんこなことになる心配がある。われわれは議員やから簡単に言えても、市のために働いてる人となれば、理事者と、職員組合が入れば、身分その他について十分詰めていただくようにするが、いまの答弁では、本当に血も涙もない、わがとこの都合ばかり言ってることになる。特に人事行政の公正のために、任用委員会に市の職員も入れること、そして、欠員が生じた場合は毎年公募すること、この原則を守ってもらえば解決するのではないか。人事行政については、そういうふうに言っておきます。

議長、時間超過して申しわけございませんでしたが、個人給付、市長の政治姿勢についても時間をもっと取って追及したいんですが、さらりと逃げてます。また、所管の委員会もあるので、そこで追及していきたいと思います。時間が超過しましたが、これで終わります。

---

○ 議長（貝淵博治君） 次に10番天堀博君。

○ 10番（天堀博君） 発言の通告の趣旨に基づきまして質問させていただきます。

まず、最初に中央丘陵の開発についてであります。主として現時点でどのような状況であるかという点を簡潔にお伺いしたいと思います。具体的な町づくり、その他の意見あるいは質問等はいままでにも数度やっておりますので、その点は省かせていただきます。

まず、第1点目は、買収に向けての現在の取り組みがどこまで進んでいるか。私自身が中央丘陵等開発事業対策特別委員会の前回、副委員長をさせていただいた関係で、それなりの説明も受けておりますので、それから以後の状況についてひとつ答弁をしていただきたいと思います。

その中にも含まれると思いますが、2つ目として、現地の対策委員会の中で、南池田の連絡会はその後どうなったかということでもあります。具体的に万町等に話し合いに入っていくと言われておりましたが、その点での進捗状況は、結果としてどういうふうになってるかをお伺いしたいと思います。

三つ目は、計画について何をどこへどうするか、という絵が依然書けていないということでありましたが、具体的な形でそうそう絵が書けてきているかどうか。

それから四つ目は、以前から提起してありまして、過日の開発事業対策委員会でも問題になりました町づくり委員会（仮称）であります。住民の総意に基づく町づくりということで、どういふ形で行われておられるのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

2点目は、ごみ問題であります。現時点で一番大きな問題は、やはり納花町の産廃処理場の問題であります。同時にいま、わが和泉市におきましては、産廃といえば、以前に問題になりました大和興業による国分町倉之上の処理問題あるいは今後、申請が出される可能性のある問題あるいは各地における許可を得ないで行うことができるとされておる処理場や後を絶たない不法投棄、わが市は山間部が非常に多いために頭の痛いところでもあります。また、わが市が公認をしておる松尾山の不燃物処理地、また泉北環境の黒石産廃処理場等々、ごみの問題は、単に納花町における産廃処理場に限らず大きな問題であります。その辺でやはり市のしっかりした考え方で臨まなければ、市民に大きな迷惑をかける結果となるのではないかと考えるわけです。

そこで、ごみ問題について主に2点をお伺いいたします。その中でまず第1点は、何と云ってもいま一番大きな問題として出ております納花町の産廃処理場についてであります。納花町を中心に大きな反対運動が起こっておりますが、まず①として、この問題についての当初は南大阪産業でありましたが、これが住金の鉾津や汚泥を埋め立てる計画を出した時点から9月2日に府が許可をおろした、大栄環境という会社だと思っておりますが、それに至るまでの経過を簡単に説明をしていただきたいと思っております。長くなれば困りますので、簡単にお伺いしたいと思います。

②としては、それに伴う市の意見書が府から求められたはずであります。たびたび出しておると思っておりますが、出した回数あるいはその日付と内容の要点についても簡略に述べてほしいと思っております。

③として、府が許可した背景というか理由というか、それはどういうものであったか、どういう状況から府が許可したのかということでもあります。

④として、地元町会から市に対し、あるいはまた府に対しての抗議や要望が出ておると思っておりますが、どのような内容か。また、それに対してどう答えているかとされているのか、特に私は市長の態度をお聞きしたいと思います。どう收拾しようとしておるのかという点も、今後残される大きな問題であります。

⑤として、心配してることではありますが、いわゆる地元民同士の対立が表面化した場合非常

に不幸であります。こういう事態が発生することは望みませんが、市としての指導性を発揮することが必要だと思えます。そういう点でどのように考えておられるか。これは㊦の問題にも関連するかもしれません。

次は㊦として、地元から行政不服審査会等に審査請求をした場合どうなる見通しか。いままで類似した判例があれば教えていただきたいと思えます。

㊦といたしまして、選挙があつて空白になっておりましたが、早急に産衛委員会等を理事者から委員長さん等にお願ひし、これに関する説明とあわせていままでのいろんを資料の提出を願ひたいと思えます。

それが一つ目の納花町の産廃処理場に対する質問であります。

二つ目は、泉北環境施設組合の舞町の処理場問題であります。先日の都計審で用地の拡張等が出ておりましたが、その中でも新炉の設置を行うことにより人口の増加に対処していく、あるいはまた古くなった炉の改善を図るということでありましたが、さらに樹木の植樹等を行つて緑を多くし、見た目にもよくしていく改善がされると聞いておりますが、あわせてあの焼却場が設置された時期といまでは、周囲の開発等も進み状況、環境はかなり変わっております。

そこで、搬入の進入路の関係でオープンで入っていく際、ごみの見たいの問題や、それだけでなく臭気の問題もいろいろ近辺から苦情が出ております。これについては、泉北環境施設組合で行つて単に広域行政の問題ではなく、市として、地元処理場があるわけですからどういふふうに対処していくのか、この点について、しっかりと目を向けて意見を聞いていくべきではないかと考えるわけであります。

以上が、ごみ問題の大きな二つの点であります。

次は、サービスセンターでございます。10月1日から印鑑登録制度も変わりました。さて、出張所業務についてでございますが、選挙中、特に私の回つておりました和泉市の南部山間部の地域あるいはまた光明台の住宅団地、そして、和泉市の北部になる北信太地域、こういうところは市役所から遠隔地ということで、非常に早期実現の要望が強うございました。昨年、大きな問題になりました鶴山台自治会における出張所のことも含めて、市が早期改善に向けて的の確な態度をとつてこなかったことに一番大きな問題があつたわけですが、本年度予算化した調査費等も含めて現在、どのような進展をしておられるのか。いまだ調査検討中ということでは答えになりませんので、はっきりした御答弁あるいは問題等をお伺ひしたいと思えます。

次は、泉北地域広域行政推進協議会についてでございます。本年春に設置されたものですが、簡単にその後の経過、会合は何回行われ、いつどこでどのようなことが話し合われたのかという点を主にお聞きしたいと思えます。

次は、教育費の債務負担行為、特に昭和55年度におけるものであります。その中で(仮称)第二石尾中学校、横山幼稚園、伯太幼稚園等の債務負担行為が、用地の買収費、取得費ということで組まれておりました。この点についての進捗状況をお伺いしたいと思います。

以上、主に5点お伺いいたしました。答弁は簡潔にお願いしたいと思います。答弁いかんによっては、再質問の権利を留保させていただきます。

なお、時間的な関係で皆さんに御迷惑をかけるかもわかりませんが、議長さんにもお願いして多少延長をさせていただくかもわかりませんので、答弁をぜひ簡潔にしていきたいと思います。

- 議長(貝淵博治君) 理事者答弁。
- 参与(林徳次君) 第1点の中央丘陵開発に関連いたします数点の御質問に私からお答え申し上げます。まず、現時点における状況のうち、地元での取り組みの経過につきまして簡単に御説明申し上げたいと思います。

7月30日でございましたか、中央丘陵等開発対策特別委員会を御開催賜りまして、その時点までの経過報告を申し上げておりますので、8月1日以降今日までの取り組みにつきまして、重点的に御報告申し上げます。

評点につきまして、5月に一斉に地元へ提示させていただきました経過は御報告のとおりでございますが、これにつきましては、6月から農繁期を含めて、かなり時間的には長期に地元でいろんな議論をいただいたわけでございます。各地区から詳細、複雑な評点の構成から数多くの意見が出てまいりました。これを8月いっぱいかけまして事務局でいろいろ収集させていただき、9月5日でございましたか、それまでの各地元での詳細な対応は省略いたしますが、大筋の連合対策委員会の権利者部会というのが組織されておりまして、その部会長、副部会長、それから各校区の対策委員会ということで30名近い部会でございまして、連合対策委員会権利者部会を開催されまして、この席上、評点のまとめについて慎重審議を願ったわけでございます。

結果を申し上げますと、一部各地区共通いたしますような修正意見に基づいて事務局案を早急に作成せよ、ということになりました。時間がかかりましたが、最終的には先般、10月11日に同部会が再度開催されまして、事務局修正案を叩き台にしてその場で御説明申し上げました。現在、それを各地区へ持ち帰って討議をされております。

内容につきましては8点ほどございまして、評点の基本的な大筋は変えないが、道路負担率が非常に低い現状をもう少し見直す必要があるということ。

さらに、道路加算の対象が、当時の御提案では市の認定どおり非常に窮状のなやり方で、も



と実態的に自動車の軽四等の通れる道路ぐらいまでは一定の率で見ると、という共通の御意見でございます。これらについても、一定の対象道路を現地調査いたしまして提示し、御説明申し上げるといふ修正でございます。

さらに、一部ではございますが、緑ヶ丘、青葉台等既開発に接続している地区で、しかも、そういった道路の中を通過して、そのまますぐにも利用できる形状の土地がかなりございます。これらが評点方式の山の真中と同じ評点で買収するのは非常に不合理だといふ修正が第三点目でございます。

最後に、例の91ブロックのブロック割りにつきましては、大きくまとめるべきであろう、逆に細分化してはどうか、という多種多様な御意見がございました。ブロック割りを大きく変えることは不可能でございます、ごく一部の見直し修正の案を御提案申し上げたい。

以上、最終的に今月11日に行われました委員会で御説明申し上げ、検討を続けていただいております。

なお、この件につきましては、早い時期に次回同種の委員会をもっていただき、権利者部会を開いていただいております。こういうことになってございます。またその席上、おいております買収の条件のうち、重要な問題として残っております特に立ち木等、みかんを中心とする補償問題も提案する予定でございます。さらに、現況、縄延び対策等に非常に問題が残っておりまして、この縄延び対策についての事務局案をあわせて次回御提案するようにということで、現在、事務局で作業に入っております。

以上、大筋のみでございますが、この三カ月足らずの間に中心になって取り組んでおります問題を御報告申し上げます。

それから二番目に、南池田校区の対策委員会、特に万町の取り組みについてどうかということでございます。非常に取り組みがおくれて、昨年3月でしたか、一部万町地域の話し合いは何回となくさせていただいてますが、未解決のまま今日に至っております。非常に申しわけなく存じております。その後、幸いに組織といたしましては13名の役員さんが出ておられ、いろいろ市の考え方、地元の御意見を交換いたしまして、実は今夜ですが、7時半から万町全権利者集会を開き、おくれればながら他地区と同様、評点の説明会という形でおまとまりをいただいたところでございます。大変おくれっておりますが、以上が万町の状況でございます。

3点目、計画のうち土地利用計画につきましては、当初申し上げておりましたように、企画室担当当時のコンサルからあがりまして土地利用計画案のみでございます、その後、対象地区等も一部変更がございました。そういった対象地区の確定等を踏まえまして、公団、大阪府、市関係機関の中で一定の組織をつくり、検討を進めておるところでございます。

なお、和泉市にとりましても、単に都市計画のみということでは、非常に大きな問題を将来に残すという判断から、市庁関係の各部長、次長、課長以上の組織をもちまして現地視察とか協議をすでに前後2回程度行っております。当面の目標といたしましては、1月ごろをめぐり素案をまとめていく形で準備を進めております。

最後の従来、本会議の席上で再三御指摘をいただいております町づくり委員会なる考え方につきましては、基本的には、和泉市の基本構想である町づくりの構想を市全域にわたって同時に検討する必要があると存じておるものでございます。その取り組みをいたします過程で、御指摘の民主的な町づくり委員会（仮称）について一定の取り組みを進めてまいりたい。もちろん、所管の委員会がありますので、議会の皆さん方に必要な時期協議について御説明を申し上げ、都市計画審議会もでございますので、網羅的に進め方について取り組んでまいりたいということで、従来どおりの考え方で進めております。

以上、簡単ですが、四点の御説明を終わります。

- 10番（天堀博君） 中央丘陵問題について四点お伺いいたしました。1点目の現状はどうなってるか、という点については、その程度で結構だと思います。しかし、その中で一番大きな問題は、買収の一点幾らという価格の提示問題だと思います。これは以前にお聞きしたところでは、現在、評点方式を進め、それが合意された上で提示するんだということでございます。その点については、大体いつごろでどういう形になるのかという点、これをまずお聞きしておきたいと思っております。

それから、万町の件でございますが、今夜行われるという全権利者集会は、評点の説明を聞くといわれてるらしいですが、南池田の連絡会でしたか、それがどうなったかという点をもう少しお伺いしたいと思います。

それから、万町の中で評点の説明を聞くということですが、その点では、合意というか理解がされたというふうに見るのか、この点の判断というか現状をちょっと深めてお聞きしたいと思います。

それから、三つ目のいわゆる具体的な町づくり計画は公団、府関係機関で進められようとしており、都市整備部だけでなく関係部課長にも参画してもらって、ということですが、1月末をめぐり素案をまとめ、それを中央丘陵等開発対策委員会にも提示することになると思いますが、その前にもっといろんな意見を聞き、集約する必要があるんじゃないか。と同時に私は宅建公団を中心にしていろんな計画なり資料を持ってると思う。こういうものが現段階で都市整備部あたりに提示されるものかどうか、こういう点の問題が一つあると思うんです。もし、何もなくてやられてるということであれば問題があると思う。恐らく宅建公団はかなりの資料を

元にしていろんな計画を決めるんだと思う。そうなれば、上の方で勝手に決めることになる。大阪府の企画あたりでもそういう資料を持ってると思いますが、その資料の提示、公開を私も以前から要求しておりますが、その点についてもどう考えてるのかということです。

四点目のことについてちょっと確かめおきたいのは、和泉市の基本構想全体から検討していくということで、中央丘陵の町づくり等の部分も入れていくということは、和泉市の基本構想そのものを見直すという見解かどうかという点を確認しておきたいと思います。

さらに、町づくり委員会については、過日の対策特別委員会でも農業委員会の会長さんですか、副会長さんですか、この方も入っていただくことになったということですが、以前の助役さんの答弁その他から見ても、その都度何かちょっとずつ変わる。もちろん、いい方向に変わるのはいいんですが、全くそういう考えはないんだ、と言われておいて、それである方面から問題が出るとそれも加えていく。そういうふうに一貫性のない点については納得できない。それを貫いていく、あるいはまた、変えるなら変えるで、基本的な考え方から全面的に変えていくというふうにやらなかったら、一部で問題が出たからといって加えていくというつけ焼き刃的なことをやってれば、大きな禍根を残す結果となったら大変だと思いますので、その辺の御意見もお聞きしておきたいと思います。

- 参与（林徳次君） まず、第1点の価格提示等についての御質問でございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、権利者部会の中で、事務局といたしましては、補償の基準あるいは繰延び対策なり、こういった素案をできれば早い時期にまとめ上げる。もちろんその前に所管委員会に詳細申し上げる方針でございますが、その後、こういった取り扱いをさせていただきたいと存じております。この辺からまとまりますと、後の用地買収の諸条件はすべて整うわけでございまして、残る段階は、価格提示を残すのみでございます。評点の性格からおわかりいただきますように、一点幾らというふうに非常に真執な形でやりたいと思います。

また、いつごろということにつきましては、いまのところ、こういった対策委員会の御審議等の経過を持ちませんとわかりませんが、少なくとも、年内に大筋をまとめたいという当初、事務局の強い熱意で現在も続けておるということを御賢察賜りたいと思います。

二番目に、南池田の万町等の問題ですが、南池田連絡会ということで、鍛冶屋町その他の面積が比較的少ない南池田のまとまりという形は、現在も変わっておりません。そのままで連合対策委員会の会議の中へ御参画いただいております。

それから、万町の今夜の会議について、評点を聞こうということが、すべて理解された上に立ってのことか、という御質問でございます。先ほど申し上げましたように、万町の問題がほぼ解決できて、それでは遅まきながら評点を聞こうということでは残念ながらないわけござ

います。その点が今夜も中心になろうかと思えます。ただし、そういったことに取り組んでまいっております従来の状況等を役員の方々も御判断いただいた上での今夜という時点での基本的な集会であり、同時に評点の説明を聞く会にもしようという内容になろうかと存ずるものでございます。

それから、計画案の資料の点でございますが、それぞれ非常に膨大な資料がございます。特に対象地域が動きますと、それに関連するデータ整理も必要でございます。これらを現在行っているところでございます。

さらに、当初の計画よりもよりシビアな、現状に密着した計画を立てる必要もでございます。一例を申し上げますと、すでに各地元のため池等の実地調査を一斉に業者に委託しております。夏以来行っておりまして、ほぼ終了時期にきております。そういった前進的な取り組みの中で、さらに新たな計画が得られております。すべて網羅的にまとめたものではございませんが、これにつきましては必要の都度、委員会に御提示させていただくつもりでございます。

それから、最終的な総合計画の中で取り組んでいくのか、ということでございます。私が申し上げておりますのは、助役が前回お答え申し上げます市の総合計画、いわゆる和泉市の基本構想の見直しを含めまして、一定の場をつくり、市民合意の形の中でやっていきたいということでございます。

他面、地元のまとめについての中身、これが非常につけ焼き刃的な動きがあるのではないかと、というおしかりもございました。先ほど御指摘の農業委員会等のことにつきましては、私どもは最初から願っておった点でございますが、非常に取り組みが弱かったということからああったアドバイスをいただき、地元農協長会議の中へ合流いただくということでやらせていただいているわけでございます。決してその都度意見があったから、というつけ焼き刃なことではございません。結果的には、そういうおしかりを受けても仕方がないのですが、今後、そういう点肝に銘じて、スムーズに地元合意に努力したいと思っております。

○ 10番(天堀博君) その点で三点ばかりお尋ねいたします。

1つは、一点幾らという価格を出すまでには、いろいろ縄延びの問題、立ち木補償等を十分論議された上で評点の価格が決まるわけですね。それで一点幾らというのが出てきたら、その時点からは、大土地所有者の所有部分とか、いろんな事情があっても、ここは特別に加算する、一点が幾らになるかちょっとわかりませんが、たとえば何千円を加算するとかは絶対ないのかどうか、その点お聞きしたいと思えます。

それから、計画についての資料とか、私はため池の調査等の問題ではなく、たとえば宅建公団としては買取価格の問題もあろうかと思えますが、最終的には幾らぐらいで買取する予定な

のか。また、大まかには、どういうところにはどんな住宅を、と言われておりますが、前にも言ったように、学校その他の立地条件その他もあるかと思ひます。これは後で教育費の関係でも出てきますが、そういう点での資料を持っておれば早期に公開すべきではないか、また、市の都市整備等についても提示をし、その中でいろいろ論議し検討していかねなかつたらいかんのではないかと云つてゐる。その点の資料がどうなつてゐるかということです。

- 参与(林徳次君) 最初の一点幾らということは、全く当初からガラス張り方式をとりたいということで地元の御理解、御賛同をいただいております。平米当たり一点幾らという価格が決まりましたら、特定の人に加算するとしても加算できないということで御理解いただきたいと思ひます。

それから、二番目の資料の点でございますが、この造成を見越しての将来の分譲価格といったものについての資料は一切ございません。あくまでも現状の中での評点単価、それから縄延び、補償金額等もろもろの買収条件の中で買収価格、一点幾らということで、近々に協議をしていこうという時期にまゐつてゐるということでございます。

それから、御指摘の土地利用の学校関係等につきましては、和泉市は地元市としての立場から、よりシビアに庁内での協議のため組織的にいま取り組みを進めております。向こうは、あくまでもコンサルに依拠した叩き台しか持ち合わせがございませんので、むしろ和泉市優導型といった形の計画の詰めを行いたいと考えております。公団側でこれで行きたい、という端的な公団案が提示されてそれを作成しようという形ではございません。よろしく御理解を賜りたいと思ひます。

- 議長(貝淵博治君) まことに恐縮でございますが、議事の都合上、お昼が多少おくれるかと存じますが、その点御了解願ひたいと思ひます。御協力をお願い申し上げます。答弁。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) それでは、二点目のごみ問題について、二つに大別してお答えしてまいりたいと思ひます。

まず、第一点に納花の産業廃棄物埋立処分地に係る9月2日付の許可申請までの経過の御質問でございます。御承知のように、納花町407番地の17外35筆、3万5千8百平米に産業廃棄物を埋め立て処分しようとする南大阪産業株式会社から市の方へ協議があつたのは52年5月で、約3年4、5カ月経過しております。

その後、南大阪産業株式会社から本年4月7日、大栄環境株式会社に事業等が継承されまして、府の方へ所要の手續一切を完了しております。産業廃棄物処分を業とする本件につきましては、府の許認可権に係るものでありまして、業者は法にのっとりて計画書を添付し、申請がなされ、数ある府の行政指導もされ、本年9月2日付で許可されたということでございます。

次に、市の意見書を何回か求められているが、その日時、内容はどうか、とのお尋ねでございます。第1回目に出させていただいたのは、昭和52年7月1日でございます。その内容を要点だけ申し上げますと、自然環境の良好な景観を生かし、それらの土地利用をいろいろと市自体も検討しており、産業廃棄物処理地の立地は全体計画にそぐわず、きわめて不適當である。

第2回目は53年7月14日でございます。同じようなことですが、下流に市営浄水場があり、さらに下流には泉大津市並びに忠岡町の浄水場取水口もあり、水質保全が憂慮される。また、現場近くの交差点では道路が狭く、交通の安全確保が至難である。

第3回目は昭和54年8月15日。主な内容は、地元住民の意向を十分参考にすべきものと考えますので、本件申請の決定に際しては、企業者に対する厳格なる指導とともに、地元に対してもなお一層の行政指導をお願い申し上げます。

それから、第4回目は本年4月28日でございます。その主な内容は、法の趣旨、産業廃棄物処分地の必要性の問題は、府市を越えた広域的問題であり、現状を放置すれば、大きな環境悪化につながるものと理解しております。その後、昭和54年6月2日に納花町の臨時総会が行われ、賛成20、反対109、白紙6と表決されており、なお、鍛冶屋町、平井町、青葉台においても、水質汚濁、交通公害等々に対し多大の不安感を表明しております。

なお、一方、企業側が集めた同意署名とはいえ、納花町が約2百80戸のうち2百戸程度の同意があるので、これらの実態を御勘案のうえ、関係法令に照らして御判断を願いたい。

最後に、法に照らして許可せざるを得ない場合には、飲料水、農業用水とか本市浄水場の主要施設、隣接におけるいろんな面まで環境保全、交通安全等々、周辺自治会、関係者との協定締結に向け御指導、御協力を賜りたい。

かような意見書を出させていただきました。

それから、府の許可するまでの背景、状況という④のお尋ねでございますが、府において許可あるいは不許可の処分をされる場合、本件は、業者の施設設備、機材、能力等、また、現地の地理的要件、埋め立て品目の検討、地元町会の動向、市の意見等を参酌、検討する中で、長い経過と総合判断の上に立って、法に照らして許可処分されたものと聞いております。

それから、地元から府、市にいろいろと要望があるろうが、それらにどうこたえていくか、ということでございますが、この許可される間、地元町会から府に対し要望書を提出するなど常に反対の意向を表明し、市においても生活環境の保全面から好ましくないとし、加えて地元住民の理解と地元情勢を尊重し、善処方を申し入れてまいったのが実態でございます。9月2日以降、地元町会はいろいろ許可されたことに対し反対の意向を示され、それぞれ抗議等を受けてるのが実態でございます。どうこたえていくかについては、現段階で、私の立場の上ではち

よっと即答したいというのが現状でございます。

⑧として、地元民同士の対立は好ましくない、指導性の発揮をどうするか、というお尋ねでございます。地元の方々が一部土地の提供者でございますが、その方も含めて現状、反対対策委員会を設置した中にも加入され、その町会ともども市に対して抗議をされております。当然、対立はあってはいけないものでございます。私たちも大変憂慮するところでございます。これらのいろいろ反対等の問題につきましては、即刻府の方にもあけて、府の態度等についても打診しているのが現状でございます。

⑨といたしまして、行政不服審査会の判例はいかがか、というお尋ねでございます。いろいろと事務段階で府が許可処分された総合判断の内容長い経過はこちらもよく熟知しておりますが、総合判断の内容についてお聞きしてるわけでございますが、総合判断の事例といたしましては、業者の主張以外は全く申されないのでございます。

しかし、過去大阪府が許可した産業廃棄物処理業の許可処分に対し、これは阪南町の事例ですが、地元町民が厚生大臣に行政不服審査請求をした事例がございます。その内容は、地元の住民が反対し、また町長も同意していない、なおかつ文化財遺跡がある等々が第1点の反対理由でございます。

これに対し厚生大臣は裁決の中で、産業廃棄物処理業の許可は、申請者の有する設備、機械及び能力が、厚生省会で定める技術上の基準に適合する場合に与える処分であって、利害関係人の同意、地元町長の同意及び文化財遺跡の存在は、法律上、産業廃棄物処理業の許可の要件とは無関係である。

なおまた、この不服審査請求の中にございました、有害物質が付着または混入している産業廃棄物が当該最終処分場に搬入される可能性があり、また、上水道水源、農業用水源を汚染する可能性がある、という御心配に対して、厚生大臣の裁決の中で、有害物質の付着または混入している産業廃棄物の搬入については、許可後の業務遂行に伴って生ずる問題であり、許可処分自体の適法性の問題ではない。

この二点を合わせ、したがって、大阪府知事が行った許可処分に係る本件審査請求は理由がない。よって本件は棄却する、という事例が昭和52年8月23日にございました。

私たち行政をあくする者として、事務段階の範囲内でいろいろと府の職員なり市の弁護士等にも御相談申し上げ、行政不服審査請求が採択されるであろうかということいろいろ研究してまいりました。府は、あくまでも法に照らして、法の要件に満足したということで許可したのでございます。そういう形の中でいろいろと答えておられます。私たちは、法要件外の和泉市長が反対してるということで、上級官庁である大阪府を相手取って厚生大臣に行政

不服審査請求を行うべきかどうか、これはいかがであるか、いろいろ悩んできたわけでございます。現状、和泉市といたしましては、行政不服審査請求はいたしません。それらの形で取り組んでまいっております。

それから①といたしまして、所管の産業衛生病院委員会に資料等を提出して協議をしていただくのかどうか、というお尋ねでございます。議長さん、産衛委員長さんにいろいろ経過を申し上げて御了解が得られるならば、産業衛生病院委員会を開催していただき、過去の経過をいろいろ資料添付して御説明申し上げ、御教示をいただいてまいるべく考えております。

なお、続いてお尋ねがございました泉北環境の第二事業所と第三事業の環境の中での施設を含めてのお尋ねでございます。もちろん、泉北環境は、和泉市、和泉大津市、高石市の一般廃棄物の最終処理場でございまして、事務組合を設立して、いろいろ関係三市の担当者も協議も重ね、よりよい環境を守っていく中で進められております。臭気がある、夜間作業の騒音問題とかございますし、また、拡張の必要性はどうかということで担当の職員とも協議しております。

現状、三市は漸次人口増もございまして、設備自体大変老朽化しているものもございまして。それらを改善し、施設整備に万全を期していきたいという当初の計画もございまして。私たちは第一線の担当職員として、地元住民の意向を十分取り入れ、それらを尊重する中で、泉北環境にいろいろ御注文申し上げていきたい、かように思いますので、御賢察賜りたいと思います。

○ 10番(天堀博君) 議長にお伺いしたいんですが、このまま続行されるおつもりですか。

○ 議長(貝淵博君) はい。

○ 10番(天堀博君) まだかなり時間もかかるとは思いますが、よければやらせていただきます。

いまごみ問題についてでございますけれども、まず一点目の中の②の問題、市が意見をあげてきた回数と年月日、要点を報告していただきましたが、その中で特にことし昭和55年4月28日に市が出した意見書、これはいままでの意見書といろいろ違った形で、市としては現状に即した形で出したと言われるかもしれませんが、やはりいままで市は反対だということとで表明してきた態度は変わらない、いろいろ聞いておりますが、その点ではどうか直接お聞きしたい。また、確認もしたいと思っております。

その中で納花の町会総会の模様あるいは近隣町の自治会の反対のこと、また、企業が集めた同意署名があるやないかとかを逆に出しておられる。その上で府が許可するんやったら、法に照らして許可されるんやったらこういうことをしてください、というふうな条件を言ってる。この点は、ちょっと市として問題があったと思う。そういうことを言えば、まさに私の聞き及



んでるところでは、府としてもある程度許可の判断をせざるを得ない、どちらにするかせっぱ詰まったところに来ていたということは聞いております。許可をするんやったらそうしてください、という意見を出したというのはちょっとまずかったんではないか。市の意見としても、許可しても結構です、と受け取られても仕方がないと思うわけです。

それから、地元で業者がそういう署名を集めた、あるいは市はこういうふうに努力してるんだ、あるいは市の方から、もし許可するんならこういうふうに行政指導してください、という意見を出さないことが、いわゆる法で言う不作為ということに問われるのかどうか、この点もあわせてお聞きしておきたいと思います。

それから、次の点は市長に答えていただかないと困るんですが、㊦の問題です。地元町会その他からいろいろ抗議や要望がきておる中で、具体的には、私どもに選挙の終盤に公開質問状なるものがきてその中にも出されておりますが、和泉市でこの土地を買上げてくれ、こういうことについても要望してるんだが、財政難その他で断られているということです。そういうものを合わせて具体的にどういふ要望が出されてるのか。聞き及ぶところでは、かなりシビアな形の話が進んでおると思います。それは片方が要望を出してるだけなのか、あるいは市の方から、これはどうだということと答弁をされてるのか、具体的な問題について数多くあれば、大まかな点について、こういうお答えを出してるという点をお話いただくと同時に、産衛部長が地元からの要望や問題についてどう対処していくのか、どう答えていくのかについては即答しがたい、と言われておりますので、市長としては、いままでの経過も踏まえてどうされるのか。この收拾をどういふふうな形に持っていくのかということです。

それは同時に、㊦のところでは阪南町の例を出していただきましたが、市の方から行政不服審査請求をする考えは今のところないということですが、いろいろ説明がありましたが、出しても勝ち目はないんだということになるかと思えます。それでは現在、納花町を中心に出されておる問題の收拾を市としてどういふふうに行うとされるのか、という点をひとつ市長からお答えを願いたいと思います。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 四番目の本件に関する府の方へ提出した意見書でございますが、当然、地元からいろいろと抗議を受けております。納花町の住民の意思を全く無視した文書ではないか。また、企業側の同意署名を取り上げておることは、企業側に沿った意見ではないか、ということがございます。本文書は、市として公の立場に立って意見を申し述べさせていたいただいたものでございます。客観的事実を述べた内容は、この二点でいろいろ御指摘がございまして、臨時総会の内容を述べたことは、地元住民の意思を率直にお述べしたということでございます。また、企業者の同意書面も客観的な事実として、業者が府なり市に署名簿を提出さ

れておりますので、私たちはそれを受理した上で述べさせていただきました。この两件については、客観的な事実を公平に述べる必要から、業者の同意署名を含めて賛否両論を付して行ったことで、一方に偏してはいない、かよう判断いたしております。

くどくど申し上げますが、この内容を逐条的に引き抜いて読み上げれば御不満等もございましょうが、この文書を大きな流れの中で見ますと、公の立場としてすべてを網羅し、大阪府の判断を仰ぐということで意見書を出したのでございまして、かよう私たちは解しておりますので、御賢察賜りたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 天堀議員さんの納花産廃問題についての御質問に対しまして、産衛部長からいろいろお答えさせていただいたところでございます。この問題についての見解やいかに、今後の対応はいかに、ということで私に答弁を求められております。基本的に議員各位の皆さん方にいろいろと御心労を煩わしている点非常に遺憾に存じますし、申しわけないと存する次第でございまして。

事は、先ほど産衛部長から申し上げましたように、業者が一定の土地を確保して府に許可申請を出したのが始まりであり、四年間の経過の中で府が総合的な判断に基づいてこの申請を9月2日付けで許可した。その経過はいま御説明したとおりでございます。

私は基本的な考え方として、大阪府が自信と責任をもって許可したということに対して、いろいろと地元の住民の方々から二回にわたって抗議の陳情もいただきました。私が皆さん方にお答え申し上げてまいった点については、大阪府は自信と責任をもって公害の心配がないということと許可したことは事実でございますし、こうした陳情、要望を承りまして、早速大阪府知事あてに公文書でもってこうした地元の実態を率直に訴えるとともに、府に対して善処方を10月6日付けで要望してまいりました。それに対して、大阪府知事から10月16日付けで私あてに回答がまいっております。公文書でございます。

そういう中でとりわけいろいろ書いてございすけれども、貴市が御懸念される公害問題については、貴市の御意向も踏まえて、本府は、許可権者としての職務により公害防止、監視指導の徹底強化を図り、公害の未然防止に万全を期してまいりたいと存じます、というのが大阪府知事からの公文書回答の一部でございます。したがって、府は、自分の責任で許可した以上はその責任を持ち万全を期してまいりたい、という公文書の回答を10月16日付けでいただいております。それは過般、16日に皆さんが陳情に見えられたときも示しております。

ただ、こうした地元で御心配される公害の不安について、シビアな住民の皆さん方の反対の決意でございます。私は本市をあくまで府が責任を持つが、なお御不満で二次公害

についてはどうか、というシビアな御意見をいただいているわけでございます。

過般来申し上げてまいりましたのは、天堀議員さんから御指摘がございましたように、業者が確保した敷地、それに基づいて府に許認可を申請した四年間、徹底的に府がその業者を指導して、廃棄物の品目等あらゆる点の改善計画を指示し、業者もすべて公害の出ないようにさせていただきます、ということの上に立って府が許可したのは事実でございます。

たとえはいわゆる公有化、いわゆるその敷地について市が買い取ってくれ、という住民からの御要望がでございます。私は市民の皆さんにお答えしておりますが、これは大阪府が許可した問題であるので、大阪府が責任をもつと言ってます。しかし、市民の皆さんから市民の皆さんから市に買い取ってくれということについては、お気持はわかりますが、大阪府がやったことの筋目として、和泉市がその土地を買い取ることにについては、筋論としてやはり問題がでございます。あるいは貧困な和泉市の財政の中で、問題解決のためにその土地を買い取ることにについては大きな問題がある。したがって、和泉市で買い取ることは至難でございます。

ただ、大阪府が許可したことによって住民の皆さんにいろいろ不安を与え、お怒りをいただいている実態、率直に府にぶつけてますので、大阪府としてこの善処方をどうしてくれるんだということ、私は17日、大阪府の担当部課長にも会いました。市で買い取るのは至難だ、大阪府は自信をもって許可したんだけど、地元情勢の中で大阪府としても考えてもらわなければ困る。大阪府が許可したことによって起こる問題については、大阪府で対応してもらえないかん。筋論は大阪府、また、財政的にも、本市よりも大阪府の方が大きな上級官庁でございまして。十分対応願えるのではないかとということで、率直に大阪府の担当者あるいは岸知事にもあげております。

この問題の解決は非常にむずかしゅうございますが、いま、行政挙げて大阪府にこの善処方を要望し、許可した責任においてシビアな体制を申し入れておる最中でございます。いろいろと御質問がございましたが、事が事だけに議員皆様方にも御心労をいただきましたが、理事者として、府に全力を挙げて今後とも話し合いを続けていく決意でございます。

なお、議長さん、産衛委員長さんにも御協議させていただき、議会のお許しをいただくならば、至急に担当の委員会に御説明、御協議を申し上げたいと思います。

長くなりましたが、私の考え方の一端を申し上げた次第でございます。むずかしい問題でございますけれども、何とかしておさめてまいりよう努力させていただくことを重ねて表明させていただきます。と思います。

- 10番(天堀博君) 時間がないので端折りますが、筋論としても大阪府に考えてもらわんといかんということですが、筋それ自体おかしいと思う。そのまま大阪府が買うたら、また、

どこかへ業者がやって地元が反対したら大阪府が買わないかん。これは一番大きい原因は国の問題やと思う。国の法そのものが、ある程度事業者の責任を明確にしておきながら、特に六化クロムの問題が起きた当時から法が改正されて明確にはなってきましたが、それでもまだまだ不徹底だと思うんです。そして、許認可権だけが府知事に与えられてる。これは府知事がだれであろうと許可せざるを得ないような現在の法の中身だと思うんです。

そして、片方では行政不服審査法で国民の権利が認められている。しかし、不服の申請を出しても、こちらの法で適合してるからだめですと厚生大臣から棄却される。この点で府や市だけの問題ではなく、大きくは国のごみ処理問題がはっきりしてないから、買い取れ、いや、どりのころの、筋は通らんとか話が出、それ自体筋の追らん話になってしまうんだと思います。

私は、もし市が買い取る、府が買い取るとしても、買い取ったらいかんとか、買い取れとか言いません。しかし、いま行われようとしている宅建公団の中央丘陵開発に関連させて、あるいは石尾中に関連させてそうなった場合、市としてはよっぽど腹を決めてもらわんと、今後に残す問題は大きいです、と意見だけ申し上げておきたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 参与（西川喜久君） サービスセンターについてお答え申し上げます。

本市の基本的な考え方につきましては、毎回申し上げております。本市の地理的条件から見た場合、遠隔地の住民に対する行政サービスの向上を図るといふ観点から、サービスセンターの設置は必要だと考えております。これは毎回申し上げてまいっております。また、サービスセンター設置の研究委員会の報告においても、住民サービスの向上という点から、住民票、印鑑証明等の即時交付の可能な電送システムの導入が最良とされております。

このような基本的な考えに立つて目下、調査研究中であります。電送設備設置の場合、財政上の問題あるいは施設の問題等、事実上困難な要因がございます。しかし、このような状態の中で、電送システムの導入につきましては、財政とか施設の問題等も精査検討しなければなりませんし、その間市の主体性で一定の業務が処理できるサービスセンターをなるべく早い時期に設置できるようひとつ考えてまいりたい、かように考えておるものでございます。

また、設置につきましては、議会の所管委員会等に具体的な内容を御説明申し上げ、御協議も申し上げながら進めてまいりたい、かように考えておるものでございます。

○ 10番（天堀博君） いつまでたっても調査研究というばかりで全く前へ進んでいない。前回、前々回の答弁では施設の確保ということも言われておりましたが、施設の確保については、そうむずかしい問題やないと思う。農協さんに御協力いただくとすれば、逆に農協さんの方も喜んでいただく面があるんじゃないか、よく協議する必要はありますが……。

また、前のときは、先進都市へ視察に行って運営方法等も考えていくと言われておりましたが、その点はどうですか。

- 参与（西川喜久君） お説のとおり、先進都市の視察もしてまいっております。電送システムを設置する場合、一カ所約千5百万円が必要だと試算しております。常々申し上げておりますように、遠隔地にそういうサービスセンターを設置する考えに立ちますと、少なくとも2、3カ所の設置が必要かと考えております。

先ほど申し上げましたように、できれば何とか電送システムの導入する前段におきまして、でき得限りの業務が処理できるサービスセンターあるいは市が主体性を持ってやれる出張所的なものを新年度早々にでもやれるように、議員さんの御意見も賜りながら所管の委員会にも諮りながら何とか足がかりとしてやってまいりたい、かよう考えております。

- 10番（天堀博君） 意見を言うときです。

もちろん、そういうことをやっていただくのは結構ですが、一カ所千5百万で4.5カ所設置したら千5百万円掛ける幾ら、といかんことは、親機との関係もあってよくおわかりだと思います。とにかくややこしいことをやったら、それを金に換算すると、うちの世帯で3千万円、5千万円は大きい、市としたり、思い切ってポンとやることによって、同時に他の面のいろんな改善もやった方が行政としてより効果的じゃないかと思えます。極端なことを言ったら、むだなことを何カ月か何年かやらないかん。人件費問題もあって、かえってよけい使うことになろうかと思えます。年間の人件費を計算すれば、1.2年たてば電送システムの導入ができるんじゃないか、よく検討願いたい。これは意見として言うときです。

- 議長（貝淵博治君） 次。

- 参与（西川喜久君） 泉北地域広域行政推進協議会の経過について説明申し上げたいと思えます。

泉北地域広域行政推進協議会におきましては、去る3月の定例市議会におきまして、議員さんの絶大なる御協力によりまして合意を得ました。その後、精力的に取り組んでるところでございますが、簡単に現況を申し上げますと、4月30日に協議会総会を開催いたしまして、会長さん、副会長さんの選任を決めていただいたわけでございます。その中では、運営等も決定しております。

その後、幹事会、計画策定専門部会等を開催しております。その内容でございますが、審議会の設置とか計画策定の方法、コンサルタントへの委託、住民意識調査の実態調査等進行中でございます。

なお、いまの段階では、広域行政計画の基本構想の目次案だけができた段階でございます。

内容はできてございません。これからのいよいよ計画内容について協議検討に入るところでございますが、近々、各市とも議会に御協議いたし、審議会に諮問いたしまして、当初、議会で御議決を得ましたとおり、四市一町全会一致の原則にのっとって推進してまいりたい、かような考えでございます。

- 10番(天堀博君) 確認だけ。いまもちょっと話が出ましたが、これが問題になったときの答弁として、あるいは当和泉市議会の附帯決議の問題もあります。議会に十分お話ししていき、となつてたと思うんです。その点空港問題もありましょうし、いろいろ意見の違いもありましょうが、その点では議会に十分諮り、決して市の理事者だけで先走りして決めていかないという点での基本点は間違いはないかどうか。
- 参与(西川喜久君) 先ほどお答え申し上げましたように、まず、議会に御協議いたしまして、その後、審議会に諮問し、四市一町全会一致の原則を貫いてまいりたい、かように考えております。
- 議長(貝淵博治君) 次。
- 教育次長(杉本弘文君) お答え申し上げます。

昭和55年度予算において債務負担行為として計上いたしました教育施設用地取得事業の取り組みと進捗状況でございます。石尾中学校につきましては、校区内において宅地開発等に伴い、生徒数が年々増加しております。すでに千5百名を超えており、今後、さらに立地条件等からして生徒増が見込まれるわけでございます。これを受けまして、分離新設について早期建設をめどといたしまして、年内に用地取得に入るべく鋭意取り組んでるのが現状でございます。

しかし、市の将来の町づくり計画と、これに関連して校区問題等も考えていかなければなりません。本建設を決定していく上において、幾多の問題がまだございます。現在、これらの諸問題を踏まえてあわせ検討しているのが実情でございます。

それから、幼稚園の用地取得の問題でございますが、横山幼稚園につきましては、われわれ事務局といたしまして一応の予定地と申しますか、候補地を定めまして、所有者に対して御協力をいただくようお願い申し上げての段階でございます。まだ具体化に至ってませんが、早期に御理解をいただく中でお譲りいただくよう、鋭意取り組んでまいりたいと思います。

また、伯太幼稚園につきましては御承知のように、岸和田南海線の道路計画にかかっているわけでございまして、大阪府に対しまして、用地買収等話し合いを進めてまいりました。一応の用地の測量、建物についての調査等は行っていたいております。府において、結果を出していただいている段階でございます。有利な条件での財源確保を図るとともに、その結論と相まって用地取得を図ってまいりたい、かように考えておりますので、よろしく御了承のほど

をお願い申し上げます。

- 10番(天堀博君) 石尾中学校問題は過般来、いろいろと早く建設してほしいということでの要望等も出ております。そういう交渉その他の中でもお聞きしておりますが、中央丘陵開発との関連で、途中の変化はありましたが、現時点では全く横へ置いておくわけにはいかんだろう、私もそのとおりだと思う。ただ、この問題の進捗状況を見ると、それを持ってはいかん、石尾中の分離がね。この点を早くしないから、先ほどの産廃処理問題についても、そこへ中学校をどうのこうのという問題も出てくる。

もし、中央丘陵開発についてかかわりが十分あるならば、宅地開発公団とも教育長、その他市の幹部が直接交渉し、都市整備部だけに任すのではなく主導的にやっていただきたい。もちろん、参与の答弁にもありましたように、各関係のセクションの部課長あたりも参画してもらって、とありましたが、特にこういう問題については、教育委員会が主導的に用地取得について宅建公団と話し合いをしていく。また、市長ももっと力を入れてもらいたい。

早く用地確保にめどをつけなかったら、来年度に校舎建設の予算も組めなくなるわけですから、また流れてしまう。マンモス化してきていることは教育委員会も認めているんですから、地元の要望だけではなく特に早くかかる必要がある。そうでないと、いろんなりわさが出ると思うので、その点教育長に答弁をいただいと長くなるので、要望しておきます。教育委員会主導型で、特に今回の開発が公共主導型だと言ってますので、その点を重点に置いて進めていただく必要があります。もっと積極的にやっていただきたい。

横山幼稚園もすでに決まったような話も地元では出たりしてますので、この点も十分整理してかかっていただきたいと思います。伯太についてもそうです。

以上、議員各位の皆さんに対しましては、昼の休憩の時間に入りましてかなり超過いたしました。これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

- 議長(貝渕博治君) 非常に長時間御協力ありがとうございました。1時30分まで休憩いたします。

(午後零時40分休憩)

○  
(午後1時40分再開)

- 議長(貝渕博治君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

16番・赤阪和見君。

- 16番(赤阪和見君) 通告に従って要旨の説明をさせていただきます。

まず、産業廃棄物処分地についてお伺いいたしますが、先ほどの天堀議員さんの質問と重複

する点は除きましてお聞きいたします。

納花町の産業廃棄物処理地の問題は、長年の経過から出されたことで、市長は、府知事よりの公文書の中で府が全責任をもつと言われておりますけれども、地元の町また市として懸念される点、特に過去の経過の中で、意見書に述べられた問題点について解決しているのかどうか。また、公害防止協定等があると考えておりますし、許可条件の中にそのような文面はあるように考えられておりますけれども、その点はどうなっておるのか。また、処分品目もあわせてお答えいただきたいと思います。

次に、不燃物の処分地についてであります。現在、忠岡池へ搬入されていますが、あとどれぐらいの期間使用できるのか。また、その後は松尾山へと伺っておりますが、いつからどのような方法で使用を開始していくのか。また、松尾山への搬入路として、青葉台か入る農道の入り口のところでカラーテレビ、洗濯機等を解体しておりますけれども、過去のPCB問題の折話題になったこともあるので、それらをどのように把握しているのか、お聞かせ願いたいと思います。

環境保全条例について特に一点だけ質問しておきますが、カラオケ騒音に対し厳しい規制を環境庁が17日発表いたしました。わが市においても、私たち公明党議員団が以前より条例制定に意見を述べてまいりましたが、環境保全条例も最終草稿の段階に入ったと思いますので、その条例の中にカラオケ騒音の規制を入れるのか、それとも別に環境庁のモデル条例を元につくっていくのかお伺いしたい。八尾市等で実施されてる状況をどのように把握しているか、あわせてお伺いいたします。特に市内各所において苦情があるように聞いておりますので、急を要することであると私は考えております。故に、制定の時期等もあわせてお答え願いたいと思います。

第二点目の国際障害者年に対する市の取り組みについてお聞かせ願いたいと思います。来年は、国際障害者年となっておりますが、障害者(児)の問題につきましては、今後とも人類の生存する限り、社会の大きな問題であり、生涯対策がいま必要であると考えます。特に早期発見から雇用促進まで平等に社会参加ができるような総合的な対策の第一歩を踏み出すときがきているのではないのでしょうか。その第一歩として、市は福祉総合会館の建設設置を以前から計画されていると聞いておりますが、計画の執行はどのようになっているか、56年度における具体的予算の位置づけを考えるべきであると思うが、お聞かせ願いたい。

二番目に、その中で身障者に対する施策をどのように考えているか。

三番目に、身障と精薄の中で重度、中度、軽度とありますが、特に社会復帰の可能な中度の雇用促進の考え方。また、養護学校卒業後、失意の在宅生活を余儀なくされている方々に対し



て、在宅サービスを中心としたプログラムを、教育、医療、福祉、労働の各分野の連帯で用意すべきであり、また、年金相談のような専門相談員を養護学校等から派遣させていただき開設する計画を立ててはどうかと提案するものであります。

四点目は、市民融合の連帯感を保つため、役所に国際障害者年アピールのための垂れ幕を掲示することを含めて、具体的な市民への目的浸透を図る計画を立ててはどうか。

五点目は、共同授産所の設置が当初、他市に比べおこなわれております。主として、現在の通所ミニセンター補助のみでよしとしているのか。それとも今後、市の取り組みとして、市立授産所設立の準備があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

三点目の社会教育施設の充実についてであります。その前に、最近の青少年問題が社会情勢の中で大きな問題となっております。特に年齢の若年化が目立っておりますし、シンナー遊び、暴走族、万引き等々、中学、高校生はもちろん、小学生に及んでる実情であります。

そのような中であって、当市には青少年問題協議会等も各校区に設置され、いろんな角度から活動され、非常な成果を挙げていると喜んでおりますが、そこで、その中心的な機関である教育委員会においては、いま、市内青問協の中で各種の問題が山積していると考えられますが、市、教育委員会ではどのように掌握されておりますか。また、各校区の協議会開催はどのようになっているか。また、各校区の青問協の横の連結はどのようになっているか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、青少年の育成についてであります。若い力をより健全なスポーツ等に向けることによって、より有意義な育成につながっていくと考える一人であります。過去の質問の中での答えは、施設の増設は財政事情で大変無理なように伺っております。さきに質問したことの解決にもつながると考えられるのであわせてお伺いするわけですが、以前より社会教育、特にスポーツの振興の重要性は各議員より種々質問、意見が出されております。私も過去の質問の中で一定の答えをいただいております。財政上のこともあるが故に、現存する施設の有効利用を考えたとき、夜間照明等を設置すること以外に解決の方法がないと考えるものであります。

そこで、市民グラウンドは農業に障害があるとの答えであったわけですが、その後、各小中学校の校庭開設のことをあわせ、夜間照明施設設置について、地域青少年に開放できる施設をつくるために検討をいただいておりますが、どのようになっているか、お聞かせ願いたい。

その一として、設備費として、ソフトボールのできるぐらいの明るさをするとすれば幾らぐらいかかるか。また、電気代は1時間どのぐらいの計算になるか。また、できた場合の利用率はどのぐらいあるとお考えか。以上が夜間照明の件であります。

それと関連して、体育指導員はいま何人で、どのような活動をしているか。また、一カ月の

実働はどのようになっているか。

次に、光明池横にできると言われていたスポーツ総合施設の進捗状況はどうなっているか。あわせて野谷池公園はどのように現実進んでいるか、お聞かせ願いたいと思います。

以上で質問通告の要旨の説明を終わります。再質問の権利を留保して終わります。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 産業衛生部長（広岡史郎君） お答え申し上げます。

まず、産業廃棄物の処分地につきまして、府が全責任を持つとして許可されたけれども、許可品目はいかがか、というお尋ねでございます。品目は、9品目でございます。汚泥、紙くず、繊維くず、金属くず、工作物のときに生じたコンクリート破片と廃プラスチック類、木くず、ごみくず、ガラスくずの9品目でございます。このうち安定型と称されるのが5品目、4品目は管理型とされております。有害な金属類を含まない安定管理型の物質と聞いております。

市の公害防止協定の内容等についてのお尋ねでございますが、府が許可したことによって、業者はいよいよ事業が可能であります。本件は、行政権上の許可処分の問題であるため、民法上にある仮処分の請求は困難だ、かように私は判断いたしております。たとえばだれかが行政不服審査請求の提出をなされたとしても、不服の容認裁決があるまでは、許可の効力が続行される、かように考えております。行政不服審査には、棄却、破棄、容認の三つの裁決があると聞いております。

これから私どもは、12万市民に将来公害が起こらないように、基本的には、産業廃棄物の埋め立て遂行に際し、公害の未然防止に努め、周辺の自然環境との調和を図り、かつ地域の生活環境と市民の健康と安全を確保することを主眼に、なお、廃棄物埋め立てについては関係法令を遵守するとともに、公害防止等についても最大の努力を図り、かつこの協定書に定める諸事項を忠実に履行していく。また、廃棄物埋め立てに係る公害防止組織を整備し、細心の注意をもって公害防止対策に努めるということで、相手側企業の大栄環境株式会社と市長との間に9月30日、協定を結んでおります。

詳細は避けるとしても、大まかに内容を申し上げますと、第二条は、公害防止対策と、第三条では、測定報告、被害者補償、夜半時の措置及び立ち入り検査、立ち入り調査。第四条では、農免道路及び市道の使用、農作物、農業用地施設の排水対策等、29条にわたって事細かく義務づけ、チェックいたしております。

なおまた、協定の細目書にも5条なり、また別掲として八項目にわたってそれぞれ規定させていただいております。

これら協定書は、あくまでも企業努力によって周辺の自然環境との調和を図り、公害の未然

防止に努めることを義務づけ、それらから万一いろいろな問題が発生した場合には、被害者の損害補償や違反時における措置及び立ち入り調査を強め、事業を停止し、それらの復旧なり補償等が完了した後に許可を得た上、事業に再度入るといふ、かなり厳しい協定を結んでいるのが実情でございます。

次に、不燃物のお尋ねでございます。忠岡池がどのぐらいの期間の埋め立てができるのであろうか。それから、松尾山はどのように使用していくのか。また、松尾山の農免道路の電化製品のPCBの問題とか環境保全条例の制定等についてのお尋ねがございました。順を追ってお答え申し上げます。

まず、忠岡池でございますが、過去、箕形町の処理地、黒石町の処理地に続いて現在、小田町の忠岡地の埋め立てを52年6月から実施してまいっております。当初、一年半か二年ぐらいを予定してまいりましたけれども、現在、すでに三年を経過し、継続して処分地として使用しておりますけれども、すでに許容限度を越えており、全体の公園計画の中で、一部月山方式の採用をお願い、用地の中央部に盛り上げているのが現状でございます。

なおまた、小田町町会との協力依頼契約は、再三延長を依頼して更新してまいりましたけれども、本年末をもって期限となり、再度の延長は全く不可能である、かよう考えております。忠岡池はそういう状態であります。

いろいろと部課を挙げて物色していただくわけでございますが、最近に至りまして、和気町にございます通称和気南池にいろいろ先生方のお力添えを得まして、埋め立ての話し合いがつかしました。さりとてこの池は、面積千三百九十四平米と容量が大変少のうでございます。本議会に補正予算として、工事費等を含めお願いいたしております。御議決いただいた際には早速工事等に入り、埋め立てを進めてまいりたい、かよう思います。この池の埋め立ては約三カ月、75日程度ではないかと思っております。埋め立て処分地にいろいろ苦慮する中で、相当量を相当年月の埋め立て処分地を広く求めておりますけれども、地元の皆様の御事情等いろいろございまして、鋭意物色中ですが、この和気南池以外に目新しい処分地は現在見つかっておりません。

次に、松尾山がどのように動くのか、というお尋ねでございます。松尾山の埋め立てにつきましては、御承知のように、古く和泉市において約四万平米余を取得し、用地費6億余を投じております。泉北環境において、各市の責任で処理すべき家庭から排出される尿尿、塵芥、可燃性ごみの収集、運搬、最終処理をそれぞれの市で主体性をもってやっておられますけれども、最終処理につきましては、一部事務組合として、泉北環境整備施設組合に委託いたしております。

この三市の事業の中で、それぞれ二市も不燃物の収集、運搬、最終処理について大変お困り

でございます、かねて他の二市から本市長あてに、共同でやるうやないか、といういろんな申し入れがございまして、ようやくその機運が高まり、本市としても地元を抱える市でございますので、地元町会なり水利組合、また関係団体に、三市での埋め立て処分ということで説明会を開会を開いてきた経過がございます。

当然、この松尾山の埋め立てについては、泉北環境自体、粗大ごみそのままを埋め立てるということでは大変コストが高くつくので、破碎機等を据え付けて破碎し、燃焼し、燃焼灰を松尾山に埋め立て投棄する計画を立てておりまして、破碎機を当初、55年度事業として計画されておりましたが、国の財源なり補助金の申請等の都合によりまして、56年度事業として泉北環境が取り組み、鋭意進捗に努力しているということでございます。

それらの関係から、破碎機のおくれとともに松尾山の事業もおくれがございまして、昭和57年末または58年度の当初に埋め立てが開始されるんじゃないかと考えております。第一事業所での破碎機の設置、松尾山の進入路の整備、それから水処理機の設置、堰堤築造、周辺整備事業等々がございます。現状では、58年度当初の埋め立てになるんじゃないか、かように聞いております。かなり日時も経過し、皆様からいろんな御協力をいただきながら大変遅延いたしておることを深く謝罪申し上げたいと思います。

それから、松尾山農道の入り口にテレビ、洗濯機等の解体再生品利用の工場のようなものがございますが、それ自体は、廃棄物処理法とは関係がない実態でございます。PCBは46年から中止となっております。解体物は、当人が他市の企業と契約して処分している様子で、今後、十分調査を重ねていきたいと思いますが、後ほど課長からお答えさせたいと思います。

それから、環境保全条例でございますが、いろいろ時間をかけて鋭意細かいところまで検討し、12月議会に御提案申し上げたい、かよう計画いたしております。カラオケの騒音等の問題でございますが、原案も持っておりますが、いずれ御議決をいただき、幾ばくかの期間を置いてPR、宣伝に努め、議決の日から三カ月ないし六カ月置いた後で施行させていただきたい、かよう思います。

- 交通公害課長（堀 宏 行君） 先ほど部長がお答えいたしましたように、PCBの使用は、昭和46年以降禁止されておまして、現在解体中のものについても、そこでテレビ、洗濯機のくずが回ってくることはなく、他市へ運んでおります。現在、PCBの懸念はいたしてございません。
- 16番（赤阪和見君） 納花町の産業廃棄物の処分地でございますが、いろいろと問題点があって協定書が結ばれてると思うんです。まず、その中で交通問題、農道の利用、その他いろいろ、われわれ議員として、これだけ市民運動が活発化されてる中でつんぼさじきに置かれて

る感じですが。なるほど選挙もありましたが、先ほどの質問でもあったように、この問題について知事の公文書等も出てるのですから、早急に議長にお願いして産衛委員会を招集していただき、もっと詳しく全体的にわかるような内容を精査していただきたいということで、この件は終わっておきます。

次に、市の不燃物問題ですが、特に小田池でございますが、非常に大きく盛られておいて、和気南池が三カ月余対応できるということですが。これは考えてみれば大きな問題です。特に松尾山があのような形で買収されてる点から、三市での埋め立てをしていく。それよりももっとわれわれが取り組まなければならないのは、不燃物ごみの量の低減化、このごみを出す人にもっともっとPRしていくべきではないか。カン類にしてもしかりです。全く不燃物というよりも燃えるものとか、これは目の錯覚かも知れませんが、再生利用を考えるべきではないか。酒屋さん等でやってるが、ドラムカンに集めてガラス業者に引き取らせてます。無料ですが、その方が結局不燃物を出さない、よけいなごみを出さない、リサイクル運動というものを大きく取り上げていくべきだと思います。

ごみの問題は、各自治体とも大きな課題です。その点をかんがみたとき、一つのごみをどう処分するかということよりも、まず、ごみの減量作戦の方にまずウエイトを置いていく。その方が処分地が長く使えるんです。ごみの減量を考えず、ごみの処分地ばかり求めていけば、和泉市内は全部ごみ捨て場になる懸念があるわけです。納花の産廃処理地、松尾山も納花の農道を通っていくと考えますが、そういう点でごみの減量作戦を実際どのように考えておるのか、あわせて聞かせていただきたい。

次に、環境保全条例ですが、17日、環境庁がモデル条例案を制定しました。また、大阪府が随時その条例案をもとに条例を制定してくると思います。しかし、これは大きな社会問題として、業者と地域住民とのトラブルは絶え間ないという点からすれば、市は独自の立場で考えていくべき点があります。八尾の条例のようにね。あれをどのように把握し、どのように市として検討されているか、お聞かせ願いたいと思います。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 不燃物の処理につきまして、ごみの減量作戦を含めてどう考えてるのか、というお尋ねでございました。本年6月の「広報いずみ」でも、ごみを減らす工夫と正しいごみの持ち出しについて皆でやろう、ということで、いろいろPRさせていただいております。もちろん、収集してきた不燃性のごみをそのまま小田池に即埋め立て処分するのではなく、その場で可燃、不燃を仕分けし、可燃物については、泉北環境施設整備組合で燃焼するという形をとっております。今後とも、不燃性ごみの収集に当たっては、より徹底した方向で、将来にいろいろ問題を残すであろう処分地の獲得等ともあわせて検討してまいりたい、

かように思います。

それから、環境保全条例の中で八尾市のカラオケ条例制定等も十分検討して、という御提言でございます。もちろん、八尾市の条例等は、現課で取り寄せていろいろ検討しております。

12月御審議に付す案の整備にお付け加えるべき点多々出てきておりますので、それらを含め早急に基本線を設けて整備をしまいたい、かように思っております。いろいろ御提言ありがとうございます。

- 16番(赤阪和見君) 先ほどの環境保全条例については、12月に提出されるということで、その内容を楽しみに待っております。

それと、不燃物ごみについては、これも大きな問題であります。そういう点から、特に最後に一点つけ加えておきたいのは、箕形、黒石の処分を終えたところの管理がまだそのまま、草がぼうぼうで非常に危険である。また、水路も非常に影響を受けている現況も把握していると思えます。そういう点で、ひとつこの処分が終わった後の利用計画、管理というものをきちんとしてもらいたい。その点を要望しておきます。

- 議長(貝瀬博治君) 次。

- 市民部次長(中川鉄也君) 国際障害者年に対する取り組みについて、来年1981年は国際障害者年として、国連第31回総会において決議されております。その国際年のテーマを「完全参加と平等」とし、地球上4億5千万人の心身に障害のある人々のためさまざまな行動をとるよう、各国に国連から要請されております。

これに対し、政府は内閣総理大臣を本部長とする国際障害者年推進本部を設置し、大阪府でも知事を本部長に、副知事を副本部長に、関係11部長を本部員とする推進本部を設置され、いま、その目的達成のため、具体的な中身について検討が進められております。

この基本項目は、一として、地域社会の障害者への理解と協力を得るための啓発活動。二点目に、国際障害者年としての記念行事。三点目に、障害者の自立更生と社会参加を推進するための施策の充実強化。この三項目を基本とし、六項目のセクションにわたって具体的な検討が進められていると聞いております。

ただいま赤阪議員さんから御質問のありました項目もこの中身に含まれておるわけですが、第一点の啓発活動としては、国際障害者年のテーマ「完全参加と平等」の趣旨徹底と、地域社会の障害者への理解と協力を得るための啓発。第二点目に、社会参加としては、障害者の社会参加を積極的に進めるための環境整備や障害者のスポーツ、文化活動その他の社会活動。第三点目には、保健医療として、障害の原因となる疾病の予防と早期発見、早期治療、リハビリテーションの充実。第四点目には、雇用といたしまして、障害者の能力に応じた職業指導、職業

訓練、職業紹介の充実でございます。あと教育、生活等それぞれ六つの部門にわたって検討が進められていると聞いております。

当市といえましても、国、府で検討されておる具体的な中身が近日中に出されると聞いておりますので、これを受けて庁内関係部局を初め各種団体等の協力のもとに国際障害者年の事業に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、これに関連して福祉総合会館の問題については、現在、市民部福祉事務所、福祉課の段階で調査研究を行っております。今後、場所、建物、財源、内容、運営方法等での問題についてまとめていきたいと考えております。

あわせて、それらの中で出されておりました共同授産所問題は、現在、民間でお願いしてるわけですが、これについても、この福祉総合会館の中でこれらの位置づけについてあわせて検討していきたいと考えております。

以上、簡単ですが、お答えいたします。

- 16番(赤阪和見君) いま、担当の次長より答弁がありました。結局、上から下へすうっとね、国連から政府、知事と、その各セクションでは推進本部をつくってるといことありますので、この際、市長を中心に、市長が推進本部長となられまして、和泉市でも国際障害者年に対する取り組みの決意のほどを述べていただきたい。その点、来年度の予算並びに計画についての取り組みの決意だけで結構です。
- 市長(池田忠雄君) 赤阪議員さんから国際障害者年に対する取り組みということでお尋ねがあり、担当からいろいろ申し上げさせていただきました。国連の精神を生かし、政府、大阪府も取り組んでるが、和泉市はどうかというお尋ねでございました。当然、私といえましても、この推進本部を含めいろいろ検討中でございます。こうした自己の責任、親の責任ではない、心身に障害のあるお気の毒な障害者の問題は、福祉の原点だと理解しております。したがって、今後とも府の意向も近く出るようでございますので、それとにらみ合わせながら、市としても可能な限りの取り組みをしてみたい、推進本部の設置も検討したいと思っております。
- 16番(赤阪和見君) 多くを問いませんが、いま検討中、という内容の中で、来年度予算はぼつぼつ各現課 おろし、また、あがっていく時期だろうと思っております。いまの段階での一カ月のおくれは、来年一年間に影響する時期であります。その点で英断されてひとつよろしくお願ひしたいのと、もう一つは、先ほどお伺ひして答えはまだもらっておりませんが、基本的な考え方は、市長は前向きに取り組むんだと解釈したいと思っております。

その中で特に一点だけ、これは、と思うものを取り上げさせていただいておりますけれども、いま、年金相談の窓口が月に一回開かれております。そうした中で、和泉市の職員の人の窓口

ではなく、その専門家に要請されて、半日ですが、非常に盛況に開設されております。この身障者の問題に対する専門家は和泉市に余りいないというところからすれば、専門家の医療、雇用促進等の進路に対する指導がピンポイントでできるような界養護学校の先生なり大阪府の指導員を招いて月1回ないし2回ぐらい窓口を開設していくべきである、そして、一歩進めていってもらいたいと思います。

それと、PRの問題ですが、垂れ幕の掲示等、これもあわせて手ごろな即できるような内容も一つ一つ進めていただきたい。1981年まであとわずか二カ月、年度当初は4月ですが、準備月間が要ります。先ほどの環境保全条例でも、議決してから半年間の準備月間を設けるわけですから、今回の市の行政施策においても、やはり序走というものがが必要です。即来年度からできるような形で検討していただきたい。熱意を持ってよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 教育次長（杉本弘文君） 社会教育施設についてお答えいたします。

まず、第一点の青少年問題協議会についてであります。青少年の健全な育成のために、市長の諮問機関として青少年問題協議会がございまして、いろいろ御活躍賜っておるところでございます。これらの活動をさらに一層身近なものとしていくということで、実践活動に移していくということで、昨年4月よりそれぞれの校区において、校区内の各種団体の方々の御協力を得、地区青少年問題協議会を結成させていただき、具体的な取り組みをお願いしているところでございます。御承知のように、これら地区青少年問題協議会の設置によりまして、本年6月に和泉市からの暴走族排除の市民決起集会も開催していただき、多くの市民の方々の御参加をいただきました。

この青少年の非行問題は、御指摘のように、間口の広い、かつ際限のない深さのある問題でございます。原因についても、家庭環境、社会環境あるいは学校等々がございしますが、いずれにいたしましても、次代を担う青少年の健全育成について市民全般の御協力を得、積極的に取り組んでまいらなければならないと考えております。

御指摘のございました市内の青少年問題協議会の問題点ということでございますが、まず、今後、指導員をさらに強化していきたいということと、中学校あるいは小学校、高学年についてはそれぞれの指導体制もございしますが、中高卒業者の対策というものを今後、研究していかなければならない問題でございます。

また、開催状況あるいは横の連絡でございますが、これはそれぞれの校区におきまして、校区会長さんのお計らいにより、夏休み前あるいは冬休みにおける青少年の指導育成、パトロール等を強化していただいております。加えて、会長さんの連絡協議会等ももちまして、これら



問題点の協議を重ねていただいているところでございます。

次に、二点目の体育施設についてでございますが、市民すべてが健康な心身を保持増進するために、スポーツを日常化することのできる地域社会をつくることが大変大事なことでございます。そのためのスポーツ施設の整備拡充、指導者の養成、組織の育成の積極的な推進が必要でございます。そのためにも体育館を通じましていろんなスポーツ教室を開催して市民の参加をいただき、スポーツの普及振興に積極的に取り組んでるところでございます。また一方、体連の各部におきましても、部長さんを初め関係皆様方の御熱心なる御協力、御指導のもとに充実を期してまいっております。

施設についても、その充実整備のためいろいろ御指摘を受けてまいったところでございますが、現下の本市財政の実態の中で用地を求めることが非常にむずかしい点、議員さんから御指摘、御理解をいただいているところでございます。その中で、学校教育に支障のない限り、学校体育施設の開放を積極的に行い、地域住民のスポーツ活動に広く効果的な活用を図ってまいるところでございます。

御指摘の学校施設に対する照明の問題でございます。学校施設という中で、夜間照明をつけるの開放ということは、教育的な見地、管理面からもまだまだ問題があるかと思えます。検討の段階をお許しいただきたいと思えます。

仮にこれを設置するとすれば、ソフトボールで約5百ルクス、設備費として3千5百万円から4千万円ぐらいかかるんじゃないか。電気代は、時間的に見て5、6千円を必要といたします。それから、夜間の利用率はどうか、という御質問でございますが、それぞれ昼間は職場でお仕事の片わらお疲れでございます。どれだけの利用率になるか、まだ疑問な点はございます。これも検討させていただきたいと考える次第でございます。

なお、体育指導員につきましては現状、18名でございまして、先ほど申し上げましたように、体育館のスポーツ教室においても、バレー、卓球、バトミントン、体操あるいは剣道等いろいろ御活躍しております。

最後に、光明池の野谷池利用の点でございますが、これはまだ具体的内容には至っておりませんが、関係各部課の御協力をいただく中、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。よろしく御了承をお願いいたします。

- 16番(赤阪和見君) いろいろスポーツ振興についての意見を前回は聞いたわけですが、市民グラウンドの夜間照明施設は、農業に差し支えがあるということでストップ、また、新たな施設をつくるということも、いまの財政事情では至難であるという点も理解しながら、私は過去にも質問させていただきましたが、いま、この近隣都市でソフトボールの夜間照明施

設を利用しながらやっていると、松原、貝塚市に2、3カ所あります。松原の例では、ピッチャーとキャッチャーのバッテリー間が大体3百ルクス、あとは百ルクスでやってる。松原は、照明施設は二カ所やってるわけですが、千8百万円ぐらいの施設費がかかっています。小学校に設置されておいて、二中学校区で使ってるという形です。大体二時間単位で7時～9時の時間帯で、電気代は昨年で千2百円、ことし電気代が上がったので四割ぐらいアップし2千千円ぐらいになるであろうという、実際に設置されたところの結果が出ております。

また、利用率は年間びしりいっばいです。私も過去に言いましたけれども、市民グラウンドは日曜祝日、軟式野球連盟の春季、秋季の利用で全く一般の人は無理な状態であります。特にいま、昼間働いてるから、と言いましたが、考えてみれば、そのような人たちが何らかの形でスポーツをするということで、市内に相当数のソフトボールチームがありますが、一番問題は場所です。そういう点からするならば、電気代を負担しても、松原はやっていますが、それを出したとしても、やる場所の確保さえできれば、熱心なママさんバレーチーム、子供会もあります。スポーツの振興につながっていく。

それがひいては、青少年の非行化防止にも大きく役立っていくと思います。若い情熱をスポーツに向けることによって、市民の連帯感の上に立った団体生活になっていくんです。私は、その点を過去にも訴えてまいりましたが、このぐらいの予算をどうのこうのとは言いませんが、こういう考え方に立っての計画等は今後役立てられないものかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 教育次長（杉本弘文君） その問題につきましては、今後の検討課題としてお願いしたいと思うわけですが、ちなみに、学校施設の開放状況ですが、54年度における年間状況を見ますと、小学校においては、運動場で千7百34回、体育館で千2百7回、その他一部教室で2百52回、合わせて3千百98回。中学校では、全部合わせて千4百11回という開放状況を示しておるわけでございます。この辺も何とか御理解をいただき、学校開放をもつての対応というふうに考えていきたいと思うわけでございます。

○ 16番（赤阪和見君） 非常に結構だと思います。それでもまだまだ足りないんです。そこで有効利用ということ考えたとき、そのような施設が必要なんです。いま、バッティングセンター、テニスコート、1人でできるテニス、お金を出してね、業者がやっておりますが、非常に盛況です。特にテニスコートは業者がお金を出してのことですから非常に整備されておりますが、それらを利用している人も待たなくてはならない現況であります。

そうした中で、青少年の若い力がよけいな方向に行かないように、そういう施設の設置は特に必要ではないか。まして、1年3百65日利用でき得る施設というものは、屋外の場合、日

曜日だけをとれば雨等で流れる日が非常に多い。そういう点で夜間照明の設置は、施設の確保、有効利用をしていく、休んでるわけですからね。その点をもっと真剣に考えていただきたい。

特に最後に要望として、近隣都市でそのような夜間照明施設の整ってるところを早急に視察、検討していただき、それに対応する市の行政が青少年にも温かく進んでいけるよう努力していただきたい。終わります。ありがとうございました。

- 議長（貝淵博治君） 暫時休憩いたします。

（午後2時35分休憩）

○  
（午後3時25分再開）

- 議長（貝淵博治君） 休憩前に引き続きまして一般質問を行います。8番、原重樹君。

- 8番（原重樹君） 発言通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、最初に義務教育施設の充実と通学路の安全対策についてでございます。その一番目として、体育施設の問題についてお伺いいたします。

いま、子供たちが健やかに育ち、また、全面発達してほしいと願うのは、父兄あるいは教職員の方はもちろん、皆の願いであるわけですが、そのためにもとりわけ、子供たちに対してよりよい教育環境を与えていくこと、これは重要な課題であるわけです。

ところで、私たち共産党の調べたところによれば、この和泉市内にある小学校18校、中学校8校の中でもとりわけ、伯太小学校、芦部小学校、北松尾小学校、南松尾小学校、また和泉中学については、どう考えても、子供たちが雨の日など屋内で運動する施設が非常に不十分である。つまり体育館としての機能を持っていないという状況があるわけですが、これらの学校の体育施設に関して市はどう考えてるか、お尋ねしたいと思います。

二つ目に、通学路の安全対策についてでございますが、新設された池上小学校の通学路の安全対策について、池上小学校の生徒の通学路となっておる和泉工業高校南正門前、泉大津幸線の交差点が大変危険な状態になっておるわけです。このことについては地元からも強い要請が出され、また、すでにわが党も教育委員会に対して、通学路安全確保の要望書を提出しておるわけですが、その後の経過はどうなっておるのか、どう進んでおるのか、お尋ねいたします。

三つ目に、池上小学校の施設の問題について少し、お伺いしておきますが、新設校であるこの池上小学校には、施設などの面でまだ非常に不十分な面があるわけですが、現地調査に行ってきたところでも、校庭の砂の質が悪い、小石が混っているため非常に危険な状況にあるわけです。この点をどう考えてるのか。

もう一点は、校庭の周りには水はけのためにみどがつけられているわけですが、このみどよ

りも校庭の表面が3センチから5センチ低いため排水がせず、水たまりができてるといふ状況がございまして。これらのご事情に関してどう対策を持っているのか、お伺いいたします。

そして五つ目に、この池上小学校は現在、電話が一本しかないということで、先生方が大変不便な思いをしているわけですね。とりわけ、学校というところで電話が一本しかないというのは、通常考えましてもまことに不合理でございまして。学校の大小に関係なく、学校というところには複数の電話が必要かと考えますが、この点をどう考えているのか、お伺いいたします。

次に二番目、黒鳥町における浸水問題についてでございますが、黒鳥町の中には光明池水路が走り、また、新興住宅が建ったという関係もあり、町の中では少しの雨でもすぐに浸水するという状況がございまして。とりわけ、黒鳥会館の東側に当たります池の付近では、新興住宅からの水が一挙に集中する場所にも位置しているため、たびたび浸水が起きている状況がございまして。このたび、この件につきまして、補正予算で桑畑水路改修予算が提出されておりますので、詳しくは議案審議の中で行いますが、黒鳥町全体の浸水体策という点で計画を持って行っているかどうか、これをお伺いいたします。

三つ目に、黒鳥町の民間保育所についてでございます。共産党は本来、黒鳥町にも公立の保育園を、と要望してまいりましたが、今回、民間でやるとのことですが、公立よりも条件が下らないよう強く、まず、最初に意見として要望しておきます。

また、今回の黒鳥町の民間保育所について、次の点を確認させていただきます。まず第一番目には、経営者はだれなのか。二つ目に、開園はいつになるのか。そして三つ目には、募集はいつから行うのか。四つ目に、零歳児保育をやるのかどうか。五つ目は、定員は何人か。これらについてお尋ねをいたします。

四番目ですが、信太山自衛隊演習場周辺の問題についてでございます。まず、信太山自衛隊演習場周辺の住民からは、偽装した自衛隊員に夜出会ってびっくりしたとか、また、ヘリ騒音の苦情が出ており、以前より住民は大変な迷惑を受けておられるわけですね。

また、最近でも鶴山台より山ノ谷を通して山荘に抜ける道沿いに突然有刺鉄線が張りめぐらされるということも起きております。これまでここは住民の出入りが自由になっていたところであり、市民の憩いの場の一つでもあったところですが、それが突然の金網ということで、住民も、何と勝手なことをするんだ、住民締め出しではないか、など怒りの声も上がっておりますが、とりわけ、この金網の件に関してどう考えているのか、御質問いたします。

二つ目に、この鶴山台から山ノ谷を通過して山荘へ抜ける道路上の話ですが、蔭涼寺へ入っていくところがございまして、大変な急カーブになってます。ここは交通事故の多発地点に

なっております。もともとこの道が地道であったときには、このカーブの内側、つまりいまの道よりも自衛隊演習場に入り込んだところに道がついていたものであり、こんな急カーブなどはなかったわけです。それが道路を舗装するときに現在のようになったのでありますが、このままでは非常に危険な状態にあるわけです。このことについてどう考えてるのか、対策を考えてるのか、お伺いいたします。

以上ですが、再質問の権利を留保いたしまして、終わります。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 教育次長（杉本弘文君） それでは、第一点目の教育施設の充実と通学路の安全対策についてお答え申し上げます。

よい環境の中でよい教育を、これはわれわれ教育委員会といたしましても、常に考えてるところでございます。御指摘の体育館につきましては、現在、旧来の講堂的な建物として、芦部小学校、北松尾小学校、南松尾小学校、伯太小学校、加えて和泉中学校がございます。これら5校の建物につきましては、国庫負担法の補助対象としての基準に照らし、事業認定を得るよう努力を重ねてまいりたいと考えてるところでございます。あわせてまた、市の財政事情も考慮しながら、年次計画のもとに改築を図ってまいりたいよう努力いたします。

二点目の通学路の問題でございますが、御承知のように、池上小学校の通学路につきましては、本年四月開校の時点におきまして、地元の方々の御要望を受けて通学路の整備をいたしてまいりました。一部道路の舗装も行って整備に努めてまいりました。

御指摘いただきました地点につきましては、すでに地元の皆さんを初め関係の議員さんからも、整備についての御要望をいただいております。教育委員会といたしましては、すでに交通公害課の御協力もいただき、実態調査もいたしてございます。御承知のように、信号機の設置は、府の公安委員会の認可が必要でございます。交通公害課を通じ府公安委員会に対し、信号機設置について要望もいたしておりますし、さらに早期に設置いただけるよう、引き続き関係課の御協力を得ながら取り組んでまいりたいと存じております。

次に、池上小学校の施設の問題ですが、あの学校なり運動場の地点は池でございまして、地盤もまだ締まってないという関係もございまして、その都度、学校からの御要望もいただく中で整備を図っているところでございます。過日も運動会を前にして砂を入れた実態でございまして、今後、さらに整備を図ってまいります。

また、電話の問題ですが、一応児童数量もありまして、各学校とも電話は一つ設置しておりますが、二台のところもございまして、これにつきましては、学校側からも御要望をいただいておりますので、さらに検討していきたい、かように考えておりますので、御了承いただきたい

と思います。

- 8番(原重樹君) まず、体育施設の問題でございますけれども非常に努力もされておるようですが、たとえば伯太小学校につきましては、同じ1時間の授業の時間帯で二クラスが体育の授業になっているために、雨の日は狭い講堂で半時間ずつクラスずつやる状況です。また、球技などは窓ガラスが気になったり、天井が低かったりして、とても思い切った運動ができない状況であるわけです。

また芦部小学校の場合、講堂として建てられたと思いますが、床が斜めになっている、傾斜がついてるので、屋内運動場としての機能は全く備えていない、ないに等しいわけです。ですから、雨の日は体育の授業は中止し、教室ではほかのことをやるといった状況もあるほどです。こうした状況ですので、1日も早く体育館の新設をしてほしいという強い要望もあるわけです。いま、小学校については四校挙げられました、いつから始めるのかについてお聞きしたいと思います。

次に、通学路の問題ですが、この件につきましては努力されておると思いますので、人命にかかわる問題ですので、1日も早く解決していただくよう強く要望しておきたいと思います。

さらに、電話の問題ですけど、児童数の関係ということですけども、この池上小学校でも6百名近い児童がおるわけです。外からたとえば父兄が学校に電話をかけようにも、話し中ではなかなか通じないという状況もあるわけですから、1日も早く実現してほしいと強い要望もあるわけです。こういった状況を踏まえながら、1日も早くその設置を可能にさせていただくよう要望しておきます。

- 教育次長(杉本弘文君) 御指摘の実態につきましては、教育委員会として十分把握いたしております。いつからかかるのか、ということでございますが、これには国庫負担法にのっとる補助対象を基準に考えていかなければなりません。補助対象では、構造上危険な状態にある建物ということで、骨組み等の耐力度等も調査する中で認定になります。教育委員会としては、補助対象の認定をいただけるよう努力いたしてまいりたい、かよう考えております。

- 8番(原重樹君) 補助対象は、構造上危険があるかどうかということですが、伯太小学校で言っても、四校の中では比較的新しいと言われておりますが、床が痛んでおるとかの状況もでございます。また、この体育館設備ということ言うと、球技などしても、さんをつけてその上に床を張ってるということでボールのバウンドが全然違う。こういうところで練習していった子供たちが、いざ体育館で試合をすると、カンが全然違ってぼろ負けに負けたという話も聞いております。子供たちにとっても、親や先生方にとっても急を要する問題となっておりますので、1日も早く解決されるよう要望しておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） 二点目の黒鳥地区における浸水問題についてお答え申し上げます。

御承知のように、浸水対策につきましては、非常におくれております。しかし、これらを解消する点につきましては、下流の下排水の整備が一番先決でございます。このたび、先ほども先生の方から申されましたように、その一貫として桑畑水路の改修を補正にお願いしておるわけでございます。今後は、それらの準幹線等をも十分配慮しながら、毛細管について順次計画しながら、解消に向けて努力したい考えでございます。御了解をお願いしたいと思います。

○ 8番（原重樹君） 順次やるということで結構でございますが、若干、黒鳥町の人たちについてちょっと話しておきますと、特に先ほど浸水の多い地点では、土のう袋に砂を詰めたものを常時、家の前に用意して非常時にはそれを使うことまでしておるわけですから、1日も早くこの問題解決に努力をされるよう要請しておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 黒鳥の民間保育所についてお答えいたします。

まず、第一点の経営者でございますが、これは社会福祉法人慈泉会理事長、有本清太郎氏、阪本町在住の方ですが、この方が経営者として取り組んでおります。

二点目に、開園年月日でございますが、来年4月1日開園を前提に現在、基礎工事等を着手しております。

三点目は、園児の募集時期でございますが、これについては、他の公立、民間保育園と同じ時期、具体的には、来年1月中旬に受付を行う予定をしております。

第四点目に、零歳児から保育を行うか、ということですが、他の公立、民間保育園と同様に、生後6カ月よりの保育を行ってまいりたいと考えております。

最後に、定員でございますが、総数百20名、これは零歳から5歳までを含めての定数でございます。

以上でございます。

○ 8番（原重樹君） 確認はこれで結構ですが、一言、和泉市には同和関係の保育所、一般の公立の保育所、さらに民間の保育所ということで、三つの形態の保育所ができることになるわけでございますけれども、同じ和泉市民の子供が使用するわけですので、保育の内容、保母さんの問題等について市が責任をもって対応していく、このようにしていくことを強く希望しておきます。

○ 議長（貝淵博治君） 次の。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 信太山自衛隊演習場周辺問題について、ヘリの騒音について

お答え申し上げます。

ヘリコプターの所属基地が八尾伊丹にございまして、その基地から信太山自衛隊に緊急離着陸のために飛来してくるのが実態でございます。かねて市民の皆様方からいろいろと御注文をいただいておりますので、その都度隊とも協議してまいってきている現状で、過般も隊の幹部とひざを交えて御要望を申し上げております。

当面、騒音発生減少のために格段の配慮をしていただくことをお願いし、近くまた隊を訪れるわけですが、機密事項に触れない範囲で飛行コース、高度、定期訓練の日程、毎週とか毎月ですが……、それから、緊急離着陸の実態等をお示し願いたい。それらのデータから、騒音発生をより少なくするための格段の御尽力の上で、私たちは責任をもって市民におこたえしていくということから、機密事項に触れない範囲で資料を提示してくれと申し上げております。近くそのデータもでき上がるようですので、その席で改めてまたいろいろと御注文を申し上げたい、かよう思うわけです。

騒音の実態等についても、高度百から七百メートルの間にいろいろと騒音フォンの高低がございまして。それらは現状、隊では十分実態をつかんでる、特に黒鳥周辺では黒鳥小学校、北池田小学校、密集した鶴山台住宅等がございまして、よりよい環境の中で騒音の発生減少のために再度、いろいろと御注文申し上げていきたい、かよう思います。

それから、有刺鉄線を張りめぐらしている金網等について御要望でございます。これも一応、隊を訪れまして、こちらから美観の保護、環境の保全面からいろいろと要望申し上げ、実態も把握して協議をしてきたい、かよう思っております。

以上でございます。

- 8番(原重樹君) この金網の有刺鉄線の問題ですが、ここは鶴山台南小学校へ通り通学路ともなっております。狭い道でもあり、車がすれ違うときなどは、道路の端まで車が来るわけで、このとき通学中の子供たちが、有刺鉄線の金網のために逃げ場がなくなるという状況まであるわけです。ですから、大変危険な一面を持っておりますので、こういった面からも早急をお願いしたいと思います。

そして、大阪防衛施設局はわが党の藤田スミ衆院議員に対して、地元との不協和音を一番気にしていると落しているわけで、この金網問題についても、信太山駐とん地へ行って視察、改善させることを約束しておるわけでございます。市としても、金網を早期に撤去させるよう、強く大阪防衛施設局なり信太山駐とん地に対して要請していく必要があるかと思いますが、この点そういう意思があるものかどうか。

- 産業衛生部長(広岡史郎君) 強く申し入れて撤去せよということであるいろいろ御提言をいた



いただきましたが、隊は、隊なりの必要の中で設置されたものでございます。それについて、市から御要望申し上げる中で協議すべきだ、かよう考えております。議員さんからきつい御提言がございしますが、その意を体してお話してみますが、やはりひざを交えて協議する中で、市民の要望等を知っていただく形で話を進めたい、かよう考えます。

- 8番(原重樹君) ひざを交えて、ということですが、相手に要求していく話でもあるという事で、いろんな努力は必要かと思えます。とにかく、この問題は、通学路の安全性確保、また、市民の中でスポーツの要望などが高まっている中で、一つの憩いの場として絶好の地であったところでもありますので、市民締め出しという金網が1日も早く撤去されるよう、市としても努力されることを強く要望しておきます。
- 議長(貝渕博治君) 次。
- 建設部次長(吉田日出男君) 蔭涼寺のおりるカーブですが、舗装した時点におきましては、一応市道認定の幅をもってやったわけでございまして、その時点でいまおっしゃられるように、カーブの取り付けについて行った次第でございます。
- 8番(原重樹君) 蔭涼寺のカーブのところなんですが、ここは一方は谷間、他方は畑となってるわけです。最近でもこのカーブを回り切れなくて車が谷間に落ち込んでるという事故を起こしておりますし、また、畑に車が突っ込んでいくという事故も起きてるわけです。畑の持ち主の話聞いても、いつ車が突っ込んでくるかわからるので落ち着いて仕事ができない、こういうことを訴えるほどです。この道は最近交通量もふえたということですし、通学路にもなってる関係もあるので、早急に対策を立てていくべきではないか、その点どうですか。
- 建設部長(逢野一郎君) 早急に現場を視察して対策を立てたいと思えます。
- 8番(原重樹君) どうもありがとうございました。事は人命にかかわる問題でございますので、1日も早く解決されるよう、努力されることを要望いたしまして、これで終わります。
- 議長(貝渕博治君) お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思えますが、御異議ございませんか。

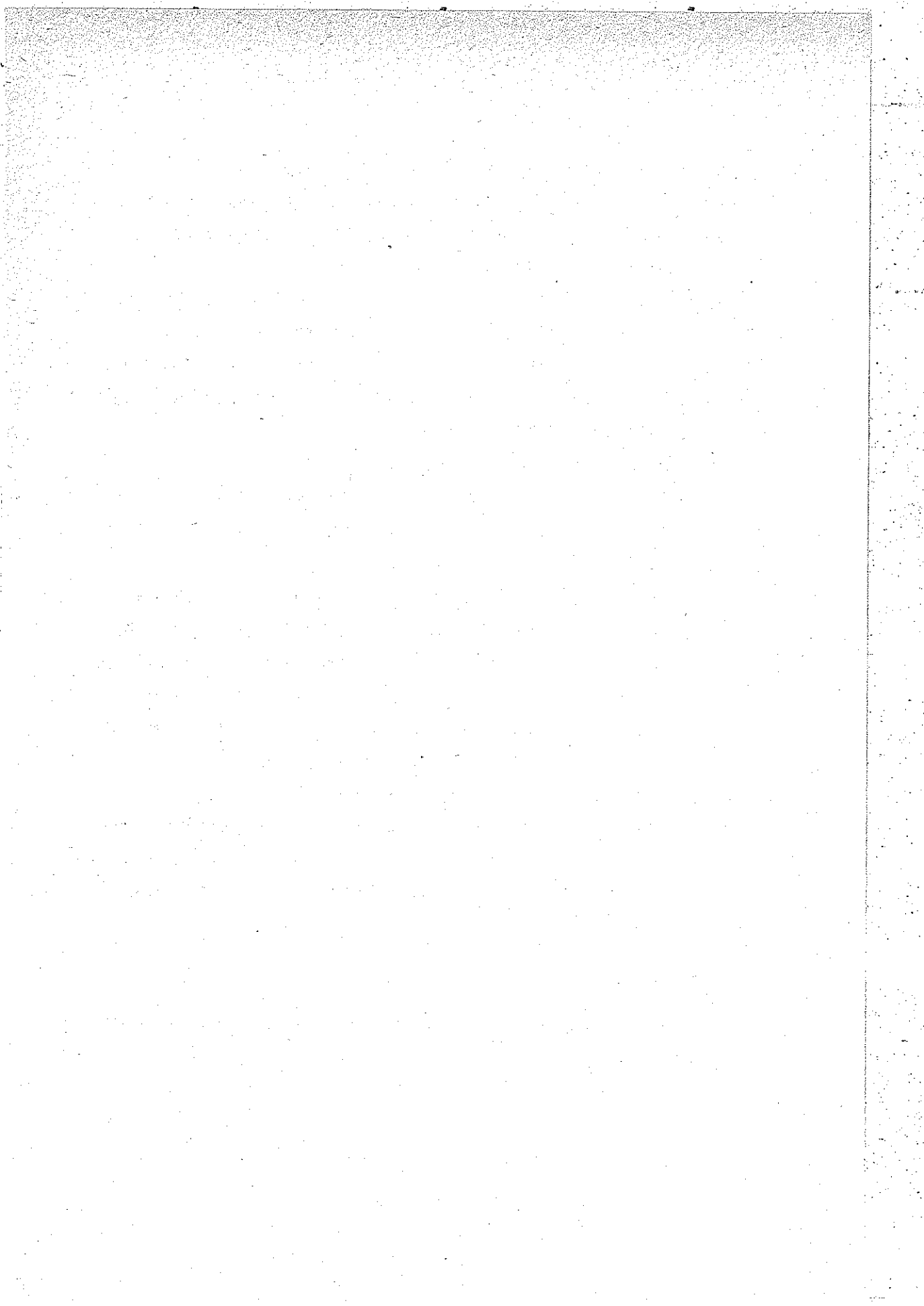
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないようですので、散会いたします。

なお、明21日も一般質問を続行いたしますので、定刻御参集をお願い申し上げます。御苦労さんでございました。

(午後3時55分散会)

○



第 4 日



昭和55年10月21日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 若 浜 記久男 君  | 16番 赤 阪 和 見 君 |
| 2番 竹 内 修 一 君  | 17番 橋 本 佳 行 君 |
| 3番 辻 村 靖 英 君  | 18番 松 尾 孝 明 君 |
| 5番 田 中 包 治 君  | 19番 大 谷 昌 幸 君 |
| 6番 三 井 正 光 君  | 20番 出 原 平 男 君 |
| 7番 勝 部 津喜枝 君  | 21番 池 辺 秀 夫 君 |
| 8番 原 重 樹 君    | 22番 飯 坂 楠 次 君 |
| 9番 直 村 静 二 君  | 23番 田 中 昭 一 君 |
| 10番 天 堀 博 君   | 25番 奥 村 圭一郎 君 |
| 11番 成 田 秀 益 君 | 26番 仁 井 明 君   |
| 12番 横 田 憲治郎 君 | 27番 柳 瀬 美 樹 君 |
| 13番 並 河 道 雄 君 | 28番 貝 淵 博 治 君 |
| 15番 穴 瀬 克 己 君 | 29番 藤 原 要 馬 君 |

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	同 和 対 策 部 長	橋 本 昭 夫
助 役	坂 口 禮之助	同和対策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生 田 稔
収 入 役	中 塚 白	市 民 部 長	富 田 宏 之
参与兼市長公室長事務取扱	西 川 喜 久	市 民 部 次 長 兼 福 社 事 務 所 長	中 川 鉄 也
参与兼都市整備部長事務取扱	林 徳 次	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
財 務 部 長	麻 生 和 義	建 設 部 長	逢 野 一 郎
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	建設部次長兼土木課長事務取扱	吉 田 日 出 男
財 政 課 長	大 塚 孝 之	都 市 整 備 部 理 事	中 山 重 光

職 名	氏 名	職 名	氏 名
都市整備部理事	門川 祿朗	教育委員長	堀内 由延
都市整備部次長	萩本 啓介	教 育 長	葛城 宗一
都市整備部次長	青木 孝之	教 育 次 長	杉本 弘文
改良事業部長	西川 武雄	管 理 部 次 長	逢野 博之
改良事業部次長兼 改良給務課長事務取	前田 守正	指 導 部 長	高橋 貞良
病 院 長	竹林 淳	指 導 部 次 長	竹田 明郎
病院事務局長	内田 繁	指 導 部 次 長	明坂 貞士
病院事務局次長兼 管理課長事務取	藤原 光夫	選挙管理委員会委員長	味谷 日吉
水 道 部 長	田中 稔	選挙管理委員会事務局長	岸田 秀仁
会 計 課 長	赤田 傳信	監 査 委 員	久光 喜多男
消 防 長	松村 吉堯	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	向井 洋
消防本部次長兼消防署長	湯川 行夫	農 業 委 員 会 会 長	坂上 國治
用地担当理事・ 土地開発公社事務局長	平野 誠三	農 業 委 員 会 事 務 局 長	信田 種行
用地担当参事・ 土地開発公社事務局次長	岩井 益一		

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

○  
本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	吉 岡 昭 男
次 長	吉 田 種 義
議 事 係 長	西 井 正
議 事 係	佐 土 谷 茂 一
議 事 係	川 崎 政 勝

○  
本日の議事日程は、次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月21日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		一般質問について	

(午前10時5分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんには御繁忙のところ御出席くださりましてありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは23名でございます。

なお、欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、23名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいま報告のとおり、出席議員数23名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(貝淵博治君) 日程第一「一般質問」を昨日に引き続いて行います。

29番藤原要馬君。

- 29番(藤原要馬君) それでは、通告に基いて一般質問をさせていただきます。昨日、2、3の人から産業廃棄物処理場の問題について質問をしていただいたと思うんですが、理事者からも賢明なる答弁があったと思うのでありますが、私はその中でどうも納得のいかないことは、これは府が権利があって許可したんだという答弁が、私は一番気に入らないと思うんです。なるほど法的には府に責任があり、すべての権限があるのか知らないけれども、やはり和泉市としては、市長が最高の権限があると思うんです。府に任したままほっとくんかということを根本的に聞きたいと思うんです。

昨日はそういう御答弁であったと思うんですけど、これはもう4、5年前からやってると聞いてるんですけど、私は昨年、産衛委員でしたが、これに対する何の協議も受けていない、提案もしておらないと思うんですよ。この4年間に議員さんがこの委員会に入ってるが、聞いたことがあるか、審議したことがあるかということを皆さんにお聞きしたいと思うんです。私は受けたことがない。

現在、町会こそって地区の方々が反対してるわけですが、そのような重大な問題を市会が何も知らない、聞いていないというようなことがあり得るのかどうか、市長は委員会をどう考えてるのか、ということです。ということは、昨日も部長は書類を読んでおりましたけれども、これは4、5回も要望もし、交渉もしてるわけなんです。そういう重大な案件をわれわれ議会にも何も知らさないということは、議会無視、余りにも議会を軽視し過ぎるんじゃないか。

どんな大きな問題が起きるかもわかりません。ところが、何ほ大きな問題が起きてても法的な権限が市にないということは、市長は市会にも相談もせず、協議もせず、みずからやられるのかということなんです。きょう、私は何も細かくは申し上げませんが、これをどうするかは一番大きな問題だと思うんです。今後、和泉市の行政についてはやはり市会にかけ、市長が思案に余ったことはなおさら市会にかけ、議会の皆さん方のお力をお借りするのが当然だと思うんです。

これをなぜやらないのか、なぜやれないのか。その理由も昨日は何も聞いておりませんし、きょうは徹底的に聞きたいと思うんです。

それから各地区から陳情に来た場合、市長は、うちは権限がない、府の方に権限があるから許可したんだということらしいけど、どういうお考えかということです。われわれもいままで行政にも相当携わってきましたけれども、やはり伏屋の駐車場の車庫の設置、あれはわれわれが反対して二年余もかかったんです。これは国の行政であろうと府の行政であろうと、住民が一番とうとうと思うんです。国会議員にしる府会議員にしる市会議員にしる、皆市民が投票してその権利を与えた、審議権を与えたんです。だから、住民の言うことは、国会議員であろうと大臣であろうと聞かなければならないと思うんです。法律がこうなってるからだめだということはおかしいと思う。

私は学校も出ておりません浅学非才です。市長のように法学士ではありません。しかし、法律というのは人間の常識の常識でつくったものでしょう。どろぼうをしてはいけない。人を殺せばこうなるとかいうことで、人間の常識で法律はつくられてると思う。神様がつくったものでもないんです。だから、皆が判断して悪いことをしたらいかんと戒めてると思うんです。だから、この廃棄物の捨て場を設定するのは重大なことではないのかということです。これは大きな問題だと思うんです。

市長も御存知のように、和泉市は全部そういうものを受けてるわけなんです。三市でやってる泉北環境の灰でも全部和泉市が受けてるんです。そして、わが市のものをやろうとしたら、もう三億も五億も金を入れて、すでに5、6年前に土地を買っております。しかし、その土地すら使用できない。なぜできないか、公害があるからだめだ、公害を防ぐ設備をせよ、それをしないとやらせないとか地元の人たちは言うてる。それがためにいまになっても使用できないと思うんです。



和泉市自体が金を出して買うところでも使用できないむずかしい問題なんです。そのむずかしい問題をなぜ軽々しくわれわれが選挙の忙しいときに認可したことをそのまま放置してあるのか。

市長ね、うちには府会議員もおるわけです。やはり府のことは府会議員が大きな発言権がある。だから、府会議員ともども行ってこの反対をしたのかどうか、はっきりと皆さんにわかるように御答弁を願いたい。そして、府会議員も行き、あんたも行ったが勝手にこうしたんだということでしたら、われわれ議会もこのままではほっとけません。全部議会もこぞって府に行って抗議を申し込まなければいけない。後に公害が残るんです。

あんたも御承知だろうと思うんですが、4、5年前やからわからんか知らんが、あの国分で府がやったということで反対もあったが、その後やられたが、公害が残ってる。いまでも排水が黒くなってる。その水はどこへ流れてるか、和泉市の和田浄水場に流れて、それを市民が知らずに金を払って飲んでるんです。

だから、市長という仕事は非常にむずかしいと思う。われわれでも市長に出よ、と言うてくれましたが、ようしないんです。われわれの力ではとうていできないむずかしい仕事です。ひとつ議員さん並びに市民さんの納得のいくような御答弁を願いたいと思うんです。昨日のような答弁では納得できません。うちの会派から議長が出てるので余り長くやりたくないが、これは問題が問題ですから、納得のいくまで市長に質問します。これで終わりますが、再度質問の権利を有して終わりたいと思います。

市長さん、ひとつ恐れ入りますが、皆さんの納得のできるよう、これはやらせてもしょうがないな、というようにね、世論というのは一番とうとうと思う。きょうも毎日新聞に載っていますが、新聞にまで出てきたとなると、われわれ議会としてもほっとけない。根拠なくして新聞は載せませんから、ひとつよろしく願いたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま藤原議員さんから産廃の処分をめぐる問題につきまして御指摘をいただきましたので、市長からお答え申し上げたいと存じます。

議員さんも御承知のとおり、本件は52年来の問題でございまして、業者が大阪府に産廃の許可申請をされたのが発端でございます。その後、市に四回にわたって府の方から参考意見を求められたのは事実でございます。その都度、私の方から府に対する意見として申し上げてまいりました。当初52年来の問題でございまして、こういうことについては好ましくないということの意見を出しました。

その後、府当局におかれては、産廃法等に照らし合わせて、数回にわたって業者に改善の指導が

なされたようにお聞きをいたします。その結果、業者もあらゆる公害が出ないよう改善計画に添えられてきたように経過をお聞きしております。したがって、府当局としては、産廃法に照らせば、いわゆる法的には地元の同意は必要がないということをごさいます、9月2日付で許可したという事実でございます。4年間のいろんな経過がございますが、私としては御指摘まことに恐れ入ります。大阪府の許認可事項について、業者が大阪府に申請をされる中で、和泉市に意見を求められたものでございまして、私なりに市を総括する責任から意見を申し上げてまいったものでございまして。

御指摘のように、なぜその都度委員会に諮らなかつたかという御指摘は痛み入りますが、筋目としては、大阪府が許認可権を持つ事項で市に意見を求められたものでありまして、私なりに諸般を勘案して御意見を申し上げてまいったという経過がございまして。しかし、やるものでないという立場に立って委員会にお諮りし、御報告をしなかつたのは事実でございまして。その点御指摘は痛み入りますが、今後、そうした御指摘を胸にいただき、問題点についてはその都度、所管の委員会に御報告もし、御意見も賜らなければならないと存ずる次第でございまして。許可するか、しないかということがわからない時点の4年間の経過の中でございまして、一応、総括的な立場から御意見を申し上げてまいったということをごさいます。御了承を賜りたいと存じます。

ただ御指摘のように、二日以降地元の皆さんからたくさんの署名簿等が市長あて、あるいは府当局に対しても届けられている実態でございまして。私なりにやはり産廃法という法律は法律、行政の担当部として、上級官庁の決定に対してとやかく言うわけにまいりませんが、地元市民の世論は、納花町、平井町、鍛冶尾町、そして川中町から相次いで署名簿が私の手元に届いております。過般も16日、地元の皆さんと6時間にわたってお話し合いをさせていただきました。

そうした世論の上に立ちまして、府に対して地元の市長として、これは何とか解決しなければならぬ問題だと私なりに存じますが、6日付で府当局に善処方を公文書で申し入れをいたしております。それに対して、14日付で大阪府知事からの回答が私の手元に参っております。

公害については、許認可した大阪府の責務において万全の対応をとりたい、こういう回答の内容でございまして。

しかしながら、地元住民の皆さんとしては、こうした回答には不満である、いわゆる二次公害がある、この公害をどうしてくれるんだという率直な陳情がございまして。これを受けさせていただき、早速17日に私も大阪府に参りまして、このこと責任者である黒田生活環境部長と西野課長のお二人に部長室で会い、私の意向を率直にお伝え申し上げ、許認可したとはいえ、何とか大阪府の責任において善処方を強く申し入れてまいっている経過がございまして。

そうした上に立って、私も地元の皆さんの強い抗議、世論というものは地元市長としてくませ

ていただき、強く府に対して善処方の申し入れをいたしておりますが、府の担当部長といたしましても、これに対していろいろ検討してる段階でございます。御指摘ももっともでございます。

私なりにそうした一連のことを通じて、住民の世論の上に立って動かさせていただいてるのが、現在の実態でございます。

きのうも御答弁申し上げましたが、市民、議員の皆さんに非常に御心労を煩わし恐縮に存じております。今後は、所管の担当である産衛委員会も設置していただきましたので、早速御報告もしてお許しいただき、御教示も賜りたい、このように存じておるわけでございます。ただ、言い訳ではございませんが、9月2日前後は、ちょうど改選期の前でございます。急拠なことでございましたので、御報告、御協議をするいとまがなかったことでもございますので、御了承を賜りたい、かように存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

- 29番（藤原要馬君） 昨日もそういう御答弁は部長から聞いたわけですが、それでわれわれは納得しているのかということです。だから、幾ら市長が謝罪しても、地元の住民の皆さんが、そこまでやってくれたんか、やっておったんか、と感ずるところはないと思うんです。先ほど申し上げましたように、府会議員ともども行って反対したのかどうかははっきりしてもらわないかん。それに府会議員は行かんと言ったのか、あんたが要望しなかったのか、この点もあわせて御答弁願わんと、われわれもやはり府会議員に抗議も申し込まないかん。

伏尾の車庫の問題のときもそうやったんです。これは市長は知らんことですけど、やはり議会の開発委員会にかけ、当時の開発委員長から話があり、そして事業局と話し合いました。あれは2年以上かかっている。それがために65メートルの道は粉河線まで来る。ともどもに電車もひけということ府がのんだから納得したんです。あんたは知らんが、助役は知ってます。そういうときでも議会に相談したから利益があったんです。

また、住宅供給公社の問題でもそうです。これは理事者の方では1億余の金で済まそうとした。当時坂上さんが議長だったと思うんですが、開発委員会が相談を受けた。それはだめだ、そんなもので納得できんと抗議を申し込んだ。そして、青少年会館のところを1万坪出せ、無償で和泉市に寄付せよ、そうしなければ許可せん、ということでやった。話が進むにつれて、このままではいけない。だから、いまの中学校の土地、会館の土地、これもしょうがないから7万円を買おう。そのかわり小学校2校要るから、その用地を公社で買え、その金が25万円ということで、16億というものを和泉市に寄付せよということで話し合いがついた。そして、その半金の9億4千万円もらった、4、5年前だと思います。助役さんと一緒に私も行って話をしたんですが、その書類はこれではいかんので、こういう書類を書いてくれということで向こうの課長が来て、教育委員会から書いて出し、9億4千万円もらった。理事者だけではだめなんです。議会も総力

を挙げてやらないと和泉市が利益を得られません。

この問題もそうです。ただ市長さんがやってるから市会も行かん、ということでは、満足な形で住民が納得する回答は得られません。いかにやってもだめです。市長さんは首長やから、おれはこうやったんやからええわ、ということでしょうが、26人の議員さんは全部支持者がおる。その人らからいちいち追及を受け、それに回答しなければならない。しかし、あんたから満足な答えがないからできない。われわれは知らないということ。協議も受けてないから内容もわからない。お前ら協議も受けずに行政をやってるんか、と言われたら、われわれは責任を負わなければならない。だから、やかましく言ってる。

市長の答弁だけでは納得できません。われわれは2年以上もかかってあの問題もやってきた。公社の問題もやってきた。府としては相当な権限を振り回しますから、おれは和泉市の市長だ、と言って行ってもなかなかいかん。納得させる方法でやらないとだめだということ。市長は、こういう方法を考へてるから議会のお力を借してもらえないか、と言うのか、それとも、わしだけでやります、と言うのか、はっきり御回答願いたいと思います。

○ 市長(池田忠雄君) 再度御指摘をいただきまことに恐縮です。事が非常に大きな世論となって市当局に寄せてまいってるということでございます。端的に申し上げて、私なりに精いっぱい努力をいたす覚悟でございますが、こうして議会の担当委員会が構成された今日の時点でございます。当然のことながら、このことにつきましては議会の皆さんに御協議を申し上げ、いろいろとお力をいただいて問題解決に当たってまいりたい、このように存じております。

非常に前後の事情を申し上げない諸点もあつたらうと存じます。

問題は、いま府に私が申し入れております点、住民の皆さんの御意向と申しますものは、この処理場をめぐって市で買い上げてほしいという要望が強うございました。ここで処理場をやらせないという申し入れも強うございました。これを受けて昨日も御回答申し上げたのですが、市で買い取るということは、諸般をならみ合せたときに非常にむずかしい諸点がございまして。したがって、許認可された大阪府において、これについて何とかせよ、ということを実は申し入れておる実態でございます。

こうした点、大阪府当局としても何とか検討させていただきたいということでございまして、御指摘のとおり、大阪府も許認可した立場、筋目がございまして、非常にむずかしい点が多々あるかと私なりにも存じております。こうした点、なお今後突っ込んでまいりたいと存じております。担当委員会初め議員の皆さんに御協議を申し上げ、御指示をいただく中でお力添えを賜りたいと存じております。よろしくお願いを申し上げたいと存じます。

○ 29番(藤原要馬君) 市長、あんたね、今度担当委員会ができたから、できたからと言うが、

ことは改選期でして、これは25年前からある、産衛委員会というものはね、そうでしょう。昨年は私らがやっちゃったが、そんなものは一つも出なかった。こんな重大なことになるとは思っ  
てなく、安易に考えてやったと思う。それは間違いですよ。こういうことをやったら和泉市がど  
んどけ不利益、迷惑がかかるか、市長は常識から考えてわかるんですからね。そこらがわかって  
るのに、委員会にもそういう問題をかけないとはどういうことですか。いままでの委員会は、市  
長が認めてない委員会だったんですか。議会で選任されたものですよ。その委員会にかけずして、  
新規の委員会ができたから話し合います、協議します、とはどういうわけや。前の委員会をどう  
考えてるのか。

- 市長（池田忠雄君） 決して議員さんの御指摘のようなことではなく、先ほどからお答えいた  
しましたとおり、府の許認可がいかになるか、大阪府における判断がございませぬ。地元の意見が  
求められた点がございませぬ。したがって、この問題については率直な話、委員会を認める、認め  
ないということではなく、お落りをしなかつたという実態でございませぬ。

ただ、許認可が9月2日でございませぬ。それをめぐる前後が改選期でございませぬので、御報  
告も御協議もできなかつたことを御了承賜りたいとお願ひしてございませぬ。それ以前の話として  
は大阪府の許認可事項ということに立って意見を求められるということの経過でございませぬので、  
委員会に御報告を申し上げなかつたということにございませぬ。結果的には、御指摘のように  
見通しが甘かつた、許認可しないだろうと思つておつたのか、という御指摘をいただくわけですが、  
そうしたことから御報告、御協議を申し上げなかつたということにございませぬ。決して委員  
会を軽視したり、あるいはどうこうということにございませぬので、その点ひとつ御了承を賜り  
たいと思ひます。

- 29番（藤原要馬君） 市長、あなたは許認可の権限は府にあるといつても、やはり市長の意  
見も考え方も聞きに来てるんでしょ。ということは、許可するについては、和泉市の承認を得  
なければいけなかつたということ。和泉市の住民はとうとい。その和泉市の住民に何も言わずに、  
市長の独断で今後行政をやつていくということになつたら、このままわれわれは安閑としておれ  
なくなる。

許認可する権限が府にあつても、それをするについては、地元住民の意見を聞かなければいけ  
ないということに市に何回も問い合わせがある。4回も5回も回答してあるんでしょ。その回  
答をするときには市長独断でやらず、やはり納花町の皆さんの御意見もお聞きし、それができな  
ければ委員会に聞いて掌握しておかないかん。それが職務ですよ。それをやつてこそ和泉市のい  
い市政ができ、住民のいい生活ができるんです。このままでは、市長さんにどこまで信頼を置い  
ていいかということにございませぬ。

だから、われわれが住民の皆さんに聞かれたら、皆さんのおっしゃるとおりです。と言わなければならない形でしか何の答弁ができますか。あなたは許認可権は府にあると言うが、府が認可するについては和泉市の承認が要るんですよ。車庫の問題でも一緒ですよ。府に権限があっても、やはり和泉市の全部の承認がなければならぬから、われわれに聞きに来て何日間か会議をしたわけです。府と協議もしたわけです。府も人間ですから、協議すればわかってくるんです。あなたそれを府会議員とともども行って協議してくれたんやったらええが、府会議員に言うたのか、行けと言ったのか、行ってくれと頼んだのか、それを聞かせてくれと言ってる。それによってわれわれは態度を明らかにしていかなければならないんです。それをひとつお願いいたします。

- 市長(池田忠雄君) 8月下旬に急拠、府の方から9月早々に許可せざるを得ないという意向が伝わってまいったのは事実でございます。そうした中で早速担当部長を府に派遣して、いろいろ府の真意をただしたことも事実でございます。また、地元の府会議員さんも事柄が地元の問題であるという点で、私の方にも電話がまいったのは事実でございます。

いろいろと経過がありました。しかし、9月2日に突然に許可されたということの事態に発展をしてまいったのでございます。したがって、地元府会議員さんとしても、それなりに対応させていただいたものと私は解釈いたしております。いろいろ話もさせていただいた経過もありますが、9月2日に許可されたという急転した事態がございましたので、議員さん御指摘のように、府としてはこの問題、過去4年にわたる経過がございます。府から市に意見を求められてまいったのが毎年1回ずつぐらいでございます。その都度お答え申し上げ、業者がすべての改善をなすということで、産廃法に照らし合わせただけの話では、市なり地元の同意は必要がないということになってるのは事実でございます。したがって、市においても、地元においても同意ということではない中、府の総合的な判断で許可したということでございます。いろいろと報告は多岐にわたっておりますけれども、こうした産廃法に基づく業者の許認可については、地元の同意は法的に必要としない。ただ、御指摘のとおり政治でございますので、行政的な配慮という意味合いから、市に参考意見を求められた経過がございます。

いろいろと4年間の経過の中、御指摘を胸にいただきながら反省すべき点は反省しなければならない。しかし、事がこのように重大な問題に発展してまいっており、地元世論を前にして何とかこれを解決していかなければならないと、実は存じておるわけでございます。そのためには、府当局に対して、理事者としては精いっぱい努力をいたしてまいりたいと存じます。議会の皆さんにも御心労を煩わすことでございますので、ひとつ委員会にも御協議もさせていただき、議員の皆さんの御指示、お力添えも賜る中で問題解決に当たってまいりたいと存じております。ひとつよろしくお願い申し上げたいと存じます。

○ 29番(藤原要馬君) 何回聞いても一緒だと思いますが、あんたの答弁では、府会議員から電話がかかってきたということしかない。おかしいと思う。高石の嶋田府会議員あたりは市長とぴったりと話し合いし、一致した行政をやってる。だから、高石市が利益を得てるということですよ。やはり府会議員と市長がぴたりいかなかったら、市民が大きな損失を受けるんですよ。市会議員は26人おるが、府会議員は1人しかいない。発言権を持つてるのは1人なんです。その人がぼんやりしておったら何にもできないんですよ。市長が、こんな重大な問題を電話で聞いただけとはどういうわけや。市民をばかにするもほどがあると思う。府会議員は府会議員らしく、もっと市長とぴったりと相談して対策を講じていかなければいけない。府に権限があるんですよ。府会議員の発言というのは大きいんですよ。それを電話ありました、今後もそないしてやっていくんですか。電話ぐらいでね。

市長ね、あんたのいまの答弁ではわれわれは納得いきませんよ。よううちの市長さんは無投票で市長に2回もしたなと思う。われわれも明きめくらであったと思う。これは府会議員ともっとぴったりとって、そして市民のためにやってくれてるんだと思ってた。ところが、この話聞いたら何もやってない。電話ぐらいで済ましてる。納花町は地元でしょう。その地元のことを電話一本で市長と話し合っただけで済ますということは、府会議員としてあるべきことではないですよ。日夜を考えずにやるのが当然な話ですよ。

われわれは権限外なんです。しかし、市民の皆さんから話を聞けばほっとけないから言うてる。家に来てくれたのは半月ほど前、晩の11時ごろです。われわれは初めて聞いたんです。府会議員に言うたが、府会議員は動いてくれない。地元の府会議員を市長はどう思ってるんか。ここではっきり言明願いたい。ということは、そんな府会議員はおってもらっても何もならないということですよ。やめてもらわなったら市民が損するばかりですよ。違いますか。だから、この問題は府のことやから、市会にも地元にも迷惑はかけません、私がこれを解決します。と言わすべきですよ。われわれやったら絶対に知事にやりますよ。権限があるんだから。しかし、われわれは府に行っても権限がないんですよ。あの人は権限を与えてもらったんでしょう、5回もね。それを市長と電話で話ただけで済ますということはどういうわけかということです。今度、一辺和田さんと会って真意を聞いてわれわれに報告してください。

○ 市長(池田忠雄君) いろいろと経過がござりますが、いま藤原議員さんの御指摘もごもっともでござります。実は先般来、和田府会議員とも連絡をとってござりまして、こうした事態に対応すべく、地元の府会議員さんとしてひとつ協力願いたい。この問題について、何らかの詰めを府においてしなければならぬ段階だ、という申し入れをいたしております。近く市に来ていただき、そういうことのお約束をさせていただいております。こういうことだけは申し上げさせてい

ただきたい。何とかただ一人の府会議員さんでございまして、地元の府会議員さんとしてのお立場もございまして、当然これは府会議員さんと緊密な連携の上に立ってやらなければならないとは存じております。その辺の連絡はとらせていただいております。ただ議会中でございますので、日を改めてお話をさせていただき、協議して物事を進めておる次第でございます。

御理解いただきたいと思います。

- 29番(藤原要馬君) いま、議会、議会と言うたが、市会も府会も一緒ですよ。自分の地元の問題が起きてるんやから。議会みたいなものは休んだって地元のために行動すべきですよ。市長ね、幾らこんなこと言うても一緒やから、本当にこうやります、という言明だけ聞かせてもらったら結構です。あんたが力が足りないとなれば、産衛にも頼んで府にも行って抗議を申し込むべきやと思う。このままではだめやと思うんです。いかに市長が踏ん張って顔をゆがめて行ってもだめです。力を借るといふことをするのか、はっきりしてください。
- 市長(池田忠雄君) ごもっともでございます。私なりに懸命の努力はさせていただきますが、議長さんにもお許しいただき、担当の産衛委員会にもお願いしてお力添えをいただき、また、府会議員さんとも緊密に連絡をとって府当局にも当たってまいりたい、こういうふうに考えております。今後とも議員の皆さん方の格段の御協力のほどをよろしくお願い申し上げます。
- 29番(藤原要馬君) うちの会派で産衛委員長さんがおると思いますし、やはり産衛委員会にも十分力を入れてもらわんと、市長が何ほ大きなことを言っても1人ではとてもできません。地元の人らも気の毒です。終わります。

---

○ 議長(貝淵博治君) 次に、15番・穴瀬克己君。

○ 15番(穴瀬克己君) 通告順に従って質問の要旨を述べさせていただきます。

第一点目は、和泉市泉大津境界整理問題についてお伺いいたします。

昭和47年12月に和泉市泉大津市行政境界適正化協議会が発足され、具体的に協議し調整を進められて8年がたとうとしておりますが、現在までの経過についてお伺いいたします。また、隣接する堺、高石、忠岡町、岸和田市、河内長野市の市町との行政境界においても何らかの問題があると考えますが、具体的にどのように対応されているのか、お聞かせ願いたい。

続いて、現在の境界線問題については、非常にデッドロックに乗り上げていると聞いておりますが、和泉市が人間回復の街づくりという行政目標を達成するためにも避けて通れない問題であると思います。市民の健康で快適な生活の発展を保障していくためにも積極的に進めていくべきであると考えますが、市長の答弁をお聞かせ願いたいと思います。

特に池上町171番地の居住者28棟は、通路及び水道、公園等は泉大津に移管され、各住宅



のみが和泉市となっており、行政協定等により、日常生活においては泉大津市民となっておる状態です。当地はもともと和泉市であったのにもかかわらず、なぜ道路、公園等が泉大津市に移管され、住居だけが和泉市になつてゐるのか、そういう点が不可解でならないのでありますが、どのように対応されたのか、お聞かせ願ひたい。

また、同じく泉大津の助松団地においてもこのような飛び地がありますが、それについての答弁も願ひいたします。

二点目以下排水と浸水対策についてお伺ひいたします。

特に黒鳥町六町会の区域は戦後開拓団により農業生産にはぐくんできた土地であります。近年宅地開発の目ざましい発展に伴い家屋が密集しております。ところが、当地域には生活に不可欠な道路も水路も昔のままでございます。未舗装、未改修のままです。黒鳥山公園の西南斜面の排水が整備されていないため、降雨の際流水が当地域に集中し、少量の雨でも被害をこうむるありさまであります。こういった開発、改修の遅れている点、建設土木としてどのような解決を図つていこうとしているのか、お聞かせ願ひたいと思います。

また、以前からも要望しておりましたけれども、和泉保育所の前の水路改修であります。地元の住民は全部が橋のかさ上げ、また水道のパイプ等も上に自費で上げながら浸水対策を講じております。にもかかわらず、和泉市の管理の保育所の橋がまだまだ改修されず、その橋に水がぶち当たつて住宅に流れ込んでゐるような状況でございまして、大きな問題となっております。水路の改修と保育所の橋の工事を早急に解決すべきであると思ひますが、時期等について検討されていゝると思ひますが、答弁を願ひいたします。

また、岸和田南海線沿線のまゑな池が公園計画になつており、池上下宮線沿線に放光池が公園計画となつております。現在の水路問題にしても大きな問題が残されてゐる中で、大きなこうした計画ができております。そういった中で、現在の伯太地域においても、少量の雨で被害の出る状態ですが、そういった面で、公園計画に伴い地域の水路整備の計画等が検討されてゐるのかどうか、御答弁を願ひしたい。また、池が公園になる上においては、かんがい用のため池としていままで利用されてきておるわけですが、そういった面に問題はないのかどうか。また、防火用水としてもいままで残されてゐたわけですが、それらの諸問題等をどのように解決に向けて進められてゐるのか、御答弁をお聞かせ願ひたいと思ひます。

三点目に都市計画道路についてお伺ひいたします。

いよいよ第二阪和国道も全線開通の運びとなつたように聞き及んでおりますが、それに伴い和泉市の計画道路の進捗状況が非常に遅れてゐるよう思ひますが、これに関連して、和泉市の経済発展に重要な役割を果たすべき和泉中央線の接続及び池上下宮線、大阪岸和田南海線等の都市計画

道路の開通についてはいつごろの予定になってるのか。また、和泉市において自動車専用道路である近畿自動車道路和歌山線が近日中に事業着手の予定と聞いております。また、国鉄環状線、泉北高速鉄道の延伸が予定されております。新聞紙上で目にするわけでございますが、和泉市の将来を決定づける重要な問題であると思います。そういった意味で和泉市はどのように対応していくのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、同じ計画道路の中の東側道路二号線でございます。一部開通しておりますが、富秋から北信太までの間が用地買収は済んでおりますが、まだ道路形態としてはできてるが、築造工事にかかっていないのに通行されてるという状況のところがあります。こういったところ、日夜通勤にその道を使っておるわけでございますので、早急に事業等の着工をしていただきたい。事故等が起こった場合の管理責任はどこにあるのか、明確にさせていただきたいと思っております。

それと現在、和泉市の市道という面におきまして、ほとんどが完全舗装されて未舗装のところがないように聞き及んでおりますが、まだ一部市道でありながら未舗装のままのところが目についたので、この辺和泉市の市道について未舗装の部分がどれほどあるのか、お聞かせ願いたい。特に老人ホーム前、藤沢会館のところ、そこから無線局、そして山荘町に上がる山道でございますけれども、この間につきましては、大阪市の施設等がたくさんございます。また、防衛庁がらみの問題もあろうし、大阪市、また府、国に対して強力に要求をしていくべきであると思っておりますが、その点についての御答弁をお願いいたします。

以上の点について御答弁をお願いいたします。答弁のいかんによりまして再質問の権利を留保して、私の質問を終わります。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 参与（西川喜久君） 第一点目の和泉市泉大津境界整理問題と飛び地についてお答えいたしたいと思っております。

この問題につきましてはお説のとおり、約10年前からのことでございますので、まず、今日までの経過と、今後の取り組み方について御説明申し上げ、ひとつ御理解を賜りたいと思っております。

経過といたしましては、昭和46年に実施いたしました飛び地の実態調査を皮切りといたしまして、昭和47年12月に泉大津和泉市行政境界適正化協議会が発足いたしました。第1回協議会を開催いたしまして、その後も引き続き両市間で協調、調整を図ってまいりましたが、協議が成立せず、今日に至っております。まことに遺憾に存ずる次第でございます。

また、飛び地住民に対する行政サービスの実態といたしましては、教育なり衛生、給水等については、両市間で行政協定をかわしまして、住民の生活に支障のないようできる限り配慮しておる実態でございます。しかしながら、今後さらに飛び地周辺の開発が進む中、本問題につきまし

ては、一層の努力をいたしまして一日も早く飛び地の解消をし、行政境界の適正化を明確化したいと考えております。なお、今後の取り組み方といたしましては考え方を申し上げますと、まず、泉大津市和泉市行政境界適正化協議会をより積極的に開催いたしまして、御意見、御方針を拝聴しながら、両市間で協議成立が可能な方法論について抜本的に検討を進めてまいりる考えでございます。たとえば全く中立の学識専門家にレポートを作成願う方法なり、あるいは可能な部分から解決する方法、これらを含めて適正化の考え方を示してまいりたい、かように考えるものでございます。今後、新たな発想のもとに早期解決に最善の努力をいたしてまいりたいと考えております。また、本協議会の委員さんの9名の選出方につきましても、ただいま議長さんあてにお願いもいたしておるわけでございます。議員皆さま方の今後とも一層の御協力をお願い申し上げます。御理解を賜りたい、かように考えるものでございます。

- 15番(穴瀬克己君) 非常に多くの問題をはらんでるように聞いております。すぐに解決するようにも思っておりません。だけど、協議会も事実上ないのと同じで、また、両市においてもトップ会談もなされていない中で非常に問題があると思うわけです。そういった意味で、公室長の方から早急に取り組んでいく、という答弁をいただき、私も非常にありがたく思っているわけですが、特にいままで和泉市が主張してきたのは、二国を境にしていこう、これが理解を示されない状況であったように聞いております。当然和泉市の領土を考え、また、和泉市の利益を考える上で和泉市の言い分が出てくるだろうし、また、泉大津市においても同じことが言えると思いますが、その意味で公室長が言われたように、中立的な立場での意見を十分に耳を傾けながら、地元住民の本当の意味での要望を十分聞き取った上で、今後慎重に進めていただきたい、このように思いますので、よろしく願いいたします。

- 議長(貝淵博治君) 次。

- 建設部長(逢野一郎君) 飛び地問題についてお答えいたします。

御承知のように、和泉市と泉大津市との境界は、非常に入り組んでるところが多うございます。これらの行政区域の設定につきましては、開発当時、われわれの担当者段階におきまして、泉大津市当局とも協定書に基づきましてやっております。御指摘の171番地につきましても、協定書によってやっているわけでございます。

なお、こういう路線等につきましてはまだ多数ありますが、そういう一連の話し合いによって行っているわけでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

- 15番(穴瀬克己君) いまの飛び地問題ですが、日常生活は泉大津にお世話になっている中で税金だけは和泉市、非常に肩身の狭い思いをしているわけでございます。そういった中で行政サービスが十分になされているかどうか、やはり不十分な状況でございますし、171番地のおかし

なところ、と言うとしかられますが、宅建業者の広告では「グリーンタウン泉大津市」と書いてあります。また、学校、病院、庁舎等も全部泉大津と記載してある。そこへ入ってくる住民は泉大津だと思って入っているわけです。公園、道路も泉大津の管理、住宅だけ和泉市、このようなおかしなことがあっていいのかどうか。まして、もともと道路があって家が建つならば話は別ですが、後でつくった、和泉市の中に道路をつくったわけで、これを泉大津市に移管してることに對して納得がいかない。この点についてわかるように答弁をお願いいたします。

- 建設部長（逢野一郎君） この件につきましては、泉大津との間に行政区域の設定の協定を結んでおりまして、それに基づいて管理の範囲を設定しております。それで今回の件についても、協定書に基づきまして、和泉市の領地ではございますが、泉大津に管理をお願いしておるものでございます。
- 15番（穴瀬克己君） それでは、隣接地域に対しては、すべてそういうふうな措置を講じてるわけですか。特に豊中地区におきましては、うお健の前の道路とかイズミヤのところの道路とか、その点は和泉市の管理になっておるわけですか。
- 建設部長（逢野一郎君） いまは協定書によりましてお互いに管理してやっているとこのように御理解をお願いいたします。
- 15番（穴瀬克己君） こちらの質問に明確に答えてください。
- 建設部長（逢野一郎君） 泉大津北通り線等につきましては、泉大津の領地ですが、和泉市が管理をいたしております。
- 15番（穴瀬克己君） 中途半端な見解でなされていることについては、非常に問題が大きいと思います。そういった意味で若干のアウトライン、基準というものを少し細かいことで恐縮ですが、言っていただけませんか。
- 建設部長（逢野一郎君） 御指摘の泉大津北通り線のことだと思いますが、泉大津の領地ですが、管理は和泉市の方でいたしております。
- 15番（穴瀬克己君） 私が言ってるのは、豊中町の中にも和泉市の行政区域があるわけですが、その中についての道路は和泉市に移管されてるのかどうかということです。
- 計画課長（山崎琢磨君） 先ほど市長公室長からも若干御説明がございましたが、泉大津市と和泉市で境界線を決めておりまして、それを大阪府及び国土地理院も承認してるわけでございます。その境界線のはみ出した部分につきましては、すなわち飛び地ということで、この飛び地の分につきましては、泉大津市なり和泉市が維持管理を行うという行政協定になっておる、こういうことでございます。
- 15番（穴瀬克己君） いまの飛び地においては、道路、公園等については、その行政区で維

持管理するということでございますね。その中で、豊中の方はされていなくて、池上はされてることについて私は質問してるわけです。

- 計画課長（山崎琢磨君） 再度お答え申し上げます。

この協定がなされたのは45年でございます、これ以後につきましては、すべてこの境界線をもって持ち分かれてるというふうに御解釈願いたいということでございます。

- 15番（穴瀬克己君） その境界線に不明確な点が非常に多いと感ずるわけですが、境界線というのは明確になっておるわけですか。池上町の171番地の境界線はどんなになってるんですか。

- 計画課長（山崎琢磨君） 図面でお示ししないと、細部につきましては若干口では申し上げにくいと思いますが、すべて各市了解の上で境界線を引いてございます。

- 15番（穴瀬克己君） 私の調べたところによりますと、171番地の池上町は飛び地ではなく、従来の和泉市の続き地であった。その中で逆に泉大津に道路を移管することによって飛び地をつくってる形になる。こういった面が不可解で理解できない。地元の住民にしても、道路、公園等すべて行政協定で移管されておるにもかかわらず住居だけが和泉市になっておる。当然、行政協定が十分にされておるならば、問題はございませんが、保育所、小学校、幼稚園までが行政協定を結ばれてるが、中学校だけは結ばれておらないという実態です。また、水道も泉大津市、ごみ処理だけが和泉市、消防、消火栓等と同じく泉大津市でやってるわけですが、日常生活に密着したものの中で、どれが和泉市であり、どれが泉大津市であるか非常に惑わかしい。このような不明確な形で移管されてることが理解できないので、後で図面でひとつ理解できるように提示していただきたい。

- 建設部長（逢野一郎君） いま計画課長が申しあげましたように、一応、図面で説明させていただきます。

- 15番（穴瀬克己君） 特に池上町の地域を取り上げましたが、助松団地の一部が和泉市というところも同じような生活実態でございます。特に境界線問題に取り組む中、そういう住民の要望というものをしっかりと受けとめながらできるところから進めていっていただきたい。特に行政区の町名変更となると簡単なことではないと十分理解しておりますが、そういった住民の意思を十分理解し検討していただきたい。協議会等の開催についても早急をお願いしたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 次の答弁。

- 建設部長（逢野一郎君） 二点目の下排水と浸水対策についてお答え申し上げます。

まず、第一点目の黒鳥町六町会の浸水の件でございますが、この件につきましては、以前から住民の皆さんからも要望書をいただいております。これらの問題を解決すべく先般、穴瀬先生に

もお答え申し上げましたように、今議会でもお願いしております桑畑水路が、これらを解決すべき第一弾として取り組んだわけでございます。非常にこの周辺につきましては御指摘のように、黒鳥斜面の水がすべて集まるということも十分承知しておりますので、今後は、そういうものの解決に向かって順次努力をしていきたいと考えてるわけでございます。

二点目の和泉保育園の水路でございますが、この件につきましては、保育課と十分協議をいたしまして早急に施行したい、かように思っております。

三点目の岸和田南海線についてのまえな池につきましては、計画道路に計画決定されてるわけでございます。これにつきましては府とも十分協議いたしまして、御指摘のかんがい用水等の接続も十分検討いたしたい、かように思っております。放光池につきましては、これは池上下宮線に道路計画をされてるわけでございます。この排水につきましては、改良事業部でやっております同和事業の一環として、一号線に泉北環境の管があがっておりますので、これらの接続を十分考えて御指摘の点を解消したいと思っております。

○ 15番(穴瀬克己君) あえて黒鳥の六町会を取り上げたわけですが、いま、下排水の問題は非常に深刻の度を増す一方でございますし、特に六町会の区域の浸水問題は、公共事業による黒鳥公園の排水整備の問題が十分なされていないために集中してくるのでございます。そういった面から公園計画等のずさんな中で引き起こっている問題と受けとめておるわけでございますが、そういった点は早急に対応すべきであると思えますし、いま言われた桑畑水路につきましては、用地が買収されてるのかどうか。

○ 建設部長(逢野一郎君) これは従来ございます水路の改修でございます。地元町会等との話し合いもほとんど終わり、近く全体集会におきまして合意を得るよう取り組んでるわけでございます。用地の買収は要しないということです。

○ 15番(穴瀬克己君) 桑畑水路についても、時期等を早急に詰めていていただきたいと思えます。

二点目の建設部で早期改修するという保育所前でございますが、市民部からこの橋についての回答を願いたい。

○ 市民部次長(中川鉄也君) かねてから御指摘のありました和泉保育園前の橋の改修については建設部とも協議しつつありますので、かなり勾配等はきつくなりますが、技術的にも担当者との間で一定の見通しが出されておりますので、来年度事業として対処してまいりたいと考えております。

○ 15番(穴瀬克己君) 必ずやっていただきませんと、地元住民は大変な中、自分とこの家の橋を全部上げてるわけですから、府営住宅からどっと流水が押し寄せ橋におち当たる。下水課に言っ

でもなかなか改修工事をやってもらえないので、住民は自費で自己防衛してるんです。市の管理である保育園の橋がいまだに解決されない中で、非常に市に対する不信任、不満が渦巻いております。こういうことがあってはならないと前回は申し上げましたように、早急に解決していただきたいと思っております。

それから、三点目のまえな池と放光池の公園にした後の周辺整備問題ですが、非常に土壇場になっての工作というか、用地にしても、水路問題にしても、難航するのが目に見えてるわけでございます。当然そこに道路がつく、もうほかのところにおいても用地買収が進んでおるわけです。そういう中で非常に対応が遅れてるんじゃないか、このように思っております。もっと積極的にかんがい用水としての問題もあろうし、また防火対策としての問題もあろうし、水利権者とも十分に協議を詰めていっていただきたい。それから水路整備等の立案もなされていかないと、事実上、道路計画を進めていこうとしてもなかなかできない。そういう実態を非常に歯がゆく思っております。そういう点を今後早急に前向きに詰めていっていただきたいし、地元との折衝も行っていたいただきたい、このように思うわけでございますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 建設部長（逢野一郎君） 三番目の道路整備計画についてお答え申し上げます。

まず、第一点目の中央線につきましては、55年度におきましては、13号線から東、すなわち学校の前ですが、すでを買収に入っております。13号線から西、第二阪和国道までの間につきましては、まだ府との協議を十分終えてはございません。56年着工という形が府から出されているわけですが、これについてはわれわれの対応もございまいし、所管委員会とも十分御協議を願いまして早急に進めてまいりたいと考えてるわけでございます。

二点目の池上下宮線につきましても、府におきまして早期着工という形で現在、泉大津から第二阪和までの西側まではすでに供用が開始されてるわけでございます。この延長につきましても府からの協議がございまして、この買収については、府でやるのか、市でやるのか、府とも協議中でございますので、この辺につきましても所管の委員会に御相談をお願いしたい、かように思います。

次に、近畿自動車道と外環状線の二点でございますが、この件につきましては現在時点、府、国とも十分煮詰まりはございませんが、今後、所管の委員会等も含めて市の考え方を明らかにしていきたい、かように思うわけでございます。

四点目の東側道路でございますが、富秋から北信太の間の未舗装の用地につきましては、泉北環境が所管しておるわけでございます。毎回御指摘を受けてるわけですが、この道路につきましては、高石下がりの踏み切りの手前で非常に危険な箇所もございまして、この部分につきましては、

第二阪和の開通を見てその辺の対策を考えたい、かように思うわけでございます。

五点目の現在の市道の舗装率でございますが、87.3%でございます。

最後の老人ホーム前の舗装計画でございますが、これにつきましては、防衛庁がらみでやっていただきたいということを再三要望いたしまして、今年度、防衛庁においてこの道路を採択するように要請を行ってゐるわけでございますが、できる限り56年度で完成したいというように考えております。

以上です。

- 15番(穴瀬克己君) 非常に都市計画道路については多岐にわたっておるわけでございますが、いよいよ二国も開通し、それにドッキングする幹線道路がたくさんございます。いまの東側道路にしても、二国が開通すると同時に考えているということですが、考えてる割には、和泉市でやるのか、大阪府でやるのか明確でないような答弁でございます。

これだけ大きな問題として、和泉市に幹線道路が網の目のごとく計画され、用地の買収も進んでおります。公社で先買いしてるのもかなりあります。そういった面で、中途半端な形でおくればおくれるほど地価も上がり、環境も変わってきます。どんどんやりにくくなってくる実態であるかと思ひます。そういった意味でもっともっと積極的にやっていただかんと、先ほど藤原議員からもありましたが、国、府に対する要請も弱いんじゃないか、こういうところに行きつくわけでございます。もっと具体的に地元でなせることをすべてやりながら進めてもらわないと、二国ができた段階でほかのことはできてるのか、全部手おくれなんです。今後の和泉市の発展の中においても懸念すべき問題がたくさんございます。逐次、そういう道路計画に対しましての進捗状況について委員会等に報告していく、こういうことで進めていってほしいと思いますが、どうですか。

- 建設部長(逢野一郎君) 御趣旨を十分体して委員会に報告させていただきます。

- 15番(穴瀬克己君) 細かい点は委員会でもた質問をさせていただきたいと思ひます。

東側道路の富秋と北信太間につきまして先ほどの答弁では、二国の開通は明年と伺っておりますが、それに間に合うかどうか。

- 建設部長(逢野一郎君) 先ほども御答弁させていただきましたが、現時点では、この用地は泉北環境が管理を行っております。その辺も十分環境とも詰めて、できるだけ早い時点で開通できる方法をとっていきなさいと思ひます。

- 15番(穴瀬克己君) これは現在、どんどん通行しております。單車も走ってます。こういった中で何の措置もされておらない。もし事故が起こった場合、道路じゃないわけでしょう。責任をどうするんですか。



○ 建設部長（逢野一郎君） 現時点では通行どめをしておる、かように思ってるわけでございます。

○ 15番（穴瀬克己君） 全然実態を知らないでしゃべってはいけない。あそこは駅の自転車置き場みたいな形で道路ぎわに並んでる。通勤の自転車を置いてる。また、単車もどンドン通ってる。ちょうど踏み切りもございまして、その間非常に危険な状態にあります。舗装もされていない。いつでも通行でき、それだけの幅もあるわけです。車だって通れるし、駐車もしてます。こういった面の管理もされていない。この点について、私は管理責任を追及するのではないが、もっと早急に築造工事をしなければ大きな問題が起こってくると思うので、その点再度、二国開通と同時にできるように努力をするのかどうか。

○ 建設部長（逢野一郎君） 何回も申し上げますが、泉北環境とも十分その辺を協議し、御期待に沿えるような努力をしたい、かように思います。

○ 15番（穴瀬克己君） これの施行は和泉市でやるのか、府の仕事ですか。

○ 建設部長（逢野一郎君） 市になるわけでございます。

○ 15番（穴瀬克己君） となるならば、そこで起こる事故等は市が責任を持つわけですね。

○ 計画課長（山崎琢磨君） ただいま部長が申し上げましたとおり、所有の管理権は泉北環境でございまして、交通につきましては、交通の主体性及び日常常識的な管理、市民の通行につきましては、市の責任は免れないということも含めまして、万一事故があった場合は、市も前向きに対処する方向を出さざるを得ないと考えます。

なお、施行につきましては、補助の要望をいままで再三やってきましたが、新規要望路線が各市とも非常に少なく、いまのところ補助金がついてないという現状でございまして、本年度につきましても強力に要望してる段階でございまして、よろしく御了承願いたいということでございます。

○ 15番（穴瀬克己君） 事故を起こしてもらってはこまるので、早急に工事着工できるように努力されんことをお願い申し上げます。

それから、全体的な問題ですが、都市計画道路の推進に当たりまして、非常に和泉市が大きく変わろうとしておりますし、その中で今後の対応につきまして、市長の方からひとつ御答弁をお願いいたします。

○ 市長（池田忠雄君） いろいろと穴瀬議員さんから御指摘を賜っております。市の発展の根幹、動脈は道路でございまして、今後とも御指摘を胸にいただきまして万全の施策を進め、国、府と協議し、早期な実現を図るべきものは図ってまいらなければなりません。そうした諸点を胸に置き、道路整備計画については前向きで取り組んでまいりたい、かように存じておりますので、よろし

くお願いいたします。

- 15番(穴瀬克己君) 一応、和泉市の総合計画も全議員が一致して進めておるわけですので、60年度をめどとした一つの懸案でございます。60年度は素人考えでも可能とは思いませんが、その意味でさらなる努力をされて進めていっていただきたいと要望して、終わります。

- 議長(貝淵博治君) 暫時休憩いたします。

(午前11時42分休憩)

---

(午後1時6分再開)

- 議長(貝淵博治君) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

7番・勝部津喜枝君。

- 7番(勝部津喜枝君) 7番勝部でございます。通告に基づきまして一般質問を行います。

第一に、基地交付金についてであります。まず最初に、共産党は、自衛隊基地につきましても、憲法上の立場からも、また、本市和泉市にとりましても、全面撤去の立場を基本的に持っております。そうした上で、本市の自衛隊基地が都市計画上の障害物として、また、市民の生活へのさまざまな影響、また、制度上の不備などを持つという点から、交付金の増額を強く要求しているわけであります。

質問の第一は、55年度の基地交付金の最終決定額について、現時点でわかっていれば教えていただきたいと思っております。

第二点に、本年二月に増額要求で市長が上京されて以来今日までの時点、本市としての取り組みはどのようなことがなされているのか、明らかにしていただきたいと思っております。

第二点、福祉会館についてであります。過日來からの質問と御答弁もありまして、現課からの調査研究を進めている旨御答弁ありまして、大変結構だと思います。引き続きまして、早期実現に向かってぜひ努力していただきたいと思っておりますが、この調査研究の内容としても、もう少し明らかにしていただきたいと思っております。

第三点、市民スポーツ施設の充実についてであります。

すでに御承知のように、市民のスポーツに対する要望は年々高まっております。1960年代から70年代にかけて、市民生活のあらゆる分野で極度の緊張がしいられ、また公害の広がりの中で、みずから健康を保持したいという要望とあわせて、婦人の各階層の間におきましても、いつまでも美しくありたい、健康でありたいという要望とあわせて、家庭からの解放の一つとして、スポーツへの要求は、婦人のみならず各階層への広がりを見せております。

こうしたところで、私はこのスポーツの要求につきましても、憲法上から、25条で示されております文化的な最低限度の生活を要求する権利としてのその重要な構成部分であるとも考えております。こうした点におきまして、本市のスポーツの行政に対する現状の問題点、また、これからのあり方等につきましても、とりわけ、葛城教育長さんからお考えを明らかにしていただきたいと思っております。

第四点、飛び地問題についてであります。午前中の質問と答弁を踏まえましてお尋ねしたいと思っております。

協議会設立されて以来8年間、支障のないよう、できる限りの努力をしてきたとの午前中の御答弁であります。単刀直入に申し上げまして、合意が成立しない、協議が成立しない理由はどこにあるのか、明らかにしていただきたいと思っております。

以上、質問の趣旨を説明いたしました。再質問の権利を留保いたしまして終わります。

- 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。
- 財務部長（麻生和義君） 初めの基地交付金の問題についての答弁、財務部長申し上げます。

一点目の55年度の決定額のお尋ねでございますが、手続きによりまして、毎年10月末に決定されるということになっているわけでございます。間もなく決定される運びでございます。現時点では、55年度の財政運営計画の中には1億1千百万円ということで、大阪府庁並びに自治省の方へ計画額を提出いたしております。少なくとも、この額の確保を図りたいということで、鋭意努力をいたしておるといふ次第でございます。

それから、二番目の本市としての取り組みということでのお尋ねでございますが、毎年繰り返すこうした財源獲得に、基地交付金のみならず、その他全般についていろいろと交渉、陳情、要望等を行うわけでございますが、特に本年度基地交付金の増額の要求ということで、それにつきましても、すでに御承知のことと存じますが、来年度、国の国有財産台帳の評価額の書き換えが56年度に行われるということございましてその準備が本年度に行われるということでございます。

こういった基地交付金の交付額そのものは、国有財産の台帳価額に大きく左右されるといった観点から、本年度特に台帳価額の大幅な改定ということで、信太山の駐とん地の担当の方、それから大阪防衛施設局のそれぞれの所管の方、それから大蔵省の財産管理を行います大阪での所管の近畿財務局、もちろん大阪府の地方課、それから東京防衛本庁の防衛局長、それから防衛庁の中にございます防衛施設庁の長官等それぞれ議会をセットいたしまして、細かな資料を提出しながら本市の実態その他を説明して、要求を行っていくというのが実態でございます。

したがって、本年度の価額の改定の作業に入っておりますのは、来年度の分から適用され

ということでございます。以上でございます。

- 7番(勝部津喜枝君) この点につきましては、6月議会でも私どもの方で取り上げてお尋ねしているわけですが、固定資産評価によりますのが75%、さらに、各市の財政状況等を含んだ自治省の裁量によるものが25%、こういうことはすでに御承知のことだと思うんですが、とりわけこの25%のところは、本市としても大きな特殊性を納得させなければならぬのではないかと思うんです。

その点では、かねがね要望書を出しておられるのを見せていただきましたけれども、明らかに都市計画上の障害になっているということを明確に記されております。この点につきましては、単に文章上でこういうふうに表示するだけではなくて、道路上の迂回、また、水道の配管の迂回等によります経済的な損失、これを当然明らかに示していかない限り、説得性が弱いのではないか、こういうふうには思うわけです。

この点で、過日の新聞報道で、少なくとも3億円は要求したいと、こういうふうな市長さんの談話が出されておりましたけれども、この3億円の積算の基礎と申しますか、そうした明らかに都市計画上の障害物としての、さまざまな分野での積算をされた上での3億円というふうに出されているのかどうか、この点ひとつお尋ねしたいと思います。

- 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げたいと存じますが、都市計画上のそういったいろいろな問題等を含めまして、要望事項の中には函面等を示しながら、いろいろ本市の実態を繰り返して説明を申し上げているというのが実態でございます。

それから3億円の市長の談話でございますが、過日、9月13日付の朝日新聞に掲載されたことは事実でございますが、本市とすれば3億円がほしいところ、といった見出しで報道されました。本件につきましては、市長といたしましても根拠を持って新聞記者の方にお話しされたということでございますが、演習場の固定資産税にかわる交付金の単価と申しますのは、平米当たり45円程度になるわけでございますが、付近地の住宅用地、分析をいたしますと183円程度になるわけでございます。そういった観点から3倍、単価をもって割り出したわけですので、3億円ほしいところである、といった市長の談話ということになった次第でございます。

以上です。

- 市長(池田忠雄君) 勝部議員さんの基地交付金についてのお尋ね、財務部長からお答えいたしました、私なりの考え方を申し上げておきたいと存じます。

3億円云々につきましては、いま、財務部長が申しあげましたように、これは台張の書きかえの場合に、周辺との均衡という意味合いから出しておりまして、来年度が書きかえであるということとを頭に置いて、何とか書きかえを大幅に改定を願いたい、ということが一つ。

それからいま御指摘のように、これは75%が台帳に基づく交付金の算定、残り25%については自治省の配分になっておる、こういうことでございまして、先ほど来部長が御答弁申し上げましたように、私なりにあらゆる手段を講じていま国に迫っている段階であります。

その一つは、基本的には75%の財源を獲得するためには、来年度の改定に向けて全力を挙げて、いろいろ事例を示しながら、いかにいまの価額が安いかということを力説をいたしております。

その一点は、とりもなおさず大阪防衛施設局が担当でございますし、あるいは上部段階の防衛庁の長官にも先般お会いさしていただいておりますし、防衛局の参事官、あるいはあらゆるところにお目にかかって書きかえについての対策、かさ上げ、評価の改定というものにいま迫っているわけでございます。

二点目は、残り25%の配分をめぐるまして、本市の特殊性を強調しまして、もっと配分をふやすべきだということで、これは自治省の管轄でもございますので、自治事務次官、あるいは自治省の担当でございます石原税務局長、あるいは審議官、それから一番基本は固定資産税課長でございまして、そうした自治省の税務当局、この辺は全部歴訪いたしまして文書を渡し、配分についてのかさ上げというものをいま行っているわけでございます。

そうした諸点を勘案をして、本年の対策、書きかえに伴う来年の対策、こうした点でシビアに基地交付金の増額を要求いたしております。こうした諸点について御報告申し上げますとともに、御了承を賜りたい、このように思います。

- 7番(勝部津喜枝君) 大変努力していただいて結構なんですけれども、25%の配分についてもう少し説得力ある本市のデメリットの面というものを明らかに出していく必要があると思うんです。

その点では、私どもの方も独自に国会並びに大阪の施設局にも参りまして、勉強も兼ねましていろいろ御意見を拝聴してきたんですけれども、さらに詳しいデータを非常に要望しておりました。この要望書の中にも書かれておりますように、すべて迂回せざるを得ない点での経済的損失、また道路上、上下水道等を含めましての、そうした積算をやはり専門的に一度出してみる必要があるんじゃないかと思うんです。

大阪の自衛隊基地があります市町村の台帳価額に基づきます交付金の割合というのを出示してみますと、和泉市は残念ながら、一番低い状況になっておるように私は思うんです。25%の部分で非常に特殊事情を加味されているために、よそに比べても交付率が低いというふうになっているんじゃないかと思うんです。ですから、一定台帳価額の改定に努力を払うと同時に、裁量を振る舞うことのできる25%の部分に、本市の特殊性をもっと努力し、研究して、説得力のある資

料を出す必要があるんじゃないか。その点での最大の問題点が、要望書にも書かれております中央部に所属しているためのそうしたはかり知れないものがあるという点を、もう少し研究して明らかに出していったらどうか、というふうに思うわけです。

この点、25%については、5年に一度ではございませんので、来年度引き続いてありますから、ぜひ市長さんの方の前向きな御回答をいただきたいのとあわせて、ことし出されております要望書の中にも、法制上の不備のために算定の基礎にならない土地と建物がある、こういう点では、全国基地を持っている各地方自治体でも法改正を求める動きなども出ているように聞いております。

この点につきましての二点、あわせて市長さんのお答えと決意をお伺いいたしまして、この点では置いておきたいと思っております。

- 市長（池田忠雄君） 本件につきましては、議会の中、全国議長会でも基地協議会がございまして、本市の歴代の議長さんは和泉のこの問題については、基地協議会の中で大変御奮闘を相賜っております。私も深謝をいたしておるわけでございます。全国基地協議会に私も参画をいたしておりまして、そうしたいいわゆる交付の対象にならざるものをどうすべきかということについても、シビアにいま国に迫っているという実態がございまして、今後とも市長会の全国基地協議会あるいは議長会でいろいろと御配慮をいただいております基地協議会相連携をとりながら、基地交付金のかさ上げの一環としてのそうした不備なる点を国に迫ってまいりたい、このように私も決意をいたしております。

また、25%についての自治省に向けての最大の課題がございまして、いろいろと御指摘をいただいておりますが、そうした諸点もあわせながら、今後ともものすごくがんばってまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 次。

- 市民部次長（中川鉄也君） 市民部中川お答えいたします。

福祉会館については、現在、主管部局であります市民部福祉事務所福祉課で、先進都市の福祉会館についての調査研究を行っております。

その内容は、一つとして、会館の敷地をどこに求めるべきかという敷地の問題が第一点でございます。第二点目に、会館の規模とその内容について。第三点目に、設備備品について。第四点目に、財源について。第五点目に、会館の運営方法等について、それらを中心に現在先進都市の状態を調査研究しております。

今後、これら主管部局でまとめたものを関係部局等の意見も聞きながら、全庁的に一定の構想のようなものをつくり上げていくよう努力したいと考えております。

なお、これらについてはまだ相当の時間も要すると思いますので、これらのことも含めて十分御了承くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 次。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

理論さわやかなお説の中で、教育委員会の市民スポーツの充実に対する姿勢についての御指摘と存じます。

先生お説のとおり、現在余暇がふえ、平均寿命が伸びております。健康で明るい家庭生活、活力のある社会生活を送る上からも、住民の方々の体育、スポーツに対する要求が非常に高まってきました。また、青少年の基礎体力づくりの上からも、スポーツ振興に対する施策が当然私ども教育委員会に課せられた責務と自覚しておるんでございます。

具体的施策といたしましては、かねがね御指摘のとおり、光明池新住開発のときに公団との覚書条項にもありますように、関係部局とも協議いたしまして、野谷池公園を総合グラウンド化するということで、これらの問題につきましても、この池の問題についても近く解決を見る運びと聞き及んでおります。積極的に、新住開発の覚書にのっとり、公団をして総合的なグラウンドに一日も早く完成してもらえるように、庁内挙げて対処してまいりたい、かように考えておりますので、その点御理解いただきたいと存じます。

- 7番（勝部津喜枝君） 一つは、非常に身近なところでのスポーツの設備なり施策の要望というのが強うございますし、また、それが大切なことではないかと思うんです。

私が申し上げるまでもなく、保健体育審議会の答申が出ましてもう久しいわけですが、社会教育関係の法規というのは、おおむね望ましいというようなことで規定されているために、それだけに規制の力が弱いということもありまして、いろいろ困難があればできないということで逃げられていく、というようなこともありますので、設置の義務はされていませんけれども、これからの時代の要請に従って、本市としてのスポーツ行政なりその内容のあり方を、広く専門家の意見も含め、地域住民の各階層の御意見とあり方を示していくという意味からの、スポーツ振興対策審議会というようなことが現段階では義務づけられておりますけれども、本市においても検討して行って、いまの施策とあわせて、これからの問題としてのあり方を検討していく必要ができていないか、そういうふうに思います。

とりわけ、その地域の実情に即したスポーツの振興を図るということが大変大切なことではないかと思っておりますので、この点ではもう一度お考えをお聞きしておきたいと思っております。

- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

スポーツの振興についての地域の実情に即するということの施策につきましては、かねがね議

員先生方から御指摘のとおり、当面、学校教育施設としての運動場、体育館等の開放を重点に置いてしているような次第でございます。

御指摘のとおり、専門家を含めた、現在の実態に対処して、その振興・充実を推進するためにより積極的に対処するというところでもございますが、先生御理解のとおり、社会教育法あるいはスポーツ振興法の中で国が予算づけている施策の整備については、非常に零細補助でございます。グラウンドにしましても、1万平米を基盤として設置する場合の補助としては、その造成費の一部として平米当たり単価6千円、最高620万円が限度額だというような零細補助でございまして、厳しい事情の中ではなかなか遂行できたいという実態がでございます。

しかし、お説のとおり、地域の実情に即するように、心ある方々の、あるいはまた河川廃川敷の利用等々を含めまして具体的な施策を打ち立ててまいりたい、かように考えるのでございます。なお、専門家の意見を含めての今後のあり方については、将来を見通して十分なる見通しをいただくべく、移管設置についても検討してまいりたい、かように考えておりますので、この点御理解をいただきたいと存じます。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 参与（西川喜久君） 飛び地問題につきまして私からお答え申し上げます。

お説のように、協議会の設立されたのは昭和47年でございまして、8年間経過いたしております。その間、3案が提示されまして、精力的に先方さんと協議を重ねてまいったわけでございますが、まず一案につきましては、基本的境界線内の両市の飛び地については、基本的境界線内の市に属するものとして整備していく。これが第一案でございまして、その利点と申しますのは、両市の基本的境界線をもとに飛び地整備をするので、事務的処理が容易である、かつ直接関係ない居住者を介入しなくてよい。

これが利点でございまして、問題点につきましては、面積あるいは税の多少等財産的な問題があった。また二点目は、飛び地整備は図れるが、ふくそうする境界線の適正化が図れない。これが一案でございました。

二案につきましては、基本的境界線に若干の変更を加えて、飛び地の面積の多少を補い、整備を行う。これが二案でございましたが、利点といたしましては、面積の格差の是正が図れるとともに、基本的境界線もある程度是正できる。これが利点でございます。

問題点につきましては、税の多少に問題がある。それから基本的境界線に若干の変更を加えるため、他の関係のない住民に影響がある。これが第二案の問題点でございます。

第三案でございまして、基本的境界線を幹線道路により明確化し、大幅な境界変更を行う。これが三案の基本的な考えでございましたが、利点につきましては、基本的境界線を明確にできる



とともに、将来、市街化した時点での問題を発生させない。これが利点でございますが、問題点につきましては、大幅な境界変更を行うため、直接関係のない多数の住民に影響を与える。これが第三案の問題点でございます。

過去数年間、泉大津市さんと精力的に協議を重ねてまいりましたが、成立を見なかった。これは非常に残念だと思っております。

これからの考え方を午前中ちょっと申し上げましたが、やはりわれわれといたしましても、利害関係をまず頭に置かず、中立的立場にある学識経験者の意見をも十分聞きながら、特に住民の意識調査も一定されておりますので、住民の意識調査の結果を十分尊重しながら、できる限り部分的にでも取り組んでまいりたい、かように考えております。

- 7番(勝部津喜枝君) 合意しない、協議が成立しない理由というのを、三つの案に基づいてそれぞれ出していただいたわけですけれども、税の多少の問題とあわせて、議会同士としては選挙の時期が違うというようなことからのずれもあったと思うんです。そういう意味でいえば私どもの方も改選後間もなしですし、いまの時期というのが、一歩進めていく上で非常に絶好の時期に来ていると思うんです。その点では、午前中からの御答弁でも、協議会の議員さん方を選ぶと同時に、開いていくようにしていきたいということですから、それはぜひやっていただきたいと思うわけです。協議会の設置の中での目的にも、住民の生活福祉向上とその便利に寄与することを目的としているわけですから、いろいろと意見はあったにしても、この8年間非常に不便をかけているということについては言をまたないと思うんです。そういう意味で税の多少の問題からも、時期の問題からいいたしても、さしあたって緊急に手をつけていく部分というのは当然あると思うんです。

また、長期的な展望に立って適正化を図っていくという部分があると思いますので、先ほど申されましたように、さしあたっての部分と長期に基づいての部分というふうには、これからは三つの案に基づきながらも分けて、便利のよいように改善していくという立場をぜひ本市としても明らかにして、泉大津との協議の中に示していただきたいと思います、というふうに思います。

この点、最後にもう一点お答えいただきまして終わっておきたいと思っております。

- 参与(西川喜久君) お答え申し上げます。

ただいま勝部議員さんの御要望なり御意見を十分頭に入れながら、幸い午前中申し上げましたように、ただいま議長さんの方に協議会の委員の選任もお願いいたしておりますし、われわれ理事者としたしましても、理事者なりの考えをこれらの委員会に十分御説明申し上げ、委員会の意見を十分またわれわれ頭に入れながら、1日も早くそれらのふくそうする境界区域については解決をしてまいりたい、かように考えております。

○ 7番(勝部津喜枝君) 私はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○ 議長(貝淵博治君) 13番並河道雄君。

○ 13番(並河道雄君) 通告に従って質問の要旨を述べさせていただきます。何分初めての質問ですので、理事者におかれましては明確にわかりやすく御答弁をしていただくようお願い申し上げます。

第一点目に、環境衛生問題であります。

現在、舞町で操業している泉北環境であります。選挙戦を通じ付近住民の方から悪臭に対する苦情があり、また、昼夜兼行の操業を実施しているため、一部住民も夜眠れない、洗たく物にすすがついて非常に困るといふ苦情がありまして、地域の住民が大変困惑している実情であります。公害対策基本法の第五条に、「地方公共団体は、住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」とあるごとく、当然、泉北環境との協議になるわけでしょうが、市としても行政上の責任があるのが当然で、公害については、付近の住民との話し合いのもとで納得してやっているのかどうか。また、拡張工事をやることですが、拡張工事をしなければならない理由、またその公害対策等をお聞かせ願いたいと思います。

二点目に、下排水問題ですが、最近下排水に関する問題で、市民の多くから何とかしてほしいという声が高くなり、建て売り住宅等が激増している昨今においては当然かと思いますが、富秋町では町会挙げての抜本的な改修工事の要求が出ております。ほかにも北信太駅周辺、西上住宅、上町の住宅からも雨季における浸水の苦情が出ております。以上の地域における今後の下排水工事の概要について説明していただきたいと思います。

三点目に、福祉行政についてであります。最初に保育園の件でお尋ねしたいと思います。

過去和泉市においては、保育園の数には恵まれておったことですが、最近待機者も多く、世間一般の不景気で主人が失業等で、若い奥様が勤めに出たいという要望が多く、保育園へ入園希望者が増加の傾向にあります。当分この傾向は続くと思われませんが、対応策を考えていただきたいと思います。

次に、身体障害者の件で御質問したいと思います。私も今回新人で初当選させていただきましたが、いろいろなお方とお会いし、対話しておりますが、予想外に身障児、精薄児が多いのに驚いているわけですが、このような政治の谷間で光の当たらない人たちこそ最も大切にしなければなりません。大阪市の施設が伯太町3丁目に建設中と聞いておりますけれども、市との関連で

市内該当者がどのような措置ができるのか、お答え願いたいと思います。

必要に応じまして再質問をさせていただきます。

○ 議長（貝淵博治君） 理事者答弁。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 環境衛生問題について産業衛生部長からお答え申し上げます。

御質問の要旨は、泉北環境整備施設組合の一連のごみの悪臭と騒音についての問題でございます。第一点目のごみの悪臭ということでございますけれども、ごみは収集車より直接焼却炉に投入いたしますので、ごみ焼却場からの発生源ではないと考えておるわけです。近くに第三事業所のいわゆるし尿の処理場がございますので、それからのにおいではないかと思われま。

第三事業所のし尿処理場が建設地にただようそのにおいのために、いろいろと泉北環境自身住民から苦情を受けまして新しい設備の試験をいたしましたところ、大変よい結果が出たということでございまして、近々その工事の着手をしたいということを申し出ておられます。

次に、第二点の夜間業務の騒音についてでございますけれども、先日、騒音対策の一環として、トタンペいを張りめぐらしたということをお私たち現地で見えてまいっております。これは当面の応急措置にすぎないので、善処方を申し入れ、将来にわたって効果的な防音設備を設置していただきたいということを強く申し入れて、今後協議に付していきたい、かように考えております。

それから、よりよい環境の保全、公害防止の面からも、住民のいろいろの意見を聞いて、それを反映していただきたいという中から、今回、商工関係の第二事業所の拡張工事についてのお尋ねでございます。御承知のように、各家庭から収集いたしましたじんあいについては、現在、稼動しております焼却炉の三基で焼却いたしております。そのうちの一基が昭和39年に設置されたもので、大変老朽化し、代替炉を設置するために、周辺で約5千4百44平方メートル用地を取得して、それに新炉を据えていきたい、かよう計画いたしております。そして旧炉を取り外した場合は、跡地を整地して緑化整備に努めたい、かよう申しております。

新しい焼却炉は、もちろん新進気鋭の機種でございまして、公害対策を十分配慮した新機を設置しようとしているので御了承賜りたい、というようなお答えもいただいております。

いずれにいたしましても、三市で一部事務組合として事業を行っております第二事業所、第三事業所は、和泉市にごく隣接した位置にございますので、地域住民の皆様方のよりよい環境の保全の御要望にこたえつつ、泉北環境施設整備組合とも今後なお協議を進めてまいりたい、かように思っております。

○ 13番（並河道雄君） いまのお答えですが、臭気の原因はごみではないという、一番大事なところになるわけですが、それではいままでもどういう調査をされ、どういうデータでもってそのごみが臭気の原因でないかということをお、もう少し地元の人たちにわかるように説明した

い、このように思っておりますので、おわかりでしたらお答え願いたいと思います。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 私どももごみの投入に際して臭気が発するのではないかと、大変懸念を持ちまして、当事業所でいろいろと協議をさせていただき、周辺も歩いて見て観察したわけですけれども、泉北環境は終始、直接投入し、それが焼却し、煙となって出る。その煙にはもちろん臭気が出ない。短時間の間に車から投入するので臭気が出ない、というように言っているわけで、実地に私たちが現地へ行って見たこともございますけれども、その臭気よりも、先ほど申し上げましたように、第三事業所のし尿の処理の臭気は大変なものでございまして、それでかき消されたような懸念もございます。改めて現地へ入りまして、ごみの臭気とし尿の臭気を分析してまいりたい、かように思います。

○ 13番（並河道雄君） 公害については、大気、水質、騒音といろいろあるわけですけれども、いまお答えいただきましたけれども、ごみのおいでなければ、し尿のおいでと。これは非常に地元の住民は苦しんでおりまして、昨日、泉北環境の問題については、ほかの議員さんからも若干話が出ておりましたけれども、当地の環境が以前と非常に変わってまいりました。

府営住宅からずっと東の方に建て売り住宅がたくさん建っております。その建て売り住宅はすでに入居がどんどん始まっております、泉北環境のほんのわずかのところまで迫ってきております。臭気の問題については、真夏でも窓を閉め切って食事をせんことには食べられない。ほかからお客さんがあった場合に、なぜこういうことをしているんだというふうないろいろな苦情があって、せっかく快適な生活をするために高いローンで買った家に住んでいるわけですけれども、臭気が気になってどうしても御飯が食べられない。そういう悪環境に置かれて生活しておりますので、臭気の問題についてはいま一歩突っ込んだ調査をお願いしたいと思います。

それから、公害についてですけれども、大気、水質、騒音いろいろな種類がありますけれども、公害防止管理者ですか、そういうものを置いて調査されているかどうか、お伺いしたいと思います。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 産衛部には交通公害課という課がございまして、そこにそれぞれ大気汚染、水質汚濁等、騒音も含めて、職員が定点等を設けまして定期的に測量をいたし、いろいろ実績を残してまいっております。

なお、水質汚濁等につきましては、大津川流域の水質保全という形で、岸和田市、和泉市、泉大津市、忠岡市がひとつの連絡協議会を組織して、水質汚濁防止法に基づく水質基準を維持するために、それぞれ府の職員の検査を受け、市の職員も各市が動員いたしまして流域の水質保全に努力している、かような実態でございます。

また、市内で各所に騒音とか振動等の防止等いろいろと張りめぐらす中で、住民からの苦情を受けた場合は早速出向きまして、各事業所にも、また、交通量を多い地点にはそれぞれの測定等

によって対策を立てている、というのが現状でございます。

公害の範囲もかなり広がっておりまして、最近経済の進展に伴い産業活動が著しい中で、いろいろと住民の皆様方の公害に対する意識も高くなりまして、要望も広範囲にいただいているわけでございます。本市のよりよい環境保全のために、職員一同これらに対応してまいり、努力するという事をお誓い申し上げまして、お答えにいたします。

- 13番(並河道雄君) それから夜間操業の件ですけれども、今回、拡張工事が決定しておりますが、住宅地に近づいてくるわけですけれども、夜間操業をもう少し操業度を落とすとか、そういう計画はありませんか。
- 産業衛生部長(広岡史郎君) もちろん、夜間操業を必要とするほど業務量がふえてまいっております。業務を短期間にできるだけ消化していくという計画のもとに努力はされておられると思っておりますけれども、夜間の操業は安眠妨害等々いろんな問題の派生も出てまいりますので、強く申し入れ、良好な計画のもとで公害の未然防止に努力するよう申し入れてまいりたい、かように思っております。
- 13番(並河道雄君) 先ほど申しましたように、臭気についてもいつそのにおいが来るかわからん。夜間操業については、いつその音が気になって眠れなくなるかわからん。非常にそういう点でも不安を感じておりますので、今後どうか調査され、地元の住民との話し合いを密にされて、いろいろ研究調査されることをお願いしまして、終わりたいと思います。
- 議長(貝淵博治君) 次。
- 建設部次長(吉田日出男君) 最近の建て売り住宅の増加に伴います排水路の問題につきまして吉田がお答え申し上げます。

富秋町地域、西上代町地域、葛の葉地域等の排水でございますが、尾井川の改修はほぼ完成してまいりましたので、和泉工業高校の裏の排水路の改修は昨年行っております。

なおまた、西上代町地域につきましては、上代町の町内の水路の改修計画を現在持っております。それは今年度で施行する予定になっております。それから葛の葉地域につきましては、北信大駅の裏の葛の葉北排水路につきましては昨年完成し、西排水路につきましては、本年度でもって計画を持っております。

以上、尾井川の改修はおおむね完了してまいりましたので、これにあわせて、漸次計画を持って周辺の改良をしてまいりたいと考えておりますので、御了解を賜りたいと思います。

- 13番(並河道雄君) 富秋町の下水問題ですけれども、これは長年の懸案事項でありまして、町会挙げて、町会長も先週の土曜日参ったと思いますけれども、また、六項目にわたって市から昭和住宅の方に改修命令が出ておりますけれども、それもまだ放置されたままで、次のウラベ

設という住宅会社に分譲されてしまった。そういういきさつがありまして、富秋町の住民すべてが非常に困惑している状態でありますので、いまお答えいただきましたように、一刻も早く下水問題に関しては調査されまして、解決のめどをつけていただくように要望いたしまして終わりたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 保育園問題について市民部中川お答えしたいと思います。

和泉市の昭和55年度の保育園の待機児童数は、4月1日現在の数字で145名となっております。これは全国的な傾向としてある就学前児童の減少と、昭和52年、53年に民間保育所2保育園、定数は合計で240名ですが、その開設により年々待機児童数が減少しております。ちなみに申し上げますと、昭和52年度の待機児童は、それぞれ4月1日現在ですが、522名、53年が427名、54年度が233名、55年度が145名という数字になっております。

この55年度の待機児童数の内訳は、国府小学校区、和気、芦部、伯太、黒鳥の各小学校区、おおむね旧和泉町地区と申しますか、そこで82名の待機者、それから信太、鶴山ブロックで32名の待機者、あとは各校区ごとで10名以内という待機の状況でございます。

このため、来年4月に黒鳥町で社会福祉法人による定数120名の保育園を開園することにより、旧和泉町中心にかなりの待機者が解消されるものと考えております。

そして、次の段階といたしまして、これは現在、場所、設置者、建設時期等々いろんな問題でまだまだ検討する必要があるわけですが、将来の問題としては、阪和線西側の池上小学校区に保育園を建設するよう、現在、市民部の検討課題として考えておりますので、それらを含めてよろしく御了解願いたいと思います。

○ 13番（並河道雄君） いま、4月現在の待機者の数をお伺いしましたけれども、途中入園含めてどれぐらいあるか、ちょっと教えていただけませんか。

○ 市民部次長（中川鉄也君） 4月現在で145名、途中の申し込みもありますが、また途中入園させておりますので、これより若干多いと思いますが、それでも170、80名ぐらいの数字だというぐあいに判断しております。

○ 13番（並河道雄君） 富秋、尾井町、上町その辺の奥さん方は非常に入園希望が多くて、いまお答えいただきましたけれども、阪和線の西側にぜひ保育園を1カ所つくっていただきたい、このように思いますので、よろしく願います。

それと最近、そういう問題も含めまして、マスコミでベビーホテルというのが報道されておりましたけれども、これは御存じだと思いますけれども、赤ちゃんを1カ月、2カ月預かる。ホテルの扱いをするわけですね。それはどういうところからきたかといいますと、やはり保育所の不

足。そういう民間の保育所がないというところで、無認可の保育園に近いような、もう少し環境のええベビーホテルというのが新聞にも載っております。

大阪市とか、あるいは東京都ですでにたくさんそういう設備がありまして、いろんな問題点をはらんでおりますので、今後、やはり保育所に関する問題はたくさん要望があると思いますので、どうか阪和線の西側にもぜひそういう保育園を早急につくっていただくよう要望いたしまして、終わりたいと思います。

○ 議長（貝淵博治君） 次。

○ 市民部長（富田宏之君） 最後になりましたが、市民部長お答え申し上げます。

精神薄弱者の更生施設の件でございますが、この施設につきましては、昭和58年に大阪市の方より本市あてに建設に対する協力要請がございました。その中で、数回協議を進めていく中で、大阪市さんが予定されております定員80名に対し、本市の該当者、対象者に対しまして一定の枠——と申しますと、定員の約一割の枠を和泉市に対していただきたいということで、強く要望してまいってきております。

この施設の運営につきましては、現在、社会福祉法人日本ヘレンケラー財団が運営いたしますが、その点につきましても、大阪市の担当者と本市の担当者の中で一定の紳士協定を交わしておりますので、今後ともなお努力をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 13番（並河道雄君） 施設については、いま、御説明いただきましたので結構かと思いますが、もう一点だけ少しお伺いしたいんですが、いろんな方と対話を進めてまいりまして、精薄の方でおふろになかなか入れにくいと。お母さんが入れたいんですけれども、どうしても1人では入れにくいということで、巡回バスのようなふろつきのバスを他市では行政でやっているという話ですけれども、和泉市ではやってもらえないかと、そういう要望があるんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○ 市民部長（富田宏之君） 心身障害者及び寝たきり老人に対しまして、各市で入浴サービス事業が行われておりますのを私らはよく認識しております。現在の和泉市の中では、そういう特殊なバスを購入し、運営していくまでもならないと思いますが、その点につきましては、本市に幸いに特別養護老人ホームが2カ所建設されております。

その施設との御協力等によりまして、何らかの形で今後、その人たちの入浴サービスを行えるよう最善の努力をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 13番（並河道雄君） 身障者、精薄児に対するいろんな行政面での今後のお願い事項を申し上げましたけれども、どうか1日も早く実現しますようお願い申し上げます、終わりたいと思

います。

- 議長（貝淵博治君） 以上をもちまして一般質問は終了いたしました。皆さんの御協力をいただきまして、予定より早く終了できましたことを厚く御礼申し上げます。

ここでお諮りいたします。きのう議会運営委員会です承を得ておりますが、一般質問の日程は明22日までとなっておりますが、本日で終了いたしましたので、23日からの議案審議の日程をあすに繰り上げて御審議願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案審議の日程を明22日に繰り上げ、審議することに決定いたします。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。

なお、明日は定刻に御出席いただきますようお願い申し上げます。まことに長時間ありがとうございました。

（午後2時3分散会）



第 15 日



昭和55年10月22日午前10時和泉市議会第3回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

- |               |               |
|---------------|---------------|
| 1番 若 浜 記久男 君  | 16番 赤 阪 和 見 君 |
| 2番 竹 内 修 一 君  | 17番 橋 本 佳 行 君 |
| 3番 辻 村 靖 英 君  | 18番 松 尾 孝 明 君 |
| 5番 田 中 包 治 君  | 19番 大 谷 昌 幸 君 |
| 6番 三 井 正 光 君  | 20番 出 原 平 男 君 |
| 7番 勝 部 津喜枝 君  | 21番 池 辺 秀 夫 君 |
| 8番 原 重 樹 君    | 22番 飯 坂 楠 次 君 |
| 9番 直 村 静 二 君  | 23番 田 中 昭 一 君 |
| 10番 天 堀 博 君   | 25番 奥 村 圭一郎 君 |
| 11番 成 田 秀 益 君 | 26番 仁 井 明 君   |
| 12番 横 田 憲治郎 君 | 27番 柳 瀬 美 樹 君 |
| 13番 並 河 道 雄 君 | 28番 貝 淵 博 治 君 |
| 15番 穴 瀬 克 己 君 | 29番 藤 原 要 馬 君 |

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	池 田 忠 雄	産 業 衛 生 部 長	広 岡 史 郎
助 役	坂 口 禮之助	産 業 衛 生 部 次 長	角 谷 泰 夫
収 入 役	中 塚 白	建 設 部 長	逢 野 一 郎
参 与 兼 市 長 公 室 取 扱	西 川 喜 久	建 設 部 次 長	吉 田 日 出 男
参 与 兼 都 市 整 備 取 扱	林 德 次	兼 土 木 課 長 事 務 取 扱	中 山 重 光
秘 書 広 報 課 長	石 本 博 信	都 市 整 備 部 理 事	門 川 祿 朗
財 務 部 長	麻 生 和 義	都 市 整 備 部 理 事	萩 本 啓 介
財 務 部 次 長	北 野 敦 雄	都 市 整 備 部 次 長	青 木 孝 之
財 務 課 長	大 塚 孝 之	改 良 事 業 部 長	西 川 武 雄
同 和 对 策 部 長	橋 本 昭 夫	改 良 事 業 部 次 長	前 田 守 正
同 和 对 策 部 理 事 兼 解 放 総 合 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱	生 田 稔	兼 改 良 総 務 課 長 事 務 取 扱	竹 林 淳
市 民 部 長	富 田 宏 之	病 院 院 長	内 田 繁
市 民 部 次 長	中 川 鉄 也	病 院 事 務 局 長	藤 原 光 夫
兼 福 社 事 務 所 長		兼 病 院 事 務 局 次 長	
		兼 管 理 課 長 事 務 取 扱	

職 名	氏 名	職 名	氏 名
水道部長	田中稔	指導部長	高橋貞良
会計課長	赤田備信	指導部次長	竹田明郎
消防長	松村吉堯	指導部次長	明坂貞士
消防本部次長	湯川行夫	選挙管理委員会委員長	味谷日吉
兼消防署長	平野誠蔵	選挙管理委員会事務局長	岸田秀仁
用地担当理事・	岩井益一	監査委員	久光喜多男
土地開発公社事務局長	堀内由延	監査事務局長	向井洋
用地担当参事・	葛城宗一	兼公平委員会事務局長	坂上國治
土地開発公社事務局長	杉本弘文	農業委員会会長	信田種行
教育委員長	逢野博之	農業委員会事務局長	
教育長			
教育次長			
管理部次長			

※ 課長級の職員は、議案等の説明の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	吉岡昭男
次長	吉田種義
議事係長	西井正
議事係	佐土谷茂一
議事係	川崎政勝

本日の議事日程は次のとおりである。

昭和55年和泉市議会第3回定例会議事日程

(10月22日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和55年3月分)	
2	監査報告 第19号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱) 昭和55年3月分	
3	監査報告 第20号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱) 昭和55年3月分	
4	監査報告 第21号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和54年度昭和55年4月分)	
5	監査報告 第22号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和55年4月分)	
6	監査報告 第23号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱) 昭和55年4月分	
7	監査報告 第24号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱) 昭和55年4月分	
8	監査報告 第25号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和54年度昭和55年5月分)	
9	監査報告 第26号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和55年5月分)	
10	監査報告 第27号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱) 昭和55年5月分	
11	監査報告 第28号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱) 昭和55年6月分	
12	監査報告 第29号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱) 昭和55年5月分	
13	監査報告 第30号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱) 昭和55年6月分	
14	監査報告 第31号	例月出納検査結果報告(収入役扱 昭和55年6月分)	
15	監査報告 第32号	例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱) 昭和55年7月分	
16	監査報告 第33号	例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱) 昭和55年7月分	
17	監査報告 第34号	定期監査(昭和55年度第1次分)結果報告	
18	認定 第1号	昭和54年度和泉市水道事業会計決算認定について	
19	認定 第2号	昭和54年度和泉市病院事業会計決算認定について	
20	議会議案 第9号	決算審査特別委員会の設置について	
21	議会議案 第10号	決算審査特別委員会委員の選任について	
22	報告 第11号	専決処分承認を求めることについて (損害賠償の額の決定及び和解について)	

日程	種別及び番号	件名	摘要
23	議案第44号	監査委員の選任について	
24	議案第45号	公平委員会委員の選任について	
25	議案第46号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
26	議案第47号	教育委員会委員の選任について	
27	議案第48号	工事請負契約締結について (市立国府小学校体育館増築工事)	
28	議案第49号	和泉市高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する 条例制定について	
29	議案第50号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	
30	議案第51号	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	
31	議案第52号	昭和55年度和泉市一般会計補正予算(第3号)	
32	議案第53号	昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	
33	議案第54号	市道の路線認定について(納花青葉台線外52路線)	
34	議案第55号	市道の路線認定について(唐国台1号線外10路線)	
35	議案第56号	市道の路線認定について(箕形南線)	
36	議案第57号	市道の路線認定について(池上豊中線)	
37	議案第58号	工事請負契約締結について(市立北池田小学校増改築工事)	
38	議案第59号	教育委員会委員の選任について	

(午前10時3分開議)

- 議長(貝淵博治君) おはようございます。議員の皆さんには公私何かとお忙しい中、連日御出席ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長として報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(吉岡昭男君) 御報告申し上げます。

ただいま御出席されている議員さんは22名でございます。欠席届の議員さんはございません。出原議員さんから遅刻の届け出がございます。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思われまます。現在、22名でございます。

- 議長(貝淵博治君) ただいまの報告どおり、出席議員22名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 
- 議長(貝淵博治君) 本日の議事日程はお手元に印刷配付してあるとおりでありますので、よろしく御了解願います。

それでは、議案審議に入ります。

日程第1より第17までは、いずれも例月出納 査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

なお、報告は多数でありますので、表題のみ朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 監査報告第18号

#### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年3月分収入役抜の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年6月12日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

#### 記

- 1 検査実施日 昭和55年6月12日
- 2 検査の対象 昭和55年3月分の出納状況

### 3 検査の結果

3月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第19号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年3月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年6月12日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

##### 記

- 1 検査実施日 昭和55年6月12日
- 2 検査の対象 昭和55年3月分の出納状況
- 3

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第20号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年3月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年6月12日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治



記

- 1 検査実施日 昭和55年6月12日
- 2 検査の対象 昭和55年3月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による3月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、3月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第21号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和54年度 昭和55年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年7月22日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年7月22日
- 2 検査の対象 昭和54年度 昭和55年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第22号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年4月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年7月22日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年7月22日
- 2 検査の対象 昭和55年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

4月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第23号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年4月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年7月22日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年7月22日
- 2 検査の対象 昭和55年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第24号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年4月分  
和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年7月22日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年7月22日
- 2 検査の対象 昭和55年4月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による4月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳  
簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、4月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第25号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和54年度 昭  
和55年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年8月27日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年8月27日
- 2 検査の対象 昭和54年度 昭和55年5月分の出納状況

### 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第26号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年5月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年8月27日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

##### 記

- 1 検査実施日 昭和55年8月27日
- 2 検査の対象 昭和55年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

5月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第27号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年5月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年8月27日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年8月27日
- 2 検査の対象 昭和55年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第28号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年6月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年8月27日

監査委員 久 光 喜多男  
同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年8月27日
- 2 検査の対象 昭和55年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照会したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第29号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年5月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年8月27日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年8月27日
- 2 検査の対象 昭和55年5月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による5月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、5月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第30号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和55年6月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年8月27日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年8月27日
- 2 検査の対象 昭和55年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による6月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第31号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年6月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年9月17日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年9月17日
- 2 検査の対象 昭和55年6月分の出納状況
- 3 検査の結果

6月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、6月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第32号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年7月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年9月17日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年9月17日
- 2 検査の対象 昭和55年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第33号

例月出納検査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項の規定により、昭和55年7月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和55年9月17日

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治

記

- 1 検査実施日 昭和55年9月17日
- 2 検査の対象 昭和55年7月分の出納状況
- 3 検査の結果

地方公営企業法第31条による7月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符合して正確であることを認めた。

なお、7月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第34号

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第3項の規定に基づく昭和55年度定期監査（第1次分）を別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和55年7月30日提出

監査委員 久 光 喜多男

同 坂 上 國 治



○ 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第18号より第34号までの報告を終わります。

○

○ 議長（貝渕博治君） 次に、日程第18「昭和54年度和泉市水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第1号

昭和54年度和泉市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により昭和54年度和泉市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田忠雄

認定第1号及び認定第2号参考資料

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）抜すい

（決算）

第30条 略

2、3 略

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。

5、6 略

○ 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 水道部長（田中稔君） それでは、ただいま上程されました認定第1号「昭和54年度和泉市水道事業会計決算」について御説明申し上げます。

まず、17ページの事業報告から申しますと、本年度の給水量は年度当初に予測した水量よ

り6.9%、すなわち74万3000立米下回ったために、事業開始以来初めて前年度実績よりも0.3%の25,000立米落ち込むという結果と相なりました。

この原因といたしましては、例年に比べ雨量が比較的多かったのに加え、光明台等各団地の入居おくれ、さらに「水も限りある資源」としての節約や省エネルギー政策等が考えられますが、今後の事業計画及び水量予測には、なお一層慎重な配慮が必要と考えておる次第でございます。

以上の結果、給水量の減少により給水収益が当初予定より約1億1千万円の減収となったため経常収支におきまして純利益が当初予定を大きく下回り、わずか892万4,291円計上するにとどまりました。このため年度末の未処理欠損金は、4億2607万余繰り越すこととなりましたが、資金面から見た場合、不良債務につきましては、減価償却費等内部に留保される資金等もありまして1億9千9百万円余り解消され、年度末の不良債務額は、4,580万2千円余と相なりました。

次に、本年度の給水状況でございますが、前述のとおり、降水量も多かったため、事故による断水等を除き、順調な給水を行うことができました。また、建設改良事業の概況につきましては、より安定した給水を確保するため、本年度を初年度とする4カ年計画で施設整備事業に着手し、本年度は、ポンプ設備と配水管布設工事を計画に基づき施行しました。また、配水管整備事業、同更生事業につきましても、水量増強のため配水管布設工事及び更生工事にそれぞれ施行したほか、6月豪雨で被害を受けた松尾寺配水池災害復旧工事を施行しました。改良工事につきましては、開発地内の配水管布設工事を、また光明台水道施設建設につきましては、施設整備事業と共同でポンプ設備工事をそれぞれ施行いたしました。

受託工事におきましても、配水管移設、給水管取出工事を原因者負担で施行し、維持補修工事については、給水管切替工事並びに山荘配水場高架水槽塗装工事等施行いたしました。

次に、普及の状況でございますが、昭和55年3月31日現在、人口、戸数とも98.6%と相なっております。

それでは、前に戻りまして、1ページの決算報告書について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について、収入より申しますと、第一款水道事業収益予算額合計14億596万5千円に対し、決算額は、14億939万2千2百69円となっており、予算額に比べ、3百42万7千2百69円の増となっております。決算額の内訳は、第一項営業収益で12億7千3百41万2千96円、第二項営業外収益1億3千5万89万千百63円、第三項特別利益8万9千10円となっております。

一方、支出につきましては、第一款水道事業費用予算額合計14億3千2万5千円に対し、決算額14億46万7千9百78円で、不用額2千9百55万7千22円となっております。

額につきましても、受水費、動力費、薬品費、請負工事費等であります。

決算額の内訳は、第一項営業費用1億2千万5千300円、第二項営業外費用2億8千17万3千7百68円、第三項特別損失28万9千800円でございます、第四項予備費については、決算額はなく、全額不用となっております。

次に、建設改良を主とする資本的収入及び支出について申し上げます。

まず、収入では、第一款資本的収入予算額5億2千3百90万5千円に対し、決算額4億6千7百75万5千3百89円であります。その内訳といたしましては、第一項企業債で決算額1億8千8百40万円で、予算額に比べ3千百万円収入減となっております。これは施設整備事業の一部が関連工事のおくれたことにより、借入金を翌年度に繰り越したのと、災害復旧事業債の許可がおくれ、3月末日までに借り入れできなかった結果でございます。

次に、第二項工事負担金は、決算額2億7千4百85万3百89円で、予算額に比べ2千5百14万9千6百11円の減となっておりますが、これは未完成工事に係る工事負担金2千4百16万円を翌年度に繰り越した結果でございます。

次に、第三項負担金は、決算額4百50万円で一般会計よりの消火栓新設に伴う負担金であります。

第四項、固定資産売却代金でございますが、決算額5千円で、車輛買いかえに伴う下取り価格でございます。

一方、支出につきましては、資本的支出予算額5億1千9百38万5千4百37円に対し、決算額4億6千8百40万5千5百21円であります。決算額の内容につきましては、第一項建設改良費3億9千6百97万5百23円で、その内訳は、配水管整備事業費1千25万9千7百円、配水管更生事業費2千2百25万4千9百50円、施設整備事業費1億5千3百79万8千3百54円、改良工事費1億1千46万2千7百4円、光明台水道施設建設費2千8百49万4千9百67円、災害復旧事業費9百48万6千円、営業設備費9百37万4千3百26円及び前年度より繰り越された第三回拡張事業費5千83万9千5百22円となっております。

なお、翌年度へ繰り越される予算繰越額3千70万7千3百40円を除き、千9百27万6千5百74円の不用額が生じておりますが、これは改良工事費と営業設備費に係るものであります。

なお、これらの工事概要につきましては、21ページ以下に記載いたしております。

次に、第二項企業債償還金は、決算額7千43万9百98円であります。

以上が今回、提出いたしました決算報告書の概要でございます、損益計算書以下につきましては省略させていただき、簡単でございますが、昭和54年度和泉市水道事業会計決算の説明を

終わらせていただきます。決算付属書といたしまして、各明細を添付いたしておりますので、これらを御参照いただきまして、速やかに認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 九番（直村静二君） いまの説明で二点ほどお聞きいたします。

当初見込みから1億1千万円ほど減収になったということですが、そうすると、結局需要家の家庭が水をたくさん使わない、省エネという説明、いま通常の給水量からパーセンテージで何ほぐらいの収益の減かということをお答え願いたい。

二点目は、営業外収益1億3千5百89万1千円の内訳についてひとつお答え願いたい。このような営業外収益1億3千5百万ということは、給水の予定量が下がっているかこうになっているが、この二点についてお答え願いたい。

○ 議長（貝渕博治君） 理事者答弁。

○ 水道部長（田中稔君） お答え申し上げます。

1億1千万円につきましては、約9%でございます。

営業外収益の1億3千5百万円の内訳につきましては、6ページに出しておりますが、加入金が1億1千4百13万円、受取利息3百64万2百23円、雑収入8百12万9百40円、他会計補助金1千万円、これが営業外収益の内訳でございます。

○ 九番（直村静二君） 水道料金は高いし、見込みが下がって減収、これはやむを得ないだろうし、今後、また飲んでもらえば上がっていく。

ところが、営業外の加入金を大幅に見込んでるのは、最初に水をたくさんほしいという場合、出が悪いと、13ミリから20、25と非常に上がっていく。そういうものも相当見込んでいるが、これは罰則的な役割を果たしていると思いますので、こういうものはもう少し軽減すべきではないかという意見です。いずれ委員会付託になりますので、その辺で詳しくやっていただくということで、終わります。

○ 議長（貝渕博治君） 他に。

○ 十二番（横田憲治郎君） 私も簡単に二点だけにしておきます。

一つは、企業債のことですけど、具体的な数字は委員会にゆだねたいと思いますが、当年度における償還金が7千万円余、これの低利借りかえ等の努力をこの当年度においてされた経過というものを簡単に結構です。

それと、いまの話にちょっと重複するんですが、この決算を見て端的に感ずるのは、営業収支が伸び悩んだのは省エネの問題も言うてはったが、恐らく自然現象が基本になってると思う。雨がよく降ったので打ち水せんでもよかったとか、内容をもっと分析し、その意味では、あなたま

かせの原因ではなく、もっと探求しなければならないんじゃないか、こういうふう思うんです。高料金で水を始末してることも底辺、基本にあると思う。高い料金にして、不良債務をなくしながら努力してがんばっていただいていることはよくわかっていますが、せっかく努力しながら、老朽配水管の改良工事とか、そんなものは遅々として進まんということであれば、還元する何物もない。そういう点で賢明な部長のことですから検討していただいていると思いますが、御見解があればお答え願いたい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 水道部長（田中稔君） 企業債の低利借りかえは努力しておりますが、引き受けてもらった銀行ではすでに証券を発行しているのでなかなか思うようにいきません。その見返りということで、府の方から低利、3.5%でかなりの金額をお借りしている。そういうことでございます。

なお、給水量の減少の問題は御指摘のとおり、いろいろあります が、自然環境もございまして、高い料金も原因ですが、やはり料金改正のときにも御説明申し上げましたように、需要家に対して赤い水の解消等サービスの向上に努めております。特に減量経営もやらないかんということで、55年度は起債も計画より落としておりますが、56年度はさらにぐんと減量経営に努めよう、差し迫ったものについてのみ起債しようということで、あらゆる角度から検討を加えております。今後、御指摘の点も十分踏まえて検討を加えていきたい。かよう考えております。

○ 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

本件につきましては十分御審議をお願いしたいと思いますので、本決算の審議を後刻、議会議案として上程します決算特別委員会を設置し付託の上、閉会中も継続審議といたしたいと思いますと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

---

○ 議長（貝淵博治君） 日程第19「昭和54年度和泉市病院事業会計決算認定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

認定第2号

昭和54年度和泉市病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により昭和54年度和泉市病院事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 病院事務局長（内田繁君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました認定第2号「昭和54年度和泉市病院事業会計決算認定について」、その概要を御説明申し上げます。15ページをお開き願います。

昭和54年度の事業運営に当たっては、整備事業完了後の第一年度に相当いたしますが、年度当初から全館稼働体制を図り、新たに眼科、耳鼻いんこう科及び整形外科を開設し、総合病院としての内容的な整備充実を図りました。他方、事業の経営については、除々ながらも好転しつつあって単年度営業収支の均衡を保ちましたが、経営環境は依然として厳しい状況となっております。

まず、病院の診療状況につきましては、入院患者数が年間延べ8万2千2百31人1日平均2百24.7人、外来患者数は年間延べ14万5千7百77人、1日平均4百90.8人でありまして、前年度と比較いたしますと、入院では35.8%増、外来では19.9%の増加となっております。特に入院患者数の増は、本館2階が新しく稼働したこと等によるものであります。

次に、財政面でございますが、まず、収入につきましては、医業収益23億2千4百9万5千円、医業外収益5千4百3.3万7千円、特別利益4千48万円、合計24億1千8百91万2千円で、前年度に比較いたしまして医業収益が7億6千7百66万3千円、49.3%増、医業外収益では6百85万6千円、14.4%の増となっております。医業収益の大幅増加につきましては、病床数の増と基準看護特二類等医療の充実によるものであります。医業外収益の増は、高度特殊診療に対する国（府）補助金が主なものであります。

一方、支出につきましては、医業費用23億1千7百23万2千円、医業外費用3億3千8百58万円、合計26億5千5百81万2千円で、前年度に比べ医業費用は4億7百13万1千円で21.3%増、医業外費用3千4百4万8千円、11.2%の増加となっております。主な費用増

加の内容は、医業費用では給与費2億2千4百13万8千円、材料費1億6千7百41万3千円、経費が千9百96万6千円の各増、医業外費用では支払利息3千2百90万4千円の増であります。これらは増床に伴いまして要員の充足による人件費の増と医療の充実によるものの増及び借入金の利息増加等が費用増加の要因であります。

以上の結果医業収支については医業利益6百86万3千円の黒字化が達成できました。しかし、医業外収支では2億8千4百万円の欠損を生じております。したがって、収益的収支は純損失2億3千7百万円の欠損にとどまっておるわけであります。これを前年度に比較いたしますと3億3千3百万円、58.5%の減と大幅に好転したわけであります。このように単年度経常収支が改善の方向に進みつつありますが、経営状態は依然として前途まことに多難であります。財政の健全化は、病院事業運営上きわめて重要な課題であります。今後も医療の積極的な充実強化を図りつつ、経営健全化に邁進いたしたいと思っております。

次に、資本的収支でございますが、まず、支出につきましては、医療用器械備品購入が4千3百万9千円、企業債償還金が1億3千9百7万9千円等を執行いたしました。これらの財源は、一般会計からの繰入金及び長期借入金をもって充当いたしました。収支の不足4千25万8千円は、収益的収支の特別利益によって補てんいたしましたものであります。

以上、簡単でございますが、病院事業会計決算の内容を御説明申し上げます。詳細につきましては、財務諸表、参考資料等を決算書に添付いたしておりますので、これらを御参考の上、よろしく御審を賜り御認定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長(貝淵博治君) 本件について質疑、御意見を承ります。

○ 九番(直村静二君) 大体3億円ぐらいの赤字、大変なことだと認識しておったのですが、これを見ますと結局2億3千万円ですか、収入で特別利益4千万円、他会計補助金3千百万円、これを合するとや又ばり3億、依然として21億の累積赤字、大変なことです。その中でもよくがんばって好転してるということなんで、今後も一層この内容を維持させるということで一つ質問いたしますが、ここで資産減耗費が53年度と比べ今回に零だ、古いものを売ってしまったということで将来は出てこない、出てきても少ないということかどうか。

それから、他会計補助金はどこからもらっているものか。

それから、特別利益の4千万円は、先ほどの説明ではよく認識できなかったもので、もう少し詳しく御答弁願いたい。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 病院事務局長(内田繁君) まず、第一点目の資産減耗の問題でございますが、昨年は改築等で不良品が出まして、それを売却したものでございます。今年度につきましてはそういうものはございませんし、今後も生じないということで御了解願いたいと思います。

○ 病院事務局次長（藤原光夫君） お答え申し上げます。

特別利益の4千48万円につきましては、48年発行の特例債の利子でございまして、一般会計からの繰入金でございまして、

○ 病院事務局長（内田繁君） 他会計からの補助金も一般会計からの補助金でございまして、

○ 九番（直村静二君） 合計7千万円ですね。

○ 病院事務局長（内田繁君） はい。

○ 議長（貝渕博治君） 赤坂君。

○ 十六番（赤坂和見君） 一点だけ。決算意見書の中に「看護婦養成機関との一部委託解消により貸付金（学債）等の返還金の受入れによる増加があった」ということですが、看護婦を養成してこっちへ来てもらって何年ぐらいでそれが解約ということで委託を外したのか。それとも数的に減ったのか。それとも5年おらなければならぬのが3年しかおらなかつたのか、ちょっとその内容をお聞かせください。

○ 議長（貝渕博治君） 答弁。

○ 病院事務局次長（藤原光夫君） お答えいたします。

昭和49年度だったと思いますが、学校の方から学債発行の依頼がございまして、委託病院が申し合わせをいたしまして、学校の方に学債を発行したわけでございまして、54年度末に償還させたものでございまして、学校の委託生とは何ら拘束期間等の関係はございません。そして、55年度からの委託生については、一応、和泉市立病院としては解消したという現状でございまして、

○ 議長（貝渕博治君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

本件についても十分御審議を願うため、本決算の審査を決算審査特別委員会に付託の上、閉会中も御審議をお願いいたしますと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、さよう決定いたします。



- 議長（貝渕博治君） 日程第20「決算審査特別委員会の設置について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議会議案第9号

### 決算審査特別委員会の設置について

地方自治法第110条第1項並びに和泉市議会委員会条例第3条第1項の規定により次のとおり特別委員会を設置する。

昭和55年10月22日

### 和泉市議会議員

池 辺 秀 夫	赤 坂 和 見
柳 瀬 美 樹	橋 本 佳 行
竹 内 修 一	大 谷 昌 幸
直 村 静 二	出 原 平 男
天 堀 博	田 中 昭 一
穴 瀬 克 己	仁 井 明

記

#### 1. 委員会の名称

決算審査特別委員会

#### 2. 付託事項

昭和54年度和泉市水道・病院事業会計決算

#### 3. 委員会の構成

本委員会は委員13名をもって構成する。

#### 4. 付託期限

本委員会は閉会中も審査並びに調査を行なうことができるとし、係る諸問題が完結するまで継続するものとする。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 21番（池辺秀夫君） ただいま御上程いただきました議会議案第9号「決算審査特別委員会の設置について」、はなはだ僭越ですが、提案者を代表いたしまして提案の理由を御説明申し上げます。

本議案は、昭和54年度和泉市水道事業会計並びに病院事業会計決算を認定するに当たり、慎重に審議するため、本特別委員会を設置するものであります。よろしく御審議の上、満場の御賛同を賜われますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 12番（横田憲治郎君） 理事者にちょっと要望しておきたい。

例年、10月定例会に水道と病院の企業会計決算が出てくるが、一般会計は12月になる。予算編成が実質上11月から始まりますね。決算の審議を来るべき予算編成に生かすという基本的なことが、本市では過去ずっとなされていないままきいているわけですが、この辺でけじめをつけてもらって、来年度あたりを目標に一緒に決算認定を出せるような努力をお願いしたい。お願いというよりも当然なことだと思いますが、御所見があれば表明してもらったら結構です。

- 議長（貝淵博治君） 財務部長。
- 財務部長（麻生和義君） 申しわけございません。努力してるんですが、なおよく努力させていただきます。
- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御意議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第9号を原案どおり可決いたします。

- 
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第21「決算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議会議案第10号

#### 決算審査特別委員会委員の選任について

和泉市議会委員会第4条第1項の規定により次のとおり選任するものとする。

昭和55年10月22日

和泉市議会議長

貝 淵 博 治

記

決算審査特別委員会委員（13名）

- 議長（貝淵博治君） 本決算審査特別委員会の委員の選任については、先般の議員総会で御了承を願っておりますので、はなはだ僭越ですが、私より選任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、私より選任させていただきます。

委員の氏名を局長をして朗読させます。

（市会事務局長朗読）

決算審査特別委員会委員

赤坂和見、並河道雄、天堀博、原重樹、仁井明、松尾孝明、飯坂楠次、橋本佳行、柳瀬美樹、三井正光、出原平男、藤原要馬、池辺秀夫、

以上13名

- 議長（貝淵博治君） ただいまの朗読どおり選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議会議案第10号の委員の選任は、朗読どおり選任することに決定いたします。委員の皆さんにはまことに御苦労でございますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

- 
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第22「専決処分の承認を求めることについて」（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題に供します。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

専決第3号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和55年8月11日専決

和泉市長 池田 忠雄

市は交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1 損害賠償及び和解の相手方

和泉市久井町547-1

向井静香及び向井教子(保護者 利雄)

2 損害賠償の額

向井静香に係る額 502,900円

向井教子に係る額 520,700円

3 和解の要旨

市は相手方との間に起した交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

報告第11号参考資料

(1) 損害賠償等の原因である交通事故の概要

1 日 時 昭和55年2月25日午後3時14分

2 場 所 和泉市久井町547-1先 市道

(和気父鬼線から若壱町方向へ入る路上)

3 事故の概要 昭和55年2月25日午後3時10分頃発生した和泉市久井町553-1番地横田倉庫(所有者横田幸久)の火災現場に到着した本市消防署松尾出張所分隊の消防自動車が消火栓に水利部署するため誘導員の指示に従い後退を始めたとき、向井静香、教子の親子が道路左側から急に飛び出してきたため、危険を感じ急ブレーキをかけたが及ばず、自動車後部右側ボディと接触し、転倒負傷させたものである。

(II) 損害賠償額の内訳

総額	1,023,600円
向井静香に係る額	502,900円
治療費	62,600円
通院交通費	25,300円
休業補償費	115,000円
慰謝料	300,000円

向井教子に係る額	520,700円	
{ 治療費 慰謝料	305,700円	
	215,000円	
自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済によるてん補		1,023,600円

○ 議長（貝淵博治君） 報告の説明を願います。

○ 消防長（松村吉堯君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました報告第11号「専決処分の承認を求めることについて」、去る8月11日、専決第3号で専決処分させていただきました「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解」につきまして、専決の理由及び事故の概要並びに和解の内容の御説明を申し上げます。

初めに、専決の理由でございますが、和解成立に伴いまして医療機関等への支払いの必要上、決定させていただきました賠償額を支払う必要が生じたためでございます。

次に、事故の概要でございますが、本年2月25日午後8時14分ごろ発生いたしました本市久井町558-1番地、横田幸久氏所有の倉庫火災に際しまして、出勤いたしました松尾出張所のポンプ車が、火災現場直近の消火栓が水利不足で若樫町方向に進入いたしました。当該消火栓に火が及んでいたため、南松尾保育所前の消火栓に移動すべく車を後退させましたところ、道路左側より車の真後ろを向井静香さん、教子さんの親子が飛び出し、急ブレーキをかけましたが及ばず、自動車後部右側ボディ部分と接触し、両名の足に打撲、内出血の傷を負わせたものでございます。

和解の内容といたしましては、両名に係る治療費、通院交通費、慰謝料及び向井静香さんが美容院を経営しておられますので、この休業補償を含め、総計百2万3千6百円の損害賠償を支払うことにより和解成立したものであります。本示談成立までに相当日数が経過しておりますがこれは向井静香さんが、本負傷完治後、市立病院において尿道結石の除去手術を受けられ、その後静養のため国元の実家へ帰っておられ、話し合いができなかったことによるものであります。

なお、当該全額につきましては、自動車損害賠償責任保険及び全国市有物件災害共済による保険金で全額補てんいたすものであります。

以上で事故及び和解の内容説明を終わらせていただきますが、災害現場の事故発生理由がいかであれ、市民2名の方に負傷を負わせ御迷惑をおかけしましたことはまことに申しわけなく、深くおわび申し上げる次第でございますとともに、今後、かかることのないよう厳重な注意いたしますので、何とぞ本専決処分について御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本報告について質疑、御意見を承ります。

- 16番(赤坂和見君) ちょっとお聞きしたい。

緊急出勤ということで大変御苦勞願ひ、安全のために非常な努力をされていることに敬意を表します。この事故の概要の中に「誘導員の指示に従い後退を始めたとき」とありますが、バックしたときは速度も遅く、急に飛び出してきたという事故内容がもう少しわからない点と、この兩名の事故ですが、全治何カ月ぐらいで、慰謝料にしても、治療費の少ない方が多く、治療費の多い方が少ないという、親子の関係もあるかと思いますが、その点。

それから、自動車損害賠償責任保険と全国市有物件災害共済による補てんとなっておりますが、この内訳をちょっと言ってください。

- 議長(貝淵博治君) 答弁。

- 消防長(松村吉堯君) 第一点目は、誘導員がおりながら飛び出したという問題ですが、誘導員が「バックするから危いぞ」と声をかけました。ところが、本人の方から後ほど聞いたんですが、自分のちょうど家の前になりますので、家の前で作業を始めるんだな、と感じまして、家の中へ入ろうと、道路の反対側から家へ向かって飛び出たということでございます。

それから、慰謝料の内訳ですが、これは全国弁護士会の規定によると、通院の関係と大人、子供の関係の中で1日5千円の3倍以内という算定基礎がございまして、それらを参照させていただき、お話し合いの中で決めさせていただいたということでございます。

それから、自賠責と全国市有物件共済との割合でございますが、市有物件から33万8千7百円、残りが自動車損害賠償責任保険の方から補てんしていただくということでございます。

それから、向井さん親子ですが、親の方が通院23日、子供さんにつきましては入院14日と通院5日、入院につきましては、内出血の関係上げがの当日に即通院という形をとったわけですが、子供さんがどうしても動くということで、医者の方から、動くのは治療がしにくい、病院に子供だけ置いていただいた方が治療がしやすい、という指示によりまして、2週間の入院をしていただいた、こういう次第でございます。

- 議長(貝淵博治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第11号を承認することに決します。

- 議長(貝淵博治君) 日程第23「監査委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第44号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所  
氏 名  
生年月日  
職 業

議案第44号参考資料

〔Ⅰ〕 地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（選任及び兼職の禁止）

第196号 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者（以下本款において「知識経験を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2、3 略

（任期）

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

〔Ⅱ〕 前任者の任期満了日

監 査 委 員	任 期 満 了 日
坂 上 國 治	昭和55年9月22日

○ 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程されました議案第44号「監査委員の選任について」提

案理由を御説明申し上げます。

本市監査委員は、条例に基づきその定数は2名でございまして、議会議員及び学識経験を有する者よりそれぞれ1名をもって構成されております。

今回、議会議員の任期満了に伴いまして監査委員1名が欠員となっております。したがって、議会議員より監査委員を1名選任するに当たりまして、成田秀益議員が人格識見ともに兼ね備えた方でございまして適任者であると存じますとともに、今後の地方自治監査制度の適正なる運営を期待しているものでございます。どうか成田秀益議員を監査委員として選任するにつきまして、議会の皆様方の御了承を得まして、満場一致で御同意賜わりますようお願い申し上げます。どうかよろしく願いいたします。

- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御意議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第44号を原案どおり同意することに決しました。

ただいま御同意をいただきました監査委員の成田秀益君のごあいさつを許可いたします。

（監査委員就任あいさつ）

- 監査委員（成田秀益君） ただいま市長さんから監査委員として選任を受けました成田でございます。皆様方にはいつもお世話になっておりますが、こんな大役を初めて受けさせていただき、大変責任の重大さを感じております。今後とも皆様方の絶大なる御支援をお願いしたいと思っております。浅学非才でございますので、十分皆様方の御支援をお願いいたしまして、就任のごあいさつ並びにお願いをいたす次第でございます。どうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

- 
- 議長（貝淵博治君） あいさつが終わりました。

次に、日程第24回「公事委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）



議案第45号

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任するにつき、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条第2項の規定により、議会の同意を求める。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第45号参考資料

（Ⅰ） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）抜粋

（人事委員会又は公平委員会の委員）

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9 略

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13 略

（Ⅱ） 前任者の任期満了日

公平委員会委員	任 期 満 了 日
庄 司 清	昭和55年11月8日

○ 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました議案第45号「公平委員会委員の選任について」提案の理由及び内容について御説明申し上げます。

現在、公平委員会委員として御尽力賜っております庄司清氏は、来る11月8日をもって任期満了となります。引き続き庄司清氏を公平委員会委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜

りますようお願い申し上げます。

庄司清氏は、昭和50年3月31日に公平委員会委員に選任せられ、二期歴任されており御活躍しております。氏は、資性きわめて温厚にして高潔な御人格であり、かつ長年にわたる豊富な行政経験から事務内容にも精通されており、公平委員会委員として最適任者であると存じます。

住所は、和泉市池田下町992番地で、大正11年12月2日生まれ、57歳で、職業は、農業でございます。何とぞよろしく御審議をいただきまして、御選任賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（貝渕博治君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第45号を原案どおり同意することに決しました。

○

○ 議長（貝渕博治君） 次に、日程第25「固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第46号

#### 固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任するにつき、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田 忠 雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

#### 議案第46号参考資料

（1）地方税法（昭和25年法律第226号）抜粋

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された事項（土地登記簿又は建物登記簿に登録された事項を除く。）に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は、3人とする。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民で市町村税の納税義務がある者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4、5 略

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。

7～10 略

（Ⅱ） 前任者の任期満了日

固定資産評価審査委員会委員	任期満了日
小 路 山 丑 松	昭和55年10月17日

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

ただいま御上程いただきました議案第46号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」提案の理由並びに内容を御説明申し上げます。

本市固定資産評価審査委員会委員の定数は3名でございまして、市発足以来より御尽力をいただき、御苦勞をかけてまいりました小路山丑松委員さんには、今回、任期満了に伴いまして、健康上の理由により御退任されました。

その後任といたしまして、藤原利一氏を固定資産評価審査委員会委員に選任いたしたく、議会の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

藤原利一氏のお人柄等につきましては、すでに御承知のとおりでございまして、前期まで4期13年市議会議員として活躍され、行政各般にわたって精通されておられます。また、円満公平なお人柄でありまして、後任委員として適任者であると存じます。

住所は、和泉市和田町202番地の4、生年月日は、明治40年12月8日生まれて72歳。職業は、繊維業でございます。何とぞよろしく御審議いただきまして、御選任賜りますようお願い申し上げます。提案の説明といたします。よろしくようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第46号を原案どおり同意することに決めます。

○

- 議長(貝渕博治君) 次に日程第26「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第47号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に選任するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第47号参考資料

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜すい  
(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

(1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち8人以上(前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上)が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

(Ⅱ) 前任者の任期満了日

教育委員会委員	任期満了日
堀内由延	昭和55年11月8日
藤原忠男	昭和55年11月8日

○ 議長(貝淵博治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(池田忠雄君) ただいま御上程いただきました議案第47号「教育委員会委員の選任について」提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本市教育行政の運営に格段の御尽力をいただいております堀内由延氏と藤原忠男氏のお二人が11月8日をもって任期満了となります。お二人とも多年の経験に加えて非常に熱心な方であり、再度御就任願うべく御要請いたしましたところ、幸い内諾を得ましたので、御両人を教育委員に選任いたしたく御提案申し上げる次第でございます。

堀内由延氏は、就任以来委員長として御活躍いただいております、明治43年10月2日生まれ、住所は、上町737番地でございます。

藤原忠男氏は、過去8年間委員として御活躍いただいております、大正12年1月3日生まれ、住所は、黒石町735番地でございます。職業は、現在、南池田農業協同組合長でございます。

御両人とも教育についての識見深く、性格もきわめて温厚であり、本市教育委員として適任者であると存じます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、任命について議会の皆様の御同意を賜りますようお願い申し上げます、提案の理由にかえさせていただきます。何とぞよろしく御願申し上げます。

○ 議長(貝淵博治君) お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第47号を原案どおり同意することに決しました。

○ 議長(貝淵博治君) ここで、ただいま同意されました公平委員さん並びに固定資産評価基査委員さん、教育委員さんの方々からごあいさつを申し上げたいとの申し出がありますので、これを許可します。

(公平委員就任あいさつ)

○ 公平委員（庄司清君） 私、公平委員に再任をいただきました庄司でございます。ちょうどいまから5年前、本議会の御承認を得まして、和泉市公平委員の一人といたしまして末席を汚してまいった次第でございます。その間、何らこれという働きをしなかったにもかかわらず、本日、また三たび選任を賜りまして、本当にありがとうございます。私といたしまして、非常に光栄と感謝いたしておる次第でございます。

再任を賜りました以上、浅学ではございますが、誠心誠意業務に精励をいたす所存でございますけれども、何を申し上げましても重責でございますので、議会の諸先生方並びに理事者の皆様方の御指導、御鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げる次第でございます。はなはだ簡単でございますが、これをもちましてごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いたします。（拍手）

（固定資産評価審査委員就任あいさつ）

○ 固定資産評価審査委員（藤原利一君） 一言、ごあいさつ申し上げます。

このたび固定資産評価審査委員に選任いただきました藤原でございます。浅学非才な私に固定資産評価審査という重責を与えられましたことは、まことに身に余る光栄と感謝いたしている次第でございます。この席をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

今日の地方財政は非常に厳しいものがあり、ますます深刻化している中で、市税収入の動向が一層注目されておりますが、この税収の中においても、景気の変動に左右されない固定資産税は一段と重視され、特に本市は臨海工業地帯の後背地として宅地開発、住宅の建設が多く、固定資産の適正評価が要求されるものと存じます。これらのことも十分認識いたしまして、審査委員はどこまでも厳正公平な立場を保ち、適正な審査を行う所存でございます。どうか、議会の皆さんには、従来同様御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、まことに粗辞ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

（教育委員就任代表あいさつ）

○ 教育委員（堀内由延君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま教育委員として御承認をいただきました堀内由延、藤原忠男でございます。顧みまするに、私たちは過去4年間、何らなすべきところもなく、皆様に御迷惑をかけただけだと思います。しかし今回、重ねて御再任をいただき、ありがたく厚く御礼申し上げます。

なお、御承認をいただきました上は、今日の教育行政のあり方、むずかしさというものを克服すべく一意専心努力いたしまして、議員諸先生方の御指導御鞭撻をいただき、かつまた、各自われわれなりに研さんを重ね、和泉市教育行政に邁進させていただくつもりでございます。どうかよろしくお願いたします。ありがとうございました。（拍手）

○ 議長（貝淵博治君） 各委員さんのあいさつが終わりました。

引き続きまして、日程第27「工事請負契約締結について」（市立国府小学校体育館増改築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第48号

#### 工事請負契約締結について

市立国府小学校体育館増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和55年10月 8日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 市立国府小学校体育館増改築工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 91,800,000円
5. 契約の相手方 和泉市府中町三丁目3番19号  
株式会社 福本工務店  
代表取締役 福本恭一
6. 工期 自 昭和 年 月 日（議決の日）  
至 昭和56年3月15日
7. 契約保証金 4,590,000円
8. 保証人 和泉市府中町一丁目9番9号  
藤伸建設株式会社  
代表取締役 田所重信

#### 議案第48号参考資料

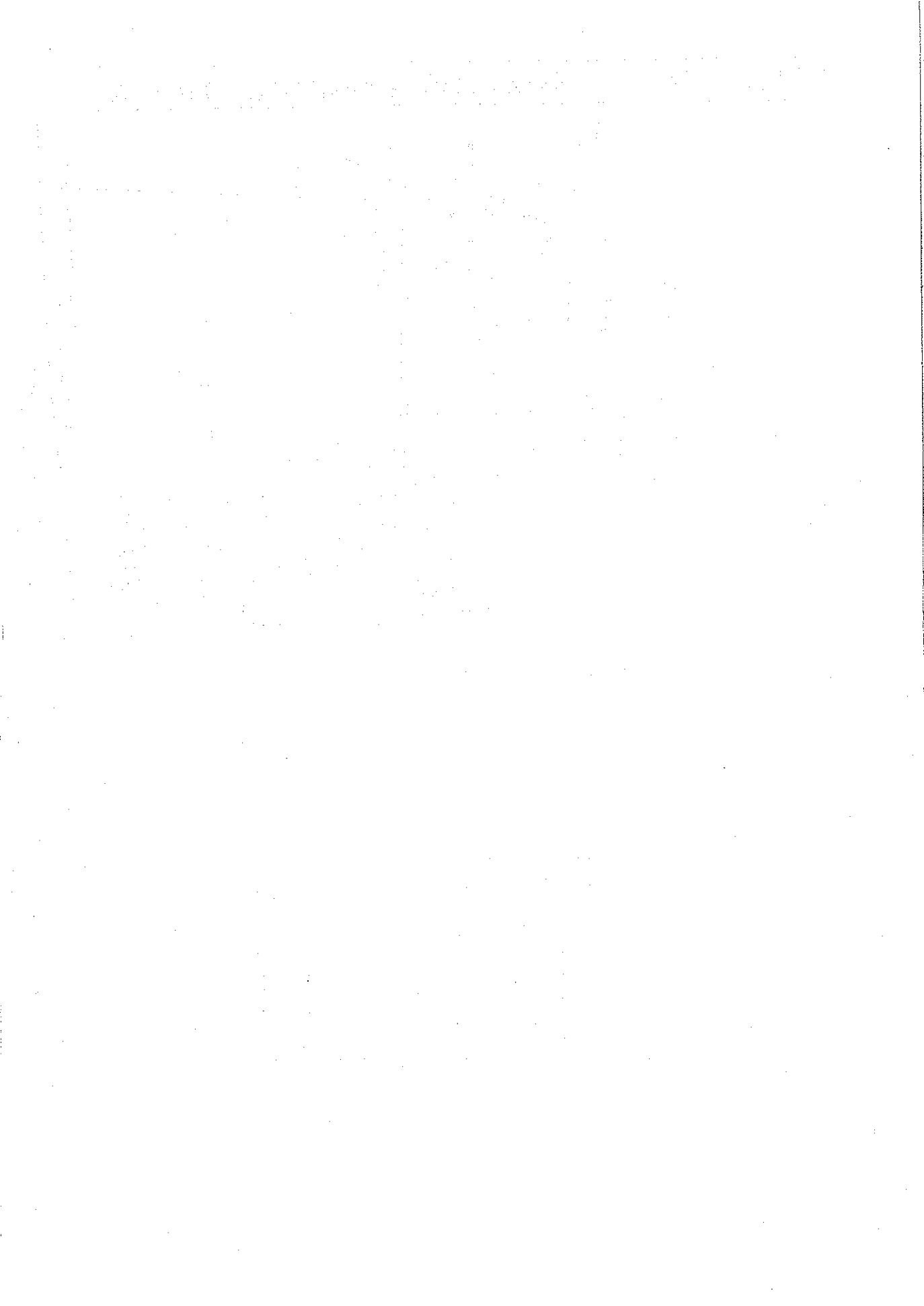
#### 市立国府小学校体育館増改築工事概要

1. 工事場所 和泉市府中町二丁目5番20号

2. 敷地面積 15,214  $m^2$
3. 工事種別 新築
4. 構造及び規模 体育館 鉄骨造平家建 床面積942  $m^2$   
                  体育室、ステージ、玄関、放送室、器具庫、便所  
                  渡廊下 鉄骨造平家建 床面積74  $m^2$







○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（逢野一郎君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第48号「工事請負契約締結について」の提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

かねてから懸案の老朽化した国府小学校体育館の補助金の認定があり、事業を実施しようとするものでございます。工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定に基づき、提案しようとするものでございます。

内容ですが、契約金額9,180万円で、契約の相手方は、和泉市府中町3丁目3番19号、株式会社福本工務店代表取締役福本恭一と契約しようとするものでございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和56年3月15日とし、工事場所は、和泉市府中町2丁目5番20号、敷地面積15,214平米でございます。構造及び規模は、鉄筋コンクリート造平家建体育館942平米でございます。

なお、工事概要等につきましては参考資料のとおりでございますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見を承ります。

○ 12番（横田憲治郎君） 念のため確認しておきたいんですが、等一点、工期の問題ですが、3月15日までというのは、年末年始がかかるわけですが、でき得べくは長年の懸案でもあったということで、PTA父兄の人たちはかなり期待をされてます。できれば、卒業する子供がここで式ができるようにという願望があるわけでございます。年末年始を含めた工期の中で、その辺の心配が全くないのかどうか。業者も努力してもらわなければならないと思います。

それと、付帯の設備がこの中に出てこないのですが、別途予算の中で配慮されると思うんですが、体育館が新しくなると在来の古い腰かけが使いにくくなるし、体育館ということで講堂と併用という形で利用するのでシートなども要すると思うが、これは教育委員会の方と思うが、並行して予算措置がされてるのかどうか。

もう一点は、御承知のとおり、拡張される粉河線沿いに建つということで、防音防壁等の付帯設備を考えておられるのか。

以上三点。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） 一点目の工期につきましては、過般来議員の皆様方に非常に御無理を申し上げ、材料搬入の御了解を得まして、絶対に工期に間に合わすという業者の決意もございまして。御指摘の体育館の工期を厳守するという事で努力したいと存じます。

三点目の粉河線沿いの周辺ということで、防音壁につきましては、その辺も十分配慮した上で

工事にかかっていくということでございます。

- 教育次長（杉本弘文君） 二点目の備品等でございますが、この件につきましては、当初予算の中で予算化をさせていただいておりますので、それで整備をさせていただきたいと考えております。
- 議長（貝淵博治君） 一言だけ。予算以外では、これは通っとる。そして、体育館の新設については全会異議なし。しかも、入札については、6月議会ではなくて改選後の初議会、そして早くやれ、間に合わせというパターンです。この6月議会に出すことは実際できなかったのかどうか。つまりいまの説明では、補助がついたからということなんです、その点私の意見だけではなく、業者の方も何とかならんか、ということ。ただ早くせよというだけ、それなら早く議決してくれたらええのにな、ということ。今回、補助がついたからということですが、8月段階で決まれば、早速せないかんことは当然わかってる。その点建設部長ですか、財政の方ですか、もう少し早くする道はなかったのかどうか、明解にお答え願いたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

当初予算で御審議をいただき、従来は、国の景気刺激あるいは政策の状況によりまして、国庫補助の認定が6月ですが、本年度の場合は、7月に持ち越されました。やや上半期は景気がいいと言ふことの抑制政策等で7月になりました。

加えて御理解のとおり、本体育館の現存の478平米は、当初、国庫補助認定は得られなかったものでございます。今回の特例等の国の考え方と相まって、やっと7月末に適格認定として国庫補助の承認を得たという事情が重なりまして、最終予算補正等も今回の議会に相なった事情でございます。今後、御趣旨を踏まえて努めて御審議いただいた予算の執行につきましては、有効的確に時期を外さないよう実施してまいりたい。かよう考えます。その点御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第48号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長（貝淵博治君） 日程第28「和泉市高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第49号

和泉市高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について  
和泉市高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例(案)

和泉市高額療養費資金貸付基金条例(昭和53年条例第3号)の一部を次のように改正する。  
第5条中「の10分の8を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。)」  
を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市高額療養費資金貸付基金条例の規定は、昭和55年11月1日以後の診療に係る高額療養費の支払資金について適用し、同日前の診療に係る高額療養費の支払資金については、なお従前の例による。

理 由

医療費の高額化に伴い、当基金の需要も一段と増大する傾向にある。このことにかんがみ、市民福祉の増進と市民負担の軽減を図るため、当基金の貸付限度額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第49号参考資料

和泉市高額療養費資金貸付基金条例の一部改正(案)新旧対照表

新	旧
(貸付金額) 第5条 資金の貸付金額は、高額療養費の範囲内で、市長が定める額とする。ただし、その額が1万円未満のものについては、貸付けをしない。	(貸付金額) 第5条 資金の貸付金額は、高額療養費の10分の8を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、切り捨てる。)の範囲内で、市長が定める額とする。ただし、その額が1万円未満のものについては、貸付けをしない。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 市民部長（富田宏之君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第49号「和泉市高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、医療技術の向上、医療設備の充実等によりまして医療費が增高し、市民負担も増大しております。このため昭和53年4月、市民の負担の軽減と福祉増進を図る目的を持ちまして、高額療養費資金の貸付制度を発足し、市民の利用にこたえてまいった次第でございます。しかし、最近の医療費の增高はすさまじく、市民負担も相当高額化いたしてまいっております。このため高額療養費資金の貸付基金の拡大を図り、市民負担の軽減をより一層行いたいと存じ、条例改正を御提案申し上げた次第でございます。

以下、その内容につきまして御説明申し上げます。

第5条は、資金の貸付金額につきまして規定いたしておるものでございます。現在の貸付金額は、高額療養費の十分の八を乗じて得た額の範囲内で市長の定めた額となっておりますが、今回、これを高額療養費の範囲内で市長の額と改正させていただくものでございます。

なお、今回の改正に伴います資金の貸付金額は、高額療養費の十分の九・五を乗じて得た額の範囲内で貸し付けをいたしたく、本条例御可決後、規定の整備等所要の手續をいたしたく存じておるものでございます。

次に、附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、昭和55年11月1日以降の診療に係るものについて適用いたすものでございます。

以上、簡単でございますが、和泉市高額療養費資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定についての提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（赤阪和見君） いままでの十分の八が十分の九・五ということと前進するわけですが、医療費の支払い方法は開業医によって違いますが、特に市立病院等の大きい病院は、大体十日支払いということで月三回に割ってます。そうすると、十日、二十日という日に支払った分は、貸付基金の中には入らないとなっております。もう少しPRして、先に二回分払って、最終のときに決算して領収証も合わせて払うとかの形をとっていただかなくては、この制度を知らない。また、知っておっても医者に待ってくれということ、患者の弱い立場でひげ目を感じるという家族の人の意見もあります。その点をちょっと御答弁を願いたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。

- 保険年金課長（谷上徹君） お答えいたします。

医療費の支払い方法でございますが、これは各医療機関によって異なりますが、ほとんどは十日単位で支払いをするということになってございます。私どもの場合、高額療養費の貸付対象になっておるものにつきましては、医療機関と話し合いをいたしまして、その請求を一カ月まとめていただくということでいまままで指導してまいっております。それによりまして、一カ月単位の高額療養費を貸し付けておるということでございます。これらについても、私の方に相談がございましたら、そういうことでPRをしておるわけでございます。

また、第二点の高額療養費の貸付範囲が、すでに支払ったものについては貸し付けをしないということでございますが、この基金条例は、あくまでも医療費の支払いの困難な方に貸し付けようということがたてまえになってございます。このため一たん支払いました医療費につきましては該当しないという考え方で、対象にしてないというのが実情でございます。よろしく願い申し上げます。

- 16番（赤阪和見君） 市内ということでしたら、そんなことでわかるんですが、市外あるいは府外の大きい病院へ入院した場合等々いろんな問題があります。また、支払った者は、支払い能力があったと見るのか、それとも親戚、友人、知人からかき集めて払ったという点もあろうかと思えます。最終的には、高額療養費貸付制度の基金自身は減らないわけですから、そういう点で有効的な利用を図っていただきたいという点と、もう一つは、先ほど言いましたように、市内の大きい病院、市立病院等の窓口で制度の徹底方を図れるような張り紙等もしていただきたいと要望しておきます。

- 議長（貝淵博治君） 他に。

- 9番（直村静二君） 高額療養費の拡大については賛成だし結構ですが、実際の運用面でちょっとお尋ねしたい。

この高額療養費制度を受けようと来られた場合、国民健康保険料金を完納した者とか、完納していない場合どのように扱うか。もちろん、滞納の金額の多少はありますが、支払うから受けさせてくれ、いや、払わなかったら受けられへん、とかいう裁量ですね。その辺でトラブルが起こると見ております。その辺の明確な基準を持ってるかどうか。滞納といっても前年度、過年度のものもあり、金額的に本人が相当困ってることもあり、その辺の判定についてひとつお答え願いたい。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。

- 保険年金課長（谷上徹君） お答えいたします。

国保料を完納しておる者が貸し付けの原則となっております。これにつきましては、国民健

康保険というのは、あくまでも相互共済をたてまえとしてございます。また、保険料も被保険者が平等に払っていただくことになってございます。また、基金の趣旨でございますが、医療費の支払い困難な方ということに限定しております関係上、そういう保険料を滞納してある方も見られるところでございます。そういう方については、一応、運用上はお話し合いをさせていただき、ある程度保険料をその段階で払っていただき、また、その後に支払いの誓約をされる方につきましては、特別の場合は認めまして貸し付けをしている例もございます。しかし、あくまでも、保険料は完納が原則でございます。たてまえはそういうかっこうにしております。

○ 9番(直村静二君) いまのお答で、実際に完納だと厳密にいくとなかなかむずかしい。しかし、将来払うという確約、誓約を出せばいける。完納ということの強弱の差ですが、そこはケース・バイ・ケースで本人のためになるように、実際に受けて、なるほどよかったな、ということと滞納者も払うという場合もあるので、うまく運用していただくよう要望しておきます。

○ 議長(貝淵博治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第49号を原案どおり可決決定いたします。

---

○ 議長(貝淵博治君) 日程第29「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第50号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営住宅条例(昭和35年条例第1号)の一部を次のように改正する。



第1条第1項の表中「旭第二団地」を「旭町144番地」を

「旭第一団地」を「旭町202番地」に改める。  
 「旭第二団地」を「旭町144番地」

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

市営住宅の管理範囲を明確にするため、新設の住宅を同範囲に加える必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第50号参考資料

和泉市営住宅条例の一部改正(案)新旧対照表

新		旧	
(設置等)		(設置等)	
第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。		第1条 本市に市営住宅及び共同施設を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。	
名 称	位 置	名 称	位 置
横山住宅	和泉市北田中町185番地の1	横山住宅	和泉市北田中町185番地の1
坊城川住宅	“ 伯太町一丁目9番1号～25号	坊城川住宅	“ 伯太町一丁目9番1号～25号
繁和住宅	和泉市繁和町718番地	繁和住宅	“ 繁和町718番地
	(中略)		(中略)
幸団地	“ 幸町22番地の1	幸団地	“ 幸町22番地の1
王子第一団地	“ 王子町188番地の1	王子第一団地	“ 王子町188番地の1
王子第二団地	“ 王子町103番地	王子第二団地	“ 王子町103番地
幸第二団地	“ 幸町138番地	幸第二団地	“ 幸町138番地
旭第一団地	“ 旭町202番地	旭第二団地	“ 旭町144番地
旭第二団地	“ 旭町144番地		

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第50号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

まず、理由でございますが、和泉市が同和対策事業として地域整備を目的に行っている北部地区環境整備事業の一環として建設された改良住宅が新設されましたので、市営住宅の名称及び位置を定める必要が生じたので、御提案を申し上げる次第でございます。

内容でございますが、今般の新設に伴いまして、条例第一条第一項の表中、名称及び位置の「旭二団地、和泉市旭町144番地」の前に「旭第一団地、和泉市旭町202番地」を追加設定させていただきたく存ずる次第でございます。

なお、参考資料のとおり、旭第二団地は、さきに建設され御審議を得ております。

以上、簡単でございますが、よろしく御審議されまして、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見を承ります。
- 9番（直村静二君） ちょっと確認しておきたいが、旭団地というのは旭町という地名のところに建ってる。王子については王子に建ってる。当然、自治会というか町内会という点では、具体的には、旭、王子は地名どおり運用されているかどうか、その辺のところの実態把握はどうですか。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 秘書広報課長（石本博信君） 町会事務についてのお答えいたします。

自治会の名称につきましては、一応、任意団体でありますので、自治会そのものについては、特に幸町、王子町、旭町のほかに丸笠団地の自治会なども別の自治会組織をつくっております。

○ 9番（直村静二君） 自治会は任意団体ですから、たとえば旭町の団地であれば幸町の連合会とか、王子団地であれば王子の關係の自治会連合会とか、信太の方の自治会の連合会というふうに入っているのか、その辺はどうなっているか、実態についてだけ。

○ 秘書広報課長（石本博信君） それぞれの町会におきましては、該当する校区の連合会に加入しております。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第50号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第 30 「和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について」を議題に供します。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第 51 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

和泉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 55 年 10 月 8 日提出

和泉市長 池 田 忠 雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市手数料条例の一部を改正する条例（案）

和泉市手数料条例（昭和 31 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号に次のただし書を加える。

ただし、年金、恩給の受給権に関する証明については、1 通につき 100 円

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前に既に納付し、又は納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

#### 理 由

老人福祉の向上と近隣都市との均衡を考慮し、手数料の一部を減額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 議案第 51 号参考資料

和泉市手数料条例の一部改正（案）新旧対照表

新	旧
（種類及び金額） 第 2 条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。 (1) 略	（種類及び金額） 第 2 条 手数料の種類及び金額は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。 (1) 略

(2) 住民票に記載された事項の証明 1通につき200円。ただし、年金、恩給の受給権に関する証明については、1通につき100円

(3) ~ (19) 略

2 略

(2) 住民票に記載された事項の証明 1通につき200円。

(3) ~ (19) 略

2 略

- 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 市民部長（富田宏之君） お許しを得まして、ただいま御上程をいただきました議案第51号「和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について」の提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、近年、ますます高齢化社会が進み、老人福祉充実の向上が叫ばれていること並びに近隣各市との均衡を考慮し、手数料の一部を減額する必要が生じたものでございます。

次に、その内容でございますが、現行の手数料条例第二条第一項第二号にただし書を加え、各種年金受給権に関する証明書につきましては、一通につき百円と定めるものでございます。

次に、附則といたしましては、この条例は、公布の日から施行させていただきたいと存じます。

また、この条例の施行前にすでに納付し、または納付すべきであった手数料につきましては、従前の例によることといたしたく存じます。

以上で提案の理由並びに内容についての御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議くださいまして、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見を承ります。
- 16番（赤阪和見君） これは一昨年の予算審議のときに附帯でつけさせていただいたんですが、補正予算には89万円の減額ということで出ておりますけれども、一年間では大体どのぐらいになるのか。

それと、理由のところ「老人福祉の向上と近隣都市との均衡を考慮し、手数料の一部を減額する必要がある」とありますが、「近隣都市との均衡を考慮し」となってくると、普通の手数料も下げなければ均衡が崩れるとなってくると思うんです。私どもがこれと言ったのは、弱者を守る立場、また、そういう年金生活者を擁護していく立場から、まだまだ出張所の設置も言っているのですが、まだ実現できないというところからも、無料にすべきだと主張してるわけです。本当に近隣都市との均衡を図るのでしたら、全部百円にしない、と言いたい。その点財務部長、市長、受給権の証明は百円といった中途半端なことはやめて無料にする考えはないのか。それとも、段階的に引き下げていくつもりなのか。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 市民部長（富田宏之君） まず第一点の年間の件数ですが、約6千件でございます。55年度につきましては、8月までの実績といたしまして約2千百件消化されておりますので、残り3千9百件について百円減額ということで、補正をお願いしております39万円に該当するということでございます。

それから、第二点の各市とも各種手数料につきましては、和泉市に比べ若干安いところもございますが、何分今回の目的といたしましても弱者対策、特に老人という問題も踏まえまして、各市に均衡させていったということでございますので、その辺御了解いただきたいと考えております。

○ 16番（赤阪和見君） 揚げ足をとるようですが、近隣都市で和泉市より安いところもある、ということですが、二百円のところは余り見受けられないと思います。

○ 市民部長（富田宏之君） 被災事故証明につきましては、阪南では百円が大半を占めております。熊取町が一件につき50円ということでございます。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 十番（天堀博君） いま、赤阪議員からも話がありました、金額的にも大したことはないの、ぜひとも無料にするということは、重ねて要望しておきます。

特にお年寄りの方々には、この証明をもらうこと自体が非常に大変です。遠いところからわざわざ証明をもらいに来るとは、バス代だけでも大変です。そういうことで、職員さんなり私どもも御依頼を受けることもあります、そういう点でぜひ無料にさせていただくということ、国に対しても、われわれはいろんなところを通じて要望を出して、一括して助成をするとかの方法をとったらどうかということとか、あるいは年度末に集中することもありまして、その点では誕生日ということで変えられておりますが、そういう点で国に対して要望していただく。あわせて出張所の早期設置がでございます。

それと関連してお聞きしたいのは、町会長さんとか民生委員さんとか、そういう関係の判を押したやつが提出しても戻ってくる。それをまた改めて市長の判を押してもらうというようにことで手続が非常に遅れる。もちろん、さかのぼっていただけますが、支給日がおくれます。その点で非常に困っておられる方もあります。特にお年寄りの方ですから早くほしい。一回抜けたら大変やということでやいやい言われる方もあります。

そういう点で、これは直接市民課の担当ではないかもわかりませんが、ほかのところであればお聞きしたいが、町会長さんとか民生委員さんとかの関係でPRを徹底していただくとか、それは違うんだという説明を町会長さんあたりにしていただくよう指導をお願いしたいがどうですか。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 市民部長（富田宏之君） 私の方の担当しております中で、民生委員協議会という組織がござい  
ます。また、所管は違いますが、町会長さんの代表者会議等もございしますので、その点につき  
ましては、私の方から要請をしていくということで御了承いただきたいと思います。
- 十番（天堀博君） そういうことでひとつお願いしたいと思います。  
それから、公布の日から施行ということですが、実際にはいつですか。
- 市民部長（富田宏之君） 11月1日でございます。
- 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）御異議ないものと認め、議案第51号を原案どおり可決決定い  
たします。

- 
- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第31「昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」  
を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
（市会事務局長朗読）
  - 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。
  - 財務部長（麻生和義君）

議案第52号

昭和55年度 和泉市一般会計補正予算（第3号）

昭和55年度和泉市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,075,767千円を追加し、歳入歳出予算の  
総額をそれぞれ22,903,788千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金  
額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の追加及び変更は「第3表地方債補正」による。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田 忠 雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 分担金及負担金		475,871	11,909	487,780
	1. 分 担 金	16,584	925	17,509
	2. 負 担 金	459,287	10,984	470,271
8. 使用料及手数料		271,955	△ 390	271,565
	2. 手 数 料	42,756	△ 390	42,366
9. 国庫支出金		4,565,236	201,952	4,767,188
	2. 国庫補助金	2,312,225	201,952	2,514,177
10. 府支出金		1,427,517	33,775	1,461,292
	2. 府補助金	1,138,925	31,344	1,170,269
	3. 府委託金	144,780	2,431	147,211
11. 財産収入		6,100	11,876	17,976
	1. 財産運用収入	6,050	2,474	8,524
	2. 財産売却収入	50	9,402	9,452
12. 寄附金		30,000	463,833	493,833
	1. 寄附金	30,000	463,833	493,833
13. 繰入金		1,000	137,000	138,000
	1. 基金繰入金	1,000	137,000	138,000
14. 諸収入		3,509,650	31,212	3,540,862
	2. 市預金利子	15,020	9,887	24,357
	5. 雑 入	3,139,085	21,875	3,160,960
15. 市債		1,166,033	184,600	1,350,633
	1. 市 債	1,166,033	184,600	1,350,633
歳入	合計	21,828,021	1,075,767	22,903,788

## 2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,789,707	13,249	1,802,956
	1. 総務管理費	877,767	11,901	889,668
	3. 戸籍住民基本台帳費	149,599	1,348	150,947
3. 民生費		5,996,970	2,167	5,999,137
	1. 社会福祉費	2,317,188	2,167	2,319,355
4. 衛生費		1,561,129	8,881	1,570,010
	2. 環境衛生費	859,960	8,131	868,091
	3. 墓地管理費	407,111	750	414,611
6. 農林水産業費		368,008	20,370	388,378
	1. 農業費	350,426	20,370	370,796
8. 土木費		3,940,292	218,205	4,158,497
	3. 河川水路費	100,260	72,850	173,110
	4. 都市計画費	1,219,112	145,355	1,364,467
9. 消防費		483,144	1,520	484,664
	1. 消防費	483,144	1,520	484,664
10. 教育費		2,710,134	345,068	3,055,202
	2. 小学校費	1,239,888	334,350	1,574,238
	3. 中学校費	635,742	10,718	646,460
13. 諸支出金		229,321	466,307	695,628
	4. 基金費		466,307	466,307
歳出	合計	21,828,021	1,075,767	22,903,788



第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
和気小学校増築事業	昭和55年度 } 昭和56年度	千円 118,352	—	千円 —
北池田小学校増改築事業	昭和55年度 } 昭和56年度	117,327	—	—
府中北幹線整備事業			昭和55年度 } 昭和56年度	30,000
農林漁業金融公庫に対する債務の損失補償（桑畑排水路改修事業）			昭和55年度 } 昭和73年度	元金 60,000 及びその利子



お許しを得まして、御上程いただきました議案第52号「昭和55年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」について、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回、計上いたしました補正予算は国、府の補助見通し等を勘案いたし、義務教育施設を初めといたします各種事務事業費におきましての補正、また、公共施設整備基金及び美術館運営準備基金に係る積立金等補正の必要が生じたので、御提案申し上げた次第でございます。

それでは、予算書に基づき御説明申し上げます。まず、第一条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に10億7千576万7千円を追加し、補正後の予算総額を2百29億378万8千円と定めるものでございまして、補正後の款、項の区分及び金額は、第一表のとおりでございます。

第二条は、債務負担行為の補正でございます。和気小学校増築事業、北池田小学校増改築事業の歳入歳出予算への組み替えによる廃止及び府中北幹線整備事業、桑畑排水路改修事業に係る農林漁業金融公庫に対する損失補償を追加するものでありまして、期間、限度額は、第二表のとおりでございます。

第三条は、地方債の補正でございまして、事業費の補正により、起債を追加するものでございます。事業ごとの借り入れ条件等は、第三表のとおりでございます。

以上が、予算の条項でございます。

続きまして、歳入歳出予算について、事項別明細書により歳出からその内容について御説明申し上げます。

まず、初めに総務費につきましては、総務管理費及び戸籍住民基本台帳費の追加として、1千3百24万9千円を計上いたしました。

次に、民生費につきましては、共同浴場整備工事費2百16万7千円を追加計上いたしました。衛生費につきましては、不燃性廃棄物処理地整備工事費、不燃性廃棄物収集車購入に要する経費及び市設墓苑整備工事費、合わせまして8百88万1千円を追加計上いたしました。

次に、農林水産業費につきましては、農業構造改善事業等の追加として、2千37万円を計上いたしました。

次に、土木費でございますが、河川水路費につきましては、東松尾川河川改修事業費、南面利川改修事業費、桑畑排水路改修事業費合わせて7千2百85万円の追加。都市計画費につきましては、王子西公園整備事業費等の公園費に8千101万2千円。街路事業費に8百50万円。下水道総務費に公共下水道事業特別会計繰入金追加として609万円。長水対策費に和気南排水路整備工事費として7百万円及び都市下水路費に府中北幹線整備事業費の追加として4千2百75万3千円、合わせまして1億4千5百35万5千円の追加計上と相成る次第でございます。

次に消防費につきましては、消防団関係費として152万円を追加いたしました。

次に、教育費でございますが、小学校費につきましては、池上小学校整備事業費等の学校建設費に3億3千4百35万円。

中学校費につきましては、営繕工事費220万円、和泉中学校改築事業費851万8千円をそれぞれ追加計上いたしました。

以上が教育費でございますが、3億4千5百6万8千円の追加と相なる次第でございます。

諸支出金につきましては、公共施設整備基金に4億3千3百80万円、美術館運営準備基金に3千2百50万7千円を積立金として計上いたしました。

以上が、歳出予算の内容でございますが、総額10億7千576万7千円の追加と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。

まず初めに、分担金及負担金でございますが、分担金として、農業費分担金92万5千円の追加計上。負担金として、交通安全施設整備費負担金、農業費負担金、都市計画費負担金につきまして、差し引き1千98万4千円を追加計上いたしました。

次に、使用料及手数料でございますが、先刻ご可決いただきました議案第51号、手数料条例の一部改正に伴い減収相当分39万円を更正減額いたしました。

次に、国庫支出金2億195万2千円、府支出金3千3百77万5千円を、それぞれ補助認承額を勘案し追加計上いたしてございます。これらはいずれも歳出予算を相関連いたすものでございまして、現行基準に従い計上いたしてございます。

財産収入につきましては、美術館運営準備基金国債分利子、不動産売払収入、合わせまして1千187万6千円を追加計上いたしました。

寄附金につきましては、開発指導要綱による収入、美術館運営準備指定寄附金、合わせまして4億6千383万3千円を追加計上いたしました。

繰入金につきましては、公共施設整備基金から1億3千7百万円の繰り入れ措置をいたしました。

次に、諸収入でございますが、市預金利子933万7千円及び雑入2千87万5千円を追加計上いたしております。

最後に、市債でございますが、1億8千4百60万円を追加計上いたしております。これらは歳出の事業費予算と関連いたしまして、適債事業に対し充当率を勘案し、それぞれ計上いたしてございます。

以上が、歳入予算の内容でございますが、10億7千5百76万7千円の追加と相なる次第でございます。

以上が、一般会計補正予算（第8号）の内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見を承ります。
- 9番（直村静二君） 40ページの寄附金、55ページの和気南排水路、56ページの府中北幹線、この三点をお尋ねいたします。

寄附金の第一点として、開発指導要綱となっておりますが、大規模開発の分は、確かに地域整備備ということでお金をもらって基金に入れる。指導要綱の分はミニ開発その他、これは本来、そのまま一般会計などに入れていくルールというか、そういうふうに認識しているんですが、今回指導要綱によるものということで、大規模な開発の負担金と合わせて込みで入れていったのか。

それから、現在の基金は9億4千万円あると思います。さらに、プラス金利が入ってくる。さらに、それ以前の基金に持ち込むまでにあった金利はどこへいったんか。それもあがってくるんじゃないか。今回、1億3千7百万円の支出になっておりますが、それなりの委員会とかへ相談してというか。こことここをやりたいというかこうで出して、その分を組んでいくというふうにするのか。理事者サイドで一方向的に基金の金がある。これが入ってくる、これは出すということで全部処理していくのか。

つまり、大規模開発については、委員会なりに報告して何ぼ入ったと、そして協定を結んでいくが、指導要綱の分については、ごちゃ混ぜになってよくわからない。あいまいになるんじゃないか。もともとあいまいにしないためにつくったのですから、御答弁願いたい。時間的に12時前ですので、寄附金についてお答え願ってるうちにお昼になれば、あと二、三点ございますので、議長の配慮で休憩に入っていたきたいと思います。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 建設部次長（吉田日出男君） 宅地開発指導要綱に伴う負担金の内訳を申し上げます。

開発指導要綱に基づく開発負担金につきましては、別の基金を設けまして、一応、そこで預かっております。その分について今回、一般会計の中に繰り入れを行うということでございます。

開発の内容でございますが、大蔵屋、住友不動産等84件、千百7戸分について今回、お願いしておる次第でございます。

次に、55ページの和気南排水路についてでございますが、これは大阪府住宅供給公社の開発に伴いまして、今福団地の地区外水路整備として、府の負担金をもって処理するものでございます。府中町の今福団地と和気町間の水路二線について計画しております。

次の56ページの府中北幹線につきましては、54年度で施行いたしました府中駅前から清水水路までの区間と、府中駅南一番踏み切りの横断工事の二カ所でございます。よろしくお願

いたします。

○ 9番(直村静二君) 答弁漏れがあります。財政的なことで……。

○ 財務部長(麻生和義君) お答え申し上げます。

大規模開発とミニ開発の分離の御意見がありました。御承知のとおり、大規模開発に伴う負担金9億4千444万5百円はすでに御議決をいただき、基金として管理しているわけでございます。その上に今回の開発指導要綱に伴うものが4億3千380万円を基金に積み立てをしたい。それらについては、公共施設整備基金というところへ積み立て、今回の歳出予算の事業費に計上しているわけでございます。こういった学校建設等の建設事業費の一般財源相当分として、1億3千7百万円を取り崩させていただくということでございます。

基金の実態内容についてのお尋ねでございますが、9億4千444万5百円に加えることの今回の4億3千380万円、総計13億7千8百24万円となるわけでございます。そこから1億3千7百万円取り崩しをいたしたいということで、55年度末の基金の残高見込みが12億4千124万5百円となる次第でございます。

それから、金利の御質問でございますが、この4億3千8百万円の補正計上させていただいた金利につきましては、歳入の諸収入の預金利子という項目で処理させていただいたということでございます。それから、9億4千4百万円の利子につきましては、基金前の利子ということで1億2百3万5千590円をすでに収入済みで現在、預金をいたしております。その後の基金利子ということで7千7百万程度ありますが、合計1億7千9百41万7千788円ということで、経理を明確にいたしまして、より安全かつ有利な方法で保管いたしております。本件の金利につきましては、本年度中の補正予算の中で何とか処理させていただきたいという考えでございます。

それから、基金の取り崩しは理事者サイドで、という御指摘でございますが、決してそういったことは考えておりません。予算に計上して御審議願ひ、御承認賜るといふことで今回、苦しい財源の中で補正予算を組んだといふことで、一般財源相当分として取り崩しをお願いしたといふことでございます。以上です。

○ 9番(直村静二君) 金利というのは整備基金の中に入れなんでしょうか。

○ 財務部長(麻生和義君) すでに御案内のとおり、御議決いただいた公共施設整備基金条例の中に、基金から生ずる果実といふか、運用費については、一般会計の歳入歳出予算に計上するということになってございます。そういった規定に従って、今後もそういうことでやっていきたいという考えでございます。

○ 9番(直村静二君) 昨年度ですか、(仮称)森田団地、私の家の前ですが、たしか予算関係では7千万円の収入といふことで組まれておった。私が質問して、7千万円ですといふことでした。それは今度、この開発指導要綱の分として入ってきとるんか、それともどんな経理をしたのか。この7千万円の行方をお尋ねしておかんとね。せつかく基金条例をつくってるんですから明快にしてください。

○ 議長(貝淵博治君) 質問の途中ですが、一時まで休憩いたします。

(午前11時59分休憩)

(午後1時8分再開)

- 議長(貝渕博治君) 休憩前に引き続きまして会議を続行いたします。

午前中の一般会計補正予算(第8号)を議題としておる途中でございましたので、直村君に対する答弁を願います。理事者答弁。

- 教育次長(杉本弘文君) 午前中の直村議員さんの御質問の内容は、54年度当初予算に計上いたしました国府小学校改築事業収入7,300万円のごとについてであろうと存じます。本件につきましては、府中団地開発に伴います公団との協議の結果、改築に伴う一般財源相当分として7,300万円を御負担願うべく計上したものでございますが、最終決算の結果、この金額として5,408万1,450円に確定いたしまして、御負担いただいたわけでございます。御了解いただきたいと思ひます。

- 9番(直村静二君) いまの答弁からいくと、具体的に国府小学校のためのものだということですが、小学校だけでなく水道、水路等いろいろありますので、これもそういうかっこうでいただくことになると思ひますが、私の言ってるのはそうじゃなく、公団が森田紡績から買い取って、実際に開発事業収入としての負担金という意味での7,000万円、こういう受け取り方をしておった。

そうすると、今後、森田団地については一銭も入らない。いまの答弁でいくと、補助裏とか一般財源相当分として完全にもらったのではなく、返済しなければならない性質のものになってくる。もらったのではなく、一時立てかえだ。これは実際に明確にしておきたいのは、そういう負担金というのは、一般のミニ開発の場合はいただくが、大規模開発については協定もし、一定の市に対する負担金は取れないということは不当ではないかと思ひます。再度、森田団地については今後、市が開発指導要綱に基づいてもらうことができるのかどうか、もらっていたかんと困るとなるので、この点の御答弁をしていただきたい。

- 企画課長(神藤恒治君) お答えいたします。

本市の開発指導要綱によりましても、いわゆる公団、公社等という公的機関の開発に係るものにつきましては、別途協議ということになってございます。したがって、ミニ開発等で一戸何十万円という単純な算式では負担金を取っておりません。府中団地につきましては、別途協議の関係上、負担金として協議中でございますが、道路、水道、下水等の整備といったものについて今後、より一層改善していくよう協議を進めてまいりたいと思っております。したがって、一戸当たり幾らという金を導入できるといった表現はできないと思ひます。

- 9番(直村静二君) 議長、議会がすんだ後で検討しなければならない課題が出てきていると思ひます。いまの答弁では、別途協議だから、開発事業収入の中には公団関係は一切入らないと

ということですね。私の家の前で90数戸建つというのは既定の事実ですから、一戸何ぼということとは強力にやっていたかんと困る。

もう一つの問題点は、いわゆる関係事業費として、山手の方の中央丘陵開発に基づいて住宅公団からもらう。道路はつけないが、つけたことにして何ぼかもらった。こういう問題も発生しております。

今回の課題として指摘しておきますが、この開発基金は、住宅供給公社の地域整備の中からもらったもので、一つは、財政再建団体転落防止の道具に使ってもらったら困るということから、経理を明確にするためにつくった。こういう答弁で発足している。

では、今回、この基金にどんなものが入ってるんかという、ミニ開発の分だという。指導要綱に基づいた分で、大規模の公団については入らない。別途協議ということですね。この点については、別途協議した分についても、整備基金に入れるなら入れるということで明確にしておかんと、出てきたのは関連事業費で借りだ。返すんだということになれば、実際に戸数についての負担金の意味がなくなります。つまり入りの面ではっきりしていただきたい。

あわせて今後は出る場合、一億三千七百万円出ていますが、基金条例をつくったときも、出ていくのはどうするんか、理事者は、絶対に単独の行動はしない。事前に使い道を議会に報告します。これは確認を取ってると思う。今回、一億三千七百万円は議案になっているから通りますが、どこどこに使うんか、すべて公共事業のために使うんだと思いますが、関連事業の負担金はない。ミニ開発の分は自由に使えるとなると、本来の九億余入った基金が実際はトンネルになって何に使うかわからん。議会は知らない。これは今後の運営上相当問題があると思います。入りと出をはっきりする体制をつくってもらい、事前に使う場合は、議会の相当の委員会にも若干報告してもらいたいと思います。

そうしないと大規模開発の分、ミニ開発の分について、大規模のやつは金を借ってるんや、さらに上の方へ行けば全然施行しない。にぎりや、もらい得や、とそれも入ってくることになる。そういう点で明快な措置を望みますので、ひとつ助役さんから答弁をもらっておきましょうか。

○ 助役（坂口礼之助君） 私からお答え申し上げたいと思います。

公回の公共施設の整備基金への繰り入れの関係並びに繰り出しの関係、あわせて住宅公団等公的機関の負担問題等々の話でございます。

まず、公共施設の整備基金への繰り入れの関係から御説明申し上げたいと思いますが、従来御承知のとおり、ミニ開発等につきましては、いわゆる開発負担金ということで一戸当たり幾らという金額の算定をしていただき、納入をしていただいております。

その負担金の内訳につきましては、いわゆる人口増に伴う教育費等の負担ということが一つ、



それから、環境整備の意味合いにおきまして、公園緑地等の整備のための資金というような性格でもってちょうだいしておるわけです。したがって、そうした開発指導要綱に基づく負担金につきましては、当然、公共的な施設の整備資金に充当していくのが本来の負担金の性格でございます。それを従来は、いただいたものを一般寄附金という名目で、一般財源として充当してまいっておったわけなんです。

たまたま、こうした問題が全国的な大きな課題になりまして、自治省の方でもいろいろ検討した結果、やはり関連公共施設の整備資金として寄附をいただくんだから、一応経理を明確にするために公共施設整備基金というものを設けまして、基金の中に一たん収納して、そして、今後は支出する中身については、そうした公共事業資金の一般財源に引き当てることで経理を明確にしない。というような行政指導があったわけなんです。

それをしおに今回、53年度以降の分につきましては、主な一部を予算を通じて議会の議決を得て収納したものが約9.700万円ほどあったんです。これはその都度予算に計上いたしまして、一般寄附金ということで計上して御議決をいただき、一般財源に充当させていただいたんですが、残りのものは、そのまま現金で安全かつ有利な方法で管理をさせていただいておったんですが、明確にする必要があるということで今回、その残りの4億3千3百万円というものを公共施設整備基金に一たん繰り入れし、そのうちから今回の補正予算で学校教育費等の中で、いわゆる公共施設の工事費等建設資金に対しまする一般財源相当分として1億3千7百万円を繰り出しをさせていただく、こういう措置をとらせていただいたわけなんです。これが今回の開発負担金の基金繰り入れ並びに繰り出しの措置でございます。

当然、こうした公共施設の整備基金につきまして、特に議会の皆さん方の御強力なる御協力を得まして取得いたしました住宅供給公社側のものにつきましては、今回の基金繰り出しの中からも一切手をつけておりません。この分について取り崩す事態が起きましたら、当然御協議申し上げて、理事者サイドでやる措置はございません。そうした場合でもどういふ協議の形をとるか、いろんな方法論かと思いますが、最終的には今回の補正予算と同様、歳出の科目に計上いたしまして、この基金を幾らどの事業に充当したという形で正式に予算議決という方法で議会の御承認を得るといふ方法になるかと思っております。

それから、いわゆる住宅公団あるいは供給公社等の公的機関に対しまする負担金の問題でございますが、これはかねてからいろいろ御協議もし、御議論もいただいてまいっておりまして、ミニ開発等の一戸建てのような形で開発される場合は、いわゆる開発指導要綱を適用いたしまして、それらの方々につきましては、周辺の環境整備の問題とか道路、水道の導入等について、全くその区域内だけをやらせていただく。公共的な規模の大きいもの、規模だけではなく公共的機関の

やるものについては、開発負担金としていただくことは従来からいたしておりません。

それぞれ住宅公団には住宅公団の、供給公社には供給公社の一定のシステムがございませう。つまり金銭的なもの。あるいは一戸当たり幾らという負担金はもらえない実態でございませう。たとえば今回の森田紡績の跡地の90戸の開発でも、その団地が立地することによって発生する周辺の道路、下排水の整備あるいは水道等についても、あそこにそれだけのものを導入することになりますと、地区内の水道の整備だけでは水圧等の関係でぐあい悪い、古い管の更生もやらなければいけない。また、児童発生の予測から教育施設の増改築も必要だとございませう。これに対する一般財源に相当する分に対する関連公共事業費の導入等の形でもって、その事業に直接または関連公共事業の費用として御負担いただく。したがって、それらのものには、現金で市の一般会計に残るような性質のものではございませう。すべてその開発に伴う関連公共施設整備費の方に導入していく形になるわけなんです。

たまたまミニ開発の場合、そうした大きな負担をかけるわけにはいけない。十戸建ったら、その十戸に相当する施設をつくるとなると、一戸当たり百万、二百万円の負担になり、とうてい耐えられないということから、一定の金額を算定して一戸当たり幾らと現金で納めていただき、その資金として関連するものに使ったらいいでございませうが、市全体の公共施設の建設事業の一般財源に充当させていただきやり方をとらせていただいでるわけなんです。

直村議員さんがおっしゃってございませう光明台の開発に伴いませうは、いわゆる将来行われるであろうという事業を予測して、光明池春木線とかの開発関連事業の裏負担と申しますか、国府補助金を除いた一般財源負担の2分の1相当額を公団で負担していただくという取り決めもあり、委員会でも再三御説明申し上げました。したがって、あの事業が地区外にわたって実施された場合は当然、国の補助金を除いたあとの負担は、市負担としていただいたお金でやっていかなくてはいかんわけなんです。そうしたことで、直接財政的に一般財源化できるような負担金というものは、公共関連の場合はいただいでないわけなんです。

住宅供給公社の場合は、大阪府の負担区分の中に、いわゆる新しく学校を建てる時は、必要な面積の土地取得費の3分の2は府が負担しよう。という規定がございませう。この規定に基づいて、特に議会の先生方の強力なる御支援をいただきまして、十数億の用地費負担金としていただいたものがございませう。そのうちの9億余をいただいたものでございませうが、学校の協定等によって児童数に相当する校舎の増築整備につきましては、府の場合は、国庫補助金並びに起債を除いた一般財源相当額の2分の1を負担しよう。という内規がございませう。したがって、府中団地に対する国府小学校あるいは今福団地に対する和気小学校の増築につきましては、その規定に基づいて一般財源相当額の2分の1の負担金はいただいでございませう。

しかし、住宅公団には、そういう規定はございません。いわゆる関連公共事業費ということで一定期間据え置き、その間の利息、あとは長期に返済していくというシステムしかございませんので、それ以上の負担金は、現時点ではいただいたことはございません。今後もその内規あるいは国の方針が変わらない限り、そういう従来のシステムでいかざるを得ないと存じております。よろしく御理解いただきたいと思っております。

- 9番(直村静二君) やはり問題点が出てくる。1つは、1億3千7百万円支出を議決してほしい。そうすると、4億3千万円入ったが、残りの3億はそのままにぎっておくのか。その都度、入った分は関連事業の場合は出していく。そうすると、2つの期間が出てくる。余っとならという問題、関連事業をしない場合は市のもうけになる。ただし、一定の期間がたつて、いや、また事業をするんだ となった場合、単価が上がって損失となるという問題があります。

基礎的な9億4千万円は全然さわってない。あなたの答弁では、これをさわっては大変だ。これは何を想定してるんか。ですから、いろいろな問題がある。住宅供給公社については、府が管理してるから割合。ピシッといけるが、住宅公団については関連事業の補助裏だけ、金を借ってる。返さないかん。一時立てかえやということです。そうすると、公団が和泉の地域開発に乗り込んでくるが、すべてそういうことでやるとなると、一体市のメリットは何か。結局、市長、助役の3役の裁量によって、そこは面積の比率も余分にみておこう。いつ実施するかわからんということがあり得るからね。今後とも問題が起きると思っております。

私は、いまの答弁では納得できません。とにかく9億4千万円をさわるんではえらいこっちゃ。となると、いつまでにぎってるんかわからん。これは使うためにあるんでしょう。その点についてもあいまいな答弁になる。それと、1億3千7百万円出して、あと残り3億となるが、どういう使い道があるのか。ひとつ所管の委員会で明快に規定をつくって報告するように求めておきます。これ以上言っても壁がありますが、議会無視、委員会軽視になってないか、という点もあるので、この点議長の方でよろしく後の配慮していただきたい。

次の府中北幹線ですが、更正減が出てるがその理由。それから、管渠築造工事費の増額した理由は単価アップか、いわゆる延長のためにアップしたのか、南一番踏み切りの国鉄関係か、お答えを求めます。

- 議長(貝淵博治君) 答弁
- 建設部長(逢野一郎君) 北幹線の委託料について私からお答え申し上げます。

委託内容につきましては、府中南一番踏み切りの横断に伴って運転保安に係る測量及び設計の人件費でございます。国鉄当局との協議の結果、下水管渠工事完成後に踏み切り並びに諸施設の復旧が56年度にまたがることになりましたので、会計年度がまたがるので今回、減額をお願い

しましたのは、4万円は55年度に支払い、8千万円につきましては、先ほども債務負担をお願いいたしましたように、債務負担に組み替えさせていただきたいということがございます。

次に、工事費でございますが、工事の内容については一切変わっておりません。と申しますのは、当初7千8百87万5千円を計上させていただきましたのは、国等との変債の中で補助金等の関係もございまして、概算という形で国庫の内定をいたしておたわけでございます。今回、事業実施設計に伴いまして、6千9百万円の追加が生じたわけでございますので補正をお願いしたわけでございます。

工事内容につきましては先ほど次長が申し上げましたように、和泉府中駅南一番踏み切りの横断工事2千ミ리를38メートル、二期工事といたしまして、府中駅前から清水水路まで2千ミ리를85メートル、それぞれ推進立杭工法でやりたいということでございます。

- 9番(直村静二君) 答弁を聞くとおかしい。当初予算に1億1千万余組んで途中で6千9百万円ですが、当初から60何%か上がっている。最初、これでいけると組んだことが議会軽視で、非常にあいまいである。しかも、台風までに早くせよ、と言ったのに、また入札がおくれて10月もうしまい、11月やと、理事者は執行権を持つてから、議会からどない言われても、しようまへん。遅くなりました。でしまい。そんなことが続かんように早く仕上げていかんと侵水対策ですから、その点を強く要望して、終わります。

○ 議長(貝淵博治君) 他に。

- 12番(横田憲治郎君) 37ページの教育費の国庫補助金についてお伺いいたします。

結論から言ってわかりにくいです。端的にお伺いしますが、池上小学校、国府小学校、北池田小学校、和気小学校それぞれの施設の算が2の補正で計上されてるわけですが、各校それぞれの財源の内訳国庫補助金が結論的に何%になるか、実施単価のね、これをまずお伺いしたい。当初予算からの連続性がありますので、その辺も踏まえて説明させていただきたいと思ひます。

それから、いまの直村さんの質問に一応関連するのですが、2年前、公共施設の整備基金がたしか12月に最高の審議機関である本会議に提案され審議されてるのですから、助役さん、それなりの審議経過を経るのは当然だと思いますが、性格上、これは秩序ある運営あるいは目的についての幅広い経過は必要だと思います。せつかく条例で定められておりますのでね。

そこで、若干提案的に申し上げてみたいんですが、もちろん、議会の当該委員会に事前に御協議を出していただくのは当然ですが、理事者においても全庁的な立場で、これがすべて目的によって効果的は運用を図るための一定の基準なり規則なりですね。ただ、条例の6条ですが、公共施設整備の財源対策あるいは災害対策あるいは「財政運営上特に必要と認めるとき」、特に必要の「特に」という場合が非常に抽象的なんです。そういうのは、きちんと具体化する必要が理

事者の立場でもあるのではないかとと思うんですが、お考えをお伺いしておきたいと思います。

3点目は、債務負担の件ですが、当初で開発公社がらみで30数億ですか、48億くらいですか、今回もさらに和気、北池田、府中北幹線等が出てくるわけですが、これが財政運営とのからみについて非常に懸念を持つわけです。施設が老朽化し、差し迫っての財源措置ということで過渡的な債務負担行為が積み重なってきてるわけですが、これがまた財政運営にかなりの圧迫を与えつつあるのではないかと。そこで、債務負担行為を起こす場合の一定の考え方もこの際、ひとつ御披露願いたいと思います。

それから、歳出の方で47ページ、産衛部になると思うんですが、塵芥処理費の工事請負費、不燃性廃棄物処理地整備工事費で3百万円。さらに、不燃性廃棄物収集車購入費とありますが、この内容を具体的にお聞かせ願いたい。恐らくこの間の一般質問の中で出ておりました和気南の千数百平米の池を指していると思うんですが、具体的にどの程度の工事をしなければならないのか、また、するのか、3の点をお尋ねしておきたい。

次に、59ページの和気小学校増築工事費1億3千7百万円、この請負工事の発注のタイミングというか、どのように計画をされてるのか。

以上です。

○ 議長(貝淵博治君) 答弁。

○ 管理部次長(逢野博之君) 教育費の国庫補助金の関係につきましてお答え申し上げます。

補助金のパーセンテージでございますが、あいにく率は出しておりませんので、金額的に申し上げて御了解をいただきたいと思っております。

池上小学校につきましては、総事業費は当初予算、補正を合わせて現計予算1億3千5百92万円、内訳は、国庫補助金として3千7百34万4千円、市債で3千80万円、振興補助金8百万円、一般財源が5千9百77万6千円でございます。割合では、国庫補助金が35.6%かと思っております。

次に、国府小学校でございますが、総事業費が1億3千2百85万7千円、内訳は、国庫補助金が4千31万4千円、市債4千2百50万円、それから雑入として3千7百82万3千円、一般財源千2百22万円でございます。国庫補助の割合は32.3%かと思っております。

次に、北池田小学校ですが、総事業費が1億6千3百72万5千円、他の学校に比して若干事業費が多ございますが、これは学校排水の関係を整備する費用が含まれております。内訳は、国庫補助金が5千3百万1千円、起債6千7百90万円、一般財源4千2百85万4千円でございます。

和気小学校ですが、総事業費が1億4千2百万円、国庫補助金が6千7百83万8千円、起債

が4千7百10万円、一般財源が2千7百6万2千円の内容でございます。

それから、和気小学校の発注の時期ですが、11月早々から工事に着手する予定をいたしております。よろしく願い申し上げます。

○ 議長（貝渕博治君） 次。

○ 財務部長（麻生和義君） 続きまして、2点目、3点目についてお答え申し上げます。

まず初めに、公共施設整備基金の執行の御指摘でございますが、この基金の執行につきまして、昭和53年12月25日、条例第24号で御議決をいただき、制定をさせていただきました和泉市公共施設整備基金条例に基づきまして適正な運営を図ってまいりたい。基本的にさよう存ずる次第でございます。

当初9億4千4百44万5百円で発足いたしまして今回、4億強の積み立てでございます。今後、基金条例に基づいて事務執行をいたしていく上におきまして、問題点等が発生する段階で十分検討、勉強してまいりたいと考えております。現時点では、この基金条例に基づいて適正な執行、管理運営を行っていきたく存ずる次第でございます。

それから、債務負担行為についての御指摘もともとでございます。常に財政運営に携わる者としていたしまして、懸念いたしておるのが実態でございます。一日も早く翌年度以降の財政運営に影響を及ぼすというか、財政運営を圧迫するような措置はできるだけ避けてまいりたいと考えておりますが、こういった財務制度上許された債務の負担ということで半面、メリットもございますので、後年度の財政運営、財源措置等の明確な見通しを立てながら、債務負担行為の運用に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 議長（貝渕博治君） 次。

○ 産業衛生部長（広岡史郎君） 47ページの塵芥処理費についてお答え申し上げます。

まず、工事請負費3百万円でございますけれども、通称和気南池に不燃性廃棄物を埋め立てさせていただくための排水工事費でございます。池そのものにはため池1,087平米、堤が307平米、合計1,394平米でございます。

工事の内容でございますが、ヒューム管の埋設工事でございます。工事延長が90メートル、管径25センチ市道国府山直線より和気南住宅の中の会所まで接続させていただく事業でございます。

それから、備品購入費でございますが、4トンプレスパック車の購入費でございます。旧の4トンプレスパック車は8年乗車いたしまして6万キロ使用、車体の破損が全体にはなはだしく使用に耐えないので、この際、買いかえさせていただきたい、かようお願いしておるものでござい

ます。

以上でございます。

- 12番(横田憲治郎君) まず、一点目の説明の中でもう一度確認したいんですが、国の補助金ですか、国、府で何%というんですか。
- 管理部次長(逢野博之君) 義務教育につきましては、府の補助金はありません。すべて国庫補助でございます。
- 12番(横田憲治郎君) その点で助役、財務部長ね。大阪府の方の一定の施策を見きわめる中で努力してもらわなければならん点が出てくるのではないかと思います。

その点でもう一つは、選挙ということも間に入りましたが、いつも同じことが言えるんですが、学校関係の補正で財源の内訳が明確に出てこない。当初から補正という形の中でね。このようなこともやはり研究してもらって、よりわかりやすい状態の中で審議ができるようにしてもらいたいと思いますし、府の支出の問題について再度見解をお伺いしたい。

2点目の基金の問題ですが、条例に基づいて、とおっしゃるが、条例ができてるのであたりまえで、もっと政策的、政治的な次元で助役、市長から基金の運用について、より明確に、より説得力に富んだ運用ということで、具体的な一步前進させた措置を考える気はないかどうか、その点お伺いしたい。

それから、債務負担の関係ですが、これも細かくやってると時間がかかるので意見だけで終わりますが、継続的に、もちろん数年のものもあれば、両2年という感じのものもあると思うんですが、見通しを立ててやってもらってるのは当然ですが、現況の財政の中に占める過渡的な債務負担という措置における利子その他、まあ、利子が中心だと思いますが、その負担がばかにならんと思う。本席でなくても結構ですが、債務負担に係る現況での資料を当該所属委員会に提示して具体的な報告をすることも要望しておきたいと思います。

それと、和気南池はヘドロが堆積しておって、その跡地を子供の遊び場とか防火用水あるいは老人集会所等々、地域での計画、願望等があるわけですが、後の建設等に支障のないような基礎的な措置が、排水を中心としてこれだけの予算内で行えるかどうか。産衛部の立場ですので、埋め立てるだけの措置になろうかと思いますが、確認だけしておきたいと思います。

- 助役(坂口礼之助君) それでは、私からお答え申し上げたいと思います。

まず、義務教育施設等の整備に対します大阪府の補助金あるいは府の何らかの形の資金の導入はできないかということでございます。御承知のとおり、義務教育施設につきましては、国庫負担法に基づいて行われる性格のものでございます。直接増設策に対して、府の補助金導入のシステムはいまのところございません。ただし、一般財源の持ち出し相当分に対しまして、当該市

町村の財政事情に関係いたしまして、別途府の貸付金制度というものが、大阪府の方で用意して下さっております。その資金をときには、一般財源の繰り出しがどうしてもできない場合には、それを導入させていただく方法は、現時点でやらせていただいている状況でございます。補助金の導入につきましては、これは大阪府の考え方だけではなく、全国的な都道府県の問題となりますので、かなりの時間もかかり、なかなか至難な問題ではないかと思うわけなんです。府の補助の導入につきましては、今後、なお検討課題として、大阪府当局に対して意見の具申もいたしてまいりたいと存じております。

それから、公共施設整備基金の運用の問題でございますけれども、今回、たまたま一般財源等のからみもございまして、4億3千万円余の開発指導要綱に伴う寄附金を一たん基金に入れると同時に、同じ時期に必要な財源として1億3千7百万円を繰り出し、基金の取り崩しをさせていただいたということで、非常に扱い方についてはっきりできなかったという点では、いろいろ論点もあるかと存じております。

本来、財務部長が御説明申し上げましたように、基金条例に基づいて、基金運用の方向といたしましては、こういう形で基金の繰り出しを幾ら幾らす。それはこういう公共事業等の一般財源に充当するんだということを明確にしていくのがルールであろうと存じております。今回も主として小学校、中学校並びに和泉府中北幹線整備事業あるいは小田第2幹線整備に伴う一般財源負担相当分等に1億3千7百万円充当させていただいております。

しかし一面、さらに事前に明確な形で議会の当該委員会等に御理解を求めため事前協議をしては、という横田議員さんの御意見であろうと存じております。現在、基金の管理につきましては、財務部財政課が担当しております。運用方法、基金の繰り出しについて、現在行っている方法でいかどうかということにつきましてはなおよく検討、研究もしてみたい。このように存じております。

それから、3番目の債務負担の関係でございますけれども、非常に債務負担という予算行為というものは、便利であると同時に危険を伴う一面がございます。私が総務を担当しておる当時は、極力債務負担というものを避けてまいったわけなんでございます。その後、物価情勢等が大きな変動を来してまいっておりまして、いわゆる先取りして行うことによって、結果的には、非常に経済的にもプラスになってきた経過等がございます。そこへもって、特に小中学校等に対する地元住民等の要求も強うございまして、現年度予算で消化していくのは、とうてい住民の要求にこたえることができないということもございまして、次年度以降において、国庫補助等の対象が明確になったものについては、先取りの意味から債務負担を多く行うことになってまいっております。



この運用につきましては、より慎重に努めていかなければならないと存じております。特に現時点における債務負担の一番大きなウェイトを占めておりますのは、やはり住宅公団の開発に伴う鶴山台、光明台等の小中学校の建てかえ施行していただいたものに対する債務負担、これがかなり大きなウェイトを占めております。それと、土地開発公社におきまして、環境改善整備事業等に伴う用地等の先行取得をしていただいているものに対する債務負担等が大きなものでございまして、その他のものは、たとえば天災融資法に基づく利子補給とか、余り大きな影響のあるものはございません。したがって、学校関係の先取りに伴う債務負担並びに開発公社の用地の先行取得に伴うもの等について、今後、より慎重に事を運んでまいるように心がけてまいりたい。このように存じておる次第でございます。

- 産業衛生部長（広岡史郎君） 和気南地の御質問でございますが、ヘドロがかようなまっているのではないかと。これは私たちも現場を見て確認しております。とりあえず水を全部取りまして現場を見た上、建設部とも十分協議して埋め立て工事に入りたいと思っております。

なお、排水工事等は、埋め立てた後の雨水幹線排水と、従来、和気南住宅が侵水等でかなりお困りでございましたので、それらを合めて排水工事を見込んでやるものでございます。

なお、埋め立て地につきましては、埋め立て完了後に和気町会がその上にいろいろな施設整備を検討されておりますが、それらの中で和気町会とも十分協議の上、埋め立て物、表土の改修を十分協議して進めてまいりたいと思います。

- 12番（横田憲治郎君） 財政的な面については、より慎重にやられることを申し上げておきます。

和気南のことは、地域とより融合できるよう、搬入進路の交通の問題もありよく相談していただき、事故等のないよう速やかな運営を望んで、終わります。

- 議長（貝淵博治君） 他に。

- 19番（大谷昌幸君） 美術館について、端的に二、三お伺いいたします。

まず、247万4千円の利子収入について、国債利子となっておりますが、この元金、国債の性質、たとえば額面の償還がいつにかについてお伺いしたいのと、3千3万3千円と端数が現金で発生しておりますが、これらの性格。そして、これらの金額につきましては、いずれ美術館が完成した際には、当市でも美術館法に基づいて条例が制定されると思いますが、そのときには当然、美術館の基金に繰り入れられると思いますが、それまでこの金の保管運営はどのようにお考になっておられるか。

次に、当年の第1回定例会で美術館をいただくことになりましたが、この話が持ち上がってからすでに2年半以上も経過し、議決してからも7カ月以上もたっております。現在、この美術館

の建設はどのように進捗しておるのか。

それから、同じいただくなれば、少しでもりっぱなものをつくっていただきたいという考えから、この美術館の建設については、国及び府の方から補助金がもらえるものかどうか、一応、お伺いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 指導部次長（竹田明郎君） お答え申し上げます。

まず、利子で247万4千円の収入になっておりますが、これは第1回分の寄附としていただいたもので、利付国債53年発行のもので、額面が4,055万円でございまして、その1年分の利息が247万4千円になるかと存じます。これらの額は、運営基金の方に果実として積み立ててまいりたいと思っております。

それから、この基金の保管、運営でございまして、条例でもうたっておりますように、有利でかつ安全な形で保管するというところでございまして、市当局とよく相談いたしまして、高利で回るようにいたしたいと思っております。

それから、端数の方ですが、ちょうどいただいた寄附者の御意思で現金が33,234円、これは経理上の端数でございます。

それから、国、府の補助金を得られるかどうかでございまして、建物の寄贈でございまして現在、対象にならないと思います。今後、検討したいと思いますが、個人の寄附にも補助は受けられないと判断しております。それから、現在の進捗状況でございまして、この3月御議決いただく際、広く市民の方々に使っていただける場として市民ギャラリー的なもの。あるいは埋蔵文化財の展覧ができる場所も、という御指摘がございましたので、現在、プランをまとめておる次第でございます。

○ 19番（大谷昌幸君） 着工は大体いつごろになるんですか。市民もわかっていることですから、はっきりしていただけたらと思うわけです。

○ 指導部次長（竹田明郎君） 現在、私たちの話し合いの中では、久保惣太郎さんの本宅、それから久保惣株式会社の事務所を本年度中に撤去いたしまして、すぐに建築にかかるという手筈の準備をしておりますが、収蔵庫等の問題もあり、文化庁関係のいろんな規制もございまして、57年遅くなるのではないかと思っております。

○ 議長（貝淵博治君） 他に。

○ 8番（原重樹君） 2点ほどお伺いいたします。

まず、37ページの教育費の中で池上小学校の屋内運動場についての関連ですが、現地の先生方から、工事が予定よりおこなわれているという話を聞いたんです。先生方は、卒業式に間に合うかどうか大変心配されております。卒業式の準備もありましてね。ですから、完成がいつで卒業式

に間に合うかどうかお聞きしたい。

それから、53ページの桑畑排水路改修事業でございますが、一般質問でも言いましたが、この工事の具体的な内容についてちょっと説明いただきたいのと、これも一般質問で取り上げました黒鳥会館の東側になりますが、橘さんの八百屋の付近は、いつも侵水問題で大きな被害が出ております。この侵水対策ということでは、この桑畑排水路の事業でどのようになるのか。これで侵水問題が解消されるのか、お伺いしたいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） まず、第1点目の池上小学校の工事でございますが、これが卒業式までに間に合うかどうかという御質問ですが、これは卒業式というよりも、できるだけ早い時点で工事を完成したいということで業者とも協議をいたしまして、現在進めております。

2点目の桑畑排水路の内容でございますが、凹型で2,300ミリ、1,500ミリで全長が750メートルでございます。場所ですが、警察の前から消防署のところに通ずる道路から百ないし二百メートル上に光明池のゲートがありまして、そのゲートから槇尾川までの間でございます。

あとの細かい内容につきましては、担当から説明させていただきます。

○ 下水道課長（大浦行男君） 御質問の黒鳥町の橘さんとこのことですが、若干土砂等が堆積しておりますので清掃等もやってるわけですが、十分現地調査して応急措置をしたいと思っております。

また、部長が申しました桑畑排水路とは幹線が違うので、関係がありません。

○ 8番（原重樹君） 侵水問題は一般質問でもやりましたので、順次、黒鳥町における侵水対策ということで進めていってほしいということを強く要望しておきます。

池上小学校の件ですが、できるだけ早く、ということですが、ちょっと完成が大体何月ごろか、卒業式に間に合うかどうか、明確にお答え願いたいんです。

○ 建設部長（逢野一郎君） 一応の工期は8月30日になってございますが、それ以前に完成をすべく、業者とも協議をしております。

○ 8番（原重樹君） 先生方も卒業式に間に合わせてほしいと言っておられますので、1日も早く完成するよう努力してほしいと思います。

○ 議長（貝渕博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

○ 10番（天堀博君） 私ども共産党議員団としても、今回の補正予算に賛成をいたします。ただ、意見を申し上げたいのは、先ほどから私どもの直村議員、それに公明党の横田議員さんからも質問等が出ておりますように、今回の補正予算で初めて公共施設整備基金への繰り入れ及び繰り出しが出てきました。この点で今後、出入の経理を明確にする意味で、開発指導要綱の収入も

入れてますが、先ほど助役さんの答弁もございましたが、所管委員会その他に、ピッシリと相談し落っていく必要があるのではないか。開発指導要綱による収入や、公共施設の整備的なお金が供給公社その他から入った場合、あるいはそれ以外の地域にも公共施設整備が及ぶと思います。いわゆる地域的な関係のない部分もあろうかと思ひます。

その点も含めて、これは使つて悪いという性質のものではないと思ひます。単に財政的なやりくりというだけでなく、本当の意味合いから、事前に所管委員会その他への協議等をお願いし、きつちりと落していく必要があると思ひますので、その点の明確さを期すよう、意見として言うときます。

○ 議長（貝瀧博治君） 御異議ないものを認め、議案第52号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（貝瀧博治君） 次に、日程第32「昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第53号

昭和55年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

昭和55年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62,977,6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は「第2表地方債補正」による。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		37,200	22,800	60,000
	1. 国庫補助金	37,200	22,800	60,000
4. 繰入金		212,525	6,090	218,615
	1. 一般会計繰入金	212,525	6,090	218,615
5. 市債		298,500	20,200	318,700
	1. 市債	298,500	20,200	318,700
歳入合計		580,686	49,090	629,776

2. 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		514,853	49,090	563,943
	2. 下水道整備費	62,000	49,090	111,090
歳出合計		580,686	49,090	629,776

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
公共下水道 整備事業	千円 298,500	普通貸借 又は 証券発行	年8.5% 以 内	府 行 他 政 銀 所 の の	30年以内(内据 置5年以内)、ただ し市財政の都合によ り据置期間及び償還 期限を短縮しもしく は繰上償還又は低利 に借替えることがで きる。	千円 318,700	普通貸借 又は 証券発行	年8.5% 以 内	府 行 他 政 銀 所 の の	30年以内(内据 置5年以内)、ただ し市財政の都合によ り据置期間及び償還 期限を短縮しもしく は繰上償還又は低利 に借替えることがで きる。

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 財務部長（麻生和義君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第53号「昭和53年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について内容の御説明を申し上げます。

予算書64ページの第1条でございますように、歳入歳出それぞれ4,909万円を追加し、補正後の予算総額を6億2,977万6千円と定めるものでございまして、款・項の区分及び金額は、第1表のとおりでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、事業費の追加により起債を増額するもので、借入条件等は、第2表のとおりでございます。

予算の内容につきましては、小田第2幹線整備事業費の追加でございまして、土質調査委託料及び下水築造工事費合わせて4,909万円の追加計上と相なる次第でございます。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰入金、市債ともに歳出の事業費の追加に関連いたしますもので、現行基準、充当率等を勘案の上、それぞれ追加計上いたしております。

以上、簡単でございますが、今回御提案いたしました公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見を承ります。

○ 9番（直村静二君） これね。公共下水道事業特別会計ということで出てますが、これをなぜ特別会計にしなければならないのか。その理由を端的にお尋ねしたい。府中駅排水路でも一般会計なりで出てますのに、なぜ特別会計にするのか、まず、お聞きしたい。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 財務部長（麻生和義君） 特別会計設置の議決を昭和53年度にいただいているわけでございます。実は、昭和53年度から住宅公団関連ですが、光明池地区の公共下水道の供用開始が発足いたしました。あそこの公共下水道は料金を負担願うわけですので、公共下水道事業特別会計を設置して経理を明確に行うという時期であったわけでございます。

加えて、小田の幹線につきましても、雨水の排水ということで現在、料金をちょうだいする段階ではございませんが、すでに御案内のとおり、地方債の許可その他いろいろ財政運営を行うについての制度があるわけですが、そういった経理を明確にするといった意味がまず第1点でございます。

それと、小田幹線の事業起債についても、公共下水道事業債が、これは地方債にすべての関係がありまして、そういった起債の認可には細かな理由がございまして、そういったことを総合的

に判断いたしまして、決算についても、公共下水道事業特別会計のいろんな制度に従って報告することになってございます。53年度から公共下水道事業特別会計とさせていただきます。今日に及んでおりまして、今後も特別会計で経理を明確にしていまいる所存でございます。

○ 9番(直村静二君) 聞いておってわかりにくい。これは雨水だけの侵水対策の計画だということですね。そうすると、小田というのは、まだ大規模の予定地ではないですね。私は悪いと言ってるんじゃないが、後どないするんですか。引き続き都市下水というか、南大阪湾岸というか、最終的には、浄化槽から汚水の計画が出てくるんじゃないか。そういうものとの併用で先行してるんかどうか。実際、こういう公共下水についてわれわれの認識では、これは料金がいつかってくるんか、となるが、これについてはそうではない。いまやってる公共下水は、鶴山台中心の住宅公団がらみ、小田では、そんな大規模な開発はないのに、雨水の排水だけではなぜ特別会計にしてるんかという理由、ただ、経理を明確にするためだけでは通らない。

○ 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

こういう2つの区分に分けておることに奇異を感じておられるということですが、いわゆる国の補助システムの関係がございまして、公共下水道の中にも、公共下水道として認定を受けた事業の中に2つの方法がございまして、いわゆる雨水を排除するための雨水排水、それから、汚水処理を行うための汚水の関係、この2本立てがございまして、

府中北幹線につきましては、公共下水道としての認可は取れない。いわゆる都市下水路という手法で国の補助金をいただいているわけです。公共下水道の方になりますと、いろいろ認可をいただいても、補助金等についても補助枠等に有利な点もございまして、できるだけ公共下水道でやりたいと考えてはありますが、なかなか補助採択の枠が厳しく、現在、本市において公共下水道として認可をいただいておりますのは鶴山台の一带と、それから、小田町全体を含めた雨水排水幹線、このこつだけしかございません。

他に何の問題もないわけがございまして、いわゆる国の認可に基づいて2つの方法をとらせていただいているわけがございまして。当初は、一般会計で同じようにスタートしたわけですが、今後、公共下水道事業を拡大していくにつかしまして、当然直村さん御指摘のように、南大阪湾岸下水道の問題が具体化し、それに付随していわゆる毛細管等の整備もやっつけていかなければなりません。その意味から、特別会計におきまして公共下水道事業を明確にするためにやっておるものでございます。したがって、雨水幹線に要する事業費等につきましては、個々の受益者負担というものは、今後も一切取る考え方は持っておりません。

○ 9番(直村静二君) 私は、単なる会計上の問題やないと思う。一定の大規模を予定してるんでしょう。というのは、助役さんの答弁でも、かなり認可をもらうのは厳しいというのは、それ



だけの公共投資をするんですから、後の想定をしてるんじゃないか。将来は都市下水道でお金をもらえる。なぜ聞くかという、すぐに水洗便化できるものと違うんですか。というお尋ねがありました。その点では、そうやない、雨水や、それならなぜ特別会計や、となる。本来、特別会計にするものは、下水料を取るとか、別途会計にしないとややこしいから、ということでしょう。そうすると、市街化区域である府中関係でも、水洗便所化の公共下水道が入ってくることは当然考えないといけない。いまの小田については、川がすぐそばにあるので放流したらしいです。ここは水洗便所化を含めての計画の推進か、あわせて御答弁願っておかんと、雨水は先、後の都市下水はわからんということですね。関連してのお答えを求めておきます。

○ 助役（坂口礼之助君） 直村議員さんがおっしゃっておられます公共下水道というのは、水洗便所化を前提とした汚水処理関係だと存じます。御承知のとおり、本市は、汚水処理場を設置するような考え方は、いまのところございません。いわゆる南大阪北部湾岸下水道という、いま、忠岡沖を埋め立てて処理場をつくってございますが、その完成とあわせまして、和泉市内には、泉大津紛河線から上がってくる幹線と、忠岡から和気父鬼線へ上がってくる幹線の2本がございまして、その幹線が府中町あるいは和気町、繁和町等に到達してくる時点とタイミングを合わせて、いわゆるこの地域から汚水処理できる公共下水道事業の認可をいただき、事業に着手していく計画を持っておるわけなんです。早くても60年ごろになるんじゃないかという見通しでございます。

○ 9番（直村静二君） その場合、雨水対策をやっておけば、すぐ横に別の管を入れていくということですから、そのときに予算措置から外すことのないように、小田方面にもいけるようにしておかんと、公共下水で水洗便所化できるという期待もしておりますので、ぜひとも頭に入れてもらいたいと思います。

以上です。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第53号を原案どおり可決いたします。

○ 議長（貝淵博治君） 日程第33「市道の路線認定について」（納花青葉台線外52路線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第54号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 メートル	幅員 メートル	起 点	終 点	重要な経過地
納化青葉台線	658.50	12.00	納花町256番地の1先	青葉台39番地の11先	
青葉台中央線	536.20	16.00	青葉台44番地の1先	青葉台39番地の20先	
青葉台1号線	476.60	8.00	青葉台20番地の36先	青葉台1番地の1先	
青葉台2号線	363.50	8.00	青葉台20番地の23先	青葉台2番地の1先	
青葉台3号線	872.00	8.00	青葉台51番地の20先	青葉台1番地の7先	
青葉台4号線	215.40	8.00	青葉台62番地の1先	青葉台68番地の6先	

青葉台 5 号線	7 3 6. 20	6. 20	青葉台 53 番地の 14 先	青葉台 80 番地の 1 先
青葉台 6 号線	1 0 9. 00	6. 20	青葉台 74 番地の 31 先	青葉台 74 番地の 19 先
青葉台 7 号線	4 8 9. 10	6. 20	青葉台 45 番地の 1 先	青葉台 73 番地の 1 先
青葉台 8 号線	1 0 9. 10	6. 20	青葉台 71 番地の 8 先	青葉台 71 番地の 1 先
青葉台 9 号線	1 6 4. 30	6. 20	青葉台 65 番地の 16 先	青葉台 66 番地の 6 先
青葉台 1 0 号線	1 6 4. 00	6. 20	青葉台 63 番地の 13 先	青葉台 64 番地の 6 先
青葉台 1 1 号線	1 9 2. 80	6. 20	青葉台 54 番地の 1 先	青葉台 60 番地の 6 先
青葉台 1 2 号線	1 6 5. 30	6. 20	青葉台 57 番地の 16 先	青葉台 58 番地の 6 先
青葉台 1 3 号線	1 6 4. 60	6. 20	青葉台 56 番地の 16 先	青葉台 56 番地の 6 先
青葉台 1 4 号線	5 5 3. 90	6. 20	青葉台 45 番地の 9 先	青葉台 67 番地の 16 先
青葉台 1 5 号線	4 0. 10	6. 20	青葉台 52 番地の 3 先	青葉台 52 番地の 1 先
青葉台 1 6 号線	1 3 9. 80	6. 20	青葉台 51 番地の 10 先	青葉台 51 番地の 1 先
青葉台 1 7 号線	1 3 3. 50	6. 20	青葉台 49 番地の 10 先	青葉台 49 番地の 1 先
青葉台 1 8 号線	1 3 0. 50	6. 20	青葉台 48 番地の 9 先	青葉台 48 番地の 1 先
青葉台 1 9 号線	3 1. 90	6. 20	青葉台 44 番地の 19 先	青葉台 47 番地の 9 先
青葉台 2 0 号線	1 6 2. 20	6. 20	青葉台 43 番地の 1 先	青葉台 43 番地の 19 先
青葉台 2 1 号線	3 4 6. 10	6. 20	青葉台 86 番地の 2 先	青葉台 83 番地の 9 先
青葉台 2 2 号線	2 0 4. 10	6. 20	青葉台 84 番地の 23 先	青葉台 85 番地の 7 先

青葉台23号線	375.50	6.20	青葉台39番地の20先	青葉台87番地の10先
青葉台24号線	31.25	6.20	青葉台38番地の1先	青葉台84番地の12先
青葉台25号線	119.40	6.20	青葉台37番地の9先	青葉台37番地の1先
青葉台26号線	119.80	6.20	青葉台36番地の8先	青葉台36番地の1先
青葉台27号線	119.50	6.20	青葉台35番地の9先	青葉台35番地の1先
青葉台28号線	112.10	6.20	青葉台31番地の9先	青葉台31番地の1先
青葉台29号線	128.10	6.20	青葉台29番地の9先	青葉台29番地の1先
青葉台30号線	136.20	6.20	青葉台24番地の20先	青葉台24番地の11先
青葉台31号線	139.90	6.20	青葉台23番地の20先	青葉台23番地の11先
青葉台32号線	340.80	6.20	青葉台23番地の10先	青葉台39番地の1先
青葉台33号線	339.80	6.20	青葉台23番地の1先	青葉台38番地の9先
青葉台34号線	372.00	6.20	青葉台22番地の7先	青葉台34番地の1先
青葉台35号線	96.80	6.20	青葉台20番地の9先	青葉台20番地の26先
青葉台36号線	108.20	6.20	青葉台87番地の6先	青葉台81番地の5先
青葉台37号線	198.40	6.20	青葉台81番地の6先	青葉台82番地の6先
青葉台38号線	257.10	6.20	青葉台8番地の1先	青葉台10番地の10先
青葉台39号線	135.50	6.20	青葉台5番地の1先	青葉台4番地の7先
青葉台40号線	247.70	6.20	青葉台9番地の1先	青葉台6番地の7先

青葉台 4 1 号線	3 0 5. 80	6. 20	青葉台 12 番地の 1 先	青葉台 8 番地の 10 先
青葉台 4 2 号線	8 7. 60	6. 20	青葉台 9 番地の 11 先	青葉台 5 番地の 7 先
青葉台 4 3 号線	3 0. 00	6. 20	青葉台 11 番地の 9 先	青葉台 11 番地の 8 先
青葉台 4 4 号線	3 0. 00	6. 20	青葉台 12 番地の 8 先	青葉台 12 番地の 7 先
青葉台 4 5 号線	1 2 9. 80	6. 20	青葉台 18 番地の 9 先	青葉台 18 番地の 1 先
青葉台 4 6 号線	1 2 8. 40	6. 20	青葉台 17 番地の 9 先	青葉台 17 番地の 1 先
青葉台 4 7 号線	1 2 1. 20	6. 20	青葉台 16 番地の 9 先	青葉台 16 番地の 1 先
青葉台 4 8 号線	3 0 9. 70	6. 20	青葉台 20 番地の 20 先	青葉台 15 番地の 1 先
青葉台 4 9 号線	2 1 7. 00	6. 20	青葉台 74 番地の 1 先	青葉台 74 番地の 18 先
青葉台 5 0 号線	2 6 6. 00	1 6. 00	青葉台 44 番地の 1 先	青葉台 53 番地の 14 先
青葉台 5 1 号線	1 3 7. 00	8. 00	青葉台 548 番地の 42 先	青葉台 19 番地の 1 先

議案第 5 4 号、議案第 5 5 号、議案第 5 6 号及び議案第 5 7 号参考資料

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）抜すい

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならぬ。

- 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） 議案の説明に入る前に一言、おわび申し上げます。

本議案につきましては印刷、配付後、路線の表示に誤りがあることが発見されましたので、議案書の差しかえを申し上げましたことで大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げますとともに、今後、かかることのないよう十分注意いたしますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、ただいま御上程いただきました議案第54号「市道の路線認定について」の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本路線は、昭和48年11月に旧住宅地造成法により開発された団地内道路及び周辺との関連道路について、開発者との間に協議が相整いたしますので、路線の認定をお願いしようとするものでございます。

内容でございますが、場所は青葉台団地内道路で、開発面積41.6ヘクタール、宅地区画数1,200区画、路線は、幅員1.6メートル路線2線延長802メートル、幅員1.2メートル路線1線、延長658メートル、幅員8メートル路線5線、2,064メートル、幅員6.2メートル路線4.5路線、8,767メートル、合計53路線で総延長12,292メートルでございます。

なお、路線の起点につきましては議案にお示ししたとおりでございますので、別途参考資料に図面を添付しておりますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 質疑、御意見を承ります。
- 10番（天堀博君） 市道認定そのものについては、地元の自治会等からもいろいろ要望があったことですし、かなり時間もかかっておりますので、いちいち問題を言いません。ただ、ちょっと聞いておきたいのは、この路線の中で突き当たりでもないのに、コンクリートの支柱のようなもので行きどまりにしてある部分があるかと思えます。何方所か、はっきり知りませんが、私の知ってるので1カ所あります。そういうものが市道認定された場合どうなるのか。取れとか取るなどかの話ではなく、どうなるのか。また、この青葉台住宅地以外の人から取ってくれという要望等がいろいろあると思えますが、その場合どういう措置をするのか、お聞きしたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 建設部長（逢野一郎君） 御指摘のくいを打ってせきをしてる件でございますが、開発者あるいは町会とも協議の上で歩道という形にもしております。御指摘の点につきましては再度、地元とも十分協議をいたします。

○ 10番(天堀博君) 地元と協議してもらうのは結構だと思うんです。ただ、市道の基本的な考え方としてはどうなのか、とお聞きしてるんです。本来、そんなものがあつてはぐあい悪いのか、あるいはあつてもいいのか、その見解を聞いている。あつてはぐあい悪いが、地元がどうしても、ということで協議をされたのか、別の問題として、基本的な考え方を聞いているんです。

○ 助役(坂口礼之助君) 私からお答えいたします。

市道の種類にもよりますが、いわゆる車両を通すということを中心として考えていく場合は、当然、そういうものは好ましくありません。しかし、地域内の実態等からいたしまして、人が通ることを主とした歩道的な性格を持つておる場合は、そういうくいを打つことも可能でございます。

市道の場合は、そういうくいを打つことがいいか悪いかにつきましては、両方の場合があります。特にいま行つていこうと考えてる緑道等を設置した場合、当然市道でございますが、くいを打つて車を通さない措置をとらせていただく、そういう両方があるということでございます。道路の性格、地域の実態等を十分勘案いたしまして、そうした措置もあり得るということで御理解いただきたいと思つてます。

○ 10番(天堀博君) そう言われるのなら改めて聞いておきたいんですが、ここに緑ヶ丘の自治会長さんもおられるので、私は細かく質問する気はありませんが、緑ヶ丘の中央に信号がありますが、あそこの手前の部分は信号機が赤であつたりするんです。あそこに障害物を置くとか、かなり以前から聞いている部分がありますが、市道であるので勝手にできない。市からも撤去せよ、と言われてたり、いろんな問題が出ております。そういうことと関連があるために私はここで聞いているんです。

向こうはくい打つたらあかんが、青葉台は、もともとあつたからそのままいくんだということでは問題があります。その点市道の性格と言われても、どちらとも判断がつかないと思つてます。その辺についての市の見解ですね。助役さんは現地を御存知なかつたら別ですが、歩道的な性格があればくいを打つことも可能だということであれば、そういうことを逆にたてにされて地元から要望が出たら市としても困るんじゃないか。その辺の見解をはつきりしておいてほしいということです。

○ 助役(坂口礼之助君) 現地の状況を十分掌握した上で、一定の基準をきちつと整理して対応したい、かように存じます。

○ 10番(天堀博君) 今後に残しておきます。

○ 議長(貝淵博治君) 他に。

○ 12番(横田憲治郎君) こんだけ短い路線でも1つの市道として認定せないかんのか、とい

う感じで見えてました。たとえば30メートルとか17メートルとか、54号にしても55号にしても青葉台であり唐国台でしょう。つなげるところはつないでしもうてね。たまたま50メートル以下という場合もあるかもしれませんが、こういう一連的などころでここは18メートル、ここは8メートルとね。まあ、わしは素人やからわかりまへんけど。

- 議長（貝淵博治君） 答弁。
- 建設部次長（吉田日出男君） 今後の維持管理の面もございますので、一応、こういう形でやらせていただいています。
- 12番（横田憲治郎君） 余りこだわられへんけど、曲がりくねってるということなら何ですが、一直線で戸手前までは何号、そこからまた何号となるとなじみにくいと思うので、今後のことでもあるので、意見として言うときます。
- 議長（貝淵博治君） 他に。
- 29番（藤原要馬君） ただいま天堀議員さん、横田議員さんから意見が出てますが、いろいろ問題があると思うんです。だから、認定するについては、所管委員会が現地を視察し、そして、それらの問題も解決していくべきだと思いますので、その点ひとつ議長によろしくお願いしておきたいと思います。
- 議長（貝淵博治君） いま、藤原議員さんから意見が出ておりますので、本件については、十分審査検討を行う必要があると思いますので、本件の内容からして建設水道委員会に付託し、閉会後も審査をお願いいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、本件を建水委員会に付託することに決めます。委員の皆さんには御苦労でございますが、よろしく審査のほどをお願い申し上げます。

○

- 議長（貝淵博治君） 次に、日程第34「市道の路線認定について」（唐国台第1号線外十路線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）



議案第55号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田忠雄

路線名	延長 メートル	幅員 メートル	起 点	終 点	重要な経過地
唐国台1号線	81.90	8.20	箕形町378番地の2先	池田下町811の乙の62番地先	
唐国台2号線	110.20	6.40	池田下町811の乙の70番地先	池田下町811の乙の122番地先	
唐国台3号線	80.50	5.10	箕形町378番地の2先	池田下町811の乙の54番地先	
唐国台4号線	101.40	5.30	池田下町811の乙の54番地先	池田下町811の乙の60番地先	
唐国台5号線	193.20	10.40	池田下町811の乙の146番地先	池田下町811の乙の86番地先	
唐国台6号線	134.40	5.40	池田下町811の乙の71番地先	池田下町811の乙の87番地先	
唐国台7号線	129.40	5.20	池田下町811の乙の90番地先	池田下町811の乙の106番地先	
唐国台8号線	222.80	6.40	池田下町811の乙の86番地先	池田下町811の乙の122番地先	
唐国台9号線	59.40	5.20	池田下町811の乙の82番地先	池田下町811の乙の99番地先	
唐国台10号線	17.20	5.20	池田下町811の乙の88番地先	池田下町811の乙の88番地先	
唐国台11号線	20.00	4.90	池田下町811の乙の131番地先	池田下町811の乙の11番地先	

- 議長（貝渕博治君） 提案理由の説明を願います。
- 建設部長（逢野一郎君） ただいま御上程をいただきました議案第55号「市道の路線認定について」提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本路線は、昭和41年4月、旧住宅地造成法により開発された団地内道路及び進入路を開発者との間に協議が相整いましたので、路線の認定をお願いしようとするものでございます。

内容ですが、位置は、唐国箕形線の東側にある団地でございます。開発面積は3.8ヘクタール、区画数93区画でございます。路線は表のとおり、幅員10.4メートル路線1線、延長193.2メートル、幅員8.2メートル路線1線、延長81.9メートル、幅員6.4メートル路線2線、延長333メートル、幅員5.5メートル路線1線、134.4メートル、幅員5.3メートル路線1線、101.4メートル、幅員5.2メートル路線3線、206メートル、幅員5.1メートル路線1線、80.5メートル、幅員5.10メートル路線1線、20メートル、幅員4.9メートル、合計11路線で、総延長千百50.4メートルでございます。

なお、各路線の起点、終点につきましては、議案にお示ししたとおりでございますが、別途参考資料により図面を添付しておりますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定をお願いいたします。

- 議長（貝渕博治君） 本件について質疑、御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第55号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長（貝渕博治君） 次に、日程第35「市道の路線認定について」（箕形南線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第56号

市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田 忠 雄

路線名	延長 メートル	幅員 メートル	起 点	終 点	重要な経過地
箕形南線	134.50	4.00	箕形町643番地の3先	箕形町704番地の2先	

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明をお願いします。

○ 建設部長（逢野一郎君） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第56号「市道の路線認定について」提案の理由並びに内容について御説明を申し上げます。

本路線は、隣接地の民間開発の際、地元住民からの里道の幅員の要望が強く出され、開発者及び近畿財務局と協議し、里道を統合し、開発者の用地と交換をお願いしていただき、今回、近畿財務局と所定の手続が終わりましたので、市道路線の認定をお願いしようとするものでございます。

内容でございますが、位置は、箕形町のゴルフセンター北側で、路線名は箕形南線、幅員4メートル、延長134.5メートル、面積538平方メートルでございます。起点は箕形町643番地の3先から箕形町704番地の2先でございます。

なお、別途参考資料として図面を添付しておりますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑御意見ありませんか。

○ 16番（赤阪和見君） この終点の箕形町704番地の2先の続きは里道ですか、それとも市道になってるんですか。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 建設部長（逢野一郎君） 箕形町の中に通ずる里道でございます。

○ 16番（赤阪和見君） ここまで来て通り抜けということも考えられます。また、後の里道で問題が多いと思うんです。つながっていったちよど端のところ工場で、ときどきくずれたりしています。ついでとっては何ですが、こういう点、何かしり切れトンボのような感じになるの

で、よろしく善処方をお願いいたします。

○ 議長（貝淵博治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって議案第56号を原案どおり可決決定いたします。

○

○ 議長（貝淵博治君） 次に、日程第36「市道の路線認定について」（池上豊中線）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第57号

#### 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定する。

昭和55年10月8日提出

和泉市長 池田 忠 雄

路線名	延長 メートル	幅員 メートル	起 点	終 点	重要な経過地
池上豊中線	146.20	5.00	池上町744番地先	池上町750番地先	

○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（逢野一郎君） ただいま御上程をいただきました議案第57号「市道の路線認定について」提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本路線は、和泉養護学校建設に伴い近畿財務局と協議を行い里水道の統合と堤防敷を利用し、養護学校進入路並びに周辺住民の要望もございまして、今回、近畿財務局と所定の手続を終わりましたので、路線の認定をお願いしようとするものでございます。

内容でございますが、路線名は池上豊中線で、幅員は5メートル、延長146.2メートル、面積781平方メートル。起点は池上町744番地先から池上町750番地先でございます。

なお、参考資料として図面を添付しておりますので、よろしく御審議の上、原案どおり可決御

決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、議案第57号を原案どおり可決決定いたします。

- 
- 議長（貝淵博治君） お諮りいたします。昨日御配付させていただきました追加議案「工事請負契約締結について」（市立北池田小学校増改築工事）と「教育委員会委員の選任について」は、先般の議会運営委員会で御了承を得ておりますので、本日の日程に追加いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、「工事請負契約締結について」及び「教育委員会委員の選任について」の2議案を日程に追加し、議題といたします。

- 
- 議長（貝淵博治君） 日程第37「工事請負契約締結について」（市立北池田小学校増改築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第58号

#### 工事請負契約締結について

市立北池田小学校増改築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第14号）第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和55年10月21日提出

和泉市長 池田 忠 雄

- 1 契約の目的 北立北池田小学校増改築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠 雄

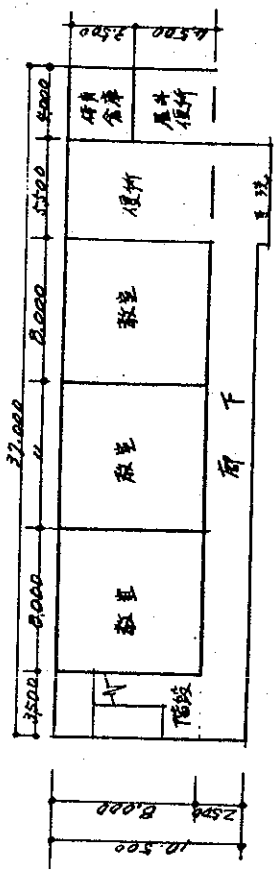
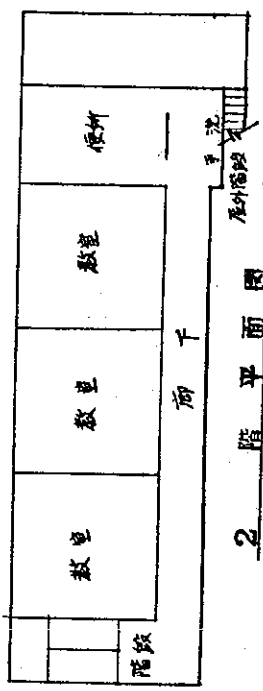
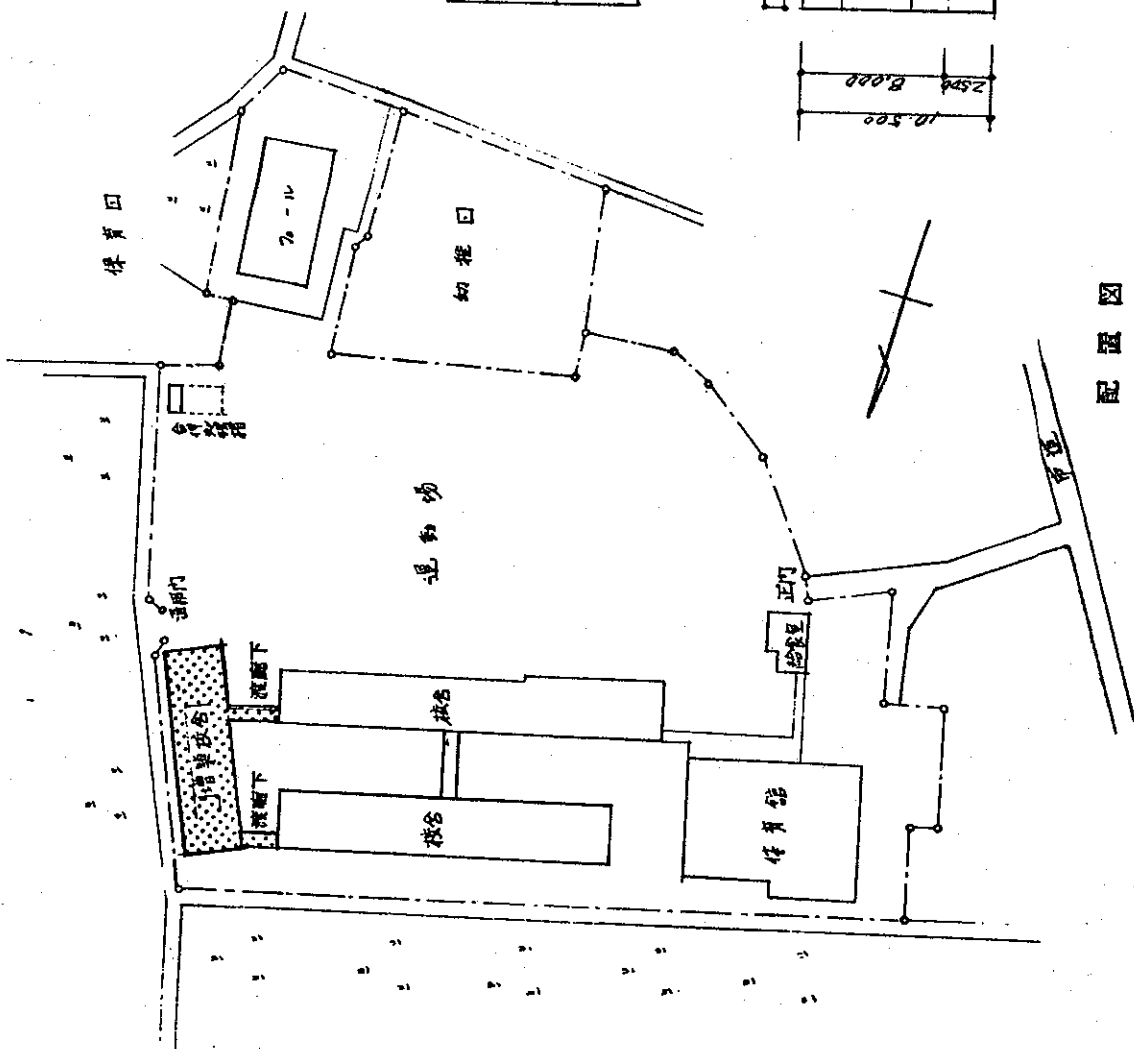
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 104,000,000円
- 5 契約の相手方 和泉市北田中町219番地  
大高建設株式会社  
代表取締役 奥野喜八郎
- 6 工期 自昭和 年 月 日(議決の日)  
至昭和56年3月30日
- 7 契約保証金 5,200,000円
- 8 保証人 和泉市大野町580番地  
株式会社 寄田組  
代表取締役 寄田年文

議案第58号参考資料

市立北池田小学校増改築工事概要

- 1 工事場所 和泉市池田下町1670番地
- 2 敷地面積 14,474 m<sup>2</sup>
- 3 工事種別 新築
- 4 構造 教室棟 鉄筋コンクリート造二階建 延床面積731 m<sup>2</sup>  
及び規模 普通教室6、便所、階段、廊下、倉庫  
渡廊下 鉄筋コンクリート造二階建及び鉄骨造平家建 延面積71 m<sup>2</sup>  
汚水合併処理施設 鉄筋コンクリート造 78 m<sup>2</sup>

議案第58号参考資料  
市立北池田小学校増築改築工事  
配置圖及1階平面圖



1 階平面圖

配置圖





○ 議長（貝淵博治君） 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長（逢野一郎） お許しを得まして、ただいま御上程いただきました議案第58号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

最近の開発に伴い人口が急激に増加し、校舎の増築の必要が生じたので、事業を実施しようとするものでございます。工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案しようとするものでございます。

内容ですが、契約金額1億4百万円で、契約の相手方は、和泉市北田中町219番地、大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と締結しようとするものでございます。

工期につきましては、御議決を得ました日から昭和56年3月30日までとし、工事場所は和泉市池田下町1670番地で、敷地面積1万4千4百74平方メートルでございます。構造及び規模は鉄筋コンクリート造二階建、延床面積7百31平方メートル、普通教室6教室と付属工事でございます。

なお、工事概要等につきましては、参考資料のとおりでございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（貝淵博治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

○ 16番（赤阪和見君） 先ほどの補正予算の審議でちょっと聞き忘れたんですが、設計委託料が70万円というのはどういうことですか。和気小学校の設計委託料は2百万円と出てますがね。

それと、工期は3月30日までとありますが、来年度に間に合うわけですか。

○ 議長（貝淵博治君） 答弁。

○ 管理部次長（逢野博之君） お答え申し上げます。

和気小学校との比較の上で金額的に設計委託料が低いということですが、北池田につきましては建築課の職員によって構造設計等を行い、部分的な委託を行った関係でして、和気は全面委託であるという、その中味の違いによって金額の差が生じたのでございます。

○ 16番（赤阪和見君） 特に学校等は均一な建物であります。地盤等の関係はあろうと思いますが、構造的には余り変わりがない。そういう点をすれば、各校で流用できる点がたくさんあるんじゃないか。同じような構造の建物について、2回も3回も設計委託をしていく必要もないんじゃないか。今回の審議とは若干違いますが、出るを制するという点で教育委員会の考え方はどうですか。

○ 教育長（葛城宗一君） お答え申し上げます。

次長からの説明が不足いたしました。当初予算で設計委託料を2百83万5千円見積もっておりましたが、今回、渡り廊下その他一部具体的な設計による不足分70万円を補正願っている

事情でございます。その点御了解いただきたいと思ひます。

- 16番(赤阪和見君) 補正予算の前の額が出てませんよ。結構です。
- 議長(貝渕博治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。  
お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)  
御異議ないものと認め、議案第58号を原案どおり可決決定いたします。

○

- 議長(貝渕博治君) 日程第38「教育委員会委員の選任について」を議題といたします。  
議案を朗読させます。  
(市会事務局長朗読)

#### 議案第59号

#### 教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に選任するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めらる。

昭和55年10月21日提出

和泉市長 池田 忠雄

住 所  
氏 名  
生年月日  
職 業

#### 議案第59号参考資料

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)抜すい  
(任命)

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。

(1) 準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち3人以上(前条ただし書の規定により委員の数を3人とする町村にあっては、2人以上)が同一政党に所属することとなつてはならない。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員と兼ねることができない。

○ 議長(貝渕博治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(池田忠雄君) ただいま御上程いただきました議案第59号「教育委員会委員の選任について」提案の理由並びに内容について御説明申し上げます。

本市教育行政の運営に格段の御尽力をいただいております山本泰三委員さんには、かねて病氣療養中のところ薬石の効なく、去る10月6日、御逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表する次第でございます。

教育行政は一日としてゆるがせにできないものであり、委員について人選を進めてまいりました。ここに後任委員として、大杉喬二氏を選任いたしたく、御提案申し上げる次第でございます。

大杉喬二氏は、資性きわめて温厚で、すでに皆様も御承知のことと存じますが、昭和4年、滋賀県師範学校を御卒業と同時に、同じ滋賀県の瀬田尋常高等小学校の教壇に立たれて昭和9年に大阪府に出向されて以来、本市の小中学校の先生として実に38年間、学校教育に御尽瘁せられたのであります。この間校長として15年、昭和42年3月、北松尾小学校長をもって御退任されました。退任後も市文化協会の役員として、市民文化の向上にも御尽力賜っているところでございます。

お生まれは明治43年2月10日。住所は、和泉市内田町238番地でございます。教育についての識見深く、本市教育委員として適任者であると存じます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により、任命について議会の皆様の御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案の理由の説明といたします。何とぞよろしく御願ひ申し上げます。

○ 議長(貝渕博治君) お諮りいたします。本件を原案どおり同意するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、議案第59号を原案どおり同意することに決しました。

ここで同意されました教育委員さんからのごあいさつがあるのが本意でございますが、所要のため欠席となっておりますので、皆さんによりしく御了承をお願いしたいと思います。

○

○ 議長（貝渕博治君） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案審議は全部終了いたしましたので、これをもって閉会いたしたいと存じます。

閉会に先立ち市長のあいさつをお願いいたします。

○

（市長あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 閉会にあたりまして一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る8日、第3回定例会をお願い申し上げ、多数議案を御提案申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かと御多忙中の折にもかかわらず長期間にわたり慎重御審議をいただき、御可決、御承認賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。本議会を通じ、議員皆様方より御指摘、御要望をいただきました諸点につきましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存でございます。

なお、改選初議員でございまして役員改選が行われ、皆様方の御推挙により議長に貝渕博治議員さん、副議長に田中包治議員さんが御就任されました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後の市政運営につきまして、何とぞよろしや御指導賜りますようお願い申し上げます。

なお、各常任委員会委員さん、特別委員会の委員さんには、それぞれ所管される事項につきましては、今後いろいろと御相談申し上げ、御審議を煩わすことと存じますが、よろしく御願ひ申し上げます。

なおまた、決算特別委員会に付託となりました昭和54年度和泉市水道事業会計並びに和泉市病院事業会計決算認定につきましては、決算特別委員の皆様方に御審議をお願いいたしますが、よろしく御審議の上、御認定をいただきますようお願い申し上げます。

閉会に当たりまして、長期間にわたり御審議を賜りましたことに対し重ねて感謝申し上げますとともに、議員皆様方の御健勝を心よりお祈り申し上げまして、はなはだ簡単でございますが、心を込めての御礼の言葉にかえさせていただきたいと存じます。

○

（議長あいさつ）

○ 議長（貝渕博治君） 一言、御礼のごあいさつを申し上げたいと存じます。

本定例会は去る8日開会以来、15日間の長期にわたりまして、役員選挙並びに一般質問、諸

議案など多数の重要議案の審議に当たりまして、議員皆様方には、公私きわめて御多用の中、連日にわたり慎重審議の上、予定よりも早く終了させていただきましたことにつきましては、まことにありがとうございました。

また、役員選挙に際しましては、不肖私、皆様方の絶大なる御支援によりまして議長に御推挙賜りましたことは、私の身に余る光栄と存じます。ここに改めて厚く御礼を申し上げます。また、円滑なる議会運営に絶大なる御協力を賜り、無事終了でき得ましたことを、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。今後ともよろしく御支援、御協力くださいますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。本当に長期間ありがとうございました。

(午後3時10分閉会)

---

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会 議 長

同 副 議 長

同 臨 時 議 長

同 署 名 議 員

同 署 名 議 員

同 署 名 議 員

